

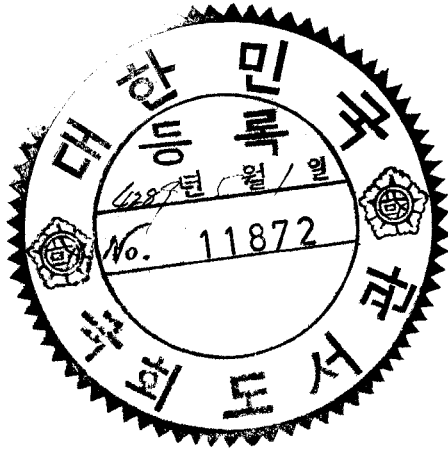
5245

中 華 人

卷 六 第

篇 記 雜 參 人

版 局 賣 專 府 督 總 鮮 朝



序言

○人蔘史第六回の刊行として第六卷人蔘雜記篇成る。本卷は名の示す如く人蔘に關する雜事項を收録せしものなり。

○本卷掲載事項は概ね左の如し。

一、主として他の各卷名の示す題目の範圍外に屬したる事項。

二、第七卷、第二卷、第四卷、第五卷、第三卷の順序により既刊後に於て、研究論文の發表又は事實の新發生により、既刊採録事項に遺補したるもの。

三、既刊の後に於て筆者が更に資料を得たるに依り之を遺補したるもの。

○既刊五ヶ篇の文中各所に第六卷雜記篇の掲載を見るべしと豫告したる事項は、大抵皆掲載したれど、唯一つ「外國人の人蔘記事」の一項のみは短期間に其資料を蒐集し得ざるを以て之を省くを敢てせり。また第七卷の遺補修正を第六卷に於て爲したる如き順序顛倒を生じたるは不得已こととせり。又第一卷に編入すべく豫

告せし「人蔘とマンドラゴラ」は便宜上本巻に收めたり。

○餘すところ一卷たる人蔘思想篇は明年著者古稀の齡歳を以て刊行すべく、茲に漸く本事業の完成を見んとす。聖代の餘澤に浴したる恩寵を深く感謝し、併せて先輩各位の激勵賞讃の賜たるを深く感謝す。

昭和十三年初冬

朝鮮總督府
專賣局囑託

今村

柄議

人蔘史
第六卷

人蔘雜記篇目錄

第一章 人蔘に關する神話傳説

一頁

第一節 總説

一

第二節 支那の人蔘傳説

二

一人蔘が繁茂し帝王となる瑞祥を示した話○二神鹿が孝子に人蔘の所在を
 教へた話○三人形人蔘が啼聲を發した話○四人蔘を食つて仙人となつた話
 の一○五同上の二○六千年の人蔘を食ふ機を逸し仙人になり損つた話の一
 ○七同上の二○八同上の三○九童形人蔘を食ふ機を逸した話○十人蔘が老
 人となつて現はれ其所在を知らし之を食つて科擧に及第せし話○十一童形
 人蔘が其所在を知らせ之を食つて長生せし話○十二觀音菩薩の夢告により
 人蔘を飲ませ子の病が全癒せし話○十三仙郷に漂着し人蔘を見之を欲せし
 も貫へなかつた話

第三節 滿洲の人蔘傳説

三

一思はず洞窟内の仙郷に入つて人蔘を多量に得た話○二人蔘採りが危難に

遭ひ大蛇に助けられた話○三人蔘が童子と化け來り其所在を知らした話○
四怪物を見て人蔘を發見した話

第四節 朝鮮の人蔘傳説

一山人蔘を唯取にした話○山人蔘を食つて金剛力を得た話○三廉價に賣られ其人蔘が怒つた話○四人蔘が美男と化して女の許に通ひし話○五千年の童蔘を食ひ損つた話○六童子の踪を跟けて老人が人蔘を得た話○七人蔘が青年と化け千年の火を消した話○八山神の夢告により人蔘を得た話○九天が孝心を試すべく小兒を人蔘とし煮させた話○十孝子が神告により人蔘を得て父の病を救つた話○十一孝行の貧女に山神が人蔘を授けた話○十二王陵に人蔘の生へる話○十三山人蔘探の危難を大蛇が救つた話○十四童蔘を採らんとして盲目になつた話○十五孝子の人蔘を横取して盲になつた話○十六山神が老夫婦に子の代りに人蔘を授けた話○十七郡守が山神に命令し人蔘を授けしめた話○十八山神を叱り責め人蔘を得た話○十九山神が虎となつて孝子の心を試し人蔘を授けた話○二十山神の夢告により人を殺し其尸が人蔘に變じた話○二十一多数の嬰兒を殺し之を術もて人蔘として賣つた話○二十二秘術によりて人蔘の所在地を知らした話○二十三鹿が命を助けられし恩を報じ人蔘を呈し又人蔘の所在を示した話○二十四山蔘の採取を鹿末にした爲めに其神罰で死んだ話○二十五孫の墓から人蔘が生へし話○二十六人蔘を皆採り八寶山を七寶山とした話○二十七人蔘名稱由來の話

○二十八支那人が金剛山で人蔘を獲て之を開城で妻たるべき女と易へた話
○二十九仙童に烟草を與へて人蔘を獲た話○三十無頼漢深山に棄てられ人蔘を食ふて數ヶ月活きた話○三十一人蔘最初の發見と其栽培創始の傳説○三十二積善の報ひ山人蔘を多量に獲て出世したる話

第五節 日本の人蔘傳説

一鶴が朝鮮より人蔘をくわへて來ると云ふ話○二同上の二○三同上の三○四鶴の腹から人蔘を取る話○五雁鴨が人蔘を食ふと云ふ話○六病鶴に人蔘を與へて癒してやつた話○七鶴が人蔘の葉を食ふと云ふ話

第二章 人蔘に關係ある小説稗記綺談逸話

第一節 支那の部

一王安石病に人蔘を斥く○二羅必元を獨參湯に比す○三誤つて人蔘湯碗を破り詭計を以て其責を免る○四人蔘湯に己の血を交へ誠意を偽る

第二節 日本の部

一徳川家康人蔘の包紙を節約す○二將軍下賜の人蔘を辭退した大名の話○三人蔘を常飲し仙人の如くなりし佐久間信盛○四親の病の人蔘代を遊女に遣ひ死刑となる○五人蔘詐欺○六日本に朝鮮人蔘傳來の綺談○七人蔘肥料に人糞を使ひ死刑にならんとせし話○八身をやつし苦心慘愴人蔘栽培を見

習ひし話○九人命を救ひ其陰徳により死刑を免れし話○十日本の商船沿海
 州に漂着し人蔘を探らんとして大半土人に殺されし實話○十一芭蕉翁終焉
 に人蔘を服す○十二義太夫本に現はるゝ人蔘關係場面○十三小説に現はれ
 し人蔘

第三節 朝鮮の部……………一六

一仁祖威里の奸計を看破す○二左相人蔘にて病を救はず貧を濟ふ○三人蔘詐欺の實話

第三章 人蔘文藝……………一四二

第一節 漢詩……………一四二

第二節 和歌……………一四五

第三節 川柳俳諧……………一六

第四節 俳句……………一八一

第五節 輕口噺……………一八三

第六節 戯曲……………一八三

第四章 朝鮮の山人蔘採取業者……………三三

附 滿洲の同上

第一節	序 說	三三
第二節	山人蔘採業の意義及其發生起原	三三
第三節	山人蔘採業者と従業地方	三三
第四節	入山團の組織	三六
第五節	入山期及入山前の準備と其禁忌	三九
第一項	入山期	三九
第二項	服裝携帶品等	四〇
第三項	入山前の禁忌等忌行	四一
第六節	出發入山	四四
第七節	山中の祭祀	四七
第八節	入山者と夢の關心	五三
第九節	入山中の搜蔘動作	五六
第十節	山言葉	六〇
第十一節	入山者家族の謹慎	六七
第十二節	團體員相互間の契約と其德義	七七

第十三節	山人蔘に關する犯罪	二七七
第十四節	山人蔘の産額及取引	二七八
第十五節	滿洲の山人蔘採者	二八六
第十六節	舊露領に於ける山人蔘採の記事	二九二
附記	滿洲山蔘の取引	三〇四
第五章 人蔘文籍解題		
第一節	支那の部	三〇五
第二節	朝鮮の部	三二二
第三節	日本の部	三二四
第四節	近代の人蔘著述	三四九
第五節	外國の部	三五九
第六章 蔘名彙攷追加及補修		
第七章 ト、キ人蔘考		
		三九七

第八章 印度と人參……………四三三

第九章 人參に關する諸種の科學的研究……………四三三

第一節 人參栽培に關する研究八項目……………四三三

第二節 人參作と土壤母岩との關係に關する研究……………四四六

第三節 人參の種間雜種に關する件……………四五三

第四節 朝鮮人參相互の自然雜交と其防止に關する研究……………四五七

第五節 人參細胞の染色體に關する研究……………四五九

第六節 朝鮮人參の効力が白鼠の學習に及ぼす影響の心理學的研究……………四六三

第七節 養鷄に人參を與へたる試驗……………四七七

第八節 人參根及其顆實を鳥獸に食はしめたる實驗……………四七九

第十章 人參に關する文獻記述中の誤謬批正……………四九三

第一節 日本經濟史の記述……………四九四

第二節 朝鮮財政史の一節李朝時代の財政(稿本)の記述……………五〇六

第十一章 韓末に於ける紅蔘と日本居留民……………五七

第十二章 人蔘とマンドラゴラ……………五五一

第一節 人蔘とマンドラゴラと思想上の共通……………五五一

第二節 其の植物の本體……………五五三

第三節 マンドラゴラ崇拜思想……………五六一

第四節 マンドラゴラを採取する方法としての傳説……………五六二

第五節 マンドラゴラの効用と崇信……………五六四

附錄 人蔘に關する諸統計……………五七一

人蔘史
第六卷
人蔘
雜記篇

第一章 人蔘に關する神話傳説

第一節 總 説

本章に於ては支那滿洲日本朝鮮に於ける人蔘に關係ある神話と傳説を、文獻並口碑傳承に釋ね網羅列舉せんとす。而して神話學上より觀て人蔘に關する純分百パーセントの神話なるもの無く多くは神話的微量の要素に傳説的多量の要素を附加せる者にして、其他は純傳説に屬するものなり。是畢竟大古の時代に於て人蔘なる植物或は藥物が人の生活と密邇切着の關係無かりし事を證するものにして、語を換へて言はゞ人蔘には他の植物神話の如くには何等原始宗教心と沒交渉たりしものとすべし。而して人蔘の神話傳説は後代漢末以降に於て其藥物的價値が神仙道と抱合して尊ばるゝに至りし後の所産たること

を稽へ得べし。今此等數多くの作品？を通觀するに、不老不死の神仙信仰を中心として是に山靈信仰植物精靈信仰が加はり、又稀には佛教信仰を加へ、一方既成神話たる神婚神話、龍宮神話等々の附加竄入せるものあるを認めらる。其純傳説に至りては猶一層其產出所作の時代新しきが故に、特に一局部地方の俗説愚作多く、爲めに神秘味も甚だ薄く文學的詩想の含蓄も亦少きものたり。

されど以上の神話傳説により人蔘に對する時代々々の思想を窺知し得て、人蔘の一般的史的觀察に參考となるべく。又別に神話學上にも裨益する所あるべし。

第二節 支那の人蔘傳説

支那に於ける人蔘傳説の構成は人蔘が壯健長壽に効ありと云ふ一般觀念が普遍に信ぜられし後に於て、此考を延長して不老不死の神仙道に結び付け。一方商陸(ヤマゴバウ)(*Phytolacca esculenta* Hault)の人形を爲せる者が怪を爲すと云ふ、古くより存じたる植物靈異信仰を人蔘に轉化したるものが加はり。以上の二を要素として出來上りしものと考えられ。猶ほ人蔘の靈効を彌が上にも偉大

○所有ノ山林中。

○石勒ハ北方ノ人也。

○唐ノ太宗ノ。

○晋ノ懷帝。西紀三二二年。

○西紀三一八一—三二二年。

ならしむべき空想と。且つは人參産地は人烟遠き大森林中の事にしあれば、採取者の恐怖心と神秘感をそそるに十分にして。彼等の口より妖誕怪異の談が傳へられ、此等も傳説中に加味せられたることを察すべし。

●一、人參が繁茂し帝王となる瑞祥を示した話

石勒の若かりし時、其居る所武郷北原山下の草木皆鐵騎の狀あり。彼が家の園中に人參が生へ出で枝葉盛に繁茂した。時に土地の老人や人相をよく觀る者等が云ふには、此胡人は人相が普通人とは異なつたものがあり、體格も亦尋常で無い、其心も偉大なる量がある。後日ドンナエライ人物となるかも測られぬと邑人に説き勸めて厚く待遇せしめた。唐房元齡奉勅撰『晋書』石勒別傳『潞安府記事』には……懷帝永嘉六年石勒生まる。時に原上の草木皆鐵騎の形あり。人參の花葉盛なり。狀人の如きあり……とあり。

(注) 石勒は元韃羯種族の出にして幼時人參の産地たる今の山西省太行山脈中の上黨の武郷に居た。右の傳説は其時の事である。年十四の時洛陽に至り行商人と爲つた。長じて群盜となり劉淵に歸屬し其將となり州郡を陥れ襄國に據り晋の大興中前趙に叛し自から王と稱し劉曜を殺して帝と

○西紀三六一三
三四年。

稱した。即ち後に後趙の高祖となつた明帝のことで、在位十五年咸和中に卒した人である。

「批評」此傳説は人蔘の發生を以て國家の祥瑞とする思想、即『唐六典』に：

凡祥瑞應見皆辨其物名……とあり、其大瑞上瑞中瑞下瑞の中下瑞の部に……謂秬稷嘉禾芝草華萃人蔘等とある如き考へ方と英雄前身異常傳説と抱合せしものと考えらる。

●二、神鹿が孝子に人蔘の所在を教へた話

阮孝緒が鍾山に於て講を聽き居りし時、彼が母の王氏が忽ち病を發した。時に自宅に在りし孝緒の兄弟は速に使を遣し孝緒を召さんとした。其時母の言ふには孝緒は眞心深き者であるから自然に事が冥通して必ず自から還つて來るであらうと。果して孝緒はムナサワギがして母の身の上を案じ急ぎ還つて來た。隣里の人が後に此事を聞傳へて感心して不思議がつた。さて母の藥には調劑として生マの人蔘を使用せねばならぬが、此品は急場の間に合ふべく手に入らぬ。舊傳に鍾山には時に發見し得ると云ふにより孝緒は身仕度して此山に分け入り毎日險阻幽谷を跋涉し搜索するも一向見付からぬ。時に忽然一

○鍾山へ江南江寧府城東勸陽門外ニアリ。

○元年西紀五〇二
年。

○元年西紀五三五
年。

○當時人參トセラ
ンシ別個ノ植物。

匹の鹿が現はれ前行するを見た。孝緒はさてはと心に感ずる所があり此鹿の後に随つて行つた。某所に至り鹿は忽焉として形を滅した。其處に人參のあゝるを見て此れを獲て歸り母に服せしめ、爲に病は遂に癒へた。

『梁書』列傳『南史』隱逸傳

(注) 阮孝緒は尉城の人幼にして至孝、年十三五經に通ず。天監の初御史中丞となる。姉は鄱陽王の妃となる。王は妃に命じ弟の孝緒を訪はしむ。孝緒垣を鑿つて逃る。後仕へず大同の初め卒す。『七錄削繁』等百八十一卷の著あり。

「批評」此傳説は孝子を天が助くると云ふ所謂二十四孝型のものにして、人參は唯だ孝行を現はすべく附加せられ其神秘に涉らざるものなり。而して鍾山には古來より眞の人參の發生したること無し。若此傳説の幾分を事實とすれば、其人參は別箇の植物たる擬似人參なるべし。

【附記】曲亭馬琴は『玄同放言』に於て此の梁阮孝緒の故事を、日本の人參の古名カノニゲグサに附會し。鹿の齧ニレ即ち反芻のことのニレがニゲに訛りしものにして鹿が人參の葉を食ひ反芻する爲めに此名が出来しか、又鹿が

○此ニコグサハ細
カキ草ノ意日本書
紀二十六癸明天皇
ノ皇族ノ薨ヲ悼メ
ル歌ニ下ニ似タル
歌アリ。

○此ノ名稱梁陶弘
景ノ名醫別錄ニ出
ツ。
○兩及(モロ)ノ
スキ。

逃げしにより名けられしかと爲し。尙ほ『萬葉集』十六の古歌「所射鹿イノシシ乎認河邊之和草アトニルカハベノニコグサノミツカハガベ身若可倍爾ニサホシコロハハモ佐宿之兒等サホシコロハハモ波母」とある此のニコクサを人蔘の古名ニコタに附會し、共に阮孝緒の故事に出たりと考證せるも牽強附會説たる論ずる迄もなし。森立之の『神農本草經攷注』にも同説あり、其事第七編六四頁—六八頁に詳説せり。

●三、人形人蔘が啼聲を發した話

人蔘は一名を土精と曰ふ。上黨に産する者は最も佳品で人形皆具はつて居り、能く小兒の啼聲を爲すと言はれる。昔し某る人が人蔘を掘るべく數罅を下した時に便ち土中より呻く聲が聞へて來た。其音の處を掘つて一本の人蔘を得た。長さ二尺許り四體畢く皆備はつて居たが唯頭部髪に該る所に些し損傷せる箇處があつた。此の痛みに呻ゐたのであつた。

宋(六朝)劉敬叔『異苑』

『隋書』五行志には……高祖の時上黨に人有り、宅後毎夜人の呼聲あり、之を求むるも得ず。但た人蔘一本を見る。枝葉峻茂す因て掘つて之を采る、其根五尺餘、人形の體具はる、呼聲遂に絶ゆ。蓋し草妖也。不明の咎を視る時に晉王陰に

奪宗の計あり事に親要に謔ひ以て聲譽を求む。皇太子を謔す高祖之に惑ふ。人參は言ふモライに當らず物有つて之に憑く。上黨は黨與也、親要の人乃ち黨して太子を謔す。高祖悟らず邪言を聽き無辜を廢し、罪有るを用ひ此れに因て亂る、也……とあり。

「批評」此傳説は人形を爲したる人參は能く怪を爲すと云ふ植物靈精神話に屬するものにして。孔子が陳蔡の野に於て物久しければ怪を爲すと言ひし如く、何れの國にも古代に於て存互せし思想なり。『隋書』の著者が此事實を歴史に當てはめたるは附會なりとすべし。而して如此傳説が生長して後には童子となつて遊行すると云ふ迄に進展したるものなるべし。

●四、童形人參を食つて仙人になつた話（一）

唐侯神仙と云ふ仙人は元と臨晉縣虞郷の人である。幼き時師道の清觀に従つて居た。其性篤實にして師が何を言つても嘗て背いた事が無く、常に叱られて通しに叱られて居たから、人が爲カ怒カられる子供とあだ名して居た。師が言ひ付けて毎日飲料水を汲ましめた。其水を汲むべき泉の處に往く毎に一人の童子夫れは普通人と異なつた童子が出で來り共に遊び戯れて、爲めに歸りが晚

くなり、其度毎に師に苔打たれた。唐侯が其事實を告げ其次に水汲に往く時師が尾行して往つたが、かの童子が現はれ無かつたから師は嘘吐きだと言つて益々責めた。唐侯は師に告げて今度は遠くより竊かに覗ひ見せしめた。果して異形の童子が現はれて唐侯と遊戯して居るのを師は見た。乃こで師は密かに唐侯に策を授け彼の童子の正體を突とむべく針と赤き絲とを與へて隙を見て其絲の付いた針を童子の頭に挿すべく命じた。唐侯は命の如くした、童子は頭の痛みに堪へず遁れ去つた。絲を尋ねてそれが附近の葡萄棚の下の土中に入つて居るを認め、土を掘つて童形の人蔘を得た。

師は其人蔘を食はんとして釜に入れ煮た、其煮へ熟する間に山を下つて友人を訪づれた。其留守に唐侯は非常によい香りが室内に瀰滿して鼻を撲ち、それが人蔘である事を知るや、切りに食指動いて遂に腹一杯窃み食ひ。僅かに残つた汁を棄て犬に食はしめた。師が歸り來らば責を受くること必定なるを恐れ、西南の崖の方向に逃げ出した。恰も其時師が歸り來り唐侯を呼び返し事の次第を聞き糺して、さて其食ひ餘りを如何に處置したるかを聞き、唐侯が實を以て答ふるや。師は其犬を殺し腹中に在る人蔘の餘汁を啜つて神効を受けんと考

へた。其時遅し唐侯と犬とは神通力を得虚空遙かに飛去つた。

彼の唐侯が逃げんとして西南の崖に急いだと云ふ其時の足跡が今に石上に残つて居り、其足跡の長さが五六尺許りである。『平陽府志』

「批評」唐侯神仙と稱する。仙人は漢の劉向の『列仙傳』七十一人中にも、晋の葛洪の『神仙傳』九十二人中にも、明の王世貞の『列仙全傳』四百九十七人中にも其名無し。知るべし此仙人の廣く公認せられたるに非ざるハシタ仙人なることを。而して人參を食つて仙人となると云ふ事も後代に作られたるものなること前記仙人中には——丹藥茯苓枸杞朮菖蒲等々を服して仙人となりし者はあるも——人參を服して仙化せる者一人も無きに據り明かなり矣。『酉陽雜俎』に著者唐の段成式は……成式常に道者を見る、枸杞茯苓人參朮の形異なる者之を服せば上壽を獲る。或は葷血せず色欲せず之に遇へば必ず能く降眞して地仙と爲るを論ず……とあるを見れば如斯説の發生したるは唐代以前に餘り遠く遡らざるべし。而して此傳説は植物靈異思想を延長して仙人に迄達せしめしものなりと稽へらる。

●五、人參を食つて仙人になつた話（二）

○西九三六―一九四三年

烟蘿子は後晉の天福年間の人である。王屋山佃陽臺の宮田に居り修行を積んで居た。某る日山中に於て異參を得て一家の者全部が之を食ひ忽ち宅を抜け昇天した。今其山に烟蘿子の祠があることは李川父の『遊王屋山記』に記されてある。

清王士禎『居易錄』

『古今圖書集成』方輿篇山川典に左の三項の記事あり。

○大行山脈ノ一部

遊王屋山記

李 濂

……陽臺宮を出で東北行山下百餘武烟蘿子の祠に謁す。祠前洗參の井あり、祠は即ち烟蘿子の宅址なり。……(以下居易錄の文に同じ略)

拙庵看山圖序

李 惟 馨

……(前略)紫團は乃ち太行の絶頂なり。世に傳ふ神仙の宅る所と。山を紫團山と曰ふ。洞を紫團洞と曰ふ。仙を紫團師と曰ふ所産の人參を紫團參と曰ふ。洞の一名翠微洞、中に潭あり白龍と曰ふ。泓澄渟匯其の遠近深淺測るべからず。盛夏雷雲其中に出づ。舊志に云樂氏の二女は微子の後、藥を山中に採り常に洞に栖み人參を服食して道を得て仙去すと。宋の政和間、冲惠冲淑真人の廟額を勅賜す。

○殷ノ紂王の臣
○西紀一三二一年
一三二七年

林靈素の「遊天壇三十六韻」中に

捭腕屢縷淡無慾。閒閑圖經尋嶽溪。林泉何處愜予心。收拾琴書將上築。崎
嶇不敢千里辭。東至太行入王屋。先探茂花塢裏春。蟠桃畢竟何時熟。燕蘿故
宅陽臺宮。九龍戲珠畫屏簇。丹井洗々浸月明。丫髻仙童把蓼。昂頭貪看華
蓋峰。驀然誤入紫微谷。上方探閣與雲閑。金碧交輝射林麓……(以下略)

「批評」烟蘿子も亦前項に述べたる仙人の書中に其名無し。有名仙人ならざること知るべしと雖も、其祠の明の代迄存在せしより考へて兎も角仙人とせられ永く傳へられし者なり。又微氏の後裔樂氏の二女と稱する者も宋朝より真人として其祠に賜額ありしことより稽へ、共に縣社格とも云ふべき仙人祠なるべし。而して現に皇軍が占有せし山西太行山一帯の高山は神秘色を帯び、昔し神農が仙薬を練りしと云ふ箇所及神農の祠も有りて、人參の本場産地として斯る傳説の發生すべき恰好の畑地たりしものなり。

●六、千年の人參を食つて仙人になつた人と、同じく食ふ機を逸し仙人になりそこなつた人の話(一)

千年を經過せし人參は根が人の形ちを爲し、千年を經し枸杞は其根が狗の形

○儒教ノ聖人ニ相
當スル道教道士ノ
最大敬稱。

○晉ノ葛洪一抱朴子ノ内篇二、論仙ニ……仙經ヲ撰スルニ上士彩ヲ摩グ世ニ昇ル之ヲ天仙ト謂フ。中士名山ニ遊ブ之ヲ地仙(仙)ニ住ニ作ルト謂フ下士先ツ死シ後ニ歸スル之ヲ尸解仙ト謂フ……トアリ。

ちを爲す。其人も狗も夜中に時々抜け出して遊び戯るゝことがある。此を烹て食へば地仙の位の仙人となれる。されど右二つの神物には容易に遭ふ事が出来ぬ、又それを識別して採取することも困難である。

傳説によれば昔し某る女道士が師弟二人と共に深山中に居つた。其徒が出で、飲料水を汲んで居た、其井の畔りに常に一人の嬰兒を見た。師が其事を聞いて其兒を抱き來らしめた、抱き來らば一樹根と化した。師は之を見て大に喜んだ、是は必定千年參である。之を食へば地仙と爲り得ると早速火を焚いて之を煮た。未だ熟せぬ中に食糧が盡きたから、師は山を下り米の布施を乞ふべく村落に出でた。師の出でた後に水が漲つて山に還ることが不能となつた後に残りし彼徒黨の者共は食物が無くなり甚しく饑えた。師の煮かけた物を見るとよき香りがする、一同は此物を食ひ三日間で盡した。水が落ち退き師が山に歸つた時には彼の千年の人參を食つた徒は仙人となり了し、既に昇天して一人も居なかつた。

明謝肇淛『五雜俎』

●七、千年の人參を食つて仙人になつた人と同じく食ふ機會を逸し仙人になり損つた人の話 (二)

維陽に十友と稱し十人の友人をグループとする一團があつた。此十人は家産が粗ぼ豊かで分を守り足るを知り元知道を慕ひ互に相約して兄弟分と爲つた。時に海内大平にして民人が皆悦樂し酒食を以て娛として自から其志を樂ましめ、一家に始め十室に周ねきこと率ね常として居た。

忽然一老叟が現はれた、其衣服は滓敝し氣貌は羸弱で貧窶不足の士の如く、又麻衣を着せし者十人を領し來つた、人々が會衆して酒を飲んで居る所に割り込んで來たが。一同は之を憫んで追出しもせず仲間に入れた。彼の老叟等は十分酔飽し何處とも無く立去つた。

一日老叟が來つて衆に曰つて言ふには俺は諸君と違つて勞働して食つて居る貧困の士である。今十人の方々が廻り番に宴を開いて俺の如き貧乏者をも排斥せず十回共連なることを得たのは有難く思ふ。今度は俺の巡番であるから一席を設けて諸君の恩に報いたいからドーか出席が願ひ度いと。十人の者は承諾して日時を約束した。

期日に至り彼の貧叟は果して來り、十人を案内してゆるゆる歩んで東塘外に出でた。一同は覺えずして不思議にも遠路を歩んだ。やがて其貧老叟の住居

と覺ばしき所に來つた。其處には草莽中に見るからにいぶせき茆屋が兩三間あり、傾きかかつて今にも摧れ落ちそふになつて居る。老叟は客人を此中に引入れた内には乞丐數輩が蓬^ヤる髮に鶉衣^{ヤブレ}を着て其穢陋^{キタナ}さと云つたら見るも胸がむかつきそうである。老叟が歸つたと見て乞丐共は相顧み起立して命を俟つ如くである。老叟は家の周圍の掃除を命じ藁を敷いて席を作らしめ、客人を邀へ一同は環坐した。此時日己に盱^シて皆空腹を訴へた。

良や久くして大きな板^{イタ}を持ち來り食卓に代へ、竹の筋^シや龜末な皿など竝べ立てた。十友は相顧みてもふそろそろ御馳走が出るであろうと喜んで居た。圍つてある油肥を撒した時に蒸氣が矇々然として食物の何を蒸して居たか判然と見へなかつたが、やがてよくよく視れば十數歳の一童兒を蒸したもので、己に糜爛して耳目手足等は半ば墮落して居る。老叟はサーどふか箸を着け下さいと頻りに勧めるが、一同は之を看ては食ふ氣は無い。腹一杯ですからと言つて謝退する者もあり、中には心中に怒つて飛出さうとする者もある。老叟は傍若無人にムシヤムシヤとタラ腹之を食つた、傍から見ると逆も有味そうである。老叟は喰ひ残りを持去らしめ、乞食共に食ひ盡さしめた。



螺
加
吉
画

老叟は扱て曰ふよう、今食つたものは千年の人蔘である、容易に手に入るもので無い。俺が此物を得たから従來諸公延遇の恩に感じ聊か以て報いんとせしに、諸公は喰はぬ之れは命である。之を食つた者は身は上仙となつて白日昇天が出来ると。一同は之を聞いて驚き悔み謝したかも知ふ及ばぬ。

老叟は乞食輩を促して食ひ訖らしめた。此時十人の者共は異様のシヨツクを感じたと思ふと、彼の乞食共は忽ち青童玉女と變じ、彼の貧叟は氣高き仙翁となり幡蓋はキラキラとして叟を取巻き目を眩する計り五色の雲に乗じ昇天して仕舞つた。

『神仙感遇傳』明謝肇淛『五雜俎』

●八、千年の人蔘を食ふ機會を逸し仙人になり損つた噺

支那の豫章と云ふ處に旅人宿があつた。其主人の梅氏は性來慈善心に富んだ男で、旅の僧とか道士とか貧民などが投宿した時に心よく待遇して宿泊料を取らなかつた。

此宿に時々來つて宿泊する一人の道士があつた。身には襪襦を纏ひ見るからにムサクロシキ男であれど梅氏は之をよくもてなした。

某る日此道士が入つて來て梅氏に對して言ふには、明日齋イハを設けて祭りを行

ふのであるが、夫れに就き新らしき瓷碗が二十事と夫れに相當するじと筋へんが入用であるから、夫等の品々を調達して天寶洞の前迄持參して貰ひたい。其處で陳師と言つて尋ねれば直ぐ判るのであると言ひ置いて歸つた。

翌日梅氏は注文通りの品々を調べて指定されたる場所に携帶した。村民に陳氏と謂つて尋ねても誰一人知つて居る者が無い。其處には山に向つて一ト筋の小道がある。不思議な事には何か目に見へぬものが梅氏を引つ張る如きに心付いて自然に其道を奥の方に進み歩んだ。

やがて、其處に立派な一院のあるのを見付けた、門外に一人青衣の童子が居り、此所が陳師の居であると言つた、梅氏は童子に導かれて院内に入つた。

堂上には陳氏が壯嚴なる道士の衣冠を着して構えて居る、常の乞食姿とは全く見違へる程の立派さである。

そこで梅氏に種々の御馳走をした、其中犬の蒸焼と赤兒の蒸焼にしたのを出した。勧められたけれど、梅氏は一見胸に詰まつて箸を下す氣が無い、陳師は嘆息して曰く子しはまことに善人である、然れども仙人となる丈の機縁が無い。此の一皿のものは、千年の枸杞と千歳の人參である、致方が無い。是を持つて歸り

なさいと言つて、彼の陶器の碗二十を遣つた、梅氏は之を携へて山を下つた。家に歸り着いた時に彼の二十箇の碗は純金のものに變じ、光輝燦爛と仕て居た。

其後陳師は一度も來なかつた。

南唐徐鉉『稽神錄』

「批評」以上三傳説は小説的文藝味が工作附加せられて居り、人を喜ばすに足るものがある。特に其テーマを仙人になり損ねた處に置いた點は甚だ面白く、三者同源異案のものなるべく、蓋し隋唐代に於て何人かが某る土地に傳はりし傳説を文飾せしものならんか。

●九、童形人參を食ふ機を逸した話

青城の老澤と云ふ處は平素は餘り人の往かぬ所である。昔し關壽卿がふと同地に遊びに行く心をおこし同志の者七八人と共に老澤に向つた、未だ二里にも足らぬと思ふ中に不思議にも日暮方のよふな模様となり、あたりは薄暗く暮鳥の鳴く聲悲猿の叫ぶ音等環境に淋しさを加へ物凄き光景を呈し。やがて暫くして山の端に月が出で花の匂りが鼻を撲つた。よくよく目を留めて見れば牡丹が山一面に咲きほこつて居る。

一行が山を歩み夜も二更と覺しき頃山中に一民家のあるを發見し、其家に就

○唐ノ青縣縣令四
川省瀘縣ノ西
○關羽？。

いて見れば一人の老人が居てまだ眠らずに居たが、客人の來訪を知り喜んで迎へ入れ席を布き坐らしめた。少頃にして麥飯一鉢と菜羹一盂とを出した。老翁は榻に據り正座に就いて居たが俄に一物を出し來つて前に置いた。丁度夫れが赤兒の形と同じく客は氣味悪がつて箸を下す者が無い。關壽卿獨り擘ツシいて少許を食つた。此時老翁の曰ふには此珍味を儲ふること六十年老後に之を食はんとせしが今夜は身分の重い客人が來るに遇つたから敢て藏カくさずに出したに皆之を食はざるは何故なるかと盡く食つた。而して此れは松根人參であると言つた。

宋の洪邁『夷堅丙志』

●十、人參が老人となつて現はれ其所在を知らし之を食つて頭腦がよくなり科擧に及第せし話

天寶年中に趙生なる者が有つた。其祖先は何れも文學を以て顯身せし家柄である。趙生に兄弟數人あり俱に進士明經を以て科擧に及第し仕官した。獨り趙生は性質魯鈍にして讀書すと雖も句を分ち義を詳にすることが出來ず、是に由り年壯なりと雖も尙ほ郡より科擧を受くべき貢生として推薦に與る事が出來ぬ。常に兄弟や友人と會宴する時に他は皆仕官して居るから朱緑とりど

りの衣服を着榮へて居るが、其中で趙生のみは獨り白衣を着して甚だ幅が利かぬから本人も心中甚だ不愉快であつた。酒酣なるに及び或は之を斬む者ハザレニクがあつた。趙生は益慚ぢ怒つた。此後一日生は其家を棄て遁れ去つて晉陽山に隠れ茅を葺いて小舎を作り笈たひ來りし百餘篇の書を相手として一心不亂に勉強を始め、晝は習ひ夜は息ひ、寒熱肌を切る時と雖も止めず。粟を食ひ紵を着て勞苦を憚からず不撓不屈專心學にいそしんだが成績少しも揚らず。生の圭憤愈甚しく愈勤めて志を易へざるも唯懵然として居た。後旬餘にして突然褐衣を着た一人の老翁がやつて來て生に謂つて曰く、吾子は深く山中に居り古人の書を讀んで居るが定めて仕官に志があるであらう。然るに熱心に勉強して居るが毫しも進歩の跡が見へぬではないか。生は謝して曰ふ、僕は自から不敏なることは知つて居る、老ゆるも世に用ゆる無なきにより故に斯く深山に入り讀書して自から楽しんで居る。其精微の境に達するを得ずとするも然も志に死して先祖を辱めざらんことを期して居る、何も仕官するを得ずとするも遺憾無きなりと。老翁曰く、吾子の志操堅固なるには感心した、此老人は別に術無しと雖もお前の爲めに補ひになる事がある、但だわしに一謁したがよかろうと言つ

た。趙生はあなたは一體何處に居られますかと問へば、わしは段子の子で家は山西の大木の下に有ると言ふや、忽ち老翁の姿は搔き消す如く亡せた。趙生は怪しんで妖怪なりと思つたが遂に山西に往つて其迹を尋ぬる中、椶樹の蕃茂せる處に到つた。段氏の段は此事だと錘を以て其樹下を發き人參の長尺餘なる者を得た。手に取つてつくつく視ると此人形人參の顔に當る部分が前に遇つた翁の貌によく肖て居る。趙生は曰く吾聞く人參の能く怪を爲する者はよく病を愈すと、遂に淪て之を食つた。此後醒然として明悟し日に覽る所の書は盡く能く奥を窮め、後歲後に明經に及第し歴官數仕にして卒した。

唐張瀆『宣室志』

●十一、童形人參が其所在を知らせ之を採り食つて長生せし話
駱瓊と云ふ人が北山に採藥せし時、月夜に紫衣の童子を見た。其童子が歌つて

山涓々兮 樹蒙々明月愁兮

當夜空烟茂密兮 垂枯松

と云つた。遂に古松の下に於て參一本を得て食ひて長壽した。『卓異志』

(注) 本書は主として唐代朝廷の盛事を記したるものにして陳翽の作とも云ふ。著者不明也後人の升僞竄入多し。

●十二、觀音の夢告により人蔘を飲ませ子の病が全治せし話

洪輯は溧陽縣の西寺に居つて觀音を一心に尊崇して居た。其の幼なき子の佛護が痰喘の病に罹り醫師も之を治する事を得ず、乳を吞まぬ事凡そ五晝夜に及んだ輯は子の病を救ふべく精進不亂觀音に祈願した。一夜輯の妻が一神人夢中に來りて早く人蔘と胡桃を飲ませよと告げた。妻は夢覺めて此事を夫に語つた、輯は此兒は必ず助かる觀音の憫を垂れ賜ふたと急ぎ新羅人蔘寸許と胡桃肉一枚を取つて薄皮を去り煎じて之を兒の口に灌ぎ込んだ。兒の喘は立どろに止つた、二度目を吞せた時にはすやすやとよく睡つた。明朝は胡桃のみを用ひたが効驗が無い、仍つて前方を用ひ遂に病が全癒した。

蓋し人蔘の藥効は喘息帶を安定せしめ胡桃の藥効は肺を收斂するものである。
宋の洪邁『夷堅志』

●十三、仙郷に漂着して人蔘を見之を欲せしも貰へなかつた話。

●明州の士人陳生なる者ある時賈舶に便乗し海に泛んで風に遇ひ一島地に到

○宋ノ江南東路江寧府ノ所屬。今江蘇省鎮江縣西南。

○貴州思南縣ノ南。

○宋ノ年號西紀一
○八六一—○九三
年。

着した。其處には一精舎があり金碧明煥、榜に天官の院と有つた。堂上に一人の老人が有り牀に據つて坐して居た。神觀清曜其左右に白袍烏巾クマの者三百餘人居流れて居た。自から言ふ中原の人で唐末亂を避け此處に來つた何年經つたか知らぬと。山嶺に一亭があり榜に笑秦とあつた、老人は誰かと問へば唐の宰相裴休であると曰つた。

此邊りの山中に人參が甚だ多く其形も太く多くは人形を爲したものである。陳生は之を見て欲しくなり二三本を所望した。老人の言ふには此物には鬼神が憑いて居て護つて居るのであるから、持ち歸られることを惜んで海を渉る時に異變の起る虞がある。却て禍を受くるから止めたがよい。此山中には金や珠やの至寶が多いから人參の代りに其等の物を取つて歸るがよい。又曰ふ、樛嚴經は精神を安定せしむる修養に必要なる經書であるから汝は此れを數回繰返して誦讀せよと。時は元祐年間の事である。宋張邦基『墨莊漫錄』

第三節 滿洲の人參傳説

人參の產地たる滿洲長白山及興安嶺一帶の森林は鬱葱として最も神秘色に

富み、加ふるに人蔘探の職業者は山神其他の鬼神の存在を信仰し崇尊畏怖する觀念最も強きものなれば。彼等が職業に従事する數百年の間に於て怪奇なる傳説の醸生したるもの多かるべきも、文獻に採録されたるもの甚乏しく。また實地に就て之を採訪することは困難なる仕事なれば。茲に唯僅かに『長白山江岡志略』に收められたる二三のものを擧ぐるに止めたり。

●一、想はず洞穴内の仙境に入つて人蔘を多數に得た話

蔘洞の由來

此傳説にある洞穴は今に晁峰下に在つて僅かに見へ隠れに其遺迹と見るべく残つて居る。

土人の言によれば、嘉慶年間に某る男が人蔘を探るべく天池に至つた時に峰下に一石洞のあるのを見其洞口には登臺や二角(共に小さき人蔘の幼根)の生へて居るのを認めた。乃こで此男は思ふよう洞中には必ず大きな人蔘の上等の者があるであらうと。伏して入ること數十歩、黑暗にして進むを得ず、已を得ず引返さんとした時に、忽然光がさし明るくなつた。匍匐して十餘歩を進んだ時に豁然として廣くなり遙かに先方が見へた其處には茅屋兩三間があつた、此家

に就けば一人の老翁が出て來た、衣冠は現代の物で無い皆古代の風の如くである。一禮をして語るも語が通じ無い、老翁は手指を以て西方を指すのは早く其方角より歸還せよと云ふ如くである。人參採りは其意を諒解して西方に行くこと十餘里、其處には一深澗があり岸上には菜花、狼頭、公雞(皆人參の花の名)が花色鮮妍として人參の苗が地に満ち、四五六極の者が多く、山人參には似ないものである程に大きい。

採つて背夾に置いたが龍爪、跨海牛尾、菱角、金蟾、鬧蝦、隻頭、單跨、雙胎(皆人參の根の形狀に名けし名稱等のもの皆あつたが、獨り人形の者が無かつたから、猶意に満たず石を分けて溝(水に非ず山間の部落のこと)に入つた。溝底には紅朶、纍々として莖の高さ樹の如く大さ把に盈るものがあつた。心驚喜して仍ほ前んで此を採つて居た時である。忽ち一少女が溝中より出で來り、怒聲を發して曰ふよう、青天白日の下我園中の者を竊み背夾に一杯になつて居るのに、猶屢らず隴を得て蜀を望むは慾の深き限であると。手に沙をつかみ之を潑した。此時人參採りの眼はくらんで視ることが出來得なくなつた。乃こで心中懼れをなし此れは人間では無いと跪づいて隣みを乞ふた。女は曰く我汝を殺さず汝速か

に行くべし、倘しも我が母に遇はゞ生きて還ることは出来無いであらう。早く起て早く起てと言つた。人蔘取りが立つた時には目もハッキリと視へ出したが四邊を見るに女は居なかつた。前後も見ずして急に數里を走つたが水聲潺々鳥語蟲鳴を耳にした、身は已に石澗中に在り。松に攀ぢ石に扶して上つた、蓋し梯子河の仙人橋である。已にして五十餘里を歩んだのである。背夾を見る人蔘は完く存在して居た喜んで歸つた。

其後數人と偕に同處を尋ねたが彼の洞には入ることが出来なかつた。此洞を今に至るも葎洞と呼んで居る。劉石蓀『長白山江岡志略』

(註) 此書は光緒三十四年奉吉邊界委員李廷玉等が東三省總督の命に依り長白山を踏破した際、同道せし吉林委員たる著者が其旅行の見聞記を基礎として著作したるものなり。

●二、人蔘採りが難に遭ひ大蛇に助けられた話

大荒溝 源は老嶺の黒山より出づ、東紅旗河源を去る十餘里下流は娘々庫河に入る。

土人の言によれば、前に人蔘採の周正と云ふ者と外に某々の三人が大荒溝に

居住して居て、三人共に人參採取に入山し、此日は意外に多き獲物があつた。其甲と乙とは甚だ心のよくない男で、二人が密かに共謀して人參の分け前の多からんことを欲して周正を殺すことゝした。溝口に來つた時に甲が突然周を推して谷底に墜落せしめた。斯様な深い千仞の谿では方に一活きる氣遣ひは無いと、甲と乙と共に走つて彼の人參を山分とした。扱て彼の周は水に落ちたが不思議に身に一毫の傷も無かつたが、惟だ四圍が絶壁で上ることが出来ぬ。考へて見るのに、友達を擇ぶことを慎まなかつた爲めに、斯様な危禍を受け、既にして身を魚腹に葬られんとする所であつたと、匍匐して水邊に至つた。其處には白石參差錯落として巨大なる人參が其上に生へて居る、之の數棵を採つた。大なる者は把に盈つるものがある、但た饑餓が迫り來り忍ぶべからざるものがあるが、施すべき術が無い。其時忽ち一丈許りの大蛇が前に現はれ、口に青草を銜んで、呑んでは吐き、吐きては呑む、其狀甚だ不思議である。周は覺つた此草を食へと云ふ事を示すものであると、乃こで其草の生へて居る處に行き草を食つた、果して腹がはつた。斯くして居ること一箇月餘、蛇と慣れて、友達の如く蛇の背に乗つて遊んで居た。蛇は漸く長じて太くなつた。

某る日周は蛇の背に乗り鬚を捺つて玩んで居た。倏ちにして霹靂一聲萬仞の空らに奔騰した。周は駭絶したが身は己に岸上に飛落して居つた。醒めて歸つて此事を人に語つたが、皆彼の蛇は蝥龍であらうと言つた。周は携へ歸つた、人蔘を售つて數千金を得た、而して彼の青草を持ち歸らざりし事を遺憾とした。此草は青芝であらうと言ふ人もあるが今にシカとは判らない。

後に聞く所によれば彼の甲は又乙を同じ手で殺したが、濛江に往く途中盜に遇つて殺されたと言ふ。人が皆不義の報ひだと言つた。

『前同書』

●三、人蔘が童子と化し來り其所在を知らした話

圓頭山 即ち費德里山一名蠶頭、南長白府を去る一百八十三里、三溝八溝十九溝均しく山南に出づ、人蔘を産す。

土人の言によれば、十數年前に一人の山人蔘採りがあつた。松の枝を用ひ架と一小厦を作つて之に居つた。ある日帽兒山方面に赴き靴鞆等の物を購はんとした。忽ち一童子が厦に來り與に語つた、一草帽を買つて來れ呉れよと頼んだ。人蔘採は半ば疑ひつゝ之を承諾し之を買つて來てやつた。越へて三日童子は來つて謝禮を言つて帽子を取つて去つた。明日東溝で御迎して御目にか

○明治二十一年。
○十七・八歳ノ男
子。

ゝるであらうと言つた。人參採は此童子は人間では無いと覺つた。翌日晨に東溝に至つた時に彼の見覺のある草帽が遙かに林中に在るを見近づいて視れば八極の人參の上に帽子が掛けてあつた。之を掘取るに形も童人の如く重さ約十二三兩後に營口に往いて之を南客に千金に賣つた。

『前同書』

●四、怪物を見て人參を發見した話

又土人の言によれば、光緒二十一年に朝鮮の許と云ふ丫頭が酒に酔ひ過ぎて其父から逐出され。漫江營に居る親族の許に赴かんと山下の徑を通ふつて居る時に遙かに向の山上に獵者數十人各襖褌を蒙り鎗械を持して狂奔呼躍し詭々自得たるを見たが、惟だ不思議な事には其人達の身體が甚だ短小である。乃こで許は山を登り其方向に挺身して進み、高聲に獵をして居る者は誰れかと喊問した。一轉瞬の中に彼獵者等は見へなくなつた。許は初めてそれが鬼物であつた事を覺つたが、峻しい山を上つた其中途であるから勢ひ前方へ進まざるを得なくなり。四十餘歩を進んだ時に其處には滿山人參が生へて居て佳き者七十餘本を得、大なる者は十六兩の重さがあつた。時に日將に暮れんとしたから下山して、山後に投宿し翌朝彼の地點に往き見るに、惟だ窮巖絶壑で何物も無

かつた。

『前同書』

【本節附記】 人蔘が鬼物となり現はれて人蔘採を殺したり傷けたりする話

具體的事實として本項に該當するもの未だ聞くを得ざれども、斯る傳説が昔より近代迄滿洲に存在せること第四章山人蔘採りの話の部に記述せり就て見るべし

第四節 朝鮮の人蔘傳説

朝鮮は人蔘の本場とも云ふべき地なるが故に古き傳説甚多かるべきに、事實は其割合に尠し。是畢竟するに經濟生活と文化の發達停頓し醫藥思想が農村山氓に迄普及せざりし爲に、人蔘尊重觀念薄く、一方昔時は濟州島竝全羅の南面を除く外國中到る處人蔘を産せざる無く、其採取が易々たりしによるものならん。其傳説は大抵皆新らしく作られし儼作とは云ひ難きもの多し。其中最多きは人蔘最初發見竝栽培創始の傳説にして其批評に付て後段に説述せり。

● 一、山人蔘を唯取にした話

江原道は昔は一番よき山蔘の出来る産地であつた。山奥の男が木を樵りに

深山に入り、運よく一本の山蔘を獲て、之れを賣るべく携へて京城に向つて出發した。途中幾つもの山坂を越へて、明日は京城へ着くであらうと、ある峠の見晴よき處で煙草を取出し火を打つて居た。

丁度そこへ通り合せた京城の男は、煙草の火を貰ひに来て一ト言二タ言話して居る中、山男が携へて居る木の皮包の一物に目を付けそれが何んであるかを尋ねた。正直なる山男は、包み隠さず有の儘を話した。彼の男は言ふ。京城と云ふ所は人の悪い奴が澤山居り、山人蔘を値よく賣る事は仲々六つかしい、自分は幸ひ其道の人をよく知つて居るから、値段よく賣る周旋を仕て上げる。兎も角其の現品を拜見しよう、と彼の木の皮包をと、き水苔にくるんだ人蔘を手に取り上げ、これはスバラシイ人蔘である、とためつすがめつ見て居る中に忽ち夫れを口中に押し込んでガミガミと食つて仕舞つた。

落膽と失望と憤怒と満ちた變な表情をして居る山男を尻目にかけて、一步後方に飛びしぎつて、サー來いと身構へした彼の男の腕節は張り切つて踏みしめた足にも力が漲り、勇壯と獍猛が面貌に現はれて、タツタ今日の前に居た人間とは全く別な人間に見えた。

此の氣勢に全く壓倒され畏れを感じた山男は、爲すすべもなく悄然として見る目も憐れに己が棲家へと歸つた。
(京城民間傳承著者聞知)

●二、山人蔘を喰つて金剛力を得た話

昔し某る時山奥の男が山人蔘の逆もスバラシキ物を獲得し、之を携へて都に賣りに出たが餘りに値段が高い爲め毎日持ち歩いても買ふ人が無かつた。

此の噂を傳へ聞いたる王さんは兵士に内命をふくめ、彼希代の人蔘を只取りにすべく件の山男を拘引し來り獄裡に囚へた。やがて審問が開始せられ人蔘の所在を詰問せられた。其時實は山男は懷中深く人蔘を忍ばせて居たのであるが、詐つて宿許に置いてあると申立てた。

兵士は早速人蔘を押收すべく彼が宿に向つた。その後とで彼は考えた、結局は押收せらるゝとすれば自分が食つて證據を湮滅すれば虚偽の申立の責は免がれる己ならず、人に喰はるゝより自分の口に入れて靈藥の効を受ける方がよいと。乃こで密かに懷中から人蔘を取出し蔘圃の地鼠のやうにムシヤムシヤと嚙じり盡した。

稍しばらくして後不思議にも彼は身心に異常を覺え、今迄の彼とは一變した

る全く異なりたる自己を感じた。而して雄渾なる力の不可思議にも全身に漲り湧き出づるを覺ゆると共にそれが到底自己の意識では抑壓し得ぬ程に奮ひ起つて噴騰爆發するが如くなり。忽ち起あがつて全身を震はすと共に、さしも堅牢なる牢屋も丁度大地震の襲ひ來つた如くにグラグラと搖れ動いて、彼が阿修羅の如く荒れ狂ふ前には材木瓦石は木の葉の疾風に散る如く散亂して、獄屋は一トたまりも無く粉ナ微塵となつて散亂した。

彼は大手を振つて悠然として立去つた。彼の金剛力にオヂケを震へる兵士等は唯啞然として手を拱し誰一人として彼を追捕する者は無かつた。

(開城附近民間傳承) 孫晋泰氏「朝鮮民譚集」に資料を採る

「批評」以上二傳説は人參の効力を誇張したるものなるが、特に山人參としてある所より觀て、餘りに古き製作に非ず。何となれば山人參の價が貴くなりしは濫採の爲自然生漸く盡き栽培人參の發達したる百五十年以來の事にして。其年數古く形體の佳なる者は黄金以上となり、之に溺惑して價を吝まず服用することは近代のことなればなり。

●三、廉價に賣られ其山人參が怒つた話

昔し某る男が山中で最よき山人蔘を見付けて、心に其幸運を祝福しつゝ、歛で掘つて居る中に、誤つて其人形人蔘の片足スネの部分に該る以下を傷けたが他は完全に掘取り歸宅した。

此品を携へ方々賣り歩行いたが、折角の人形人蔘も片足が缺けて居る爲に思ふた程には高く賣れず。遂に其缺點に文句を付けられ大分安く踏倒されて賣買した。

其夜の事である、人蔘を賣つた金で久し振りに村の酒幕に往つて濁酒でも飲まうと、ブラブラ歩行いて居る後から、横柄にオイオイと名を呼ぶ者がある。振返つて見るとそれは片脚の無い一人の童子で杖に縋つて居る。童子は言ふ、お前は不埒千萬である、俺の身の代ろを存外の安値に賣つた、それでは俺のコケンに關すると叱り付ける如く言ひ了つて搔き消す如く姿を失つた。

彼男は此童子が彼の人蔘の精であることを覺ると共にオヂ毛を振り、翌日早速買主の許に駈け付け右の一部仔什を語り。右様の次第であるから此儘に仕て置いては彼の神物は自然に抜け出しお互に如何なる災を蒙るかも知れぬ。或は全然亡くなつてお前の方に於ても丸損となるかも知れぬと説いた。買主

の方に於ても尤であると考へ正當の値段に引直して其増し分を與へた。

(民間傳承 著者京城聞知)

「批評」此傳説は童蓼が怪を爲すと云ふ支那の思想が文籍により朝鮮の學者に傳はり。それが又民間に傳はりし後に於て生れしものと考へらる。

●四、人蓼が美男と化し女の許に通ひし話。

昔し全羅道同福のあたりの家に美人の娘があつた。いつからか此家に一人の美丈夫が夜る忍んで來り此娘と割なき仲となり、毎深夜に來つては曉方に立去り行く。不思議な事には何處から來るとも無く又何處へ歸り行くかは判らぬ。

昔の朝鮮、儒教道德の固定せぬ以前は男女關係に自由さがあつて、日本の昔と同じく「昔しある男ありける何々の女の許によばひける……」など、云ふやうな事は平然と行はれて居たから斯る傳説が残されてある。

娘は嬉しく楽しくはあるが、其男が何處の何者であると云ふ事が知れぬでは聊心懸りであり且つは薄氣味悪い心持もなきに非ず。其實情を父なる人に告げた、父は娘に教へて此次其男の忍び來つた時に、針に絲を著けて其男の着衣の

○現時全羅南道和順郡同福面。昔ハ同福縣。

裾に縫付け置く様に爲さしめた。娘は此方法を實行した。翌朝父は其絲を便りに尋ねて往つた絲は最後に樹木生ひ茂れる山林の中に留つて、其處には最も珍稀な千年根とでも言はれそな一本の人蔘を見とめた。之を掘取り賣つて大金をもうけた。

さてもさても其人蔘は專賣局精製最上特選の紅蔘を凌駕すること數等味も色もよく付いて居たであらうから、定めて超特效驗のあつた事と想像せらるゝ。

孫晋泰氏「朝鮮民譚集」に資料を採る

「批評」此神話は神話學上から觀て神婚神話の一種に屬するもので、日本古代の三輪山神話と同一系統に屬するものである。即ち、

『古事記』崇神天皇の條に……活玉依毘賣其容姿端正於是神壯夫あり其形姿威儀時に比無し、夜半の時倏忽到來故に相感て、共婚しに供住の間未だ幾時もあらず其美人姪身ぬ、爾父母怪んで其女に問て曰く(中略)是を以て其父母其人を知らんと欲ひ、其の女に誨へて曰く、赤土を以て床の前に散らし、閉蘇紡麻を以て針に貫き、其衣の襷に刺せ(中略)絲の從に尋行けば三和山に至りて神の社に留る故に其の神の子と知る……云々。

○世宗二十一年生
燕山君十年卒ス藝
文館教授經筵官直
提學大司諫大司憲
平安院司等々數十
官ヲ歴任學識豐富
樂學軌範備極叢話
等々著述多シ。

此種の神婚傳説で相手を突止めるべく針で糸をつけると云ふ種類のも
のは尙ほ多く朝鮮にもある。而して其相手の男が龍であつたり、蛇であつ
たり、鯉であつたり、何れもローマンスも神秘色も豊かであるが、此人蔘神婚
神話も夫等の型により、後世に作られたものであらう。されど甚出來が拙
ない。其美男である所の人蔘を掘取り賣つて仕舞つたでは、一向に味も艶
も無く、戀と金もふけがゴツチャになつて、折角の趣向が打ちこわれたので
ある。

此れと似たもので糸で印しを付け其踪を知ると云ふ人蔘傳説は猶二・三あり
下段に出づ。

●五、千年の童參を食ひ損つた話

成・倪が未だ微なる時に郊外に出で、遊んだ。途中に於て馬を下り鞍を歇め
溪に臨んだ樹蔭に坐して居た。偶ま一客あり驢馬に騎し來つて亦た溪上に憩
んだ。

成倪が此客を見るに容貌が奇躰であるから、これは唯人で無いと敬つて之に
禮した。

俄かにして客は從へたる童子に命じ朝餉を調進せしめた。童子は携へ來れ

る襦フロシキを開いて二つの器を進めた、其一には赤き血が一杯で其中にウヨウヨと蚪ビョウシが遊いで溢れて居る。他の一は小兒を煮て爛熟したものである。成俛は之を見て驚いた、客は俛に半分を食はぬかと曰ふ。私は慣れ無い物は食べませぬと絶つた、老人はゆるゆると食ひ了つた。

成俛は變だと思ふて童子が用便に往つた時に後に續いて、密かにあの客人は何人かと問ふた。童子は知らぬと言ふ、長者に隨從して居るのに其名を知らぬ筈が無いと言へば、中途で隨從したから知らぬと答へる。何時から隨從したかと問へば、天寶十四年であるが今日迄何年經つたか覺へぬと言ふ。前刻食つた二器の物は何かと問へば一は紫芝である他の一は人蔘であると言つた。

成俛は之を聞いて驚いた。而して彼の食物を食はざりしことを悔んだ。元の場所に歸つて曩の食物を頂戴したいと言つた。客は童子を呼んで先刻の食物の餘りはどうしたかと問ひ、童子は腹が空きましたから残らず食ひましたと言つた。

やがて客人は驢に騎して立去つた。成俛も馬に騎し其後に隨つた。客は童子に謂つて曰ふ、此所を去つて忠州で午厨ヒルノシを取り夕方に鳥嶺を踰えるであらう

○呂洞賓、眞人ハ
儒道ノ聖人ト同
位。
○仙人トナルコ
ト。
○著者ハ宣統時代
ノ人。

と。客はユルユルと極めて緩慢に往つて居る。成俛は駿馬に鞭うつて疾驅するに不思議な事には追附けぬ遂に杳然として跡を失つた。

成俛は家に歸つて失望の念禁する能はざるものがあつた。彼の客人が唐の呂眞人と云ふ仙人であることを知つた。蓋し天寶十四年は呂眞人の胎化した秋である。
柳夢寅『於于野談』

「批評」此話は支那の部に出したる千年の人參を食ふ機會を逸して仙人になり損つた話の擬作轉化と考へらる。成俛は李朝歷代中稀に見る學識德行共に高き人なれば、今少しの修養によりて仙人となるを得るだけの人なりとの意味を寓して後代に作られしものか。

●六、童子の踪を跟けて老夫が人蔘を獲た話

平安道の某る山奥に老人の夫婦が棲んで居た。粟稗を常食とし、時には草根木葉を食ひ、貧しき生活を續けて居たが、斯る貧苦の中にも子供の一人も無きを不幸とし、之を慾しがつて居た。

某る深夜に戸を叩く者があり、出で見れば一人の小兒が門に立つて居た。老夫婦は驚いて何の用ありて此處に來たかと聞くと、私は此山奥の岩影に住んで

居る者でありますが、父も母もありません。唯一人の兄と共に居ります。何年經つても人間の影さへ見ることが出來ず、餘りに人なつかしさの餘り、茲に來ましたと言ふ。老夫婦は喜んで家に入れた。此童子は鷄鳴を過ぎると立去り、夜になつて又來る。斯くすること數日、老夫婦は考へた。此山奥には家は一軒も無い、此童子は何れより來り、何れより歸るか不思議でならぬと。フト思案を廻らし、ある夜針もて絲を彼の童子の裾に結び付け、翌朝老夫は絲を便りに踪を尋ねると、其絲は人跡未だ到らざる絶壁の下、ある草の根に留つて居た。其草は長さ一尺もある童子蔘であり、老夫は之を掘取り來り。之を賣り富を得、又種子を以て栽培繁殖せしめた。而して此老夫婦は餘りに長生し、遂に岩と化した。今に夫婦岩と云つて遺つて居る。濱口良光氏蒐集に資料を採る（平安北道傳承）

●七、人蔘が青年と化け千年の火を消しに來た話

昔し某る山奥に都から退隱して農業を營める兩班の一家があつた。此家は祖先より代々火を子孫に傳へ之を絶さぬ家風であつた。然るに此兩班が都から此地に移つて間も無く、其傳來の火が眞夜中に消えた、これを家婢が發見した。此出來事は此家によりては一大異變で、一同は大騒ぎとなり、其夜より火の番を

○濱口氏ハ京城傲
新學校教頭朝鮮神
話傳説ノ研究大家
以下ニ略シテ濱口
氏ト記ス。

付ける事となつたが何の異常も無かつた。安心して火の番を廢めると又もや火が消えた。扱ては誰か家内中に密かに悪事を爲せる者あり、其天罰ならんかとの評議もあつたが。此家に一人伶俐なる婢があり、主人は自然に消滅するであらうと考へて居るに反し、何者かゞ忍び入り來り惡戯を爲すならんと推定し、其夜爐に盛に火を燃やし置き、彼の婢は一室に隠れて窃かに見守つて居ると、果して深夜に至り何處からとも無く一人の美少年が入り來つて火を消し始めた。此の光景を見た婢は、密かに彼の少年の背後に忍び行き、其衣の裾に針を通ふし、絲を縫付けた。少年は毫しも是に氣付かず、火を全部消し了つて何處とも無く立去つた。

翌朝、婢は主人に昨夜の一部仔什を語り、彼の絲を便りに跡を追へば、漸々山奥に入り且ある岩間に入つて居た。試みに鍬を以て掘りしに、太さ大根の如き一物を得た。其夜主人の夢に山神が現はれ、「今日汝の持去りし一物は人蔘と云ふ世にも貴重なる靈藥なるぞよ」と教へられ、夫れが人蔘たることを始めて知り得。之を栽培繁殖せしめ之を賣つて大富豪となつた。彼の婢を長男の妻とした。

濱口氏（江原道金剛山附近傳承）

「批評」古代の人は火を尊んで之を消さざる風があつた。それは之を消せば再び得ることを得ず—燧石により又木の磨擦により火を出す方法を知らざる時代—之を得んとせば他部落を命がけで襲撃して奪ひ取る外方法が無かつたに由る。(茲に火盜み傳説が發生した)此風がズット後世に傳はり何年も聖火として火を絶さぬと云ふ風習を生じた。日本内地には出雲・比叡山等々に此傳統が残つて居れど、朝鮮には左様なる事實無く、又文獻にも見當らぬ。從來傳説民間傳承にも聞くを得なかつた。小生は三十年間に於て始めて此傳説を茲に得たるを珍とし此傳説が支那よりの傳來で無く朝鮮に生れたるものなるを推定し、古朝鮮にも火を保存する風ありしことの考證の一を得たるを喜ぶ。

●八、山神の夢告により人蔘を獲た話

昔し某る山奥の片田舎に趙進士と云ふ性質善良なる醫生が棲んで居た。此趙は道術による獨特の處方「敗毒散」と云ふ藥を作り、之により神秘的に萬病を卽座に癒して居た。而して此人は獨子で老父と妻と共に三人の家居であつたが、晩年に至り一人の眉目秀麗なる男兒を得た。此子十五歳の時に、病に罹り

彼の敗毒散を用ゆるも一向効驗なきにより。百日祈禱や色々の祈願を爲せしも遂に効驗が無かつた。此兒十七歳の時老父が死亡し、葬式を済まして八日目の朝、旭の昇る頃此兒は録を携へ後山に薪を採りに往つた。前方を見ると今迄に無かつた大根畑の如きものが展開して居た。不思議に思つて其畑に入り、それが大根であるか否やを確かめるべく、一本を引抜かんとした刹那。フト後方で人の氣配を感じ大きな咳一つせし聲により。顧れば白髪丈長き白鬚髯白衣の老人が長き杖を携へ近づき來り。一言も發せず此畑に入り彼の大根の如きもの、最大なる者を一箇拔去り、童子に授け「之を汝に與ふ、汝の父は誠に善良なる人間にして、此物を與ふるに足る。汝も亦父の如く善人たれ」と言ひ訖るや、微笑し乍ら何處ともなく消へ去つた。童子は彼一物の皮を削り食はんとせし時、忽然として夢より覺めた。其時祖父の祭壇上の燭が消失して居るのを見て之を點した。翌日眞夜中に目が覺めし時も同じく火が消えて居たから之を點じた。斯の如くすること連夜、童子はイブカリて其夜密かに睡眠を装ひ見守り居ると。前夜夢中に現はれ老人が杖を曳き出現し、二つの燭火を一度に吹消し密かに立行くを見た。其翌夜に至り童子は密かに彼の老人の衣の裾に針もて

絲卷の一端の絲に縫着けた。翌朝起出て絲を便りに辿り行くと、前夜夢見せし大根畑と同じ光景ある山中に入り、彼の絲は最大なる者の根に停まつて居た。童子は此を掘取り猶同一のもの數箇を採り來つて父に委細を語つた。

父は此話を聞き彼の一物を睹て狂喜せん計りに驚き曰く、

嗚呼！ 昔し秦の始皇は宮女三千酒池肉林の快樂に沈溺陶醉し、己れが齡を長からしめんとして、徐市と童男童女を遣はし之を獲んとして獲ざりし、三神山不老草とは即此物なり。我何の幸福により之を得るに至りしか。

人蔘は實に此時より始めて人間界に出すことを山神より許されたのであつた。

濱口氏（咸鏡南道長津郡附近傳承）

●九、 天が孝心を試し小兒を人蔘とし煮させた話

昔し開城邊に一人の男があつた。唯一人の母親に仕へ、孝行おさおさ怠りなかつたが、其の母人がフト病に冒され、果ては重態に陥つた。孝心深き男の事故、祈禱厭勝は素より有と有ゆる藥劑を進めて看護に骨身を碎き心神を勞するも一向に效目無く、病は日に重り行くのみである。

某る日一人の僧が忽焉として此の家に現はれた。身なりは實に見すばらし

きも、其容貌態度には、犯すべからざる尊嚴が備はり、見る見るおのづと頭の下がる氣高さがあつた。

此の僧が男に向ひ「お前の母の病氣を直すのは外に方法が無い、唯一つの手段がある、夫れはお前の一人の小供を煮て進める事である」と言ひ了つたかと思つると又忽焉として搔き消す如くに姿を失した。

此の僧の啓示により、早速唯一人の小供を煮んかと思つたが、其處は流石に父子恩愛の至情、小供を抱いては涙にくれ、幾度か躊躇したが、竟に意を決した。小供は又出来る。一人の母は天にも地にもかけ替が無いと、忽ち煮へたぎる釜の中に小供を投じ蓋をして其の煮へ終るを待つて居た。

其時である、戸外から聲がして「お父さん今歸つて参りました」と云ふ、其聲はまがう方なき、先刻煮た筈の我兒の聲である。ハテ不思議なりとよくよく見直しても聲のみならず其姿もまがふべくも無く、正真正銘の我子である。

大に訝つて早速釜の蓋を開けて見た、中には大きな孩兒、人蔘がよい鹽梅に煮へおどつて居た。

此を母親に進め遂にさしもの難病も全快した。

○以下十一卷濱口
氏蒐集。

此の子を煮ると云ふ同一のものが各地にある。焼くのもある。
(開城邊民間傳承) 孫晋泰氏「朝鮮民譚集」

(黃海道安岳郡地方分布) 昔ある處に老いたる唯一人の母が病氣となり、夫婦は百方手を盡すも全快せず、或る人より其病人の血筋の繋る者の人肉を煮て與ふれば全快すると云ふを聞かされ。唯一人しか無き我小供を煮て與ふことに決心した。子供は又生れるのであるが母はかけ替の無い命なりと遂に涙を揮ふて其小供が書堂(寺小屋式學校)から歸るを待つて、湯をたぎらした釜に入れ煮た。蓋をあけて見たそれが人蔘に代つて居て小供は書堂から歸つて來た母は遂に全快した……と云ふのである。

(咸南利原郡傳承) 家族、金泰進と妻崔氏、老父と男子一人。父の病に山中に齋戒沐浴して天に祈る。某る朝祈禱より歸途旅僧に遇ふ、其教示により子を煮る。子が書堂より無事に歸り來ること前に同じ。

(江原道の一部分布) 家族夫婦と七歳の子と老母と四人。住處江原道の山奥、母病氣となる。旅僧が教ゆること及子が書堂より歸り來ること前に同じ。

(全南潭陽郡分布) 家族老父其子の夫婦一人の子供。老父重病となる夫婦老

養を盡す。旅僧のこと前に同じ。子供の書堂から歸ること其他前に同じ。

子は養ざるも老僧が教へると云ふこと同一なるものに左の如きものがある。(開城地方分布) 家族老母と其子十歳の少女と七歳の男子。右男子身體弱く病となるも就床する程度で無し。某る日食事の時老僧來る飯を乞ふ。男の子自己の食ふを分ち半を與ふ。老僧は其子の病を知り後山に赤き實のなる藥草あるを教ゆ。母は山に往き其草を採る誤つて楸にて其人形の根の腹に當る部分を傷づく、不思議にも其傷口から老僧に與へた飯が現出した。之を兒に服せしめ全快した。此草を初め人草と稱したのが後に人蔘となつた。

●十、孝子が神告により人蔘を得て父の病を救つた話

今より約百餘年前江原道江陵郡邱井面に權某なる者あり。宿痾の爲病床に呻吟しつゝ、而も眼疾を併發し唯死を待つのみなりしが、彼に十五歳の子あり。至つて孝心深く幼弱の身を以て勞働に従事し一家の生活を保ち乍ら毎夜神に祈願して父の病の全快せんことを念じたりしが。ある夜夢に神現はれ靈草を與ふべしとの啓示あり、翌朝指示の場處に至り山蔘を發見し之を父に服用せしめ幾日ならずして其病全快せりと云ふ。

(江陵邊の民間傳承)

「批評」六・七共に孝行感應傳説にして、六の方は二十四孝の廓巨が孝養に子を生理にせんとして黄金の釜を得しと同一意匠なれど、それに比し殘酷味あり、孝行とは云へ人間天性の人情味を害し聞く人に好感を與へ得ぬものたり。

孝子と人蔘、山神に祈ると云ふ傳説は猶大同小異のものが數多くある。(京畿定平郡邊分布) 同郡稷上里。十九歳の青年。父重病となる山神に祈る夢に神靈の使として妙齡の美人現はれ、父の病を治すべき靈草を與ふことを示す。啓示の如く山に赴き夢の美人より人蔘を授かる。

●十一、孝行の貧女に山神が人蔘を授けた話

今より三百年前のことである、京城に一人の兩班があり何不足なく暮して居たが、榮枯盛衰は世の常漸く零落して士人の體面を保つを得ず。遂に僅か計りの所有地ある長湍郡の片邊りに轉居し、思ひ切つて農夫に身を落し、慣れぬ鋤鍬を手にし泥まみれとなつて勞働に従事せしも一家を養ふに足らず。草鞋を作ることをも習ひ覺へて副業に勵めども、猶生活は困難であつた。

此兩班に一人妙齡の娘があり、父母に仕ふること至孝。何んとかして家運を

○砂鉢ハ茶碗ノ太
キモノ。

○願鮮ニテハ桔梗
根ヲ食料高トス。

挽回せんと家業にいそしむ傍ら、毎夜深更に起出てサバりに清水を盛り庭中の
埕に置き天に祈りて家運の隆昌を禱つて一日も怠らなかつた。

某る年の早春、近所の女達が桔梗根を山に掘りに行く時、此娘も中に交つて往
つたが京城に育つた身の斯る崎嶇峻峻なる山行には慣れず、遂に一行とハグレ
疲勞の爲巖上に休息して居た。睡氣を催ほしウトウトと夢地をたどる中、白髮
白鬚長き老人が現はれて「吾日頃汝の素行を觀るに温順誠意、父母に孝を盡す
は稀に見る所感するに餘あり。今汝に靈草を與ふべし」と三極の一枝を出し
與へ「山中を探り此と同一の草を掘れ」と言ふかと思ふ時、忽ち夢より覺めた。
傍を見れば彼三極の草は四邊一面に繁茂して居た。娘は之を多數に採掘り家
に持歸り父に其趣を話すと、父は驚いて此は世にも稀なる童子蔘なりと、其半ば
を宮中に献上し、半を賣つて大富となり。京城に還り高官となり、以前より遙か
に富貴に幸福に生活した。

(黃海道傳承)

●十二、王陵に人蔘の生へる話

咸鏡道咸興邊の農家に一人の青年があつた。此男は小供の時分から所謂餓
鬼大將で、衆童を壓服して其の頭分となつて居た。青年になつて後も矢張りそ

の自然生れながらに持つた威力で依然青年の頭領となつて、誰れも彼が命令に背く者は無く、これを親分の如く仰いで居た。

ある時彼は衆青年を率ひて山に草刈りに行つた。彼は例の調子で一同を集めて、今日の部署及仕事の方法を嚴かに指揮命令した、夫れは丁度軍隊のやり方であつた。

一同は從順に彼の命令に従ひ、一毫違背する者は無かつたが唯一人彼れの命令を遵奉せざる者があつた。そこで彼は大に怒つて、手に持てる鎌で其青年を其場に斬り斃した。

他の青年は此光景を見て驚き恐れて、一同は家に逃げ歸つた。此時彼は心の中で考えた、人一人を殺したのであるから、重き罪は免れぬ、屹度其筋の役人共が捕まへに來るに極まつて居る。ウカウカと逃げ出すと其網に引罹るは必定である、茲の現場に隠れて居た方が却て身が安全である、マサカ俺が何時迄も人殺しの現場に居るとは役人も想ひ到らぬであるふと。彼は其附近の萱の叢の中に身を投じ足を天に向け身を倒しまにして、七日間じつと仕て居た。

青年の人殺しが役人の耳に入ると共に、追捕の手は八方に擴げられたが、杳と

○陵ノ土マンヂユ
ウ並其傍近ニ植ヘ
タ芝ノコト。

して踪跡が皆目判らぬ、何處を探しても見附け得なかつた。七日の後彼は最早捜査の手が緩んだであらうと、彼の萱原を出で逃走を易々として行衛を晦ました。誰か知らん此青年が後に至つて、高麗朝に仕へて一廉の武將となり、遂に朝鮮の天下を取つた太祖李成桂にならうとは。

太祖が薨して後、其遺骸を奉葬した、京畿道楊州郡九里面にある健元陵は、右の因縁により、陵の莎草には萱を植へて他の陵とは形式を違へ、且其萱を茫々と茂らして置き、一度も鎌の手入を加え無いで置くのである。

毎年冬の初めに方つて初雪が降り積つた時に、イの一番に此陵に駈け付けて、其萱原の雪を奇麗に掃き除いた人は、屹度其處に價の高い上等の山蔘の發生せるを見附ける。そして夫れを太祖の靈が掃除の報功を愛でて下賜さるるものとして採取して歸るのである。而して其の山蔘は、其人が雪を掃いた時に即刻に發生するものである。

併し近年に至つて其山蔘は生へなくなつた。著者聞知（京城の民間傳承）

（註）李朝の太祖李成桂は父祖の代より相當豪族の家にして、此傳説にある如く農民の子に非ず。又太祖の陵は他陵と異なり其莎草に手を加へず。茂

○滿洲人系ナリ。

らし置きしは事實にして。其理由は健元陵の地形が風水學上虎の狀を爲せるより無形の虎の蟠居に便にしたるものなりと傳説せらる。但し最近に於ては雜木雜草を茂らし置く如きこと無し。

●十三、山人蔘取の危難を大蛇が救つた話

金姓の人あり永平に居る山蔘を採るを以て業とす。一日其の徒二人と共に白雲山の最も深處に入る。高きに登りて俯して望めば、則ち下に巖壁あり。削立して斗の如く、其底に人蔘叢集して甚だ美なり。

三人は之れを見て驚喜に堪へずと雖も而も徑路の縁るべきなし。遂に相議して草を結んで樊と作し、繋ぐに葛の索を以てし人を樊中に入れて下だす。金姓は樊中に坐して巖底に下る。意を恣にして山蔘を採取し、十餘束を作り樊中に入る。他の兩人は上より汲引して之を採る、漸次斯の如くにして、將に盡るに垂々とするや。二人議して曰く、二人にして此の巨利を分つは三人にして別つより更に大なり、如かず金姓を捨て、遁れ去らんには、此四方絶壁の中、彼れ餓死するに非ざるよりは虎狼の餌とならんと。兩人は遂に蔘を携へ樊を捨て、遁れ去る。

金姓は遂に復た出づる能はず。四顧絶壁削立百餘丈、羽翼を生ずるに非ざるよりは、以て出づべき無し。又食ふべき物無く、飢漸く迫る。只だ僅かに残れる人蔘を採り食ふ。火食せざるに五日、六日、氣甚だ充實す。夜は則ち巖穴に宿し、千慮百考するも超出すべき策無し。

一日、岩上を望見すれば、林下に披靡として聲あり、風雨の來るが如し、俄然大蟒蛇を見る。其頭は巨缸の如く、其の目は爛々として炬の如し、蜿蟺として上より下り來る。金姓は之を見て大に驚愕せしと雖も、運命奈何ともするなく、自ら吞噬せらるゝを悟つて、自若として坐す。蟒は横ぎつて其前を過ぎ、直ちに前の樊索を下せる壁に向ふ、尾を金の前に置き、之を掉ふて止まず、少しも害色なし。玆に到つて金は思へらく、此の蟒は人を見て噬まず、尾を振動する斯の如し、豈に我を救ふの意に非ざるなからんやと。遂に其の腰帶を解き、其の尾に緊縛して跨り伏し、堅く其の端を持す、忽ち一揮すれば己に其の軀の巖上に在るを覺ゆ。而して蟒は則ち林中に入て去る處を知らず。

金は實に此の蟒の神物たるを知る。遂に舊路を尋ねて山を下る。路にして彼の二人の大樹の下に蹲坐するを見る。金遙かに之を望み謂つて曰く、汝等尙



ほ此所に留り在るか、皆な答へず。進んで其の前に至つて之れを熟視すれば、二人死して既に久しく、而して携へし所の人蔘は一も遺失する無し。金は何の故を以て彼等の死せるかを知る莫し。

急に山を下り兩家に告げて曰く、吾れ初め二人と蔘を採り與に歸らんとする途次、二人急に病を發し嘔吐して皆死せり。或は誤つて毒物を食して然るか。採る所の蔘は均しく分つべし、吾れ何ぞ盡く採らんやと、兩家に分ち給し以て葬需に充て亦た口を杜ちて其の事實を語らず。兩家素と此人を信じ皆な疑はず屍を迎へて厚く葬る。

其後金姓は年九十を過ぎて强健なること壯年の人の如し、子を生む五人皆富厚にして子孫繁榮閭里に雄たり。金は百歳に近く將に死せんとするや始めて其事を諸子に語つて曰く、人の死生富貴は天神鑑臨せざるなし。汝が輩切に惡念を生し以て神怒に觸れ彼の二人の如くなる勿れと。 「朝鮮野談集」

「批評」此傳説の滿洲系統なることは前に掲げたる滿洲の傳説第二と参照せば判明すべし。但だ教訓物語と轉化したる點異なるのみ。

●十四、童蔘を採らうとして盲目となつた話

今より數百年の昔し慶尙北道清道郡と同南道蔚山郡との境界なる高さ千有餘尺の高峰雲門山の中腹に童蔘ありとの風評あり。されど誰も之を發見したる者無し。附近部落居住の者慾心を起し一週日齋戒沐浴の後山中に分け入り搜索せしに、山腹の密林中に於て巨大なる人蔘の枝葉繁茂紅實の纍々と結べるを發見し、大に喜んで之を掘取るべく接近せしに、俄然何者か樹枝を以て兩眼を刺傷するあり。之れが爲不治の盲目となれり。人々此貪慾者を嘲笑すると共に相戒め爾來人蔘採を志す者無きに至つた。

(蔚山附近民間傳承)

「批評」朝鮮に於ては人蔘採取事業を官營とし之が私採を禁じたる時代あり。此禁を犯して刑辟に觸れたる者も亦多く、特に國境地方に於ては死刑に處せられたる者甚多し、而も利の有る所猶密採を絶たざりしなり。此傳説は斯る違犯者を警むる爲めに作られたるにあらざるか。

●十五、孝子の人蔘を横取して食ひ盲目になつた話

全羅南道麗水郡突山面に昔し眞植と云ふ親孝行で善良正直なる青年があつた。眞植の家は其日の活計に困る貧乏で老父と二人淋しく暮して居た。眞植は老いたる父をいたはり慰め喜ばすべく朝夙に起き夜晩く迄勞働に従事し、其

賃錢で一家を支へて居た。秋も過ぎ冬に入つた頃、父は數ヶ月前よりの病が重り此孝子が看護の甲斐も無く命旦夕に迫りしも、藥餌を買ひ與ふことを得ず之には眞植は苦惱して居た。某る日寒殊に甚しく父の臥床の冷きに、眞植は溫堦を暖むべき薪を探るべく、降り續く雪を物ともせず山奥に足を運び、身をそぐ如き寒風に暴されしびれし手足を動かし、漸一把の薪を採り得猶父の病を癒さんことを誠心神に祈つた。其中足許に赤色の花咲ける一本の草あるを發見し、之を採りて家に歸り、火を焚き室を暖めた。而して隣家に至り彼不思議なる植物を示した。隣家の主人は心良からぬ人物で、此を見て何の用にもならぬ花だと云つて取上げ、密かに煎じて飲用した。實は此れは人蔘の種類中の最高品の秘蔘と云ふもので、山神が眞植の孝心に感じて與へたものであつた。之を横取した天罰で、彼は忽ち生れも付かぬ盲目となり。眞植の父は何にも飲まざりしも病は全快した。

(全羅南道麗水郡附近傳承)

●十六、山神が老夫婦に子の代りに人蔘を與へた話

東北の某る山中に老人夫婦が棲んで居たが、不幸にも一人の子寶無く寄る年波の明日に死する事あるも、野邊の送りをする人も無く。常に此事を歎いて

(長形(2)告)

如何にしても一人の兒を得んとする願望に腦裏を惱まして居た。

某る日フト夫婦で考ふるに世間で兒無き人は神に祈るの例少なからず。我等老人と雖も至誠神に祈願せば兒を授からぬこと無かるべしと、山神に百日祈禱を爲すことに決心し。齋戒沐浴身神を淨め、縫目の少ない衣服を着、新らしく作つた草鞋を穿ち。山に登り雨の日も風の日も一心不亂に「ドーカ山神様夫婦の者を憐んで一人の男兒を授け玉へ」と祈り居る中、某る日一頭の大虎が現はれ目は爛々たる光を放ち足にて土石を飛ばすこと雨の如く、吼哮の聲山谷を震はし今にも飛躍し來らんとして恐ろしさ言はん方無きも、老夫婦は神の試鍊なりと感じ微動だもせず祈り續けたり。翌日も亦此猛虎現はれ二人の頭毛をくわへて宙にぶら下げ、二人共半ば頭髮は脱するに至つた。其中虎は前方に退去した。

其日は祈りをやめて家に歸り、寝轉んで居ると。白髮の老人が出現し、汝等は誠意足らず、百日に達するには茲數日を餘すのみなるに、中途に志を剋折するは底事ぞと、叱るかと思ふ中に目が覺め。それが一場の夢にして、夫婦共同一の夢を見たのである。老夫婦は翌日より復山に入り祈禱を續けた。虎は一度も出

なかつた。愈満願百日の夜、老人はまた祭壇上に現はれ、「此度の試鍊に汝等は堪え得ざりしと雖も、老齡を憐み特に富者たらしむべく、一根の大なる人蔘を授け與ふべし。惜むらくは此人蔘の南側に汝が煙突を作りしにより疵を生じたることなり。されど此を賣つて千兩を得べし、之を掘採り某日正午携へて京城に赴き南大門側に坐し居れば、一人の婦人來りて之を購ふべく、價を問はゞ千兩と言ふべし」と言ふかと見れば其姿は霧消した。

其夜山を下り自宅に歸り見れば、煙突の側に大なる一本の人蔘の生へ出でたるあり。早速山神の啓示の如く之を京城に携へ行き、婦人に賣つて千兩を得。貧しかりし老夫婦は遽かに富者となつた。此人蔘を買ひし婦人は、夫の瀕死の病に之を與へて九死に一生を得せしめしと云ふ。此人蔘を煎じるべく切り割りし時、眞ん中に童子がありしと云ふ。

(威鏡北道の一部傳承)

●十七、郡守が山神に命令し人蔘を授けしめし話

昔慶尙道の昌原郡廳に崔元吉と云ふ使令コツカヒが居つた。此時代人蔘の價貴とく、瀕死の大病の時資力ある者は金を吝まらず購ひて服用せしめ、其靈効により九死より一生に救ふを得た。然るに貧民は是を入手する事を得ず遂に病死したる

時に遺族はセメテモと、人蔘賣業者より損料にて人蔘を借り、死者の棺の上に置き、葬式を濟したる後是を返還すると云ふ如き風も行はれた。

人蔘が右の如く高價なるにより、巨利を得んと吾も吾もと、人蔘採りに浮身をやつす者が増加した。崔元吉も其一人にて、屢入山せしも一根をも得ず。數年の中彼は家産を失つて悲境に立到つた。

崔は某る日郡守の前に出で、「山の神は實に判らず屋であります、私が數年供物をして祈願すること度々なるも、唯の一根も與へて呉れませぬ。願くは郡守様より山神に御命令になつて、私に人蔘を授ける様に取計を願ひます。」と、郡守は之を聞いて、「人民共に對してならば、如何なる命令も俺より出すことは出来るが。神様には命令が出来ぬ。それは職權外であるぞ」と言つた。崔は重ねて、「それは間違つて居ます、苟くも王命を以て郡守として此郡に臨んだ以上は、郡内の事は貴方の責任でなくてはならぬ。縱令神様と雖も此郡に居る上は貴方の節度には服従しなければならぬ。」と言つた、郡守はつらつら此言を聽き、成程一理ありと考へ。笑ひ乍ら「ヨシ汝の願を聞届てやらう、俺と一所に來い」と崔を引連れて山神の祠の所に赴き、神木を削つて。

「崔元吉の祈願を嘉納し彼に山蓼を與ふべきことを命令す。若此命令を聽かざる時は我管下に居るを許さず、速に他に立去るべし。」

昌原郡守 何 某

某山山神殿

と記して歸つた。其夜崔の枕邊に素服の氣高き神々しき美人が出現し、「我は雲洞に棲む仙女なり、汝に人蓼を與へざりしは、我が不行届にして氣の毒に思ふ。明日雲洞の入口某々の地點に到るべし」と言ふかと思ふと、夢より覺めた崔は啓示の場所に至り多數の人蓼を得て郡守の許に至り、事の次第を告げて厚く謝辭を述べた。郡守も大に喜んで曰く、本官も昨夜夢を見た、それは汝の言ふ如き仙女が現はれ、「御命令の事は早速實行するから早く彼の揭示文を取除かれたし。永く棲なれし此の景勝の山より立去ることは甚だ以て迷惑至極にして、到底爲し能はざる所なり」郡守は早速彼の揭示文を抹殺した。
(慶尙道傳承)

●十八、山神を叱り責め人蓼を授けられし話

今より三百餘年前、平安道厚昌郡衙ヨウカイの使令に鄭喜詰と云ふ男があり。山人蓼採取に従事したが、入山前毎年多くの費用を費ひて山神を祀りしも一向靈驗無

く、唯一本の人蔘を得ざるに失望落膽と共に憤慨し。山神の祠前に赴き、神よ靈あらばヨク我言ふ所を聞け、我至誠を盡し毎年茲に祈るに一の効驗無きは底事ナユぞ、今後決して汝を祭らざるべしと木棒もて神祠の一部を叩き破りて歸宅せり。其夜の夢に白髮の老人現はれ、我は數千年來此山を護る神なるが、汝の如き粗暴無禮の行動を爲す者未だ嘗て一人も無し。されど汝の元氣は男として稱するに足るものあり、一番汝の暴行を宥恕して人蔘を與ふべしと某處某々の地點に往き是を獲よと啓示した。

鄭は翌日夢中にて示されたる箇處に行き、多くの人蔘を獲、得意滿面嬉々として携へ歸つた。

此時代人蔘の靈効を尊重して重病者は競ふて稀に有る所の人蔘を買求めた。若貧にして之を需むるを得ざる者は藥房に赴き損料を出して人蔘を借受來り、病人の枕邊に瀾き之を病人に見せしむるのみにても効ありとせられた。鄭が人蔘を多數に獲來りしことを聞傳へたる人々は争ふて之を買ひ、鄭は忽ち富者となつた。

(平安北道傳承)

●十九、山神が虎となつて孝子の心をためした話

○朝鮮デハ虎ヲ山
神又ハ山君ト云
フ。

昔し某處に只一人の老父と共に住める十七八歳の少年があり、父に仕へて至孝で勞働に従事し父を養つて居た。フト父が病氣となり、介抱怠ることなかりしも病は少しも快方に向はなかつた。少年は父の病を癒さんと一大決心を爲し、近隣の人に父の事を頼み置き、深山に至り水と豆と鹽とを供して山神に百日祈禱を行ひ、誠意父の病の快癒を願つた。百日満願の日少年の前に大なる白虎が出現し將に少年に飛付かんとしたが、少年は毫しも怖れず之をニラムと虎は忽ち白衣の老人と變じ、我は山神なり汝に此物を與ふべし、早く家に歸り父に服用せしめよと言ひ訖つて其姿を失した、見れば大なる人蔘である。少年は雀躍コオドリして喜び疾走して家に歸り父に之を與へさしもの難病も忽ち全快した。

(慶尙北道慶州郡及黃海道沙里院附近傳承)

●二十、山神の夢告により人を殺し其屍が人蔘に變じた話

昔し黃海道延白郡地方に住む一人の男が、山人蔘採りに入山すべく、其前山神に三十日祈禱を行つた。満願の夜夢に山神現はれ、明日此峠を下れば、途中三人の美青年の先方より來るに遭遇すべし。汝は其青年の最先頭の者を一舉に殺すべしと言つた。翌日三人の青年に會つた。つらつら其三人を視るに實に美

麗端正にして人間らしからざる高尚さと神々しさを持つて居た。ツイ殺す氣になれず、其儘行過ぎた。其夜の夢にも山神が出現し、汝何故に我が命を聽かざるかと叱し。猶明日も亦三人の男に出會すべく、其中最後の不具者を殺せと嚴命した。

翌日果して三人に出會した。今度は深く決意する所あり、最後の人を熟視すれば片目盲せる者であつた。忽ち一撃の下に之を殺した。斃れた後に於て人蔘と變じた。

(黃海道傳承)

● 二十一、多數の嬰兒を殺して之を人蔘と變じ賣つた話

昔し某る處に一人の男があつて、得態の知れぬ草根の如き一物を全鮮に賣り歩行き。秋家を出で、春歸つて來、毎年之を繰返して居た。此一物を購つて食つた人は、病無く、力強く岩をもさし上げる様になり、長壽すると云ふことを。誰れ言ふと無く傳へて其噂は擴まつた。

此男は昔は赤貧であつたのが、追々と財を殖して後には富豪となるに至つた。此村に棲める一人の青年が、何となく彼男の舉動を怪しく思ひ。春歸るを狙つて居ると、彼の男唯一箇の大箱のみを携へて家に入るを見た。其夜青年は密

かに彼が家に忍び入り、彼の箱の蓋を取つて檢めると、驚くべし、裸の嬰兒がパイ入つて居た。青年は翌日此男より其草を買ひ來りて水を充した瓶に挿して置いた。日を経るに従ひそれが嬰兒に變化した。

青年は事の次第を元任(郡守の如きもの)に詳しく訴へた。元任は彼草賣を呼出し、其草が如何にして手に入つたかを訊問した。草賣は私は今迄金儲けの爲多數の子供を殺すの悪事を働き、申譯がありません。併し其方法手段を述べれば、後來私に倣ひ悪事を爲す者を生ずべく何程の兒を殺すかも測られませんから、絶對に申上られませんと言つた。元任は彼を死刑に處した、而して彼が家を隈なく搜索せしめたるに、唯一本の草を得た。元任は此を青年に與へ、試みに栽植すべしと命じ、青年は之を畑に栽へ培養せるに、五年目に出芽し花咲き實を結んだ。之れが人蔘であつた。人蔘の名は草賣青年元任と三人の手で栽培が成立つたから、茲に由來したもので、其初めて栽へた場所は今の開城邊である。

● 二十二、 祕術により山蔘の存在地を知る

郭思漢は慶尙道玄風の人、忘憂堂の後也。少き時に嘗て異人に邂逅し祕術を習ひ得た。又天文地理陰陽の術書に通曉して居たが、家が貧にして其親の墓が

○郭再佑宣祖時代ノ人。

見すばらしく成つて樵牧の人々に之を侵さるゝも禁ずることが出来なかつた。思漢は一日墓地の山の周圍に木を挿して標しとし、之を侵さば不測の禍が立るに至るべしと言つた。聞く人之を信せず皆笑つて居た。村に頭悖の一少年が有り故らに其標木内に立入つて木を樵つた。忽ちにして天地晦冥風雷飛動して彼の少年は魂迷神昏して地に倒れた。其母は、之を聽いて驚いて郭生の許へ驅付け哀みを乞ふた。郭生は吾が戒に背いた罰であると受付なかつたが、母が再三頓足泣訴により遂に躬から現場に往いて彼の少年を外につかみ出して無事なるを得た。以後は人が恐れて誰も彼墓地に近かなかつた。

ある時郭生の叔父の病が重くなり醫は山蔘數根を求めて服用するに非ざれば此病癒えずと言つた。然るに此を求むるの途が無い、郭生の從弟に該る其子が郭生の處に來り、其由を告げ、彼の祕術により之を得んことを求めた。郭生は眉をひそめて此れは至難事であるが叔父の病の事であり一つやつて見ようと、從弟を携へ近き處の山に上り其麓に到つた。其處の松林下に人蔘が多く生へて居た。從弟は大に喜んで之の數根を採取した。郭生は此事を決して口に出してはならぬ。且再び此處に蔘を採る心を起してはならぬと嚴戒した。從弟

は家に歸り彼の蔘を父に服用せしめた爲めに宿痾洗ふが如く癒えた。

從弟は郭生の戒に背き彼の蔘が欲しくなり前に心覺への山の處に到り尋
 捜せしも一向見當らぬ其後も屢到つたが遂に一向見當らぬ其場處の情況も前
 に見た所とは違つて居た。後とで實を以て其事を郭生に語つた。郭生は初め
 怒つたが後笑つて前日往つた處は遙かに數十里を距つた頭流山である。彼の
 靈境には到底汝等が往ける處で無いと言つた。

「瑣 篇」

●二十三、鹿が命を助けられたる恩を報じ人蔘の所在を教へ又或は人蔘を持
 來りし話

昔し某る處に兩親の無い憐れなる萬壽と云ふ少年があり人に雇はれ奴僕
 の如く使役に従つて居た。ある年の正月元旦嚴寒の日無慈悲なる主人の命によ
 り山に薪木を樵るべく赴き。暫く仕事に従事して居る中指先が凍て動かぬや
 うに成つたから指を口先に當てゝ息にて暖めて居た。其中其處へ突然一匹の
 鹿が現はれ萬壽に對して「今一人の獵師が我を追駈けて來るからドーカ我を
 救ふべく暫らく隠して下され」と言つた。萬壽は鹿に同情し其邊の茂みに隠
 してやつた。やがて獵師が追つて來て萬壽に鹿の行方を訊いた萬壽は鹿は來

ないと答へ。獵師は他の方向に立去つた。鹿は其身の安全なるを見定めて現出し、萬壽に厚く禮を述べ其謝意を表すべく人形を爲せる一種の草をくわへ來り萬壽に呈した。此れが萬病に効く藥草であつて後に人蔘と稱せらるゝに至つたものである。

(咸鏡北道一部及平安南道一部分布)

此れと大同小異の傳説

(咸鏡北道鏡城郡附近分布) 萬壽が他人に雇はれしこと同じ。但老母存在して老養を盡す。薪取りに行く山には、長溜と稱する鹿が一匹棲んで居り此鹿の現はれる地點には山蔘が發見されると傳説せられ。其地方の人々は人蔘を得べく長溜の姿を拜見しようと血眼になつて居た……と云ふのは昔し此邊一帯は、人民に對し人蔘貢納の賦課があり之れが甚苛重であつたから。人蔘の獲得は山村の生死に關する大問題である。毎年貢納期になると山中に點々火光が見える之れは人蔘取が夜山中に宿泊する小屋の火である。萬壽が山で鹿に遇ひ隠匿庇護を頼まれしこと之を救ひしこと前に同じ。鹿が綠草の所在を教へ萬壽が之を採り市に賣つて孝母に老養を盡した。天が萬壽の孝に感じ神鹿をして福を與へしめた。

● 二十四 山蔘の掘採を兪末にした爲めに其神罰で死んだ話

昔し某處に一人の老婆があり、山蔘の所在を示さるべしと山神に祈つた。あの夜白衣の老人が現はれ鹿を授けられた夢を見た。翌日山に行くとな夜の夢ソツクリの鹿が居た。其鹿が先導するかの如く山深く入つた。忽ち鹿を見失ひし時、其處に數本の山蔘を發見し、老婆は狂喜の餘り手荒く之を掘取り、歸る途中ムクムクと其人蔘が動き出して皆鹿の姿と變り山の方に逃げ入つた。老婆は踪を追ふて山に往きしに、角の折れたるもの、足の折れたるもの、耳の無きもの等の鹿がウヨウヨとして居た。此れは老婆が人蔘を掘る時慎重にせず傷を付けた爲、人蔘が怒つて山に戻り元の完全なる姿とならんとせし爲である。老婆は間も無く其ばちで死んで仕舞つた。其後村人が其山に行つて尋ねたけれども人蔘は一根も見付からなかつた。

(咸鏡南道利原郡傳承)

● 二十五、孫の墓から人蔘が生へし話

昔し某處に一人の老婆が三歳の孫と二人山奥に棲んで居た。此老婆は此世に残れる唯一人の孫を立派な人間に育てんと、毎日此孫を負ひ山に入り神に祈り薪を採つて貧しき活計をして居た。其中不幸にも孫が病に罹り死亡した。

老婆の落膽悲哀は例ふるに物なく、泣く泣く自宅附近の山中に葬り毎日々々墓に往つて哭泣して居た。某る日墓上に一本の草が生へた。老婆は是れは孫の靈だと思ひ毎日の之を見て慰めて居た。三年目の喪の終り(實計算は二十箇月と三日)の頃には彼の草は生長して花が咲いて居た。此日老婆は其根を掘り人形の太根の如きものを得て持歸つた。夫れが人蔘である事を知り賣つて大金を得富裕となつた。

二十箇月の廿を參日の參の字に加へ蔘とし、人の身體(屍)から生へたから人の字を上につけ此草を人蔘と稱するに至つた。
(平安北道義州邊分布)

● 二十六、人蔘を皆採り八寶山を七寶山とした話

京畿道水原邑の西三里許の處に七寶山と云ふ山がある。此山は元と八寶山と稱せられた、乃ち此山には八つの寶が隠されてであると云ふ事で、其寶らの何んであるかは誰にも判らぬ。

此山麓に一人の貧農夫が棲んで居り、其寶らの一つを得て苦境より脱せんと、百日祈禱をして山神に祈る決心を爲し。毎夜二時頃より起き出て潔身沐浴齋戒して不淨を避けサバリに清水を盈し自家醬油瓶の埴の上に置き、一心不亂に

祀つて居た。満願の夜白髪白衣の老人現はれ、「汝今直ちに後山に行け、此山の寶らの一たる山蓼を汝に與ふべし。其中央の大なる者は殘して周圍の小なる者のみを採れ」と言つた。此啓示に従ひ山に登り歩む中急に目がくらみ地に仆れた。氣が付いて見ると顔の下に黄色の光を放つ山蓼があつた。手早く大小十本計りの人蓼を掘採つた、光は消へた。

彼は此人蓼を携へ京城に行き宮中に御買上を願ひ、數百兩の下賜を受けて爾來富裕なる生活を送つた。

而して彼の山は其後七寶山と改稱するに至つた。

(水原附近傳承)

●二十七、人蓼名稱由來の話

昔し昔しの大昔に神作と云ふ人間が當時瀾瀾せし猛獸から追はれ人間の仲間から離れて森林の中に入つた。彼は心神疲勞して爲す術を知らず岩上に晝眠せる中彼の曾祖父に當る神光の靈が夢中に現はれ「汝神作よ怖るゝ勿れ某處に到り某草の根を食へ」と告げ夢は覺めた。神作は指定の場處に行き指定の草の根を食ひ勇氣百倍して最早猛獸を意とせざるに至つた。此草が今日で言ふ人蓼なりしも遂に世間には出でずに終つた。

それより降つて後世、黃海道南部の某村に夫婦者があり年三十を過ぎ子無きを憂ひ、百日祈禱を爲し山神に禱りしに満願の日、銀色白髮白衣の老人が現はれ「汝等の祈願にめで、子を援くべし」と言つて其姿は幻の如く消へた。老人の指した方向を見ると、子供は無く一本の植物の根の童形に似たものがあつた。之を見て失望したが、携へ歸り栽え其根の太くなりし時之を食ひたるに、間も無く懐胎して子を生んだ。其名を人夢と命じた後世此草に此人名を充て傳へたのである。

(黃海道傳承)

●二十八、支那人が金剛山で人夢を得て之を開城で妻とすべき女と易へた話。昔支那に馬夷太公と云ふ鍛冶屋の息子があつた。彼は幼き時より身體が弱く稼業の鎚を振廻はす事が出来無かつたので身體を強健にすべく旅に出て、四方を流浪する中朝鮮に金剛山と稱する靈山あるを聞き遂に茲に來つたが、聞しに優る名山で精神修養と身體鍛鍊には好箇の場所と思ひ駐まつて居た。某秋の日に山果草根等の食物を探るべく山中を彷徨する中、前方に長い白髮白鬚の老人が背を丸めて坐せるを見、不思議に思ひ乍ら近けば一本の植物が立つて居た。彼は我目を疑つて元の位置に後退すると矢張老人に見へる。近けば一

植物である。斯くすること數回、愈訝しく想ひ遂に此根を掘つた。それは人體の形ちをした白ひ根であつた。之を食つて見たら苦かつたが、考へて見るに之れは山靈が俺に授けた靈藥かも知れぬと。遂に少しづつ、嚼じり食ひ盡した頃には身體も肥へ太り力も人の三倍程となつた。乃こで此れから國に歸り妻を迎へやうと決心し、彼の草と同一のものを掘採り擔いで歸る途中、開城に立寄つた。某る人がそれは何んであるかを訊ねた時、彼は三人力のかたまりである、此を食へば萬病は癒り三人力になると云つた。某は君の一番欲する者と交易しようとして申込、彼は妻たる女子を貰ふことにして約束成立し、之を開城に栽えた。

三人力であるから人蔘と命名し遂に開城の名物となつた。

(咸鏡南道端川郡
附近傳承)

●二十九、仙童に煙草を與へて人蔘を穫た話

昔某る山麓に老母と十五、六歳の子一人と貧しく暮して居た。普通ならば書堂にでも通ふ年齢であるが、貧乏の爲書堂はおろか家で學問を自習する事をも出来ないのは、彼には母を養ふべく毎日山に入り薪を樵ることが仕事であつたからである。彼は憐れにも身に纏ふ衣類も調ふるを得ず、人の捨てたる襪襦を拾ひ來り之を綴り合せて着て居たのであつた。村の童子達は彼を汚穢なりと

し一人近く者も無く、随つて一人の友達なく、彼は仕事に必要な道具たる一挺の鎌と擔具ナグを愛して之を友と想ふて居た。彼は又食事も碌に十分には食ふを得なかつたが、唯一つの樂しみは煙草を吹かすことであつて、毎年家の周圍に優良なる種類を栽へ是を乾し刻んで年中仕事に疲勞した時喫して樂しみとして居た。某る日例の如く山へ入り、仕事の後岩上に坐して一ブク吹かして居た。其時遙か先方から自分と同齡位の童子が走り近づいた。よく見れば頭髮は青く紅衣を着て普通の子供とは違つて居る。此童子は先づ口を切つて「ヨウウヨウ見付かつた。俺は煙草が吸ひたくて今朝から二三百里を駈つたが一人も煙草を持てるヤツに會はなかつた。兎も角先づ一ブク吸はせよ」と言ふ。貧童は是れが生れて初めての友達かなと心に思ひ乍ら喜んで煙管を借し與へた。彼は二服を吸ふて禮を述べて何れにか立去つた。翌日も亦彼の童子は來つて煙草を請ひ、斯くの如くすること十日程も續いた。

某る日此紅衣の童子は「俺は今此山奥の谷間で大根を栽培して居る、煙草を貰ふた謝禮に大根を呈する心であるが、今は少し時期が早い秋になれば充分に生長するから、其時に來て、心の儘に持つて行け。其中一番大きいのを今年の

冬に植込んで來年實の結ぶを待ち、之を蒔付け繁殖させるが宜い」と言つて其道筋を教へた。其後此紅衣の童子は遂に現はれなかつた。やがて秋となり彼の貧童は教へられし谷間に至り一チゲ程大根を掘り擔いで家に歸つた。よく見ると夫れは大根では無く一種異様の植物であつた。而して其中大なるものを蒔付け繁殖せしめた。是れが人蔘の起原である。
(成鏡北道吉州
附近傳承)

●三十、無頼漢深山に棄てられ人蔘を食ふて數箇月生きた話

昔し黃海道の北部の某る村に鄭姓なる一人の青年があつた。此者性質甚不良にして泥棒はする、人を見れば喧嘩を吹きかける村中の人に蛇蝎の如く嫌はれて居たが。遂に此者に對する制裁の話が持ち上り、官邊と相談の上官の手に捕はれ人里遠き奥山に拉せられて捨てられた。

彼奴ももふ虎の餌食になつたかさも無くば山中で餓死したに違ひ無いと、一同が噂を仕し居る時、三四箇月を經過した某る日、ヒョッコリと鄭は無事なる顔をして村に現はれた。

乃こで再び官に捕へられ訊問を受けた。鄭の申立によれば山中で餓に耐へ兼ね、某る草を掘り食ひ爲めに爾來毫しも空腹を訴へず、且身體が元より強健と

○觀察使今ノ知事。

○道培創始ノ傳説ニ付テハ猶第四卷一〇七—二九頁ヲ見ルベシ。

なつたと云ふ。此事を傳へ聞きたる監司は早速人を其山に派し其草を採り來り、研究の結果靈妙なる藥効あるを知つて世に用ゐらるゝことゝなつた是が即人蔘である。

●三十一、人蔘最初の發見と其栽培創始の傳説

(1) 高麗時代同福縣今の全羅南道和順郡同福面榆川里に居住せし崔某が病に罹り、幾多の藥を用ゆるも其の効無く遂に命且夕に迫りたる際其の妻は山神に祈願して夫の病を禱りしに。或夜の夢告により山神現はれ靈藥の所在を啓示せり。是により妻は夢中啓示の場所なる母后山に赴き、異様の草根を得て之を夫に服用せしめしに病氣は忽ち全癒し爾後元氣旺盛となりしより。其種子を播き繁殖して大に富を得たり。是れ朝鮮に於ける人蔘栽培の最初のものにして、遂に各地に傳へなるゝに至つた。

(全南和順郡附近一帶の民間傳承)

右と類似の傳説平安咸鏡四道を除く外廣く各地に分布傳承せらる。即其異同の點を陳ぶれば、山神に祈ることは全く皆一致す。祈願者が女人なることも亦一致す。

祈願の目的が(A)夫の病を救はんが爲なると。(B)子を得んが爲の二様あり。

(A)は山神が子と與ふべしと指示したる場所に行き見れば、赤き實の異様な植物あり。此れ山神が子の代りとして授けたるものとして之の實を蒔きて栽培す。是人蔘栽培の初なり云々。

祈願者の住所と姓氏祈願地の山名を明示せる者あるも、皆大抵之を明にせず。祈願婦人の姓を崔氏とせるは同福の外、江原道楊口邊の傳承に金剛山下に居住せる善山金氏の妻崔氏と明示せるものもあり。

「増補文獻備考」中京志「補増記事には同福の某婦人が山に子を祈り人蔘の實を得て此を栽培し、後に崔氏が之を傳へ爲めに富豪となる云々とあり。

右同福説と大同小異のもの。

(江原道江陵漢州
及京畿道分佈)

地名福岡縣。姓名金進士の夫人韓氏。三十を過ぎ兒無し山神に祈

る。ある夜白髮白衣の老人來り夫人の胸に抱き付く夫人は山神の靈が己に子を得せしむる爲なりと考へ山神を抱く。山に至り赤き實の草を見付け之を採り來り植へ其秋生長したる時根を掘り人形のものを得之を服用して、妊孕し玉の如き男子を産む。

(黃海道分布) 九月山の文化に夫妻が棲んで居て四十を過ぎ子無く。夫婦山神に祈り夢に白髮白衣の老人が現はれ、子供を授けると告げた。果して子供が生れた、十五歳の時此子重病となり又々山神に祈つた。夢に十五年前の老人現はれ、九月山の二番目の谷にある藥草を採り與へよと啓示し。其如くして兒の病は全快した。之れが人蔘であつて遂に栽培せらるゝに至つた。

(2) 東萊郡日光面院洞里の後山に大昔山蔘あり。之れが僧侶又は喪服を裝ひたる喪人と化し同郡長安面佐川市場に出來り人蔘の種子を販賣し。之を買受けたる者栽培を初め遂に栽培作物となるに至る。

(東萊郡附近民間傳承)

(3) 今を去る三百餘年前現鎮安郡朱川面大佛里(元龍潭郡二西面)に雲藏山と云ふ名山あり。其山麓の山里と稱する僻村は元と七隱士が神仙となるを夢み、此處に寓居を定め仙藥の採取と心氣鍛鍊修養に一生を送りたるが。ある日採藥の際山蔘と芝草を發見し、石田を開墾し之に栽培し不老草と名けたり。之れより漸次人蔘の栽培全郡に擴がる。

現に同里入口岩石面には七隱洞又は學仙洞と言ふ磨崖の字あり。又詩

○二以下六迄各其郡又ハ警察署ヨリノ回答。

○芝草ハ仙藥。

句に「石田春雨種人參」の句傳はる。

(鎮安附近民間傳承)

(4)

龍仁郡内某村の貧困者某がある日山に燃料採取に赴きし際、山中に於て未だ嘗て見ざる赤色の實を結べる一植物を發見したるが。空腹を訴へし折とて、此根を掘取り食ひ盡せし時睡氣切りに襲ひ來り、思はず其處に打臥し前後も知らず睡眠す。纏て目を醒し家路を辿り歸家すれば、家人は本人が山に入りたる儘三日間も消息なき折とて大に喜び且驚き、僅か一根の食にて三日間も持こたへたる其偉効ある草の人蔘たるを知り。且本人が爾後寒暑を知らず健康體となりし藥効をも知るに至りしと云ふ。是人蔘栽培の初りなり。

(同郡民間傳承)

(5)

金化郡山中に昔一樵夫が丸木小屋を營み居住して居たが。某る日谷間其處は太陽に直面せる場所に人影あり、切りに此樵夫を招くが如き形容を爲せり。仍て面を會せ見るも眞の人間に非ず、其の舉動に不審^イかしき節あるあり、之を捕へんとしたるに忽ち搔消す如く姿を失つた。其後數回現はれしも例の如く消失して容易に捕ふるを得ず。然るに某る日遂に之を捕へ得たるがそは人間に非ずして一種の珍らしき草幹の影なりし。樵夫は

此種子を採り來り栽培し、それが人蔘にして爾來栽培を爲すに至つた。

- (6) 今より百八十餘年前忠北名勝の地たる堤川郡徳山面月嶽山下億水洞に李壽益なる一寒士居住したり。同人は山蔘を求むべく月嶽山中を跋涉しつゝ、時に山神に祈願し居たるが。某る夜白髮の老翁枕頭に現はれ、月嶽山兜率峰巨巖下に山蔘三株あり之を汝に與ふべきにより明朝此岩下に到り誠心神に祈禱し採取して此の種子を栽へ以て後世に傳へよと言ふと思へば夢覺めたり。寒士は此啓示により翌日黎明に起き出で齋戒沐浴して兜率峰下に到り誠心祈禱して後巖下に向へば、果して三株の山蔘あり。紅實濃熟して香臭四方に浮動して居た。喜に堪えず之を採掘して歸り。其根は服用し種子は翌年春播下して漸次増加擴張し後には億水洞前約二・三町歩の蔘圃二ヶ處を設け、其の周圍に高さ一丈幅一間餘の石墻を築き年々耕作して富を成した。爾後人蔘の栽培は徳山面一圓より漸次四方に傳播するに至つた。

- (7) 軍醫學雜誌一六三號 數百年前釜山と馬山との間の幽谷に於て朝鮮人が一奇草を發見し之を採り來りしに、之を見たる支那人は其名を言はずに

買取りしが、之が人蔘たりしこと後に知れしことが人蔘の世に出づるに至りし初めなり云々。

●三十二、積善の報ひ山人蔘を多量に獲た話

慶尙道の梁山に吳某といふ若者があつた。此男性來愚鈍庸蠢履を拊つて生活に資して居つたが、其履も甚だ出來の悪い鹿末の物であつた。

某る日京城の年少が適ま梁山に來り。此の履を見て戯れに此れは立派な履である、此を京城に持つて行けば一足百金には賣れると謂つた。根が愚直なる吳は此言を眞實なりと信じ七十足を拊出し之を背に負ひて京城に來り、路傍に並べて賣つて居た。買はんとする人が來り其値段を聞けば、一足一兩と言ふ。此れは少々變だ多分本氣では有るまいと皆笑つて立去り買ふ人が一人も無いから數日路傍に並べても一隻も賣れない。

此時に一宰相の家に婢があり容貌は嬋娟で性質は慧敏、年は方に二八の妙齡である。是迄諸方から婚を求め來るも肯て許さない。自から言ふ自分の夫は自分に撰ぶべきものであると。某る日此婢が偶ま吳が履を並べて居る所を通行し、其の値段の法外に高く、人の買ふ者無きを見て。心窃かに之を異し、三四

日引續き往つて見るも矢張一足一兩と言つて居る。乃こで婢は此男に見所あるを認識した。吳に謂つて其履は全部買ふてあげる價幾干かと言へば、七十足の價七十兩なりと言ふ。婢は吾の處へ持來れ價は宅で拂つてやると。吳は之を承諾して婢と共に履を負ふて隨ひ往つた。

到着した處は第宅宏麗門閭高大で、田舎者の吳は昔て見た事の無い立派な家構へである。婢は吳を延ひて自己の居る所の廊に入つた。

坐定まつて後吳は履の價を求めた。婢は明朝出し與ふべし今夜は此處に一宿するがよからうと、仍て美酒と嘉肴を進め、次で夕飯を進めもてなした。其器物が清潔善美で食物も亦田舎者たる吳の未だ嘗て食つた事の無い上等の料理である、皆食ひ盡した。吳は最初家に驚き、次で食に驚き喜んだ。

追々夜が更けた、婢は吳に對し今夜は此所で宿泊し吾と同稠すること如何と云つたが、吳はもぢもぢとして居た。婢は燈火を滅した、吳は性來三度目の喜びの驚きを味はつた。

婢は翌朝未明に起出で籠を開いて新しき衣類を出し吳をして水浴せしめて衣を着せた。相貌桓々して見違へる程立派な偉丈夫となつた。

○廊即ち門ヲ入り
左右ノ長圓式建物
奴婢ノ居ル所。

○辭經ノ句程々々
九武夫立派ナ確
偉ナカタチ。

○正三萬ノ上以上ノ官ノ敬稱。
○奴婢ハ土ニ座シ座ヨリ主人ヲ拜ス。

○一家ノ中ノ叔間ノ廣キ所。

○地方番吏ノ家柄。

婢は言ふ吾は是家の使喚マシツカヒの婢である。貴方は既に吾夫となつた以上は當に主人たる大監ダイカンに現謁せねばならぬが必ず庭拜テイハイをしてはならぬと。吳は諒承した、婢は乃ち内に入り大監に告げて曰ふ。小婢昨夜夫を得たるにより、當に現身して御挨拶をさせますと。宰相はよし早く速に入り現身すべしと、吳は直に入り來り廳テイに升り拜した。宰相の侍者は婢の夫であるから吳を庭に引き下ろさんとした。吳は植立して動かす、吾は郷族キョウゾクである、婢の夫とはなつても身分の上から言つて庭に下つて拜すべきで無いと。宰相は笑つて吳の言ふまゝにせしめた。吳は其日より婢の處に留居した。

一日婢は吳に曰ふやう、アナタは甚だ慧敏で無い、若し錢を費つたなら少しく眼目大に開けて腦次必ず濶からんと。乃こで一緡の錢を與へ此を持ち去り使ひ盡して歸られよと。吳は暮に歸つて曰ふ、腹ははつて居るし酒が飲みたいとも餅が食ひたいとも思はず、一日中京城市街を周行せしも錢を費ふ處が無かつて一文も使はずして來たと。婢曰ふ路上には乞食が多いなせ此等の者に與へなかつたかと。吳はソコ迄は思ひ及ばなかつたと翌日又一緡を佩て出で乞食を聚めて錢を地上に擲げた。乞食共は喜び争ふて之を奪ひ合つた。其情況を

○錢ノコト。

○兩班ノ中武科ニ
應スル家柄ノ子弟
ニシテ未ダ科擧ニ
及第セザル者。射
場ハソレ等ノ人ノ
弓ノケイコ場。

○紅紙ニ書イタ合
格證書。

觀る事に一の娛みと慰めがあつた。吳は毎日此行事を繰返して居たがつくづく思案するに乞食には義が無い、幾多の青蚨を只空しく捨てて何等の意義が無いと。仍つて此次は射場に往つて閑良輩と交際を結び酒を買ひ肉を買ひ、日々頌ち饋り共に飲み食ひ斯くする中、莫逆の交を爲すに至つた。

續て蓬蓬シバトに讀書の窮儒寒士とも往來して交を結び。或は朝夕の資を助け、或は筆墨の料を資けた。人が言ふ吳某は實に善人で近世の人では無いと。

婢は吳に致へて史略三略、孫武子等の書を彼の貧儒等に學ばしめた。吳は其大意を解し得るようになった。又婢は射を學ばしめた、吳は元來身體強健にして斯る技能は最好む所。加ふるに彼の友たる諸閑良は争ふてよく教へてくれ、鐵箭細箭等の射術に達するに至つた。玆に至つて武經七書にも通曉し射も巧になれば、武官の試験準備が完成したのである。遂に試験を受け優等で通過し、紅牌を受けしも婢は他人に此事を語らしめず、絶對秘密として置いた。

ある日婢は吳に對して曰く、吾が儲へし錢は十萬であるが、アナタが今日迄使つた額は七萬に達し残りは三萬である。之れを資本として何か行商を仕たがよかろう。吳は曰く吾商法にうとく何を賣買してよきかは知らぬと。婢は曰

ふ今年は稔が甚だ不作であるが、惟だ忠清道の某邑だけが豊作である。此一萬の錢を以て其稔を全部買込んで來るがよからうと。吳は其言の如くし某邑に至つた時に、其地方は大凶作で野に鎌をかくる物無く人々飢に苦んで居た。吳生は之を見て憫憐の心禁する能はずして、手當り次第に其錢を恵んで、無一物となつて歸つて來た。婢は曰ふ善根を積むは悪い事では無いが、段々儲蓄が減るが將來の生活問題の事も考慮せねばならぬと。又一萬錢を與へ今度は黃海道に赴き綿を買ひ來れと言つた、吳は其地に至り貧民を見て前の如く散じ空手で歸つて來た。

婢は曰ふ錢の残りは今一萬錢である、之を傾けて出すから古着を買つて來てそれを威鏡道に持行き麻布、人蔘獸の毛皮等と貿易して來るがよからうと。吳は市中で古着を買ひ來り、之を數十駄に積み北道に向つた。

北道は元來木綿を産せず、木綿貴とく人之を着るを得ず、冬暖なる年でも猶寒さにふるへて居る。吳は安邊より豆滿江岸の北鎮に至る迄の間に於て貧民の寒に泣ける者等に手當次第に古着を與へて、唯一人分丈け残すのみとなつた。茲に至つてつらつら考へて見るに空手で歸つては家の人に申譯が無い。さり

とて行くべき處も無い。寧ろ虎豹の腹に葬られて死ぬるがよいと、夜半に當ても無く崖をよち磴に縁り山中深く迷ひ入つた。

遙か先方に燈火の光を認め、其家を尋ね門を叩いて一宿を請ふた。老媪が出て來り門戸を開き此深夜此絶峽の地にどふして來られたかと内に引入れ飯を供し懇懃に待遇してくれた。吳は携へたる一人分の木綿の古着を與へた。老媪は非常に喜んで、幾度か禮を述べて直ぐさまそれを着た。吳は飯を食ひ乍ら副食物をよくよく見ると人蔘の煮たものである。之れは何處から採つて來るかと問へば、媪は此邊は桔梗の澤山に生へて居る處があり毎々採つて來て食べて居ると曰ふ。採り蓄へがあるかと問へば、有ると言つて數十本を出して示した。之を見るに媪が桔梗と思つて居るのは皆人蔘で小さきは指の如く大なるは脛程もある。吳は驚きの目をみはつて居た。

其時、門外に荷を下す音がした、媪は我子が歸つたと言つた。やがて其子が入つて來た、此子の事に付て媪の語る所によれば、此子は生れながらにして腋下の兩傍に翅が生へて居り飛んで木にとまつたり、壁にくつ着いたりする。父なる人が鍛鐵チキネを以て之を燒くも復た生へて來る。長ずるに及んで勇力絶倫となつ

た。此人並と違つた人間は若しも官に聞へたなら、捕へられて殺さるゝかも測られぬと。家を擧げて此人跡絶へし深峽に入り、獵を以て生活に資して居る。其父なる人は先年に此世を去つたと。

翌朝吳は媼に昨夜話のありし、桔梗の澤山に生へて居ると云ふ場處を一見したしと云ひ。媼と其子と共に行く事となり。一嶺を越してある處に到つた。指さす所を見れば人蔘が一山に遍く生へて居る。吳は一日中、之を採り五六駄に相當するものを得たが、其中に童子蔘も多くあつた。吳は媼に山中には馬が無い、如何にして輸し去るべきかと云へば、媼の子は圓山までは私が運んであげる、其先は馬を雇ふて運べばよいと。吳は其言の如くし、今度は意氣揚々として京城に歸つて來た。

事の次第を具さに妻に語つた、妻の言ふには積善の報ひに天が寶物を下さつたのである。幸ひ明日は大監の誕生日で滿朝の公卿は宴會に來るのであるからアナタが此方々に拜謁するの機會を作らば任官することは容易である。愈アナタの出世する時機が到來したと。乃こで翌朝に至り人蔘の稍や太きもの五本を選び出し、大監に獻じ此れは妾の夫が行商の序に手に入れたものである

と。宰相は大に喜んで吳を招き入れしめた。是より前婢は細笠帖裏を準備してあつたのを吳に着せて現出せしめた。宰相は之を見てドウシテこんな服裝をしたかと訝かり詰問した。吳は私は先年に武科に及第したるも行商で生活して居て紅牌は匿し置き未だ大監に申上げなかつたと曰つた。宰相は身體も強健でア、實に立派な武官だと褒めた。

其中諸公も次第に入り來つて彼の人蔘を視、此は稀貴のものである。私にも一本願けて貰ひたい、宰相は曰く、只だ五本である諸公一同には行き渡たらないと。吳は側から未だ少々は餘りがあるから献上しましやうと、各三本づゝを以て諸公の前に呈した。諸公は大に喜んで彼の男は何人かと問ふた。宰相は彼は我が婢の夫で郷族の出身で武科の及第者であると答へた。諸公は曰ふ、大監の宅の婢夫に如此武辨があつて未だに任官せざるは大監の責任では無いか。宰相曰くイヤ彼が武科及第たるは實先刻始めて知つたのであると。

日も既に戻き諸公は酔を盡して散じた。吳は人蔘を賣つて十萬を累ねた。諸公は互に吳を引立て未だ幾ばくも無く武官に任用せられ、順次累進して後水軍節度使に迄上り。彼が賢妻の内助に酬ひ償ひ、夫婦仲睦まじく一生を終つた。

と云ふ。

「朝鮮野談集」

「批評」此の話は傳説と云ふよりは寧ろ小説に屬するものなれど、便宜上茲に掲出せり。一篇の構成よく整ひ作者の構想の凡ならざるを認めらる。而して此話の主要點は善因善果の教訓よりは、婦徳を中心とし、婦人の教誨特に妻たる者の内助の功を主眼點とせるものならん。蓋し朝鮮に於ては、舊來兩班の女子は幼少より内房に籠居せしめ、文字も諺文以外には教へず。其智徳を研くべき家庭教育も社會教育も無く。兩班の妻に賢夫人とも謂ふべきもの甚だ些く。却て婢の方には社會の事情に通じたる慧敏なる者多かりしにより茲に信念の強き宏量なる而も慧敏にして處世の用意周到なる理想的の妻を描出して、兩班の妻に對する教訓並せて諷示を寓せるものと推定すべきものならんか。

附加して注記す。従前地方に赴任する官員の邸宅は大抵京城に在りて、多くは單身任地に赴きたり。其妻を帶同して行くを許さざりしは、種々の理由あれども、民に誅求の加はることも其一なり。而して單身赴任したる者は性の要求と寂寞に堪へず。皆例外無く官妓又は官婢を妾としたり。

其婢妾の中には本妻に優る内助の功有りし者存せしことも事實なり。

第五節 日本の人蔘傳説

日本に於ける人蔘傳説は甚鮮し。是日本には昔より自然生の人蔘を産せず、且一般士民が人蔘に關心を持つに至りしは比較的新しきによる。即ち人の衛生々活として必需品となり初めしは寛文年代頃よりにして、其貴重尊尙の高度に達せしは元祿より寶曆の頃迄七八十年間其需用に缺乏し之を渴求せし時代なり。其後と雖も幕末迄は此思想は衰へざりしが、人蔘傳説は皆此間に於て醗酵醸成せられ。又在來神話を變傳せしものにして、傳説としての出來榮え佳なりとは言ひ難し。其中鶴と人蔘を組合せたる者多きを特徴とす。

● 一、鶴が朝鮮より人蔘をクワエ來ると云ふ話（一）

我備中の國白石島には折々鶴渡り來る事あり。文政の八とせ葉月に一つがひ渡り來りしが、一つの鶴は木にも息ひ空に舞などするに、今一つの鶴はさる事もせざりければ、嶋人異しみて伺ひ見るに、其鶴は病にやいたはりけむと覺しくて彼の鶴初めこそ空にも舞たれ後には彼の鶴のあたり離れず立ちつ居つす



櫻矢加書

る也。それより日々に多くの鶴の渡り來て彼の病を訪ふ如し。扱て長月二日の日又一つがひの鶴雛をえて渡り來なんとするを鷹端なく飛び來りて鶴の子を海に食ひ落しつ。親鶴二つともに浪に下りて雛を揚げんとしては落し、又揚げんとしては落せしを、沖に漁して有ける人船に取入れて歸り、島の村長小見山通都に有し様を語る。通都は鳥飼ふ道をも知りたる人なれば、其の足を傷む事を知りて藥などの業して飼ひければ、程なく癒ぬめりと見へたるが。其夕つ方に彼の鶴共の群れ居たる山をさして飛びて去にけりとなん……(中略)：

又の年正月五日の日鶴二つ通都が家の軒近き空に舞ひけるが、夕つ方に見えずなりにけり。さるに通都が使ひける女の奴物狂ひの如くにて、娘の琴彈き遊べる所に行きて口まめに物言いへば、娘ども物の怪なめりとておちて逃げぬ。人々捕へ鎮めて寢しめたりけるが、覺めて後に有つる事を人の問へば、其の間の事は覺えざりしが。初め外面なるオ・バ・シ・マの許に長五寸許りにて色黄にして少し赤き物二つあるを手に取れば麗はしく照れる物也。噛みて見れば味いと甘し、よつて一つをば食ひ盡し其後物も覺えざりしとて、今一つは猶手に持てり。見れば朝鮮人蔘にてぞ有ける。

○鶴ハ鹽島ナリト
世ニ似ヘラルヘコ
トハ事實ナリノ
意。
○本書天保八年ノ
自序アリ。

○天保十二年八十
二歳ニテ歿。

此嶋に斯る貴とき物持てる家無し。如何なる事にやと語り合はすれば、今日終日空を間近く舞ひたりし鶴の落し置きし物なるべし。されば去年の鶴にて彼の恵みを報ひしなりけりと人々悟りぬ。と通都正月のことほぎに來て已に語りしを記してよめる。

鶴は世にくすしきみたま有りといふ

人のことこそまさしかりけれ

小寺清之『老牛餘喘』

●二、右同一の話(三)

予が領壹岐にも鶴わたり來る時間々朝鮮人參を啣み來ることありて人々之れを拾ふ。平戸藩主松浦靜山『甲子夜話』

●三、右 同 (三)

予九州日向に有りける時、或者鶴を撃ちたりしを買求めおのおの羹とせらる。何か口の中に物を含みたり、押明けて取出し見れば、いかにも太き生の人參にて有りけり。爰において皆々嘆息し、誠に廣大の海上を渡り來れば、からなす氣力勞れ弱るべきを察して、くわへ來るなるべし。其の靈藥の能をしりたる事の恐しきとて感じあへり。

○病氣ノコト。

又尾州の人語りけるは、鶴若子などの煩ふ時は數十羽の鶴毎日同じ所に下りて休息し、更に所を替へず。快氣の上數十羽の鶴同様に飛立ちて、下る場所を替ふる事也。其の跡へ至りて探し求むれば、必ず生の人蔘あり、而も朝鮮の大人蔘也。是れ多くの鶴共の中より異國へ飛行き人蔘をくわへ來り、病鳥にすゝめて食しめ、同類の鳥側を離れずして介抱し、全快の上各々飛去ると見ゆ。鳥類といへ共能く靈藥なる事を知れるは、實にも靈鳥也と語られけり。

百井塘雨 『笈埃隨筆』

○著者文政前後歿。

「批判」以上三傳説の如く、鶴が朝鮮より人蔘をくわへ來ると云ふ話は、前掲の外中國九州の各地に民間傳承として存在せり。

此傳説は日本の昔より存在せし「鶴が稻穂を朝鮮よりくわへ來る」と云ふ傳説の轉化なること疑無し。

其稻の傳説の最古きは『年中行事秘抄』に……舊記に曰く垂仁天皇の代倭姫の皇女伊勢太神宮の御杖代と爲る。時に太神の託宣に依隨し大和國より伊勢國に向ひ、壹志郡に至り片樋の宮に齋く。彼宮より發し三隻の船に乗りて佐志津に向ひ御し、暫く爰に留る夜鳴鳥葦原に聞ゆ、倭姫皇女人

を遣し見せしむ。一隻の鶴あり八根の稻穂長八握ヤツカを守る瑞穂と謂ふべし。倭姫の乙女人をして苅り取らしめ太神の御食に供へんとす。即ち木枝を折り刺合火を出し彼稻米を炊きて太神に供へ奉る。此時より神嘗祭發す……。

とあり、右舊記とあるは『神名秘書』に……大歳の神件の神は速須佐男の尊が大山津見神の女名神大市比賣を娶りて、子御年の神を生む化して眞名鶴となり穂を咋へて飛來り此處に穂を落す。因て大歳の神と名く。本記に曰ふ伊雜方上葦原に在稻一基生ず、本は一基にして末は千穂茂る也。彼稻白眞名鶴咋へ持廻乍ら鳴し……云々。『倭姫命世記』に垂仁天皇二十七年九月酒を造らしめ太神に上り、翌年秋の頃一本苅取皇太神宮の社前にかけ、其鶴の住る所トヤツルに八束穂の社を作る……等あるを指したるものならん。此種の傳説が徳川幕府時代にも傳へられ存在せしは、『兔園小説』に奥州白河の郷に鶴のくわへ來りし稻穂を江戸淺草に植へ平田篤胤の此稻を鑑定せし話。『甲子夜話』に會津あたりに鶴のふくみ來りし稻なりとて、屋代太郎が持來れるを著者松浦侯が之を見て米粒特に長しとあるもの。後

○鶴ヲ獵シ其啼聲
ニアルモミヲ取リ
植ヘシモノナラ
シ。

○南洋系傳來ノ種?

○獨ハモチゴメ。

○△符ノ字、字書

ニナシク字ノ素ヲ

庶ニ代ヘタルモノ

ニシテハ龜ニアリ

シコトヲ示ス?

○女眞ノコト。

段六項に記せる『北越雪譜』の記事等、事實化したるものあるにより知られ。又正月寶舟の古畫には、七福神の乗れる船の上を鶴が稻穂を咋へて飛べる圖のものあり。佐藤信淵の『草木六部耕種法』に、古代の稻の種類を出雲稻四種、古志稻二種、日向稻四種、笠縫稻二種、都合十二種のみなるを記し、其笠縫種二種とは鶴ヅル、稷シネ、鶴ヅル、麩ヅル是なり。以上十二種は上古よりの稻種にして今の世に耕種する諸の稻の根元なり……とある。

以上皆古昔稻の種を朝鮮より傳へたるを暗示するものなるべし。

●四、 鶻の腹から人蔘を取る話

此の話は前項鶴が人蔘をくわへ朝鮮より來ると云ふ話の一轉化ならん。

佐藤信淵の『草木六部耕種法』中人蔘の耕作法を記せる終りに左の如く記されあり。

人蔘は長白山の産を以て世界第一の上品とす。所謂長白山は支那國の遼東と朝鮮と女直との三國の間に跨り、赤道下を北に距ること四十一度より起つて四十二度の外に在り。極めて廣大なる山にて氣候常に冷たく四時雪の絶ざる處なり。出羽の國秋田領の正西六度一度を三十里とすれば許の海を隔て相ひ對す。
大約百七十八十里なり

此の山自然生の人蔘多し。其上品なる者は其の根の形狀全く人體の如く手足陰陽皆備りて以て牝牡を分つ。人蔘の名の由て起る所以なり。

鶺鴒ハシタツは此の物を食ふことを好み、深秋木の葉落て人蔘の有無よく見分くるの頃に多く此山に群がり集り、人蔘を採つて此を食ふ。夷人等鐵砲を以て此を打ち、腹内の人蔘を取ると云ふ。

雪降ること既に深ければ、鶺鴒は此山を去り、正東百七・八十里の海上を翺つて、出羽の國秋田郡の八郎瀧に集る。故に毎年初冬の頃より佐竹家にて銃手に命じ、其の白鳥を打たしめて、此を幕府マツリに獻る。一番鳥より四番鳥までを獻上すること定例なり。或ひは其の白鳥の腹内より許多の人蔘を得ること有りと云ふ。幕府にて昔は佐竹家の白鳥使者を重んずるは、是の故なるにや、武鑑の獻上例を讀んで其の趣を推察すべし。

(注) 武鑑即徳川政府の職員録には佐竹左近將監義堯、二十萬五千八百石餘、居城出羽秋田郡久保田、時獻上の部に、二月鮭子籠コモ、白鳥蠟燭見御禮とある。

將軍が特例を以て、此白鳥獻上の使者を引見せしは、腹中より人蔘が出る故に非ず、又決して斯る事無し、白鳥の縁起よきに縁る譜第大名の待遇ならん。

「批評」佐藤信淵の如き其當時には珍らしき科學者が、以上の如き非科學的事項を其科學的著書中に載せたるは、動物學には暗く唯其土地に語り傳へられたりし郷土傳説を、筆の序に採録したるものならん。

●五、雁鴨が人蔘を喰ふと云ふ話

人蔘を喰ひ來り餌袋に人蔘のある雁鴨多しとぞ。人の知らぬ所の山に人蔘ありと見ゆ。

黒川玄逸『嘉良喜隨筆』

「批評」此文のとぞとあるは民間の傳承をさしたるものにして之も鶴傳説より轉化したるものと觀るべし。

●六、病鶴に人蔘を與へて癒せし話

天保七年丙申の春。我が郡中小千谷の縮商人芳澤屋東五郎、俳號を二松といふもの。商ひの爲西國にいたり、或る城下に逗留の間旅宿の主がはなしに。此の近在の農人、おのれが田地のうち、病鶴ありて死にいたらんとするを見つけ、貯へたる人蔘にて鶴の病を養ひしに、日ならず病癒えて飛去りけり。

さて翌年の十月鶴二羽彼の農人が家の庭ちかく舞ひくだり、稻二莖を落し一聲づゝ鳴きて飛びさりけり。主人拾ひとり見るにその丈六尺にあまり穂も是

につれて長く、穂の一枝に稻四五百粒あり。主人おもへらくさては去年の病鶴恩に報いたため異國より啜えきたりしならん。何にもあれいとめづらしき稻なりとて領主に奉りけるに、しばらくとどめ置かれし後其まゝ主にたまはり、よくやしなへと仰により苗の頃に至り心を盡して植付けるに。鶴が與へしにかはらずよく生ひ出ければ國の守へも奉りしと語れり。東五郎猶其村其人をも尋きけば、鶴を助けたる人は東五郎が縮みを賣りたる家なれば、直ぐさま其家に至り猶委く聞てさて國の土産にせん。穀を一・二粒賜はれかしと乞ければ。あるじ越後は米のよき國と聞ばことさらに生ひならんとてもみ五六粒與へたるを國へ持かへりて事の來由を申して、邦君に奉りしを御城内に植しめ玉ひ。東五郎へ御褒賞など存しと、小千谷の人其頃物語れり。

鈴木牧之『北越雪譜』

●七、鶴が人蔘の葉を食ふと云ふ話

人蔘之事、人形共トサム共云ふ。是れ本人蔘也、忽て人蔘の生ずる所十七箇所あり。其の内人形人蔘の出生は第一朝鮮、第二中華に在り。朝鮮にてはトサムといふ處なり。三十里四方岩石の山にて草木不生、皆岩石の間に自然にこ

みほこりの溜り申す處に出生す。人形と申すは、人の首の様に上太り、夫れより左右の手左右の足の如く枝付きて、人の形の如く也、故に人蔘と號す也。麓の里をトサムといふ。第二中華の人蔘も岩石の中に生ず、其外は土に生ずる也。此の土に生ずるは人形不備不具に候枝の付やう全體にあらず、是れも人蔘にして功大に劣れり。故にあなたにて人蔘トサムを用ひて、土に生ずる人蔘を第一日本へ渡す也、夫共に昔は人形も渡りし也。當時稀也といふ。同じ人蔘ながら人形は大に違ふ故に、トサム人形は自國にて用ひ、他國へは土に生ずるを渡す也。依之古い人蔘の煎粕を又煎じ、病氣も無之者吞みて亂心せし者多し。是れ氣の徳厚き故也。トサムにて彼の岩石の中に生ずる所、少し葉立延び候得者、其の葉を鶴喰ひ候故に出生少し。青く見ゆると斧にて岩石を打碎き堀出すなり。

『渡邊幸庵對話』

(注) 渡邊幸庵は天正十年日本に生れ、四十二年間支那に居り、其後日本に歸り、老後今の小石川區乙羽町、當時江戸朱引外なる武州護國寺の門前に居住し、寶永六年に百二十八歳の長壽にて往生を遂げしと傳へらるゝ、人なり。此書は其死せし年の二月に領主松平綱紀侯の家臣杉本三之丞が本人を訪問

して種々の事項を聴取り筆記したるものにて、中に荒唐無稽なるもの多し。此話も其一に屬し英語の *Travels Telluris* に相當するものなり。

之を傳説の部に入るゝは當らざれど、事人參と鶴に關するを以て便宜上爰に加ふ。

【本節附記】

傳説に對し科學的批判を以て云爲すべきものに非ざれど強ひて言はゞ。

一、鶴の嘴にて人參の根を完全に掘取ること不能なり。鵠雁鳴の如き嘴の圓く短きものは猶特に不能なり。

二、朝鮮より日本海の海上を長く口中に含み、又嘴に啄し來ることも亦不能なり。

三、以上の鳥の口より唾嚢迄人參の根を運ぶことも、唾嚢に存在せしむることも不能なり。

第二章 人蔘に關係ある小説稗記・綺説・逸話

本章題目に該當するものにして、既刊人蔘政治篇・人蔘栽培篇・人蔘醫藥篇・蔘名攷彙篇等の記述に引用すべく參照の價值あるものは、大抵各其篇に網羅し盡したれど、其史的資料としての價值無き者は皆省きたれば爰にそれ等のものを一括して採録せんとす。單に雞肋の情より出たるものにして閑文字に過ぎざるものに屬す。

猶ほ一言すべきは、本章の各項中には(1)全く事實と認むべきもの。(2)事實に蛇足を加へ或は誇張したるもの。(3)事實なりや構作なるやの區別判然せざるもの。(4)全く架空的に作爲したるもの、四種混淆せることなり。

第一節 支那の部

●一、王安石病に人蔘を斥けたること

王荊公喘を病む、藥に紫團山人蔘を用ゆべし得べからず。時に薛師正河東よ

り還る適ま有之、公に數兩を贈る、受けず。人有り公に勸めて曰く、公の疾は此藥に非ざれば治すべからず、疾憂ふべく藥辭するに足らずと。公曰く平常紫團參無くして亦活きて今日に到ると、竟に受けず。公の面黧黑なり、門人之を憂ふ。以て醫に問ふ、醫曰く此れ垢と汗、疾に非ざる也と。溲豆を進め公をして面を額アタはしむ。公曰く天生黒し予に於て溲豆其如何ぞ。 宋沈恬『夢溪筆談』

(注) 王安石は宋代の有名なる政治家にして學者。官を歴任して神宗の時宰相となり、庶政を革新す、反對派の爲斥けられ、南軍節度使となる。元豊中左僕射を拜し、荆國公に封せらる。薛師正は本名向、師政は其字なり、元豊の初累官樞密院事となる、最も理財に長ず。王安石に認められて其才幹を伸すことを得たり。

●二、參政の手腕を獨參湯に比す

羅必元司法參軍と爲る。眞德秀入つて大政に參す。必元移書して曰く、老醫嘗て云ふ、傷寒の壞證は惟た獨參湯之を救ふべし、然して其活くる者は十に二三無しと。先生其れ今獨參湯か。

『宋史』列傳

(注) 眞德秀は宋の慶元の進士、理宗の時泉州福州の地方官を歴任し、召されて

○咸豐十年ノ諷。
 文宗ノ崩八十一
 年。
 ○英佛聯合軍ノコ
 ト。
 ○文宗崩シテ後爾
 順端華等ト穆宗ヲ
 立シ朝政ヲ專ニス
 孝欽后睡簾セント
 ス肅順等之ニ力抗
 ス孝欽后ハ孝貞后
 ト密謀シテ肅順ヲ
 殺ス。
 ○孝欽后ハ慈禧穆
 宗ノ生母、孝貞后
 ハ文宗ノ后慈安太
 后。

翰林學士となり參知政事を拜す。其學は朱熹を以て宗とす、時に僞學盛なり、羅必元の言傷寒の壞症とは其事を指したるものなり。果して徳秀朝に立ち直聲あり、其後正學に復明したるは彼の力なりと稱せらる。羅必元は嘉定の進士風節高きを以て名あり。

●三、人參湯の藥碗を誤つて破り其過を謀計に免がる

清の咸豐十一年各國聯軍京に入る、文宗后妃等を挾んで熱河に走る。未だ幾くもなくして崩す、梓宮京に還るに及び那拉后遂に戸部尙書宗室肅順を菜市に斬る。清の祖制凡そ宗室罪あらば宗人府に於て自盡を賜ふて市に刑せず。此次祖制に違はざるは叛逆を以て論ずる也。(中略)文宗崩するに及び穆宗幼なり那拉后名位又卑し。肅常に之を藐視す、言者其大位を窺竊するの志あるを論ず因無きに非ざる也。肅文宗の熱河に幸するに隨ふや、常に戲に寶位に坐す。人に謂つて曰く似るや否やと。那拉后甚だ之を忌む。肅每晨未だ起きず帳中に坐す、即ち人蔘汁一杯を飲む。小内侍あり専ら其事を司どる、杯は和闐羊脂王の製する所と爲す、文宗の賜なり。一日小内侍誤つて之を碎く、大に懼れて逃れんと欲す。老監某あり之に教へて陳尙書に緩頰を求む。陳尙書は即ち孚恩、肅と

最も莫逆の者也。孚恩授くるに計を以てし去る、小内侍歸る類するに膠を以てし次晨仍ほ葎汁を貯へ以て進む。甫めて帳を掲ぐ即ち驚呼地に仆る、而して杯を擲つ。肅之を怪む對へて曰く適ま爺の兩鼻孔中黃氣二あり、龍狀の如く長さ五六尺故に覺へず驚いて杯を碎く也と。因て死を請ふ、肅曰く速かに起て妄りに語る毋れ、何ぞ懼れを爲さんやと、竟に杯を碎くの事を問はず。肅是れより隱然以て天命有りと爲す焉。

●四、人參湯に血を交せ誠意を僞つて示す

清の文宗熱河に在り危きに臨むの際密かに朱諭一紙を授け慈安后に與ふ。謂へらく某もし子の帝と爲るを恃んで驕縱不法ならば卿即ち祖宗の家法を按じ之を治すべしと。文宗崩するに及び慈安之を以て慈禧に示す、殆んど之を警する也。而して慈禧慄々として危懼失意を承け以て慈安に事ふ、微として至らざる無きに幾し。是の如きもの數年慈安以爲らく、其心他無しと矣。慈安小疾に嬰す、數日大醫の進方其效なし、遂に藥を服せずして愈ゆ。忽ち見る慈禧の左臂に帛を纏ふを、之を説イテる慈禧曰く前日の葎汁中曾て臂肉一片を割きて同煎す、聊か心を盡すのみと。慈安大に傷感し泣て言つて曰く、吾汝の竟に此の如き

○病ノ危篤。

○慈禧ヲ指ス。

好人たるを料らざりき、先帝何爲れぞ尙ほ汝を疑ふやと、遂に密諭を出し慈禧に面して之を焚く。是日より嗣日に漸く放肆語多く不遜にして事々權を専らにす。慈安と與に協商せず、慈安始めて大に悔ゆ、然も己に及ぶ無し矣。光緒二年春夏の間京師忽ち慈禧の大病を傳ふ、數日ならずして死する者は慈安にして慈禧の愈ゆるを聞く。或は曰ふ、慈禧大醫院に命じ不對症の藥を以て之を死に致すと、喪儀甚だ草々二十七日後一律に除孝す。慈禧竟に持服せず大臣の進御者仍ほ常服す。國母の喪此の如きは誠に古今に互り未だ有らざる也。予時に京師に在り光侍御宅を主る故に之を知る。以上二 梁溪坐觀老人『清代野記』

第二節 日本の一部

●一、徳川家康人參の包紙を節約す

板坂卜齋侍座せし時、壺に入りし人參を賜らんとて兩の御手もて下されけるに。御違棚に奉書の紙ありしをみて一枚玉ひ是に包まんとせしに、それは大名共へ書狀を遣すに用ゆるなり。えうなき事に遣ふものならず。人參は良藥にて汝等なくてかなはぬものなれば取らするなり。奉書は一枚と思ふべからず

大なる費なり。羽織脱てこよとの上意にて、羽織に受て奉書は元の如く御柵に返し置しとぞ。卜齋も年頃御側にありしがこの時ほど面に汗して迷惑せし事はなかりしとて後に人に語りしとなん。『東照宮御實紀』附録

●二、將軍下賜の人蔘を辭退したる大名のこと

黒田公病に成ぬる時、將軍より人蔘を被下。此人蔘は御物にて三本ならでなしほそき大根程もありなん、誠に人體のごとくなるとなり。此内一本を給わりければ、公辭して宣ふ、我身此人蔘あい侍らず。か様の奇品天下の寶なり、かゝる寶を費し奉りても、わづかに一日か二日も生延候より外は有間敷候得者。御寶の物を費し候は、我身にとつて一日二日の爲めには、勿體なく奉存とて返上ありしとなり。鳥江正路『異説まちまち』

●三、五加木ウツクギを常食とし人蔘を常飲せし佐久間信盛

佐久間右衛門信盛は織田家の老臣にして隨一の人たりしが、大坂本願寺を攻んため天王寺に向城を構へ今の月江寺の地、世人尼寺と云又俗に眞山のぬけ道といへり信盛を大將として、一子甚九郎とともに三千餘騎にて籠置しに此信盛一宗の根元を滅却せんはよしなき事と思ふが故に。無事に城をだに渡しなばと思ひて、數月對陣のみして茶湯な

○將軍、家治？
○福岡藩主名不明。

○文化四・五年頃著。

どを翫び、更に合戦せざりし程に、織田信長公大に怒つて追放せらる。信盛浪人と成て終に播州益井の山奥五加木^{ウカギ}が谷といへる所に閑居し、同伴の老翁四人と共に住居し。平生に五加木を食とし、更に他物を喰はず、百十餘にして壯健なりとて。孫なる佐久間久右衛門といへる士扶持するに、金銀米絹の類ひにあらず、只朝鮮人參を調へて送りけるとぞ。久右衛門へ送ける短冊に仙家花といへる題にて。

こひしさを慰むやとて山かつも

おのが心の花のみやこ路

經盛

又裏書に慶長十七年三月十八日とあり。此幽谷といへるは、二丁四方が程は五加木ばかり生繁りて、頗る難所を経ずしては行がたき山分なりとぞ。實に末世の仙といふべし。此久右衛門は君公その孝慈を感せられ、御あげ用ひ有しとなり。

木村孔恭『蔗蔘堂雜錄』

●四、親の藥の人參代を遊女に使ひ死刑となつた話

明君其情惡を咎め玉ふ事

享保の始とや、何の國にや百姓、以の外煩ける。醫師等相談しけるに、能人參^{ヨシキ}な

○病氣。

らでは難助趣申ければ。在郷ザイコの事人蔘求むべき身寄なかりし故、悴ツレに申付江戸表へ才覺に出しける。彼悴途中にて右人蔘代を博奕とやら遊女とやらんに遣ひ込、人蔘可求手段もなく路用にも指支。兩國橋にて人の巾着など切しを被召捕御先手にて吟味の上、小盜術杯致候者入墨敲とやらんに申上けるに。明君御尋有けるは、右親は其病氣にて相果しや又快氣せるやと御尋有けるに。大病にて病死の由申上げれば、親を殺せし者の通牒に被仰付けると也。親の頬に藥求めに出し身の遊樂の心あらんは誠に天罰遁べからず、難有御政徳也と露臺の語りぬ。

藤原守信『耳囊』

●五、人蔘詐欺の話

江戸本石町に唐津屋とて、虎の生き膽ゲモ、白象の鼻油、騰虎ラッコの毛貫袋、天龍の涎、三韓の藥種、此店に無いものは何處にも無いと云ふ有名なる商店があつた。

ある時此店に若黨草履取り狹箱持等を召連れたる見るからに、いづれ大藩の家中と見たる立派なる士入來り。朝鮮人蔘極上々のものを見だし、當年は殊の外高直なること合點の上なり。此店にある程の高髭折れに至るまで計七十三兩を出さしめ。所々見合する中、是品よきに極まれば皆召さるべし、代銀は念の

爲め一應且那へ披露の上相渡さるべしと、人蔘を狹箱に入れさせた。唐津屋に於ては少しも疑はずよき客なりと、亭主の弟八之丞同道して御屋敷の方に歩み行つた。

其頃目黒臺座町の裏店ダゲに大吉院とて世に隠れも無き祈禱者があり、うせ物待ち人男女相ひ性門出等は申すに及ばず諸事の加持祈禱今晴明と大看板をかけ、萬づ見通しの大法印あり。此行屋ボコウヤへ彼の侍は八之丞を同伴して法印に對面し、昨日物語致し祈禱を頼み申したる狂人キチガヒ只今めしつれ參りたり。約束の如く先づ一七日留置き加持祈念頼み申したし、當座の御初穂銀貳枚さし出し。さて病人參れと言へば、八之丞をつれ出せば。興さめ顔になつて申すよう、私は毫しも病氣の覺へなし、人參の代銀取りに參りたれば御渡しなされよと云ふ。此侍少しも驚く氣色なく、此四・五日晝夜人參人參と口ばしり候といへば。法印はつくづくと打ながめ此亂氣ノボセウ上性ノボセウより起ると見えたり。氣違は力強き者ぞ林學坊不動坊愛染坊と手を叩けば。かけ出しの荒山伏四・五人出で左右より八之丞にすがり少しも働かせず。先づ護摩の壇を飾らせて佛眼金輪五壇の法、五大虛空藏八字の法、金剛童子繫縛の法たとへ如何なる生靈イキリヨウシヨク死靈狐狸の障礙なりとも、急々

に去れ去れと。鈴錫杖をおつとり飛びあがり踊りあがり。既に祈禱が初まれ
ば彼の侍は皆々御大儀頼み申すと暇乞して立去つた。

かくて二夜三日汗水となつて祈りたれど、さらにシムレ驗も無かりければ。法印を
はじめ皆々退屈して一休こそ休みたり。

時に八之丞は涙をハラハラと流し、我は氣狂に非ず斯様斯様にして人蔘かた
りに遇はれたり。此上は法印も同類の訴人仕るべしと驅出すを引とめ段々様
子を聞きとり初めて事の次第が怪しくなり。かの藥種屋に問合せたるに、一昨
日より弟立歸らざるにより只今公儀に罷出る所に此仕合と。法印は詐欺共謀
の言譯は立ちたれど其侍の身元たしかならざるに、僅かの加持料にふけり理不
盡の仕方とあつて、數珠袈裟頭巾トキヤ迄を賣立て人蔘代の辨償に唐津屋へ晦日拂ひ。

北條團水『晝夜用心記』

●六、日本に朝鮮人蔘の種傳來の綺談

會津藥用人蔘の由來傳説

藥用人蔘は何と云つても朝鮮が本元なり朝鮮に於ては自國限りの特産とし
て國外へは種子一粒たりとも許さず。然るに圖らずも或る機會により本邦に

○著者ハ西鶴ノ門
人養永八年四十九
歳テ歿ス。

傳はることゝなれり。

寛政初年朝鮮使節徳川幕府に來聘したることあり。此使節が徳川將軍の賢覽に供へんとて枝振よく見事に結實したる人參を鉢裁とし持參し。藥用として重貴なる人參の樹又は實と云ふものは斯んなもので御座ると誇りを以て御覽に入れたれど固より其儘獻上せんとするには非ず。只自國の特産を誇示せんとするまでの事にてありしなり。人參は今更云ふ迄も無く當時最高の藥品にて。物の本に親の大病に朝鮮人參が入用の所家が貧乏で調達が出來無い、仕方なく孝行娘が身を賣ると云ふ悲痛の物語があるほどなれば。見るが始めての幕府の醫官御役人どふも其種が欲しくてたまらざれども。呉れよと言ふた所で呉れないは勿論なれば、色々相談の末是は國の爲め非常手段に訴へる外なしとの事に一決し、使節の旅館に人を忍ばせ隙を窺ひ其種子を撈ぎ取らしめたるなり。翌朝に至り使節館の騒は大變なり。外國へは一粒たりとも傳ふることを許さざるものを、今茲で全部竊取せられたることなれば。使節は歸國の後何と云譯すべきやと、直様幕府の廳に訴へて、取調を願ふやら、種子の返還を迫るやら、混雜を極めたり。幕府にては斯くあるべしと豫て期したることなり。や

がて六人の盜賊を捕へて此を使節に示し、使節の立會にて吟味したるに。其供狀には、實は餘り珍らしきもの故、急に欲しくなり盜んで見たれども、餘りに詮議が嚴しくなり、持耐へ得べくもあらぬ故、是非なく其實は皆海中に投棄したりとの事なり。幕府は申譯の爲なりとて六人の盜賊を使節の面前にて斬罪となしたるに。使節も此上返還を迫るべき様なく、且犯人六人まで死刑に處したることなれば、面目も言譯も立たりとて無事に歸國せり。

何ぞ知らん此六人は豫て死刑に定りたる者なる所、此度の事に付き御國の爲なれば人蔘の種子を窃取したる犯人になりて呉れよ。その代り汝等の後生は必ず立派に弔ふて遣はすべし、又遺族には特別に御手當あるべしとて。よくよく因果を含めたる上、使節の前にて人蔘の種子を窃取したる供狀を爲さしめ、其名義にて死刑に處したるなり。種子は固より役人の手に残りしなり。

種子は残りたれども、扱て如何にして之を栽培すべきや、又如何なる地に植付くべきものなりやは、固より知り得べき筈なき故、此事には當惑したり。是は本草學者をして研究せしむるより外なしとて、其の頃本草の大家として名高かりし平賀源内に申付たるに。源内は豫て本草の學問にて取調置きたりと見へ、日

光を見立て適地となし、遂に此處に種卸しすること、定めたり。然して其栽培効を奏して次第に發達し綿々と種子を留むるに至りしものなり。

〔批評〕此民間傳承は會津邊に存在せしものにして之を採訪して手塚千代三郎氏が『會津藩藥用人參の官業に就て』なる小冊子編著の時に上記の如く文章としたるものなり。全篇虚偽を以て充たされたる話にして好事家の作成なるべし。

●七、人蔘肥料に人糞を施し打首になる農人を安達仁十郎が助けた話

安達は一年おきには必ず産地元たる會津に來り、需用地の嗜好に適するよう作付又は製法に注意したり。されば會津藩の安達に對する優遇は想像も及ばざる程なり、扶持高五百石を與へて資格を若年寄の上格にしたり。若年寄とは家老・年寄若年寄の順序にて、第三位の順位なり。當時の情態よりして、他國の素町人に是程の地位を與ふることも例外とも破格とも言ふべき言葉なし。而も事實上優遇は尙此上なり、君侯の席に出る時は必ず對座となり、家老以下は餘程間を置いて着席したりとの事なれば、即客分の取扱也。又其五百石の扶持米及之に伴ふ大小豆蠟燭等其他の件々は年々時を失せず、越後路より出荷して必ず

○安達ハ會津藩ノ
人蔘支那輸出ヲ一
手ニ取扱タル長崎
商人。

○下記ノ待遇ハ誇
張ナリ。

數の如く長崎に廻送し、本人に交付したるものなり。是にて人蔘の收入が如何に廣大なりやは推知すべきなり。

唯一つ人蔘に就きて犯罪の話あり。人蔘は前にも云ふ如く靈物として將た寶物として尊重したるものなれば、種卸より耕作製造に至るまで謹嚴の取扱を爲し甚だ不淨を忌みたり。随つて肥料の如きは唯米の磨汁トギシを限りて之を施したるに過ぎざる所。門田村青木の作付人吉太郎と云ふ者、其人蔘を肥さんが爲めに私に下肥を施したり。是が不幸にして人蔘役所に聞へたることなれば、さあ大變なり、通常指示事項違犯位の話に非ず。是は人蔘の神聖を汚したるものなれば、不届至極の振舞なりとて直ちに逮捕せられ、遂に入牢の身となりたり。永らく獄中に於ける苦艱は云ふも更なり、到頭打首と云ふことに定まり、哀訴嘆願も最早行届ざることゝなれり。吉太郎は愈明後日を以て斬首せらるべく確定したる時彼の安達仁十郎は到着したり。前にも云ふ如く大切の國賓の事なれば、定めの旅館に迎へ入れ、接伴役を命じ待遇萬端至らざる處なし。仁十郎は接伴役に向ひ、近頃御藩内に何か珍らしき話が御座りませぬかと尋ねると、接伴役は別に變つた話と云つても御座りませぬが、青木村の吉太郎と申す者、今春人

參に下肥を施したる科により入牢となつて居りました處、愈罪科定りて打首となすことになりましたと云ふ。仁十郎は驚いてそは大變なこと、而し既に御仕置は濟ましたかと問へば、接伴役は明後日御仕置になる筈なりと答へたり。仁十郎はそれは私が屹度御救申しましようと思ひ、萬事を差置直ぐ様登城して君侯に拜謁を願出たり。君侯に於ては今日到着した計りの仁十郎が急遽の登城なれば、何事ならんと思ひ直に謁見を許されたるに。仁十郎より先づ時候の挨拶一通濟みたる上、扱て申上ぐる様、灰かに承りますれば、青木村の吉太郎と申す百姓人參に下肥を施したるの罪により打首の事に御仕置相成やに御座りますか、果して事實で御座りますか。君侯は如何にも彼者は靈物を汚し罪を地祇に得たるものに付罪科を申付たりとの仰なり。仁十郎は重ねて其儀は憚ながら再度の御賢慮を仰ぎ奉ります、抑人參は固と人の命を助け病を治するが其効用で御座ります、其命を助け病を治す筈の人參の爲に大切の人命を取ると云ふことは事理が顛倒して居る様で御座ります、何分御助命の御詮議あらまほしくこそと、懇請に及びたり。言ふ處簡單なれど、云ふ人は仁十郎なれば結局聞届けられて特赦の恩命下りて命一つを拾ふことゝなれり。

此後廢藩し人蔘の自由耕作となるに及びて仁十郎は舊業を繼續して、人蔘の取引を爲したる故、毎年仕入の時には會津に來りしが。來る時は吉太郎は遠くまで出迎へ、自己の家を其旅寓に充て、滯留中は心の届く限りは待遇に努め、以て舊恩を全ふしたりとの事なり。

仁十郎は明治三十四年の頃八十六歳の高壽を以て死去し、是より長崎との取引絶へたりとの事なり。

〔批評〕 前項と同じく手塚氏の著作中にあり。好事家の作りたるものならん。

●八、 身をやつし苦心慘憺人蔘の栽培製作を見習ひたる話

松江藩に於て安永二年意宇郡東津田村に人蔘畑を設け、元と御内用毛坊主を勤めし小村新藏を人蔘畑御番に取立。翌年御城内木苗方にも人蔘畑を設け新藏に管理せしめしも、不作にして寛政十一年に栽培を廢止せしが。其後藩の財政非常に困難となり、再び人蔘事業を起すの議あり。新藏の子茂重をして、其事に當らしめた。(以上史實以下傳説を交ゆ)

茂重は奮然として起ち心を碎きて栽培に従事せしも、腐敗する者多く生育面白からず、又々廢止の悲運に遭遇せり。

時に幕府所領日光の人蔘栽培事業は專賣の利得を占むる爲に、秘密を嚴守して其方法を人に洩さなかつた。茂重は如何にしても其技術を探つて雲州の人蔘事業を盛大にしようとする策を定め、密かに其旨藩廳に上陳して、文化元年江戸に出で、御用人横田新兵衛に仔細を語つて其添狀を貰ひ、九月二十六日に日光に赴き松江藩の宿坊たる實教院に身上稼人の風にて逗留した。

茂重は元來多藝多能にして圍碁、將碁、謠曲、割烹等皆熟達して居たので、院主は其器用なるを喜んで之を優遇した。時に同院に松の大樹があり難所に在るので久しく手入を加へなかつたが、會ま開坊年忌とて同院に歴々の客を招待する日が近づいた。乃こで數多の職工人夫が備はれて堂塔庭園の修理掃除を仕て居たので、院主は彼の老松の見苦しさを如何にして手入し風致を増さんかと種々相談してみたれども、命がけの仕事だと逡巡して唯一人之を請け合ふ者は無かつた。

此時茂重は院主の當惑して居るのを氣の毒に思ひ、自から進んで其松に攀ち登り残るくまなく刀鋸を入れて枝振を整へ翠影瀟洒見遠へる程の風姿とした。斯くと見たる院主は殆んど手の舞ひ足の踏む所を知らず、是迄萬事につけ一方

ならぬ手傳ひを蒙つて居る上、今日亦斯る大難事をやつて貰つた厚恩は言葉に盡されぬ。如何なる事たりとも望めらば申されよ及ぶ限りの御盡力を致さうと眞實を面に表はして感謝を述べたので。茂重は得たりと茲に始めて人蔘業傳習の素願を告げた。すると院主は快諾して福田屋庄兵衛なる者を招いて之に委託した。茂重は就いて栽培の秘法を學び更に庄兵衛の紹介にて所野村の百姓團番と云ふ者につきて實地の培養方法を習得し積年の宿志初めて成る。

時に偶ま靈夢に感じ急ぎ歸國す。一夜茂重の夢に猿が一匹西方より枕頭に來つて早く〜と呼ぶ。茂重覺めて思ふに是我が日頃信仰する猿田彦の命が早く歸郷せよとの託宣ならんと早速歸國の仕度にかかつた。院主は爲めに祖道の宴を設け福田屋庄兵衛は人蔘種子及生人蔘を贈つた。同年十二月十九日國に歸り意宇郡古志原の地よく日光の土質に似たるを見立て、試作し遂に成效を見るに至つた。茂重は歸國後躬から猿田彦の像を刻み人蔘方構内に一社を建て、之を奉祀した。其社は今尙ほ松本龔三氏の邸内に現存して居る。

一説には茂重は農夫に變装して日光に赴き人蔘製造の雇人となり、次第に信用を得て製造手傳役に進み。尙此地方人の信用を得んが爲に妻を此地にて娶

り子をもうけて十一年の長き歲月を経て、其栽培製造の秘法を習得したるより突然妻子を捨て、脱出した。日光では茂重の行方不明となりしより追手を出し捕へんとしたが、己に箱根山も躰えし後ならんと沙汰止みとした。而して彼が妻子は後とで獄門にかゝつたとの事である。

出雲藩に於て人參を盗んだ者は終身牢獄に入れたけれど死刑には仕なかつたのは元々日光から種を盗んだもので有るからだと傳へられて居る。

茂重歸國後前記の如く意宇郡古志原の地に藩營としての入參畑を設け其事業に當りしとの説と、茂重が其栽培法を用人に申出しに、そは容易ならざる事なりとし許されざるより。自から雜賀町の野々村某と謀つて古志原に二畝歩許りの畑を卜して試作し成效せしに始まるとの二説あり。

又一説には右日光種は何れも絶滅し密かに朝鮮より種を傳へたり此れが後世に傳はれりとの説もある。 出雲に於ける口碑及『島根縣舊藩美蹟』

●九、人の命を助け且病人に人參に與へし其陰德にて死刑を免る

ある人語らく、近き年のこと、か。盜賊を捉ふることを役とする人、學びの力ありて凡ゴシならぬが、下吏一人の賊を捕得たる時。其容體を見て汝は志氣あるも

○何ヲ。

のなり、かやうの業をやめて世をわたるたつぎをはかるべし。このたびは許さるべし、重て捉へば死刑に行はれん、必止るべしといひ含めて放されし。後いくばくもあらず又捕はれて來りたり。吏さきに吾言を用ず又此獄にかゝれり、此たびは遁るべからずせんかたなしとて、やがて刑すべき者の名簿カキツクに書つらねて窺ヒを奉らる。凡此名簿に點を付て下さるゝを待ちて、それぞれの刑に行ふ例なるに此ものゝ名に點なし。是は脱マカたるなるべし、今一たび窺ヒ給へと下吏まうしけれど。いなおもふ所あり、もし後に御咎めありとも、點なければ吾過トガにあらずとて彼賊を呼出し。いとあやし、汝陰徳を行ふことありや申べしとはる。こたへて、かかる業をもてよをわたる者、何の陰徳をカ行ひ侍ヒらはん。されど仰ミにつきておもへば、近き比深川に病る者ありて、わが相識者チカシにあらねども韓チマセン參ニシを用ば救はんかといへりしを聞に忍びず金五片を興へぬといふ。吏きゝてそれいかにも陰徳にてあれど今少し勝ること有べし、よく思ひめぐらせとしひらるまゝ……。

(以下、兩國橋にて人の袂をきり、其中に石ありしを見て、それが身投人なることを知り。其原因は里正の職に在り、年貢未進者を救はんとして一人の娘を遊女

○徳川三代家光將
軍朝鮮仁祖二十一
年支那明ノ毅宗崇
禎十六年、清ノ太
宗崇徳八年、西曆
一六四三年。
○以下殘存者が江
戸ニ送還セラレ可
來行所ニ於テ取調
ヲ受ケタル申立ヲ
主トシテ記ス。

○()内ハ岡田一
龜氏ニヨル以下同
ジ。

に賣り。十六片の金を持ち歸る途中巾着切に盜られ遂に隅田川に投身を決行せんとするに至りし顛末を聞き。之に金を與へたることあるを申立て放免となる。後に彼里正と邂逅し其家の入婿となり彼の娘と夫婦となる。

伴藁隱『閑田次筆』

●十、日本の商船沿海州に漂着し人蔘の事で乗組員の大半滿洲人に殺されし事實史談

出船より漂着迄

時は寛政二十年四月朔日、越前國三國郡新保村の竹内藤右衛門其子藤藏等一行總計五十八人は三船に乗組み。商法の爲め佐渡に赴くべく新保村を出帆し、能登の國今島に到着し、順風を待ちて無事に佐渡に着し、商法を終へ。五月十日佐渡を出發し歸船中、其夜大風起りて船は木の葉の如く飄蕩せられ、凡そ大海中に在ること十、五六日間にして某日不知の地點に漂着せり。乗組員の一部は山に登り木を伐りて破損せる船體を修復して、漸く歸航の途に就きしに、其夜不幸にも又もや暴風大に起り西の方へ五十里計り吹流され、漸く陸地を認めて沖合一里許りの處に不取敢碇泊せり。(琿春附近の沿岸へ六月十六日漂着)

其時三尋計りの舟に乗りたる一人は本船目がけて漕ぎ來り、續で六十艘計りの船集り來りしにより。藤右衛門は聲を限りに呼びかくるも言語更に通せず。其中三艘の舟近く來り本船に乘移り彼我互に手眞似にて意志を通じ居る中。彼等は携へ來りし人蔘三把と鍋とを交換せんと云ふ、其人蔘を指し此れと同じき品猶此地方にありやと問へば澤山にありと云ふ。然らば明朝曉天に同行せんと約し、あの者共をたらし人蔘の有處を教へさせ取り可參と談合中、彼等は立歸りたり。

土人の猛襲を受け大半は殺さる

翌朝に至り彼の土人は約の如く船にて來りたれば、日本の酒飯を馳走し同勢四十四人は土人に導かれて上陸し山に入る事十町許り原野はあれど人蔘を見ず、或は彼等に欺かれしにあらずやと思ふ時。(ポセツト灣附近)突然數十人の土人出で來り弓を彎き矢を放つて一行を猛撃したり。彼等は先日難航の時其佩び來りし刀脇差は龍神に祈りて海中に投じたれば、土人が生擒者十五人と共に若干の銃劍等の物將に藩湯に獻せんとすと慶興府使の報告にあれば幾許の武器はありしなり、身に寸鐵無く大半は殺され。漸く十三人だけは生き残りて草

○仁祖實錄ニハ慶興府使ノ馳啓、所乙古等ノ胡人百餘艘漂風シテ至ル言語不通ト雖モ其幹スル所專ラ探參ヲ爲ス、所乙古等件テ參ノ在ル處ヲ指示シテ六十餘人ヲ誘殺シ十五人ヲ生擒シ其一船ヲ焚クトアリ。

○當時清ノ都瀋陽
即奉天ノコト。

中に遁れ隠れしも、遂に見出されて捕縛せられたり。又船中に残りたる者等も同様に襲撃を受け道具は悉く奪はれ船は松明にて焼き捨てられ、獨り草履取の竹田藤藏十四歳と船頭の國田(岡田)兵右衛門の二人のみ生き残りたり。

(滿洲土人は日本の海賊が人參を掠奪する爲に來りしと誤認して殺するに至りしものなり)

以上十五人は村々に別々に置かれ、島の草を茹取る仕事を申付られ。それより五日程を過ぎ侍らしき者來りて何か穿鑿らしき事を爲し、此侍の去りしより後又二十日程を過ぎ其村人に連られて十五人とも馬に乗り三十五日目に韃鞏の都に至る。

(豆滿江を渡り朝鮮國境内に入り糧食を求索しつゝ、豆滿江右岸の地を北進し再び豆滿江を越えて今日の間島地方に入り海蘭河流域に沿ひ西進せしものならん)

奉天より北京に送らる

一同は奉行所に於て取調を受け、又手眞似にて漂流の事を述べ決して海賊に非ざることを證したれば。此時奉行は彼等に附添來りし三人の者を引出し、衣

○藤右衛門出船ノ年ノ翌年明ノ叛賊李自成北京ヲ陥レ、清ノ世祖ノ兵李自成ヲ山海關ニ破リ同年十月世祖ハ北京ニ入ル。

○鴉島。

類を脱がせ打伏せと爲し大竹片を以て其尻を五十程宛つ叩きたり。其後は別段によく十五人を取扱ひ二十日許り滞在して又奉行所に呼出され馬十五匹を以て二人或は三人づゝ別れ別れに大明の都に往く事となり。三十五日目又は四十日目には都に到着したるは申の年十月十一月の間也。

北京より朝鮮を経て對馬迄

靺鞨に於ては朝夕の賄人附たるも上下共に粟飯なり。米は一切なし。北京に入りては別に家屋をしつらひ、一同を容れて、人足三人を渡し。一人前一日の食料は米一升、豚一斤、ソバ粉、麥粉、菊酒、白大鳥二羽、薪は焚き次第、醬油、味噌は一回づゝ交付。衣服は絹布、夜着蒲團は木綿、尙ほ帽子肌袴までも給與せり。翌年五月彼等は送還を出願し同年十一月送還することとなり。十月十日羊皮の服及沓を下給し羊肉の肴にて酒を與へ、十一日奉行所に召出され五爪の龍紋ある大旗二本、小旗八本と猶外に四本と笠鉢三本、棒二本あり。總て唐の龍札を持たせ、十五人を各々馬に乗せ、侍以下百人計附添ひ朝鮮の國境に至り大明より附添人十名は残りて朝鮮の迎ひ人二百名計りと共に同行す。(此一行為朝鮮仁祖の王世子を冊封する爲に裨充格を派したるものにして漂流人は其序に率行せしな

○大明ハ清ノト。

○京城。

○東萊府ノ府使。

○釜山樓館奉行。

○仁祖。

り)

十二月二十八日朝鮮の都に到着しまた厚き持てなしをなし。戊年の正月七日朝鮮の都を出發し十日程にてシンサツいとふ大明の饗應を受け、紙五帖宛、多端粉^ゴ五斤宛下給し、二十八日トウネンキの地頭は又紙二帖づ、串柿十五連、米五俵、干鱈(ミンタイ干物)二百枚、酒肴、味噌、鹽を下渡し、夫れより宗對馬守様の侍衆古川伊右衛門様に御目見を爲す。彼等の喜び實に身も世もあらざりし。其歲三月十五日對馬の鰯港^{ウメノミ}に着し、二十二日府中に着し、六月二日對馬を出で、大阪に着し、後ち江戸に到達し、町奉行所の取調を受けたるなり。

清世祖の朝鮮に命じたる本件の上諭

本件に關し清の世祖が、順治五年十一月朝鮮國王李倬に與へたる命令文は左の如し。

今中外一統四海を家と爲す、各國人民は皆な朕が赤子、勉めて皇仁を廣むる所以を得せしめよ。前に日本國人民十三名あり、船を海中に泛べ、漂泊して此に至る。已に所司に勅し、周ねく衣糧を給す、但だ其の父母妻子の遠く天涯を隔つるを念ひ、深く憫惻す。茲に命じて使臣を遣はし、朝鮮に前往せしむ。至る

の日は爾ち船を借し轉送して、郷に還らしむべし。仍ほ移文し宜しく該君臣をして共に朕が意を知らしむるを示すべし。

(竹内藤右衛門及其子藤藏の墓は福井縣坂井郡三國町性海寺墓地に現存し史蹟名勝天然紀念物の中に指定せらる)

『異國物語』園田一龜氏『韃靼漂流記に就て』

●十一、芭蕉翁終焉に朝鮮人蔘を服す

芭蕉翁終焉記

御堂前南久太郎町花屋仁左衛門の裏坐敷を借元祿七年十月十二日歿

十月四日醫者木節申さるゝにより、朝鮮人蔘半兩道修町伏見屋より取。同じく包香十五袋よる。

『本朝文鑑』

●十二、淨瑠璃本義大夫本に現はるゝ人蔘關係場面

(1) 養育せる主人の子の病を助けん、と肝膽を碎き、苦肉の策を以て人蔘代を得んとし、其子死し己は死罪に囚はるゝ悲惨なる場面

淨瑠璃本『奥州安達原』

(前略)奥州外ヶ濱に住居する文治と云ふ者夫婦、一人の男の子が病氣となる

○近松半次北窓後
一竹本三郎兵衛合
作寶曆十二年。

イヤ其の難儀で思ひ出した。そなたに悦ばすことがある。ちつさが大病。人參でなければ助からぬとお醫者の指圖。あつというても長々の煩ひ。そなたやおれが物。衣類まで賣代シなした上なれば人參買ふあだてはなし。と云ふて大切なのは人の命。どうぞま一度本復さしたいと。胸を痛めてゐた所。：：よい儲け筋を聞出したれば。人參買ふ工面が出る。悦びや。夫の話に共勇み。「夫は嬉しい。そしたら私は先へいで神棚へ燈明あげて」ヲ、／＼それおれは直に其銀の工面に行く。

(此所へ車錢の南兵衛と云ふ金貸しが文治に貸付し金を取りに来る。：。此の文治は安部貞任方の善知安方と云ふ士で獵師シとなる者。子の病を直す爲に八幡太郎義家の放したる金札附の鶴を打殺し其金札を人參代とせんとせしも、借錢の爲めに取られしにより。女房お谷を欺きて鶴殺を訴人せしめ。其褒美の金にて、人參を買はんとする。捕手が來り安方を引立てる子の清童は死ぬる。……)

「けふはいかなる日なるぞや。我子に離れ。夫に別れ。一人残つてそもやそも。あられうものか淺ましや」と妻が嘆けば夫は猶。涙にむせぶ聲を上げ。

四百四病の煩ひより。貧程つらいものが有らうか。我子に吞ます人蔘の。價にせんと鶴を打ち。其鶴故に我命取らるゝのみか子も死ぬる。思へば是まで多くの殺生。數多の鳥を殺す中にも。まだ巢離れもせぬ小鳥を育てん爲に親鳥の。野山におりて餌を尋ぬる夫とも知らず親鳥を殺せば小鳥も死ぬる。…歴然報う因果の道理…。

(此の子の清童は三代相恩の主人の子也)

右本文義太夫には左の如く變更せられたり。

奥州安達原 宗任物語

(前略)跡には思案あり顔の夫の傍に差寄つて。詞申し此方の人、今南兵衛に遣らしやんしたは。彼りや何でゴヤムんと問懸られて。詞イヤありや此間拾ふて來たが何の役にも立たぬ物と思ひの外。結構な黄金の札。翌ツク入れる人蔘代にと思ふたれど。ほんの實はさし合せ。ヲ、那樣な物なら彼奴に遣らずと置いたが可い。今更云ふにや及ばねど。千代童の煩より夫婦が着換は云ふに及ばず。諸道具までも賣拂ひ。今日まで續けた人蔘代。最ふ翌ツク入れる人蔘の代さへ人に渡して了ひ。何の力で彼の子の本復。見殺しにせうよりは。詞南兵衛

が云ふたこと幸、わしを勤めに賣つて遣い。其金で人參をイオン一分なりと澤山入
れ。一日も早ふ快うして下さんせ頼む頼むと云ふ中も。涙吞込む曇り聲。詞
ア、厄體もない事云ふ人。コレよふ思ふても見や。以前は槍も持たせた身分。
浪人したとて魂まで。女房賣る程汚れもせぬ。氣遣しやんな。人參代も疾ふ
から工面して置いたと。…(下略)

(2) 親の大病に妹を賣り人參代を調へ歸途強盜に襲はれ其次第を話し却て
強盜より金を惠まる

淨琉璃本 『御所櫻堀川夜討』

(前略)都の出口來て見れば愛宕參りや伊勢參宮引も切らざる往還も。夜は旅
行の跡絶えて。人音まれな粟田口…。(中略)此處へ強盜が出る。來る人々を脅
迫するも一文にもならず。爰へいきせき來る男暗らさは暗し氣はいらつ。…
「サア出せ」「出さぬか」…と引捕へ。わつと叫ぶを無理無體懷探し「コレコレ
これ程ある物を強ひ奴ぢや」とつき飛ばされどと伏し。涙はらはら大聲上
げ「テモ扱も情ない。たゞさへ術ツない暮らしをするに。一人の親が大煩今を
も知らぬ危い命。せめて鬚人參でも進ツせたら取止める事も有らうと心はせけ

ども何を如何とのあだてもなく。せん方つきて京の妹が給銀の内。拾及借つて貰ひ。一足も早う往んでと。力に思うた甲斐も無く。此様な目に逢ふて。すごすご戻つて何とせう。見す見す親を見殺すは。テモ扱も情ない」と。大地を叩き。身を悶え只わつわつと泣くより外の事ぞなき「ムウ何ぢや親の大病人蔘が吞ませたさに。妹が給分借つたのか」「アイ漸ヤウケンと拾及。夫れをお前にしてやられて。親父様は死にやります。悲しい目を見やうより寧メイを殺して下され」と歎けば共に涙ぐみ「ム、身共も煩ふ母一人。孝行は同じ事。コリヤ銀戻す。大切な場に成つて。髡位では届くまい。大人蔘で養生せい」と板銀一丁投出せば「エ、イ是を私に下さりますか」「オ、孝行を感じておのれにやる。…」是はまあ夢では無いか。追剝様に銀貰ふは。命冥加な親父様。人蔘が切れたらば。又剝がれに参りましよ」と銀戴いて歸りけり…。

(下略右強盜は南蕃の骨接郷右衛門と云ふ浪人なり。)

(3) 夫の重傷者及其病母に人蔘湯を飲まず。

鎌倉三代記 作者未詳

(源頼家の臣三浦義村北條時政との戦場にて傷き鎧を着替其傷を隠し最後の

訣れに我家に立歸り母を觀るの場面)

三浦わかれの段

……入相過されば風雅の歌人は戀とや聞ん蟲の音も澤の蛙の聲にも修羅の街チマチの戰と身に引締る兜の緒若宮口の戰場より一文字に取て返す心は更に後れねど若落人と人や三浦が孝行の念力通す母の軒嬉しや是所ぞ氣の張弓始めてがつくり門口にかつぱと轉ぶ物音は胸に答ゆる二世の縁心時姫走り出見紛ふ方無武者振のヤア三浦様かと駈寄て抱起さんも大男詞コレ時姫でござんとす言へど正氣もあら悲しや詮方泣間も有合す幸氣付の獨參湯灌ぎ掛けたる藥水の一滴五臟に浸入りむくつと起て詞母人は何所にヲ、お氣が付いたか懐かしやと鎧にひしと縫り付詞ム、思ひ寄らぬ時姫殿爰へは如何して問間も惜しや母人に對面爲んと行くを引留時姫殿とは聞へませぬ何ばお嫌ひ成れても私はお前の女房じや夫の替りに母様の介抱に來たが何の不思議ム、すりや此程より附添居るかシテ母人の御機嫌は今すやすやと御寢成てお食は如何じやアイ何指上ても厭と仰しやる今朝ケツは漸粥ヤウワツの湯を少しばかりハア聞しに違はず夫では御本復覺束無サアされどもお氣の御實正なは獨參とやらの力藥シムシの驗マノアケリは目

今お前のお氣の付たも扱は母に與ふる藥で精神涼しくなつたるも思はず知らず親の慈悲ハア勿體無勿體無お休ならばお寝顔なりと拜まんと母と我身も是ぞ此一世の別れと思ふにぞ遠の勇氣も恩愛の肉身分しはらはらと先立涙案内にて物音騒がば驚き給はん靜に靜にと心沈めて病所の口立寄れば母の聲嫁女嫁女嬉しや御目が覺ましたか三浦様がお歸りぞや義村推參仕ると明る隔を礎と鎖しヤレ此障子明まいぞ抑三浦が歸りしとは坂本の城に歸りしかよも爰へ來る三浦で有まい。…(下略)

(三浦は時姫を信せず二心なくば其父の時政を殺して證を見せよと言ふ時姫は父を殺すべく決心し女の一念通るか通らぬか切先試みると椽の鉢石に突出す鑓を病める母は障子越に取つて我脇肚を貫き此首を持ちて父の陣所へ歸れと云ふ其母の詞の中に)

○ア、何驚く事が有定業極つた死病人參の精力で死兼ぬる此母が苦痛を助ける止の鑓女でこそ有侍の母疊の上の病死せうより我子とも討死と思へば此切先は名醫の鍼……。 (下略)

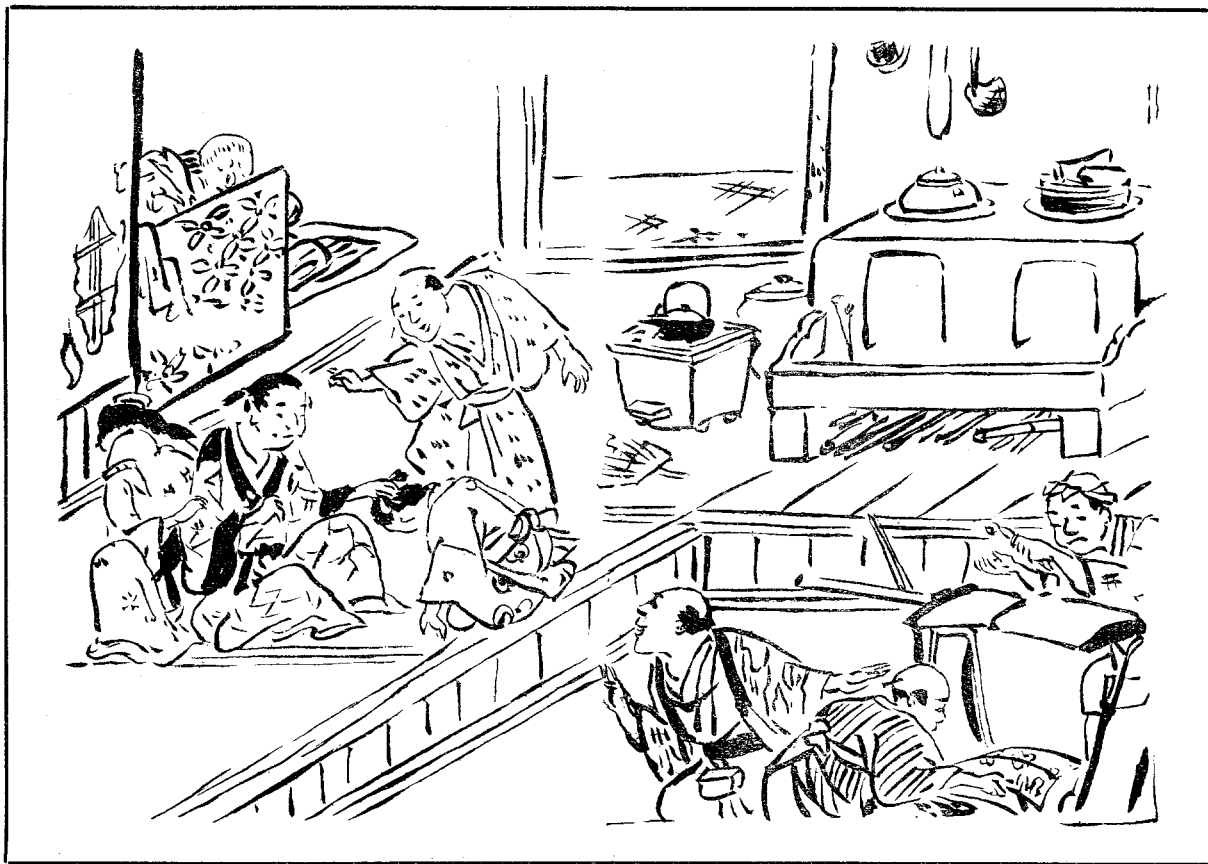
●十三、小説に現はれし人參

平賀源内『根なし草』

少年父の病に人參代の爲め身を男娼に賣る

(前略) 渡邊義兵衛と云ふ武士扶持に離れ浪人となり、老ひたる母と妻と民之進と云ふ息子と共に大津の町のわび住居。段々に貧に迫り諸道具を賣拂ひ高利の金を借り必迫母と義兵衛は病氣となる……)

……或夜母のすやすや寢入りしを窺ひ、義兵衛は女房に向つて申しけるは、いかなれば我々程果報拙なき者あらじ。京都にて勤めし時も、何の仕落なき身ながら朋輩の事にて御暇給はりしそれよりかゝる浪人住居……。母の病氣我腫物、剩さへ其上に四百四病にまさるといふ貧の病身に迫り耆婆扁鵲が藥でも、生き延られぬ我おとろへ。今日の醫者の詞にも、母の病氣も中風なり、我腫物も腐つよく、いづれも人參の力ならでは中々療治なりがたし。外に見せよとにげらるれど、其日の煙立てかねて知る通りの體なれば死したる者が蘇り、枯木に榮かの發はげばとて、人參のことは扱置き、毎日毎夜の催促に、最早云ふべき詞も盡き貧苦の上の我大病……。今宵腹切て相果てん……。妻の詞：昨日も藥は貰ひながら煎すべき薪なければ、わらはが髪の中を剃り、漸少しの價にて買調へし落葉さへ涙にしめりもえ兼る、寒氣の強き此時節。夜の物なく火の氣もなく、姑御といひ



御前の大病次第に募る苦しみを病む人より見る目のせつなさ。人參で癒ると聞けば、せめて此身が若かりせば、君傾城に身を賣つても、しやう模様もあるべきに……。

（此れより民之進密かに内を抜け關の明神に祈願し、水垢離を取り寒の爲に氣絶し。牙郎柏屋の長右衛門に助けられ、京の宮川町の男倡カゲマに身を賣る約束を爲し、翌日宮川町より迎への人來る段となる。）

民之進の詞。是なる長右殿を頼んで宮川町へ奉公に參り度ふ御座り升と涙と共に願ふにぞ。祖母も夫婦も思ひよらねば、顔と顔とを見合せてとうの詞も出ざれば。長右衛門引とりて、ない習でもござらねば、マアさうでもして身の代で諸方の借金をもつくのひ、人參でも調へて心ながう養生なされい。（此れより六年の年季百兩の金を受取、民之進は京に行く段となる）跡のなげきは、ん方なし。かくて果つべき事ならねば、彼の身の代にて大醫をむかへ價の貴き人參を用ひ、殘る方なき養生に母の病も全快し、義兵衛も程なく平愈しけり。これ偏に民之進が世に類なき孝心の天に通せし故ぞかし。……（下略）
（民之進後に市川雷藏と云ふ有名なる女形俳優となる）

第三節 朝鮮の部

●一、仁祖戚里の奸計を看破す

仁祖の時に人蔘の價が格別に騰貴した。(明と清が戰を交へ滿洲の人蔘が支那全土に供給の途杜絶し支那の需用を朝鮮に求めしに因る)戚里(王の姻戚)の人々は病氣の爲藥用すると稱し獨蔘湯の原料として人蔘を藥房(内醫院)に請求し、實は之を賣つて利を獲たのである。仁祖は此内情を看破し、藥房に命じ爾來右の如き場合には人蔘を倒んで交付せしめ之を賣る奸計を弄するを得ざらしめた。

「公私見聞録」

●二、左相人蔘にて一貧族の病を救はず貧を救ふ。

英祖の時の左相鄭弘淳は家甚だ饒なり。一日貧族の人來り兒の痘病の爲に人蔘を求む。鄭曰く蔘無し。後に至り彼の人又來る、鄭問て曰く痘兒如何、曰く幸にして濟ふを得たり。鄭曰く藥に蔘を用ひしか、答何の處にか之を得ん用ひずと、鄭曰く人の生死は固より藥に關せず、前日吾に蔘ありしも之を與へざりしは深く考ふる所あり、却て藥を用ゆるの害を慮りしなりと。乃ち人蔘一掬を取

出し之を與へて曰く、歸つて之を錢に易へて病兒の調養の救貧に使へと。

「瑣篇」

●二、人蔘を種の詐欺

開城府元町前科三犯朴時中、同府滿月町林泰絃前科三犯、同府住福岡縣大牟田市永吉秀吉前科二犯の内鮮人三名は、内密共謀の上高麗人蔘合名會社と稱する幽靈會社を創立したることゝし。朴を社長とし、少量の白蔘粉末に米大豆等の粉末を混入し二百グラムを一包とし、包装の上に「朝鮮總督府指定」定價二圓と記し、此販賣代理店の引請を平安南北、黃海の三道に勧誘し。一店三四百圓の保證金を受取り、一方農民に對し二圓一包の人蔘粉末を購入し置けば、三箇月後には五十錢の利子を添へ、二圓五十錢と引換ゆべしと稱し各地に賣付け。最初は聲明通り二箇月目に引換しより、無智の者等は其詐略たるを覺らず金利よきに迷ひ、之を購入する者多く中には一度に八百圓を購入せし者あり。結局僅か半年間に一萬五千餘圓を詐取せしにより、三人は發覺せざる中滿洲に逃亡せんと企て居たる所を平壤船橋警察署に於て右の事實を探知し三人共逮捕取調中なり。(昭和十三年九月京城日報)

本件は人蔘を買はしむるを目的とせず。二百グラムの人蔘粉末に對し二圓を支出し置くも損害無かるべしと安心觀念せしめ、而して金利廻りのよき點を餌として相手を釣りたるものなり。

朝鮮に於ける人蔘詐欺は耕作人蔘を山人蔘と詐る手段のみなりしが如此手段により萬以上を得たることは今迄に無きものなり。

第三章 人蔘文藝

本章には人蔘を首題とせる漢詩・川柳・戯曲の如きものを收めたり。其中には史料となり正史の不足を補ふもの無きに非ず。而して其詩の解釋に付ては、現今に於て専門の詩人すら其句の一部分の意味に明解を與へ得ざるものあり。即韻字平仄等の關係より字遣ひの平常ならざるあり。故事を短文字に壓縮せるあり。強ひて全篇の意味を臆測斷定すれば却て謬に陥るべきを想ひ、明かに判定し得たるだけに止めたり。

第一節 漢詩

△支那

高麗人蔘贊

三楹五葉

背^キ陽^ニ向^フ陰^ニ

欲^{セバ}來^テ求^ム我^ヲ

椶^ネ樹^コ相^シ尋^ム

梁陶弘景『名醫別錄』、唐李石『續博物志』

〔注〕宋の羅願の『爾雅翼』以降明清の醫書・植物書・雜書に此詩多く出づ、皆前二書の何れかよりの引用なるべし。

『爾雅翼』『廣雅疏證』等には樹字木に作れるものあり。

『名醫別錄』には：高麗人人蔘の贊を作つて曰く：と人字あり。『續博物志』には人字無し。此點に付て考ふるに續博物志の記載を正しとすべきが如し。理由の一、名醫別錄は正本傳はらず。理由の二、詩形より觀ても高句麗の如き當時文化低き地の人の作とするより、支那本土南部都會地の人の作とするを當れりとすべければなり。

椴樹は學名マンシウボタイジユ。解七卷四五一—四五五頁にあり。

此詩意に付て批評せんに、三極五葉とは三葉柄の付着を指し、五葉とは掌狀復葉の五出を指すものにして此一句の爲めに、之れを人蔘の定型と爲し後代の本草書等に斯く記されたれど事實は年齢により差あり。二極五葉も四極・五極・六極五葉も在るなり。陽に背き陰に向ふも亦事實に違ひ、山の南面の處にも東西面の處にも發生し、且一株毎に觀るときは必ず日光を受くべき陽に向へるものなり。椴樹の在る處に人蔘の發生あるは事實なれど必ずしも椴樹のみに非ず他の潤葉樹（常緑ならざる喬木の）の下にも發生す。

採藥詩

唐 王

績

野情貧藥餌^ル 1

郊居倦蓬葦^ク 2

青龍護道符 3

白犬遊仙術 4

腰鎌戊巳月 5

負鍤庚申日 6

○王績ハ隋末ノ人
世亂レテ擲里ニ歸
リ藥草ヲ嗜テ自供
ス唐武徳ノ初門下
省ニ符詔後官ヲ棄
テ、去ル終期不明
東甌子集アリ。
○郊一ニ葦ニ作
ル。

時々斷嶂遮_ル 7

往々孤峰出_ル 8

行披葛仙經 9

坐驗農皇帙 10

龜蛇採_ル二苓_ヲ 11

赤白尋_ス雙朮_ヲ 12

地凍根難_シ盡_シ 13

叢枯苗易_シ失_ヒ 14

從容肉作_ル茗_ニ 15

薯蕷膏成_ス質_ヲ 16

家豐松葉酒 17

器貯_ニ參花蜜 18

旦復歸去來 19

刀圭輔_ク衰疾_ヲ 20

(注)

●12 郊外に居住して無聊に飽き、藥湯を欲して藥草を採取する氣を起した。蓬は草葺草は柴のあみ戸。●3 入山に必要な護身の符。●4 白犬を伴ひ山に入れば魔よけとなると稱す。●56 の干支は吉日を選ぶの意。●78 は藥草のある山に行く途中の景。●9 晋の葛洪の著述。或は其一の抱朴子のことか。葛洪は後世に至り仙人となれりと傳説せらる。●10 神農本草經のこと。●11 鬼形と蛇形を爲せる茯苓。●12 白朮と赤朮●13 地は堅く全部を掘採り難し。●14 莖葉は枯れて求むる藥草たるを識別に苦む。●1516 共に製藥したるもの。●18 人參花の蜜漬?。以上藥名何れも仙藥。●19 陶淵明の歸去來の賦のこと?。●20 刀圭は藥のこと。醫業の代名詞に用ゆ。

與^{ヘテ}周爲憲^{ニム}求人^{ニム}參^ヲ

唐 段 成 式

少賦令材猶強作¹

衆醫多識不能呼^ア

九華仙草眞難得³

五葉靈根許惠無^ス

(注)

●1ワカキ時より天賦の強壯なる身體なるも猶之れに補強工作せんとす。此句字に誤ある如し。●2不明。醫師を多く識れるも之を呼び迎ふるには遠くして不能の意? ●3安徽の九華山に産する仙草の意味か。又九仙子(蔓草)のことか。或は單に仙藥たる草に形容して名けたるかは不明。●4人蔘を貰ひ受たし。

以^テ人參遺^ヲ段柯古^ニ

唐 周 繇

人形上品傳方志^ニ

我得眞英自紫團^ニ

慚非叔子空持藥³

更請伯言審細看⁴

(注)

●1人形を爲せる人蔘を上品とせること處方の書に記さる。●2我が手に入れたるは上等の眞品が其本場産地たる紫團山より來りしものなり。●3叔子は羊祐の字。羊祐は晋の人荊州都督となる師を率ひて江陵に向ひ吳の陸抗と川を隔て、對峙す。祐嘗て抗に酒を送る杭疑はずして之を飲む。杭又祐に藥を請ふ祐之を贈る。人多く之を危ぶむ。杭曰く祐何ぞ人を鳩せんやと。傳へて美談と爲す。此の故事。●4伯は段成式を指す其贈りし人蔘をよくよく看られよ。

○爲憲ハ周憲ノ字
段成式ノ友人。
○段成式字ハ柯古
唐ヲ以テ校註鄭ト
ナリ歷任大常少卿
ニ終ル西陽雜俎等
ノ著アリ。
○與ヘテハ書ヲ與
ヘテ。

〔毒殺ノ意。〕

○辭名アリ大層十
才子ノ一タリ中書
舍人ニ終ル。

○皮日休ハ咸通八
年ノ進士官大常博
士ニ至ル。皮氏文
藝ノ著アリ。

送客之潞府

唐 韓 翃

官柳青々匹馬嘶

迴風暮雨入銅鞮

佳期別在春山裏

應是人參五葉齊

(注)

潞府は山西潞安府人參の產地。●1官道兩側柳の中を乗馬して行く景。●2幾日かにして銅鞮縣に到着す此一帶上黨人參の產地。●3人參特に生へ出でたるならん。總て春季の景。

友人以人參見惠因以詩謝之

唐 皮 日 休

神草延年出道家

是誰披露記三樞

開時的定涵雲液

斷後還應帶石花

名士寄來消酒渴

野人煎處撇泉華

從今湯劑如相續

不用金山焙上茶

(注)

●1神草は人參の一名神農本草經に出づ。人參を飲んで不老長生たり得ることは元仙道より出づ。●2三樞は人參のこと。●3不明。雲中に生長の意?。●4掘取つて後苔に包むべし。●5人參能く渴を止むるの効ありと本草經に出づ。●6人參を煎じるには流水を宜しとす。●7湯劑は人參を煎じたる藥汁。●8金山は茶の名產地。

○襲美ハ皮日休ノ
字。
○龜蒙ハ皮日休ノ
親友高士トシテ仕
ヘス笠澤叢書ノ著
アリ。

和襲美謝友人惠人蔘

唐 陸 龜 蒙

五葉初成椶樹陰 1

紫團峰外即雞林 2

名參鬼蓋須難見 3

材似人形不可尋 4

品第已聞升碧簡 5

攜持應合重黃金 6

殷勤潤取相如肺 7

封禪書成動帝心 8

(注)

前掲詩の和 ● 1 人蔘は椶樹の陰に生ずと稱せらる。 ● 2 紫團峰は山西太行山脈の高峰人蔘最佳品の紫團參を産す。此山と鷄林即朝鮮とは遠きも思想的に近く觀たるなり。 ● 3 鬼蓋は人蔘の別名神農本草經に出づ。 ● 4 碧簡は手紙。 ● 5 其代價が金の重量に等し。 ● 6 前漢の司馬相如常に渴を患ふ。 ● 7 封禪は帝が功德多き時天地を祭ること、斯くせば仙去すと考へられたり。

和題達上人藥圃

唐 陸 龜 蒙

藥味多從遠客齋 1

旋添花圃旋成畦 2

三椶舊種根因異 3

九節初移葉尙低 4

山筴便和幽澗石 5

水芝須帶本地泥 6

從今直到清秋日 7

又有香苗幾番齊 8

○達上人へ僧?

○歐陽修時代ノ人
與ニ唐書ヲ撰ム史
官地方官ヲ歴工部
尙書、翰林學士承
旨ニ移ル。

○黃？。

(注)

●1 藥草を遠方の人持來りたり。●2 乃こで之を植ゆるべく花圃の傍に一區の藥圃を急造す。●3 人參の年を経たる者の根は特に形を異にす。●4 九節草は苦蒿の別名、學名ムカシヨモギ、補血強壯に効あり。移植後未だ生長せず。●5 藥圃に繞らしたる龜造の柵が下を流る、溪水の石と調和す。●6 水苔に包み來りし苗に附着せる生産地の土を落さぬ様附着の儘植ゆべし。●7 8 今秋に至らば其藥草が何れも生長して香を放たん。

九日藥市作

宋 宋 祁

陽九協嘉辰	1	期入始多暇	2
五藥會廣塵	3	遊肩閑相駕	4
靈品羅賈區	5	仙芬冒闔舍	6
顛露來山河	7	鬪煙去巖罅	8
係道雜提攜	9	盈檐更薦藉	10
乘時物無賤	11	投乏利能射	12
癡零互作主	13	葎齊交相假	14
曹植謹隕令	15	韓康無二價	16
西南歲多癘	17	卑濕連春夏	18

佳劑 止刀圭 19

千金厚相謝 20

刺史主救瘼 21

萬室繫吾化 22

顧頼惡石功 23

捫襟重慚喏 24

(注)

此詩は宋祁が亳州に知たりし時の作ならん。●1 九月九日の藥市は恰も嘉節に該る。●2 此期には公務が閑散である。●3 種々の藥材が黃塵萬丈の市街に集る。●4 市に人出多きの形容。●5 靈能ある藥材が商人の一區に陳列せらる。●6 藥品のよき香りが城門に迄匂ふ。●7 8 9 山奥の藥草産地より市場迄運び出す形容?。●10 市に持來り積重ね又陳列すること?。●11 機會に乗せば物價は高くなる。●12 物貨の不足につけこみ商人が高く賣る。●13 不明零字謬・癰疽即瘍醫の事を指す。●14 魏の文帝の言に薺萘人蔘を亂るとあり、昔より人蔘の偽品に使はる。●15 曹植は魏の曹操の子陳王に封せらる藥劑僞物取締を勵行す。●16 韓康は後漢の人藥を長安の市に賣る二十年口に二價せずと稱せられし人。●17 支那の西南方には瘴氣多し所謂蠻煙瘴霧。●18 春夏に雨多し。●19 上等の藥材が醫者の手に入る。●20 藥代を多く出し謝禮する。●21 地方官は防疫を司どり民を病より救はねばならぬ、即宋祁自己の事。●22 管内の人民の利害休戚は一に吾が職務の責任に關す。●23 却て害を爲す藥劑を使用せし意?。●24 自己の職責を十分に盡さざりしを慚びて泣く。

○孟子萬章篇注ニ
癰疽ハ瘡醫ナリト
アリ。

李仁甫用東坡寄王貞國韻賦新羅參見貽

亦復繼作

宋 楊 萬 里

三韓接蓬萊 _ス	1	祥雲護山頂 _ラ	2
涵濡雨露春	3	吞納日月景	4
美陰背幽壑 _ニ	5	靈根發奇穎 _ヲ	6
艱難航瀚海 _ニ	7	包裏走湖嶺 _ニ	8
仙翁閱世故 _ヲ	9	未肯遽生瘿 _ヲ	10
相期汗漫遊	11	歲晚共馳騁 _ニ	12
顯持紫團參 _ヲ	13	往叩黃庭境 _ヲ	14
想翁面敷腹	15	玉色帶金井 _ヲ	16
芸芸納歸根	17	湛此方寸靜	18
清規照濁俗 _ヲ	19	不惑類楊乘 _ニ	20
懸知藥籠中 _ニ	21	此物配丹鼎 _ニ	22
從今談天舌 _ヲ	23	不用更澆茗 _ヲ	24

(注)

● 1、2 人參產地たる朝鮮は仙鄉蓬萊山(想像的のもの)に近し。故に祥雲が人參産地の山

頂に在り。●3 4 參山の光景。●5 6 人蔘の發生地と發生の狀。●7 其人蔘が海路渤海灣を經て山東の一角に到着する。●8 包裝せられ湖南・湖北・嶺南等中部支那に來る。●9 10 11 不明。●14 黃庭堅即山谷のこと?。●15 以下不明。●20 楊秉は後漢の人地方官を歴任し延嘉中大尉となる清廉なり嘗て曰く特に三不惑あり酒色財なりと。●22 人蔘は丹鼎即丹藥(仙藥)を煮る鼎と並べる。●23 天に舌無し人をして言はしむ其天に代り言ふこと。●24 上茶を煮るの必用なし。

小圃人參

宋 蘇 軾

上黨天下脊 1

遼東眞井底 2

玄泉傾海腹 3

白露灑天醴 4

靈苗此孕毓 5

肩膀或具體 6

移根到羅浮 7

越水灌清泚 8

地殊風雨隔 9

臭味終祖禰 10

青樞綴紫萼 11

圓實墮紅米 12

窮年生意足 13

黃土手自啓 14

上藥無炮炙 15

齧齧盡根柢 16

○ 圭ハ患ノ誤?

○ 第四卷七四頁一七六頁参照。

○ 第七卷五四六頁参照。

○ 東坡ノ木名、嘉祐中禮部ノ試ニ二等トナル爾來地方官史官學官ヲ累任紹興中惠州ニ知タ

開心定魂魄^ム 17

憂圭何足洗^シ 18

糜身輔^{シテ}吾軀^ク 19

既食首^ニ重稽^{ツテ} 20

(注)

此詩は蘇東坡が天祐年間惠州に知たる時遼東より人參の生根を取寄せ彼の梅花を以て有名なる羅浮山に栽植したる其人參にして小圃とは小藥園也。●1 人參産地たる上黨太行山脈は支那の脊部とも云ふべきもの。●2 同上遼東即滿州は井の底の如き地の意?。或は天の參井の分野に當る其下の意?。●3 玄泉。玄武は北方のこと北方の山の泉のこと?。海腹は人參の異名なれど茲には當らず。●4 不明。●3と4と共に人參産地の清秀を述べたるものなり。●5 人參靈草は4の如き地に發生す。●6 人形人參も出来る。●7 上黨か或は滿洲より人參自然生の生根を取寄せ羅浮に到着す。●8 越即粵。廣東の水にて養植す。●9 原産地とは氣候異なる。●10 生きては父と稱し死して廟に祭れば禰と稱す。羅浮に移したる人參の種を蒔きたるもの、親種につぐ出来にて香りも味もよし。●11 12 人參の花が咲く實もなる。●13 數年の内に藥用し得る迄に生長した::の意?。●14 東坡親から其根を掘採した。●15 藥を上中下と別つこと神藥本草經以來の例なり。人參は上藥に屬す。總て上藥は製法を必要とせず。●16 生まの儘カジリ盡した。●17 開心定魂魄は人參の効神農本草經に出づ。●18 怒の心憂の心も消失す::の意?。●19 人參が其身をコナゴナとして吾を助けくれた。●20 之を食つて後自然に有難さに頭がさがる。

紫團參寄^ス王定國^ニ

宋 蘇 軾

谿研土門口 1

突兀太行^{タリ}項 2

リ又遼州ニ戻セラ
ル建中藩國ノ初當
州ニ卒ス。

○王定國ハ薩異間
高郵判官トナル金
兵ト戦ヒ九十三戰

大捷後高郵軍ニ知
トナリ朝敵大夫ニ
終ユ。

○坂路ノ曲折セシ
虞史記魏ノ世家ニ

魏佐稍斷羊腸 正
義ニ羊腸ハ坂道太
行山上ニ在リトア
リ。

○予ノ字一ニ子ニ
作ル。

○遺ハオクル兼ハ
トル。

○七一ニ九ニ作
ル。

○予ハ子ノ誤？。

豈惟團紫雲 3

實自俯倒景 4

剛風被草木 5

眞氣入苔穎 6

舊聞人銜芝 7

生此羊腸嶺 8

織織虎豹鬣 9

蹙縮龍蛇瘻 10

蠶頭試小嚼 11

龜息變方騎 12

矧予明眞子 13

己造浮玉境 14

清宵月挂戶 15

半夜珠落井 16

灰心寧復然 17

汗喘久已靜 18

東坡猶故目 19

此藥致遺秉 20

欲持三椹根 21

往俯七轉鼎 22

爲予置齒類 23

豈不賢酒茗 24

(注)

- 1 太行山入口の處空谷列なる。
- 2 前方に太行山聳へ其頂上を見る。
- 3 太行山脈の一
- 4 不明。
- 5 強き風が草木にあたり。
- 6 清き氣がコケや小草に入り込む。
- 7 8 昔より此處の羊腸たる嶺に人銜(即人蔘の

別名神農本草經に出づ)や芝(仙人の食ふキノコ類)が生ずると傳ふ。●9白く伸びて虎豹の頭部の毛の如きもあり。●10縮まつてコブ形を爲し龍蛇に似たものもある。以上二、人參の形。●11人參の頭をカジリ仙人の吸呼をする。●13以下17迄不明。●18人參を食つて汗も喘も靜まる。●19不明。●20人參を贈るべく持行かんとす。●22人參を數回煎じの意?。●23王定國に人參を飲ませんとす。●24酒茶を飲むよりよい。

效^フ孟^ノ郊^ノ體^ニ

宋 謝 翺

移^ス參^ヲ窓^ノ北^ノ地^ニ 1 經^テ歲^ヲ日^ヲ不^レ至^ス 2

悠悠^ノ荒^ノ郊^ノ雲^ニ 3 背^ニ植^ス足^ニ陰^ノ氣^ヲ 4

新^ニ雨^ヲ養^フ凍^レ根^ニ 5 乃^ニ復^シ佐^ス藥^ヲ餌^ニ 6

天涯^ノ葵^ノ藿^ノ心^ニ 7 隣^ム爾^ヲ獨^リ種^シ參^ヲ 8

(注) ●1人參を窓の北に移植す。●2不明。●3雲去來の狀。●4太陽に背いて植へて人參の性の陰を助く。●5雨が降り古き根が育づ。●6後日藥用となる。●7粗菜を食し塵世と交渉を絶てるの意?。●8自己の境遇を自から憐れむの意?。

送^ル上^ノ黨^ノ長^ニ

宋 謝 翺

春^ノ雨^ノ人^ノ參^ノ長^ス紫^ス苗^ヲ 1 縣^ノ庭^ニ無^シ事^ヲ坐^シ終^シ朝^ヲ 2

○宋末ノ人文天祥ノ府ヲ延平ニ開ク時義ニヨリ船兵ヲ率ヒ軍門ニ參加ス元貞ノ初杭州ニ卒ス、性山水ヲ好ミ雁門天姥四明探奇セザルナシ。
○孟郊ハ唐ノ人韓愈ト交アリ年五十貞元ノ進士ニ登弗ス留學判官等ヲ歴仕シ著著參議ニ卒ス。

○人參産地上黨ノ行政ノ地。

俯看雲氣千山表^{シテ} 3

野有新田市有謠^ニ 4

(注) ●1 春雨が降り山中の人蔘は生長する。 ●2 縣内よく治まつて今日も事故無く勤務時間を終つた。 ●3 先方を眺むればよき雲氣が山々に横たはつて居る。 ●4 山野には新たに開墾された畑が見え、市街地には縣の長の徳を謳歌する謠が聞ゆる。

以上十三『佩文齋詠物詩選』、『古今圖書集成』

三 寶

天津王雪菴先生名柘於咸豐年間任遼陽吏目年僅四十而卒著作甚富今所傳者只閱菴草堂詩四卷耳内有詠人蔘貂皮烏拉草詩三首人蔘曰

瑤光星采散 1

紫氣蟠縹緲 2

嘒聲出土中 3

千歲嬰兒小 4

背陽三極排 5

向陰五葉裊 6

紅實墮圓勻 7

黃鬚挺天嬌 8

叢叢山巖幽 8

森森椶樹老 10

裹糧事尋搜 9

攜鏡費剔挑 12

○人蔘貂皮烏拉草ヲ關東ノ三寶ト稱セラル。

探同隱士芝 13

護抵仙人棗 14

先之熱湯羹 15

繼以活火燻 16

「補注」初我朝與明互市明以人參不能持久故抑其值我朝恐其腐敗也每賤價售太

祖乃教以製熟之法

製成去癥垢 17

輸入官局早 18

「補注」每年放棧票一千七百五十二張每票收棧五分共收棧八百六十七兩內貢九

十六兩咸豐三年春依旨停止

將軍選絕品 19

封題馳貢表 20

上獻蓬萊官 21

天子長壽考 22

分頒諸侯王 23

賚錫師傅保 24

是物補丹田 25

功用稱再造 26

上黨古所貴 27

並論覺織紗 28

元稜既體虛 29

丹參況力少 30

苦參性味偏 31

沙參膚澤稿 32

豈若遼東產 33

〔補注〕宋許亢宗行程錄云自咸州九十里至同州東望大山虜人云此新羅山其間出人參按今開原東境據此則遼東產參殆已久矣

一花飛五鳥 34

〔原注〕錢起紫葳歌序 五葩連萼狀飛禽羽舉俗名五鳥花

高山群參中 35 輩行都壓倒 36

我朝昔開基 37 王氣孕靈草 38

隣市過折價 39 乃用彰天討 40

聲罪朝鮮城 41 受降瓊華鳥 42

〔原注〕國朝初留參高麗價十兩一觔高麗人詭稱明朝不售九折價給後捕獲偷掘者知其許起兵征服之

蒙古諸部落 43 相借隸旗桃 44

疆宇日恢廓 45 明兵或肆擾 46

彼衆每雲集 47 我戰輒電掃 48

千斤定歲餽_ト 49

答禮宜修好_ニ 50

〔原注〕崇德七年與明議和每歲輸黃金萬兩白金百萬我餽人葎千斤貂皮千張歲爲例、

故事二百年 51

東人尙諳曉 52

是真國家瑞 53

非特天地寶_ノ 54

中原鼎久定 55

故都視豐鎬_ヲ 56

野多黃鬚翁 57

室有白頭嫗 58

非關服食力_ニ 59

食且邁商皓_ニ 60

思我堂上親_ヲ 61

雲舍感懷抱_ヲ 62

扶衰需上藥_ヲ 63

艱難入關道_ニ 64

〔原注〕山海關禁參最嚴_{ナリ}

〔藩故〕

〔補注〕藩故ノ著者楊同柱。原注ハ王雪菴

〔注〕●1春秋緯運斗樞に瑤光星散じて人參となるとあるを指す。●2禮緯斗儀に人參在る處上

に紫氣ありとあり。●3異苑に上黨の人、兒啼を聞き人形人參を掘り得しこと出づ。●4五

雜組に人蔘千歳を経て童形を爲す。●5 6 高麗人蔘贊の詩。鼻は軟かに美しき容ち。●7 8 實と根の形容。●9 10 人蔘の生ずる深山の景、椶樹の下によく人蔘生ず。●11 12 人蔘採取の状。●13 道士が仙草の芝草を採るが如く採る。●14 仙人が棗を取扱ふ如く鄭重にす。仲思棗一名仙棗之を食へば仙人となると稱せらる。●15 16 滿洲に於ける紅蔘の製法。補注に付ては第二卷一六三頁參照。●17 18 製造終りて盛京の官棗局に運び納む。補注第二卷二、五二八頁參照。●21 宮内の官即内務府の美稱。●22 皇帝は飲用して其効に長壽す。●23 24 頒賜。●25 26 藥効。再造は死せし者を蘇らす。●27 上黨人蔘は唐宋時代最上品とて貴ばる。●28 不明。●29 ヨリ 33 迄五蔘の中他の四蔘は人蔘に及ばず。●34 紫蔘のこと。原注の錢起の詩は左の如し。

紫蔘幽芳也。五葩連蔓。狀飛禽舉羽。俗名之五鳥花。起故山道人蘭若尤豐。此藥。校書劉公詠歌俾余繼作。

遠公林下滿蒼苔。春藥偏宜間石開。往々幽人尋水見。時時仙蝶隔雲來。
 陰陽彫刻花如鳥。對風連籬一何小。春風宛轉虎溪旁。紫葉紅翹翻露光。
 貝葉經前無住色。蓮花會裏暫留香。達山才子憐幽性。白雪陽春動新詠。
 應知仙卉老烟霞。莫賞天桃滿蹊徑。

●35 36 諸蔘の中滿洲人蔘は卓越す。輩行とは系圖の横行即イトコ・フタイトコ・ミイトコ等の横列のこと、之に喩ゆ。●37 38 滿洲は清朝發祥の地にして人蔘は此靈域に生ず。●41 42 朝鮮との關係瓊華島とは江華島條約を云ふ降を受けしに非ず兄弟の誼を結ぶ約定なりしなり。原注に付て第三卷一六頁—一八頁參照。●43 44 45 清の疆大となれるを云ふ。●46 47 48 は明と

○乾隆ノ進士。内閣中書地方官等累歴史學ニ精シ二十ニ史劄記等ノ著多シ。

の戰爭に勝を制したること。●49 50及原注。定めたるに非ず明の巡撫に清より申込し條件也。第二卷一六七・一六八頁參照。●51 52以上の事實今猶滿洲人の知る所也。●53 54人蔘の發生は國の瑞祥を示す唯高貴の藥物たるのみに非ず。●55 56四百餘州に君臨して後支那全土は人民が食足つて平和である。鎬は釜。●57 58 59支那には生を樂める長生の民多く此等は別に長壽の藥を服したるに非ず。●60不明。●61兩親の老たる身を思ふ。●62不明。●63人蔘を求めて飲ませんとし。●64人蔘の取締嚴重なる山海關に辛苦して入る(南より)。

俊兜以我年邁強進參劑其價四百八十換

此豈吾輩所宜

清 趙 翼 雲崧

鯉庭奉我養生方 1

一擲千金付藥囊 2

少日已甘三韭菜 3

晚年翻飲獨參湯 4

固知毛裏開心功 5

直藉刀圭買命長 6

氣散則歸原順事 7

老夫心早契家莊 8

「甌北 詩鈔」

又詠人蔘

清 高 宗

深山邃谷中 葎枝滋茁歲產既饒世人往往珍爲上藥蓋神臯鐘毓厥草效靈亦王氣

悠長之一徵耳。

輿環靈區產神草^一

三極五葉邁常倫^二

即今上黨成凡卉^三

自昔天公葆異珍^四

氣補那分邪與正^五

只含可別偽和眞^六

文殊能活口能殺^七

冷笑迷而不悟人^八

註 昔陶宏景稱人蔘產上黨者佳今惟遼陽吉林寧古塔諸山中所產者神效上黨之

蔘直同凡卉^一

人蔘固能扶羸濟弱然余謂其助正氣即助邪火而人多思藉以資補每受其害而不悟亦足嗤矣

『天藻題詠』『寧安縣志』

(注)

- 1 清朝發祥の靈地滿洲には人參を産す。
- 2 他の藥を超越す。
- 3 昔し上黨人蔘は天下第一と稱せられたるも今は劣等品となる。
- 4 昔ヨリ滿洲參の此人參を天が濫獲せざる様保護した。
- 5 其藥功正氣を補ひ邪氣を退く。
- 6 人參は口に含んで走れば眞なる者は息切れせずと稱す。
- 7 文殊の意味不明。人參を惡用すれば害となり善用すれば起死回生の効あり。
- 8 其區別を覺らず用ゆる人は笑ふべき也。

○上黨人參ハ明代ニ盡キ滿代ノモノハ名ハ人參ナルモ別箇ノ草ナリ七卷二二七―二三三頁參照。

人參

高麗者良。陰虛、火炎、欬嗽、喘逆。
宜用青蘆製入肺脾二經

人參功大益精神

甘苦微溫性自馴
自馴謂無毒也

反與藜蘆休並用

畏同鹽鹵莫相親

保元旺血除邪氣
補肺中元氣

明目開心利弱身
弱身謂柔弱不足人

味厚最宜疴怯症

必需尤在腎虛人

清吳朱綸『本草詩箋』

乾隆初年頃ノ著。

(注)

本草詩箋は藥材の本質効用等を詩とし之を常に口誦して覺へ易からん爲に作りしものなり。本文の意味に付ては第五卷第三章及第五章に述べたる所に參照すべし。

△朝鮮

朝鮮には三國の昔より人參の詩文文籍に載れるもの高麗迄には無し。李朝には多少有るべきも甚だ鮮し。「大東韻府羣玉」に潘溪俞好仁の詩として少年曾誦麗人贊。認得靈苗喜向陰(謝惠參。曄曄關西紫玉參。開緘千里見君心の二斷片を見る外に左の六章「江界府志」に載れるのみなり。

○英祖四〇年。

○江界府民が人蔘貢納ノ骨ヲ刺シ身ヲ抉ル惡政ニ泣キシコト第二卷下編第十章ヲ見ルベシ。

竹田 六章

甲申 府使 李公壽 鳳

竹田其遂檜栢蒼々¹

豺虎縱橫晝不見陽²

石齒牙々其利如銳³

維把維期是丹是黃⁴

三人執矢四人執槍⁵

彼負彙者或顛或僵⁶

(注)

此詩は江界府使李壽鳳が府下人民が人蔘貢納の虐政に呻ぐ苦痛に同情して人民に成り替りて其痛怨の一端を漏せるものなり。●1竹田は竹田嶺、當時人蔘の最多く發生せし場所。●2把は江岸把守の事即人民を夫役として徴集し鴨綠江岸に設ける番所に配置し滿洲人の侵入に備へ防守せしもの。此把守の壯丁を以て兼て人蔘を採取せしめたり。其採取時期は丹節即夏人蔘の實の熟して赤くなれる時及黃節即秋人蔘の葉の黃變せし時の共に識別し易き二期を以てしたり。●5 6 文字の通り。

竹田有江其下又魚¹

雖則有魚既不可漁²

五月入把七月其除³

七月入把九月其除⁴

摘果以食縛草以居⁵

大圍中圍庶幾矜余⁶

(注)

●1 2 竹田嶺の下に鴨綠江の支流あり此川に魚の居るを見るも漁獲して之を食ふこともな

らず。●3 4 丹節と黄節年二回の入山期と除隊期。●5 山果を取つて食ひ假小屋を作り其期
間之に棲む。●6 不明成るべく其大なる小屋に入りたし?。

有山有草五葉三枝 1 五月維夏丹果離々 2

七月其早黄萎自垂 3 言採其根衆草離披 4

懸崖攀藤莫知我疲 5 念我公稅況恤我私 6

(注)

●1 人蔘のこと。●2 3 丹節と黄節。●4 草をかきわけて人蔘を發見して根を掘る。●5
道無き處を困難して行く。藤は草蔓。其疲勞を知らず。●6 義務として國への負擔を考ふれ
ば私事即家の事を憂へてはならぬ。

竹田陰々細流其瀉 1 毎々我思板屋之下 2

嗟我婦子獨宿空舍 3 蓄菴始闢誰念我稼 4

願我諸父隣里姻婭 5 或耘或耔庶藉其暇 6

(注)

●1 2 人蔘採取中山中暗き處で溪流の音を聽いては自家のことを想ひ出す。●3 4 自分の
妻子は留守に心細い事であろう。●4 5 6 土地を開墾する仕事があるが誰が之を思ふて呉れ
る人があるろう、親戚や隣りの人達が暇に其仕事を助けてくれるを願ふ。

左昌右閻豊原其原 1 我眼何瞽不採一根 2

罷點其歸婦子迎門^ニ

見我愁顏濡涕自捫^ス

賣絲東隣醫牛西村^ニ

彼多採者嬉々笑言^ニ

(注)

●1 左方は茂昌郡右方は閭閻(一に延)二郡共に女真人の來侵を防ぎ兼ね廢郡とし地を空とせし四郡の中二にして人蔘の最多く産せられし處なり。●2 他人はよく採取するに我は一根も採り得ず。●3 罷點は期滿ち其役畢り點檢して山を引揚ぐることに。斯くして家に歸れば妻子は門に迎ふ。●4 我の愁ひ顔を見て其不採を察し泣いて居る。●5 其結果は養蠶せし絹絲と農牛を賣つて人蔘負擔量を錢にて代納する。●6 之に反し仕合よく多採せし者の家は喜に満ちて居る。

昔我往矣青々林樹^ニ

今我來斯兢々冰雪^ニ

維風白北吹我短褐^ニ

清南之氓安其家室^ニ

我獨胡爲罹此苦辣^ニ

雖則苦辣父母願恤^ニ

(注)

●1 2 昔し今の如く人民を驅つて入山採蔘せしむる如き惡政の無き時此山に來りし際は樹木が茂つて居た今茲に來て寒さにふるへて居る。●3 白頭山より吹下す風は我麻の衣物を吹きまくる。●4 5 清川江以南の民(江界府管外)は如斯負擔無く安居して居るのに我等は何の因果で此苦しみを受けねばならぬか。●6 苦しけれども願くは我等の老父母を官より惠恤せよ。

○追加
開城蔘業組合創立
二十年記念祝詩
創開蔘組勳人耕
春南苗田撻樹岳
二十週年業績成
秋風貨船走燕京
三山神草由來種
更祝將來千百禩
宇島農書特産名
一盞相屬感餘情
朴風鎮。

△日本

日本人の人參の詩は未だ見當らず。左に現代のもの一を得たり。

會津若松

松田學鷗

鍾聲斷續隔松林

回首荒城夕日沈

宛似高麗古都景

田畦處々植人參

第二節 人參の歌

人參のやまと歌は左の二句のみなり。但竹節人參也。

吉野人參

見ぬかたの花はともあれ吉野山かのにげ草をなほもたづねん

熊野人參

くすりとる春のみくま野にこ草のおふてふかひに山もみえつゝ

歌は得意にあらねども余は郭隗よりはじむるのみ諸賢是より詠歌あらん歟。

曲亭馬琴『玄同放言』人參和名考

○現時朝鮮在住内地人中詩ノ大家本名也。

○追加
左ハ御種人參ノ徳ヲ願シタルモノ

宏政徳廟神算送

靈宙移下日光樹

王氣鍾秀土得宜

三極五葉益蕃殖。

石坂宗哲

宗哲ノ傳ハ五卷一

二六頁ニ出ツ

第三節 川柳俳諧の人蔘

第一項 徳川時代のもの

俳諧は平民の詩と謂ふべく川柳亦大衆文藝の一に數ふべし。徳川時代に於ける俳諧川柳中人蔘を取材せる句相當に多し此等の句は鹿爪らしき文獻の記載と違ひ却て世體人情の裏面と機微を穿てるあり。當時の社會と人蔘の關係及大衆の人蔘に對し懷きたる感想と云ふ如き點を覗ふに最よき資料とすべし。以下にそれ等を分類し解釋を付して列記せり。

△しるしは俳諧俳諧は數句連續せるものなれどくだくしきにより其一句のみを擧ぐり
じるしは前句附無じるしは川柳

一 文祿慶長の役と人蔘

○清正は人蔘島踏み荒らし

征韓の役に加藤肥後守清正の軍勢は、朝鮮の人蔘を耕作せる畑を戰鬪の爲めにメチャメチャに踏みじつたであらう……と其光景を推想した句意。而して此時代には朝鮮では自然生の人蔘を採取するのみで人蔘の栽培は未だ行はれて居らなかつた。ナドと川柳に理詰は野暮である。

○清正は人參などに目もかけず

加藤清正が朝鮮の各地を轉戦して居る中に、人參を見付ける機會もあり又それを分捕品とするは易々と出來たであらう。されど縱令それが高價品なりとは云へンナケチな了簡を持つ人間では無い偉大なる大將であつたの意。此句はよく清正の人格を表現して居る。

○人參は行長殿に見てもらや

日本軍勢が人參を分捕るか又發見でもしたが。其品に疑のあつた場合に於て一同が目を光らし。

「これは人參で御座ろうか」

「されば外の藥種かも知れ申さぬ」

「此が人參ならば廣大なるもので御座る」

「國へ持ち歸れば千兩のものは確かに有り申す」

「人參で無くば持ち歸つても無駄骨で御座る、如何致したもので御座ろう」

「幸ひよき事が御座る、行長殿に目利きを願ひ申さう」

「いかさまよい處に御氣が付かれた左様に致さう」

など、云ふ場面の想像。小西行長は泉州堺の商人出身、藥屋の子と傳へられて居る。同一構想の句に「朝鮮の大王（藥の大黃ダイワウにかく）探す生藥屋」と云ふのがある。

○日本勢人蔘倉でつかみ合ひ

日本の軍勢が人蔘貯藏倉庫を發見し、名々其高價品の分捕を我先きにと初め。果ては獲物の争ひからあさましくも互に喧嘩すると云ふ場面の想像である。但し當時朝鮮には人蔘藏なるもの無く、京城戸曹の倉庫内の一部には人蔘の貯藏ありしも、日本軍入城の前既に亂民が燒拂つて居た。

○朝鮮の御種藥種屋とりにかし

御種は御種人蔘と王胤タネ即王子のこと。清正は威鏡道會寧で宣祖の王子順和君・臨海君を虜にした、小西行長は之を爲し得なかつた。

二 人蔘と娘の身賣

○生きて娘の代はる人蔘△

父の大病に醫者は人蔘を飲ませたなら助かると云ふ、病家は貧乏で此の高價藥を買ふべき資力が無い。家に年頃の美しき娘があつて涙ながらに其娘を吉原に賣つて人蔘を調へ飲ませ、爲めに病人の死は免れたが娘が身代りとなつたの意。

○孝行は藥の鍋へ身を投げる

前項同意。身賣するのは藥鍋の中に身投げすると同一なりの意。

○煎じ詰ましたと腰をかける也

前同様身賣の爲娘の母なる人が娼妓紹介業者の宅を訪問の光景？。

○煎じ詰つて娘にも相談し

前同様セツバ詰つて娘へ身賣の相談をもちかける。以上三句其人參と言はずして人參の事が判る程に、これによる娘の身賣が世上に多かつたのである。

○生藥屋女衞セケンのそばで五兩とり

身を賣つた其娘を、金と引換ふべく吉原からゼゲン（女郎の周旋紹介業者）が駕籠カゴをもつて迎へに來た。其の身の代しろを渡す所を藥屋がすかさず、其の身代金を引宛てに貸してあつた第一回分の人參代を受取つて行く。

○孝行な娘我身を煎じさせ□

前に同じ。

○鳳凰の卵人參代で賣り

島原・吉原の花魁オイソは床の間に琴を飾り之を弾いた。三味線は藝者の弾くもので之を卑みて手にせず。故に花魁のことを琴と云ひ轉じて琴は桐で作るもの故桐と云ひ。更に轉じて桐と關係ある鳳凰と云つた。卵とは高等娼妓たる花魁に出世する見込あるの意。「鳳凰はとざさぬ

門をわたるなり「鳳凰の末切見世に舞さがり」等の句あり。前者は鳳凰は大平の世に出づると云ふこと吉原の夜門戸を締めぬことにかけてた句。後者は大見世に勤めたのが零落して最下等の切店に勤めるようになったの意。切は桐にかく。

○八文になる人蔘の煎殻

娘を賣つて人蔘を買つて病を癒した。賣られた娘は人蔘の煎じ殻も同様である。其娘が後には大夫となつて、おいらん道中に八文字を踏むであろう。

○客ものぼせる人蔘の煎じ殻

前項の如き女に相方の客がのぼせて通ふの意。人蔘を服用しノボセル事にかく。

○人蔘が出来て看病一人へり

其看病の中より一人減つたは賣られて廊に往つた娘である。

○人蔘は胸一杯になる薬

娘を身賣して人蔘を飲んで、病人は無論のこと本人たる娘其他ハタの者一同胸が塞がらざるを得ぬ。

○人蔘の價に娘年オシを延べ

親の病氣に要する人蔘代の爲に、苦海に身を沈めたる娘が、後に至り不幸にも親が再び病氣

となり、又もや人參代を要する事となり、年期を増して人參を買つて飲ませた。本草經人參の効力を記せる條に「久服輕身延年」とある。夫れを娘が苦しむ年限の延びた事にかけて句である。

○人參に惜まぬ金の哀れなり

其金は娘を賣り調達せしもの故哀れなりである。

三 人參と病氣

○あきらめて居る口へ人參△

到底人參も買つて飲めず死を待つより外は無いと、病者自身もあきらめて居たのを無理算段をして調達し飲ましめた。

○角力取りヒゲ人參に助けられ

關取が病氣だ。黒星が重なつてはならぬと本場所の前にヒゲ人參を買求め服用した。(大人參を買へば角力取り丈けに多量を要し随つて普通人の四・五人分の金が費る)爲めに全快して一層強健となつた。六尺^{ユツカ}胖の大男が髮筋の毛一本の如き微細なるヒゲ人參に助けられたと云ふコントラストが此句の着眼點。俳句に「關取を動かす蚤の力かな」と云ふのがある。之と異曲同工。

○皆むだ言の人蔘を買△

到底不治の症であるのに、其ムダの人蔘を買つて服用せしめる。死んだ後に遺族の者共が、「人蔘迄買つて飲ませましたが」と云はねば世間體が悪かつたのだ。今日同上の場合博士の先生と言ふと同一である。

○慾得の人蔘を吞むはなれぎわ

此病人は中々に慾が深い、イクラ勧めても今迄人蔘代を惜んで飲まなかつた。今死際にも猶惜がりつゝ飲んで居る、人蔘を買得る資力のあるのに。

○人蔘の場を米の白粥△

飛彈の山奥など僻遠の地に行くと、椽の實や稗を常食とし一生米を食はぬ人間が居る。重病に罹つた時には米の粥を興へる、此場合米の粥は都會地の人蔘に該當する。死んだ後でお米の粥迄吞ませましたから心残りはありませんと遺族が曰ふ。以上は全く事實であるが、此れに蛇足を加へ、死際に竹の筒へ米十數粒を入れ振つて其音を聞かせる、之を振米と曰ふなどと傳へられて居る。

○人蔘の合ふ病なり運の盡

之れは昔し癆咳と稱した肺結核患者となつたのである。

○隣 の む す こ や が て 人 参 △

是も前項同様蒼白い顔をして瘦せ細りプラブラして居る。隣の疝氣では無い癆咳を頭痛にやむの類「白猫をかつて息子は快氣する」息子の虚勞黒い狐で治り」とあると同一構想。

○後 の 夫 の 人 参 の 相 △

夫が死んで其跡釜に入夫した男、顔の青白いやさ男で此精力旺盛なる女の爲めに腎虚となるや必せり矣。

○人 参 が き い て 冥 土 の 物 語

寶 永

人参の靈効は大したものだ。一旦絶望に陥りコトガきれて居た病人が忽ち息をふき返し遂に全快するに至つた。扱も其後本人が「どふもあの時の事は不思議でした、大きな川の所迄行きましたが向ふ岸には金銀の五光のさした佛様が見えました、あの川が三途の川とやら、でしよう……」など、夢幻物語をする。

○人 参 を 錢 で 買 ふ の は い ぢ ら し い

天 明

人参は金貨か銀貨で買のが普通である。娘の身賣の代ならば金貨か銀貨であるが。是れば賣るべき娘も無く無理算段をして穴アキ錢の銅貨をかき集めヤツト調達して買ふを得た。

四 精 力 劑 と し て の 人 参

○人參の銚ナマリしたたか後家は持ち

川傍柳初篇

有福なる寡婦が所謂四十後家の盛りである。自分も切々買込んで人參を飲み、又誰かにも飲ませる。其人參にイカサマ物の銚入りがあり後家が之を藥鍋から出して貯めて居る。銚の解後段にあり。

○妾の親の見あく人參△

妾宅では旦那がよく人參を飲む。其お残りや三番煎じを妾の親が貰つて飲む。當時下層社會では人參と云ふ靈藥の實體を拜むことすら不能であるのに。裏店ウラテナに居る此妾の親は娘のおかげで見あく程人參を拜見する光榮を有したのである。

○出家の耻の人參を嚙む△

僧侶は女犯禁制を守るべき身である。精力劑としての人參服用は耻ぢなければならぬ、然るに此オン僧ボリボリと嚙んで御座る。人參を嚙めば御經を讀む時に、聲がよく續くと稱せられ、實際其理由から嚙んだ者もあり、又夫れを口實として、實は勢力を養ひ、歸依の女人を濟度せんとする目的でやつた者もあつた。

○妾メカをねめく人參を干す△

主人が死んだ後とて其妾宅に人參の買込んだのであるのを發見した。其高價品の保存の爲に取出

して日光に曝す。其本妻がお前の爲に主人が精力を使ひ過して死んだ。或はまた汝の爲に此高價品にムダ金を消費したと云ふ憎しみの眼を以て見るの意。

○行くくは人參のいる取廻し△

餘り親切に女から可愛がられ過ぎると末は腎虛になる恐れがある。此の取廻しのよい女は妾か後妻かは不明。多分妾ならん殿様がお妾に苦められる光景の古句多し。

五 醫者と人參

○家の脈引いて人參盛りたがり

天 保

狡猾なる俗醫は其患者に果して人參の必要なるや否やよりは、病家の資産の程度を診察して、動もすれば、人參を使用したがる、そして大にもふけんとする。

○御殿醫者獨參湯を盛りに来る

安 永

御典醫則ち幕府出仕の聲威隆々たる法印か法眼の位を持つた御醫者。之れを普通の家に迎へるには餘程のツテが入り又多額の御禮も要した。其御醫者衆を迎へても、別に大した處方があるで無く獨參湯（人參丈の煎藥處方）を投する位の所である。何も澤山の禮をして此を迎へずとも獨參湯を買ふて飲めばよい、と川柳子ヒニクツタのである。されど今日博士號に心酔すると同様御典醫者の名に心酔したのだ。

○人蔘に親の秤の慾が勿ね

寶 永

小供が病氣となり、愈重くなつて人蔘を飲ませんとする。醫者が人蔘を何処使へと云ふ（人蔘丈を醫藥分業にした時代あり）親は可成多く飲ませたがる。或は又身賣する娘を三百兩に賣れると思つて居るが、二百兩にしか賣れぬの意？。

○人蔘をオツカナそらに藪醫盛り

藪醫者は其處方に人蔘を使ふことは減多に無い。故に其手持は無い。之れは人蔘だけ醫藥分業とし病家を買つて醫者に宛がつた時代のこと。其買つて來た人蔘を生れて初めて使ふ此竹菴先生の病家で配劑する光景。

六 雜

○人蔘の中へ鉛を作り込む□

此句は前句附の、「篤と見直せ、篤と見直せ」と云ふ題に付けた上の句である。人蔘の中へ鉛を入れる事は朝鮮で初めた奸手段で刑典の中に規定があり、銀貨偽造罪と同一に看做して重罪を科する事となつて居たが、夫れでも止まなかつた。朝鮮から徳川政府へ國使が行く時、其國交の信物の人蔘に若しも鉛が入つて居ては、國辱となると、嚴重に検査した事もある。又幕府の勘定奉行が其不正品を發見し、其一手販賣者たる對馬屋敷の留守居を呼出し叱つた

事もある、其銚を入れる方法は、蘆頭アシカサの所从上からタテに穴を穿ち夫れに銚をつめて置く。又日本でエビ手又はシヤマゲと稱した、今錦山人蔘でやつて居る如く尾の方を曲げるものは其曲げた中へ銚をつめるのである。茲に面白きは、ナマリには朝鮮では銚シヤウの字を使ひ、日本では鉛シヤウの字を使ふ。然るに此人蔘の川柳に限り皆銚シヤウの字が使つてある事である。

○陣中へ人蔘送る夜の鶴

燒野キヤノの雉子夜キヤノの鶴と、子を思ふ愛情の深さの例へに引かれる。其母親が、出陣中の我子の身を案じ、萬一の病氣の時又は強壯藥として人蔘を送り届けた：と云ふ構想、或は事實あつた事かも知れぬ。事實とすれば、當時陣と云へば天草陣の外には無い。而して其解釋丈では川柳にはならぬ。此句は第一章傳説の部にある如く日本の北越から中國九州にかけて、鶴が朝鮮から人蔘をくわへて來て落とすと云ふ傳説が流布されて居る、其事にかけたものである。

○みんな人蔘にとけちな片身なり

某る人の死後、其身寄の者に衣類などのカタミ分けを爲す。其際、何も彼も病人の人蔘代に費つて仕舞つて、爲めに碌な物なしと言譯をしつゝ、分配せる光景。其れが事實なれば問題は無いが、人蔘代に托してケチな分配を仕たので川柳子の着眼點となつたのである。「泣き乍らまなこを配るかたみ分け」の名句も思ひ出される。

○繼母ママは人蔘ハハのいる顔オモで無し

後添に今度貰つたのは逆もソナ生ま優しき顔付で無いの意。繼子の境遇こそ想ひやらる。

○丸山はヒゲ人蔘を花に出し

長崎は唯一の外國貿易港で、モダンな土地柄、支那との人蔘の取引も(唐人蔘と稱す)行はれる。一體に異國情調の豊かにたゞよふ處。丸山遊廓などでは、ヒゲ人蔘を煎じてお茶の代りに出すであろうと云ふ意。「丸山の口説コハゼがオツ外れ」などの句と同趣向。茶と言ふ語はお茶を挽くと云ふ點から花柳界では忌んで、お出花デガと稱する。

○地人のまづさ人蔘の鋤也

柳樽二十七篇

素人の女は藝娼妓等商賣人に比し、風味索然たること鋤を入れた人蔘の如く、金を出した程に値打が無いの意?。

○はつち坊主に人蔘のから△

ハツチ坊主とは乞食坊主のこと。煎じて煎じて煎じ抜いた人蔘の殻を捨てるも勿體ないと、其のハツチ坊主に與へた。

○初瀬と祈りし人蔘を引く△

○人蔘が有るで思はぬ弓をひき

以上二句意味不明。

第二項 近代の人蔘川柳

以下全部朝鮮在内地人川柳家の句也。

京城 南山吟社同人

- 紅蔘を常藥にしてイ、血の氣
- 人蔘風呂子寶一人欲しい年
- 人蔘の値蹈行長頼まゝる
- ハツ是れは人蔘であります除隊兵
- 古稀近く人蔘を飲む氣の若さ
- 人蔘の匂ひ丈け賣る土産店
- 溫突を洩れて人蔘よく匂ひ
- 人蔘は赤いと思ふ故國の母
- 鏢鏢として人蔘をアザ笑ひ
- 朝鮮の噺人蔘見せて居る
- 頬骨は高く人蔘刻む父
- 人蔘の捨所なき程に飲み

寶六 天佑子 天二樓 宵灯 巷頭子 燕路 螺炎 冷刀 巨樹 研子

○人蔘エキス(俗用)人蔘ヨ使用スレバ懐妊スト云ハル。

○龍山聯隊除隊兵荷物検査ノ光景。

○人蔘何女ノ名ノ付タ菓子等ニハ僅ニ其匂ヒダケノイカサマ物アリ。

○内地ノ田舎ニ歸ツタ在鮮内地人。

○人蔘ノ煎シ殻。

○開城秋ノ人蔘シ
イズノ光景。

○朝鮮土産トシテ
人蔘ノ外好品無
シ。

○内地ノ人ハ朝鮮
ヨリ人蔘ヲ贈リ物
トシテ受ケ飲マズ
ニ其僱仕舞留キ虫
ニ食ワレ古ビサセ
ル人多シ衛生飲科
トシテ速ニ飲ムベ
キナリ。

○人形人蔘トナラ
ズノ意。
○山人蔘採ハ夢ヲ
氣ニシ此句ノ如ク
夢告ニ行動ス。

○妾宅は人蔘エキス置く處

○堆く人蔘安ツボク積まれ

○朝鮮に住んで人蔘輕んずる

○結局は人蔘にした土産物

○人蔘を貰ひ仕舞つてそれつきり

○人蔘を土産に添へる母思ひ

○朝鮮に親類がある人蔘茶

○紅蔘のきゝめ説いてる考衰期

○人蔘を飲んで定命とりとめず

○いゝ年で未だ人蔘に持つみれん

山人蔘

專賣協會雜誌募集

吹竹

言也

右近

美郷

漢陽柳壇

青桐

言也

戲雀

琴聲

つね女

大口坊

吞湖

同人

○人になりそこね人蔘掘り出され
○人蔘掘夢の通りに山をかけ

○蔘精ハ事寧局官
製エキス。子ノ無
キヨメ女。

○子無キ婦人服用
スレバ營養ヲ能ク
シ子ヲ得ルト稱セ
ラル。

○又今日も暮れて人蔘見當らず

人蔘

久念坊

○蔘精をのんで見やれと良い姑

子公

○蔘精を妻に内證で飲む弱さ

三岳人

○人蔘がいささか効いた顔の色

一蝶

○蔘精も入れて登山の荷の揃ひ

吞湖

○人蔘へ御禮のように長生し

可笑

○子寶が欲しいばかりの高麗人蔘

胡泉

○人蔘の効目翌朝よく判り

龍仙

第四節 俳句

人蔘の俳句未だ世に見はれず。吾に舊作數句あり拙き乍ら茲に空位を塞ぐ。

螺 炎

開城蔘圃

小屋掛のまばらに蔘圃春の雪

○開城滿月臺。

○同連ハ山蔘採リノ作ル山中宿泊ノ小盛。

葉の垂れし雨の蔘圃や蝸牛カタツムリ
人蔘畑打つや月臺黄昏る、
一ト霜の葉亂れ頃を人蔘引く

王氏遠裔

龍鱗の一片抱いて蔘を栽ゆ

江界山蔘採

秋晴の同連に干す麻袋
夜の雨同連近く鹿の鳴く
稻妻や同連に遠く虎の聲

雜

古稀近し吾に蔘あり冬籠る
老妻と蔘茶をすゝる稿飽きて
獨り居の冬徒然に蔘の味
二豎を追ふ征矢の心ぞ蔘を贈る

第五節 輕口噺

料理茶屋

一人前百兩の料理を喰て見たいと、所々の料理茶屋を聞てみたれど、あまり大
そうな事ゆへ出来ぬといふに。小さな茶屋の亭主私が致しましやうと請合ゆ
へ、成程頼ふから獻立を書いて見みろといへば、獻立は御目に掛ます迄も御座り
ませぬ。中位な伽羅で飯を焚まして、朝鮮人參のひたし物で御茶づけ。

安政八年版『氣のくすり』

第六節 戯曲

本篇は昭和七年京城帝國大學杉原德行博士が、戯に餘技の筆を執つてものさ
れしものなり。同氏は人も知る如く人參藥理學の權威たり。此の人の此作以
て後に傳ふべし、茲に其全文を掲載す。

(本篇著作版權朝鮮放送協會所有 同會承諾濟)



不老長壽の曲 筋の概説

傳説の高麗人蔘の起源を戯曲化して、それに朝鮮音楽を取り入れたものであります。

新羅王朝に金進士と云ふ人がありまして、宮中の舞姫靜花と云ふ者と契りを結び三箇年に成るのに子供が出来ません。靜花は古事を思ひ出しまして佛國寺の石窟庵に籠り三七二十一日の祈禱を致します。

満願の日に御佛の童子が現れ一子を授くぞよと云ふ聲あり、夢現ユツレから醒めて見れば童子は消えて傍に一枝がありました。それを御佛の授り物と家に持ち帰り庭に其の一枝を植えました。枝は榮へて五年にして立派な人蔘と成りました。其の根を服用致しました其爲か玉の如き一子を儲けました。

新羅王朝の武將なる崔將軍は美男にして好色。曾つて靜花が一子を儲けましたけれど色香未だ消えやらず益々艷麗なるに目を付けて、きつい横戀慕であります。自分が大官なるを笠に着て靜花に迫ります。けれど貞淑な靜花は何時も柳に風と受け流します。さる程に金進士夫人が祈禱によつて人蔘を得た

事が世に擴まり唐の國迄傳はりました。

唐の國の使者が或時其の人蔘を持ち歸つて、朝廷に獻じました處、漢法學の大家が神農の宣へる不老長壽の神草でありますと帝に申上げる。

帝は大いに喜び給ひ新羅王に人蔘三百斤を年々貢物として送らば唐の國の金銀財寶を送つてやると仰せ出されました。

茲に於て新羅王は金進士をして人蔘栽培の業を司らしめさせられ金進士は王に重用せらるゝ様に成ります。

崔將軍は靜花への横戀慕が達せられぬのを口惜しがる、其上に金進士が王に重用せられる様に成りまして益々心をいらだて時に乘じ機にふれて金進士の事を王様に讒訴致します。王様は唐大國から人蔘の貢物の代りとして來る金銀財寶の爲に崔將軍の言葉を御取り上に成りません。

王の命令に事を藉りて金進士夫人靜花の昔の舞姿を見て悦に入つて居りますかゝる折金進士は早馬に乗りて敵國は和議をがへんせず既に兵を國境へ進めて居ると注進致し新羅王朝の武官の徒らに行樂に耽けるのを見て常に嘆きます。見れば舞姬は己が女房なるに二度吃驚して王様へきつい諫言と女房靜

花へ苦言を並べ立てます。王様は酒の酔の爲に遂に大いに立腹せられて金進士を閉門申しつけます。

金進士は王朝の最後を見るに忍びずとし、又妻の自分の留守中に再び舞姫となれる狀に愛想をつかし其の夜の中に遁世致します。

靜花は夫の誤解を説く術もなく佗しく暮して居る内に、しばしば崔將軍が訪れます。さる程に敵はいよいよ新羅國內に攻め入り王城十里の外に迄参りました。崔將軍はやむなく自ら馬を進めねばならぬ破目に陥入りまして出征せば命無き事なれば一層の事命ある内にと手兵を率ひて夜陰かに靜花を手ごめにせんと致します。靜花はこれ迄と覺悟をきめ遺書を認め笛の中に入れて立派に自害致します。

かくの如き有様でさしも榮えたる新羅王朝も滅び。野武士ばらの侵入によつて人蔘畑は悉く荒され加ふるに大飢饉で人蔘のあとは全く絶えてしまひます。

金進士及び其の夫人の間に出來た佛の授り子は母の自害の爲に従僕に助けられ、又情けある武士に助けられ後に童子となり母自害の時の遺言によりまし

て書置を認め入られた笛もて想戀の曲をならして父を尋ねに旅立ちます。

拾年の歲月は夢と過ぎ、彼の佛の御子は金剛山にて想戀の曲を奏して居りますと白髮の老翁亦想戀の曲を奏します。(笛二人)相會して父子なる事を知り佛の子は父に母の書置を渡します。金進士は始めて妻の心を知り追想の念やまぬ次第であります。かくても追ひつかず自分は遁世した身分だから、これからは妻の冥福を祈つて金剛山中で暮すが御前は新羅の臣でもなかつたし、これから高麗の都に行きて立身出世せよ、それには母が與えた其の笛が身上だと申さる。父子相會したが再び茲に別れて一人は山に残り一人は都をさして行きます。

高麗の都で笛を吹いて居ますと高麗の太祖これを聞き給ひ、禮人の司として音樂の長とせられる。金進士の子はかくして音樂の長となり高麗王朝の一大祭典に不老長壽の曲を案出し祭典の日太祖の前で其の曲を奏す。(朝鮮音樂)さる程に樂終らんとする時音樂の長の吹ける笛の管より種子五粒が出る、靜花が入れたものであります。太祖之を見給ひて之ぞ不老長壽の神草人蔘の種子ぢや、我が朝廷は之で萬々歳だとおほせられる。

序幕 「花見の宴」

登場人物

新羅王
尹宰相
文小相
崔將軍
靜花
金進士
其他

(朝鮮音樂)

新羅王 昔の禮樂レキョクは雅エビシヤかで何時聞いても飽きぬものぢや。去り乍ら毎年の花

見の宴に何時も定つた事では何んだか飽きたらぬわい。

尹宰相 本日は特に趣向を凝らした事がある様に存じます。

新羅王 何ナニ趣向を凝らした事があると、早く見たいものぢや。

尹宰相 王様の御命令ぢや。樂人共を暫し休ませて此れから番外の餘興ぢや。誰れか在る。

文小相 近頃進士に成つた金裕福とやらは學問もよくし又樂の心得あるとやら、王様金進士に所望遊されては如何で御座るます。

崔將軍 あいや文相暫く樂は文官に限り申さぬ。今大平の時代に我等武人には劍は無用ぢや。舞に歌にそれはそれは熱心で御座る。拙者の家來に權と申すものが御座る。本日は權の奏せる樂を聞き召されたく存じます。

新羅王 ホ、此れは面白い。文官と武官とから秀れたる樂人を進めて余に聞かせるといふのか。では余は宮中の秀でたる女官を以つて舞姫となしそれに興を添えるであらう。サア武人側から始めるがよからう。(權といふ人箏を持ち來りかなでる。宮中の舞姫此れに合せて舞ふ)

新羅王 いや武人としては兎も角じやが箏の律何となく雅かさが足らぬ。さて文官側の方は如何ぢや。

(金進士箏を持ち來り想戀の曲を吹く。宮中の舞姫靜花と云ふ者此れ

に和して舞ふ)

新羅王 實にあつばれあつばれ笛の音。餘韻嫋々として訴へるが如く實に眞に迫つた。さるにしても笛の音は戀慕の情を表したものぢやがそれに合せた舞姫靜花の眞に迫つた狀。ウム、本日の花見は余の日頃の政事に痛める心を充分に慰めて呉れた。そして第一の功勞者はその金進士とやらと靜花ぢや。兩人へ盃を取らず。

文小相 兩人共何れも獨身。誠に目出度い事に存じます。

新羅王 ホ、金進士は未だめとらぬといふのか、本日の花見の宴余が媒酌するも一興。盃は三々九度ぢや目出度い。

貳幕目 「金進士夫妻の思ひ出」

登場人物

金 進 士

その夫人 靜花

使 者

文 小 相

金進士 この子を見るにつけ思ひ出す。

靜花 七年昔花見の宴の想戀の曲ですか。

金進士 いやいや、そなたはともすれば二人の仲を云ふ。

靜花 では。

金進士 王様の慈愛によつてそなたと契りを結んだがさて一年たてど二年たてど二人の仲には子供がなく。

靜花 はしたなき舞姫の私進士のあなた様に何時離縁になるか、なるかとそればかり苦になりました。

金進士 ホー！私をそんな輕薄なものと見てか。

靜花 いえ。でも昔から三年にして子なき時は。

金進士 別るゝと云ふのか。

靜花 いえいえ、でも妾を置いて妾への愛がもしも。

金進士 私は正道を守り妾を置かぬと常々言つて居るでは無いか。

靜花 せつぱつまつて神佛に御すがり申して。

金進士 そなたが佛國寺石窟庵に三七二十一日の祈禱を籠めたのも最早五年をすぎたが丸で昨日の様ぢや。

靜花 左様に御座ります。隣人の教えますに新羅三十五代の景德王様は幾度も夫人を換え給ひても御世嗣を儲けられず。石窟庵の住職を召されて祈禱をせられ始めて御世嗣をもうけられたとか。

金進士 でそなたも三七二十一日間祈禱をこめたのか。ハハハ、そのきゝめが有つたのか。

靜花 勿體ない。御佛に對して。今でこそ申し上げますが。

金進士 さてはこの子は御佛の授け子か。

靜花 三七二十一日の満願の夜夢うつつとなく御佛を祈り申した際あら、不思議や一童子現はれまして御佛はお前の心を汲み給ひ一子を授くと仰せ有りました。

金進士 成る程、始めてそなたから聞く話ぢや。

靜花 ふと夢現から醒めましたけれど童子はあらず一子も見當りません。不思議だ。自分の空耳で有つたかと周圍を見ますれば一子にあらで

一枝が有りました。で妾はそれを持ちかへつたので御座います。
金進士 一子が一枝に早がはりか。

静花 處で其の夜童子再び現はれまして彼の一枝を庭に植えよ。一年にして一葉、二年にして二葉となり五年にして三極五葉となる。三極は天地人の三相、五葉は火木土金水の五元。然る上は此の根をとりて夫婦共に煎服すべしと。

金進士 ちては一年前から私に服用させたあの庭の草の根か。

静花 左様に御座ります。で茲に可愛い一子を御佛から授かりました。

金進士 知らなんだ有難や有難や。

(此の時表玄關に使者の聲)

使者 御免下され御免下され。王様の命によりて文小相殿が參られました。
静花 あつ！ これはこれは文小相様。

文小文 本日罷り越しましたのは餘の儀にあらず。先般漢法學者陳大人がお宅へ參られた時庭に天下の不老長壽の神草人蔘ありしとか。此の事を王様聞召されて金進士をして早速献上せしめよとの達しで御座る。

靜花 さてはあれは人蔘でありましたか。

金進士 不思議な事を聞くものかな。只今これなる妻から聞き取りました。

實は庭に有るあの草は妻が五年前に子無きを憂ひ石窟庵に詣で三七二十一日立籠り、満願の夜一童子現はれて一子を授くと聲有りて一枝を授かり持ちかへりて庭に植えて五年、其の根を煎服して(文小相に)のう、文小相殿我等子なき夫婦が七年目に玉の様な佛の御子を。

文小相 昔の物の本には不老長壽の神草人蔘ありと讀み申したが唐にも深山幽谷の地に仙人が僅かに求め得るとか。今聞けば金進士夫人が祈禱に依りて其の神草を御佛より授かり給ひけるとは。

金進士 成程成程、三極五葉にして向陰陽背、これぞ神草人蔘であるわい。今まで不思議な草ぢやと見逃したるが拙者の淺學。

文小相 有難や有難や。先頃唐の帝よりの使者には近頃新羅王の貢物はとかく陳腐にして帝の仰せには、我が鷄林に金剛の名山有るにより其處から不老長壽の神草人蔘を得て貢せよとのきつい仰せ。王様も多數の人を派して探し求めらるゝに一本も得ず。唐大國の帝の逆鱗にふれ

てはとそれはそれは御心痛で御座る。本日は何とした幸福な日であらう。王様の仰せの如くお宅の庭に人蔘有り而も靜花殿には其の栽培方まで心得あるとは。

金進士

王様の御役に立つ神草とは拙者今まで頓と知り申さなんだ。

文小相

これと云ふも靜花殿の御貞淑な心が御佛に知られたためぢや。金進士殿立派な妻女を持たれてこれはこれは御満足の事ぢやのう。

参幕日「横戀慕」

登場人物

崔 將 軍

靜 花

崔將軍

さてもにくきは金進士。僅かの才能にはこりて、萱と和を講ずる使者

となり堂々都を立ちて行きおつたわい。と言つて和を講せずば戦ひ。

私は戦ひが嫌ひぢや。私の祖先は何んでまあ、あの慘たらしき血を見て喜んだ事だらうか。詩歌管絃の都人の行樂、私は宮中の蝶にたはむ

れて一生が過ぎたいわい。思へば好男子の私になびかぬ者があらうか。繪巻物の人物そつくりの私じや。都の婦女子が私を見て打ちさわぐのも無理はないわい。あの憎つき金進士の妻女、靜花、あれは何の憎くからう。元は宮中の舞姫、そうじや、近頃一子を儲けたと云ふが益々あでやかさだ。ウン、そうだ、今宵は幸ひに月夜、金進士の留守宅を訪ねて見様か。アハ、ハ、ハ、ハ。

(崔將軍あつぱれ色男然として月にたはむれつゝ、金進士の邸へ向ひます)

崔將軍 お頼み申すお頼み申す。

靜花 どなたで御座いますか。下男も不在の今宵に限つて俄かの來訪とは、使者たる夫にもしもの事が。

崔將軍 いや下男にあらず靜花女自らのお出迎ひとは有難い。

靜花 誰かと思へば崔將軍様で御座居ますか。無人な拙宅を訪れられますは、して何用で。

崔將軍 まあせつかちな月にたはむれ歩く程にひどくのどかはき申した。

靜花 折角の御入來乍ら夫は不在、然も下男下女も用を達しに外に出で居り

ます。夫の不在に濡衣も着られず甚だ失禮とは存じますが。

崔將軍 靜花殿。文差上げても梨のつぶて、今宵亦きついおとりなしか。

靜花 昔は舞姫なりしも今は人の妻、然も夫は大事の國使として旅立ちひた

すら國家の安泰と夫の身の上を祈る身、厚かましゆうは御座ります、が私の心を思ひやつて。

崔將軍 ハ、ハ、ハ、これはしたり立派な御貞淑振り。さり乍ら煩惱の焰消

えやらぬ身共の心を汲み給はぬか。

靜花 將軍様とあらう方が他人の妻に御戲談を。

崔將軍 あいや 戲談で御座らぬ身共心からなる。

靜花 門前でもしも他人が見ましては心苦き次第、子供の泣聲アレ子供が：

：私はこれで失禮を。

崔將軍 ならぬ(崔將軍は靜花の袖を握り、ます)これ程迄の身共の熱心靜花殿

明日は幸ひ王様の御宴、御前の舞姿を久しぶりで見物したきものぢや。

靜花 何と召さるゝ。夫は國を越えて大事な使者に立つて居る時、何んで私

が舞ひ遊びが出来ませう。

崔將軍　でも王様の御命令とあらば。

靜　花　王様とてよもやその様な無理難題は。

崔將軍　なさるまいと申さるゝか、ハハ、、、、今宮中は身共の思ふまゝなるを知らぬのぢやなし。

靜　花　國家多難に際してちとおつゝみ下さいませ。

崔將軍　何だと。詩歌管絃は國を治むる本で王様の御宴に何の。

靜　花　天下太平の時こそ禮樂なるもかく國家多難の際には。

崔將軍　ハハ、、、、田舎くさい事よりも朗なる行樂が我等都人の。

(子供の泣聲)

靜　花　あれあれ子供が泣きます。おはなして下され。

崔將軍　ならぬ。よき返事聞く迄はならぬ。

靜　花　えつ、うるさい、うるそうございます。

(無理に袖を振り切り門に入りて戸を閉て終ひます)

崔將軍　ハ、、、、今宵の狩は此の片袖が獲物、明日王様の御宴に參られず

ばこの片袖はそれぞれ身共と御身の戀物語として、金進士殿のお歸りの際への好き土産物じやハハ、ハハ、ハハ、ハハ。

四幕目 「和議の御宴」

登場人物

新羅王	新羅	尹宰相	崔將軍	文小相	靜花	金進士	其他武士大勢
-----	----	-----	-----	-----	----	-----	--------

(朝鮮音樂)

新羅王 甄萱が後百濟と稱して邊境を嚇すも、將又弓裔が摩震と號して邊境を亂すも新羅の威信に比しては太陽に向つた星の如きものぢや。まし

て唐の帝は新羅と親交が有る野人ばら何するものぞ、詩歌管絃が國を治むる本じや。

尹宰相 左様に御座居ます。故孔子様も禮樂と申されまして王様の政事に樂を尊ばれて居りました程に。

崔將軍 鼠賊輩の血は見るもけがらはしくて。

新羅王 誰かある舞えよ。

(朝鮮音樂と舞)

新羅王 我が王朝は文化燦然として居るが樂舞、何れも陳腐じや。近頃は舞姫達に頓と上手がない。余は今日はもつとうるはしき舞を所望じや。

崔將軍 七年の昔王様の御宴に武官と文官と二派に別れて舞ひ歌ひました、あの時身共方の武官はとんだ失敗を演じましたわい、さるにても金進士

夫人となれる舞姫靜花の舞あれは實に感心致しました。

文小相 私が兩人共獨身と申し上げました處王様は早速粹なお裁きありて御宴に一段と榮あらしめられた次第。

崔將軍 王様如何で御座居ます。今一度靜花をお召に相成つては。

新羅王 金進士は今國の使してあらず、あの想戀の曲やらも吹く人もなく。

崔將軍 仰せ御尤に御座りまするが身共あれから笛を手にして相當きたえ申しました。

新羅王 何、將軍が笛を、繪卷物にある様な將軍が笛を吹いては一段の面白味があるわい。誰かある金進士邸へ參つて靜花を連れて參れよ。

崔將軍 本日の王様の御宴に興味をそえんと存じ豫め王様の御命令と稱して靜花を迎へにつかはして御座りまする。

新羅王 いやいや、なかなか拔目なき將軍の計ひぢや。

崔將軍 本日の御宴の舞と笛、七年前の様に王様の粹なお計ひを願ひますかな。

新羅王 ハハ、ハハ、何時も乍らの將軍の攻撃の早き事よ。然し他人の妻を。

崔將軍 本日は無禮講とやら、戯れも時にとつては興味有るものにて。おう靜花が參上致した様で御座います。

新羅王 ア、參つたか。靜花、余はそちの參上を心もどかしゆう待つておつたのぢや。

靜花 王様には御機嫌うるはしき御姿を拜し奉りまして誠に喜ばしき事に

存じまする。

新羅王

ウム、そちの夫金進士は邊境の鼠賊輩等へ和を講せしめに行かした。千數百年も續いた我が新羅には文化燦然として野人ばらが及びもつかぬ事ぢや、と言つて今我が王朝がこれ等鼠賊を打つのもその何じや、それよりも威を以て和を講せしめる事にしたのぢや。本日はその和議成立を見越しての宴ぢやが、どうも飽き足らぬ餘興じや、そこで靜花そちへ舞を申しつける。昔の舞を一つ所望じや。

靜花

王様誠に女の身で申上げ兼ねますが良人金進士の申しますのには甄萱弓裔何れも勢力を増し我が新羅王朝も油斷出來ませぬ由。

新羅王

何と申す。弓裔が自ら王と僭稱し甄萱が後百濟國を建てたなど、世人が言ふのは片腹痛き次第ぢや。彼等は現に余が本日行つて居る禮樂などは知りもせぬたわけ者ぢや。何で王道が行はれようぞ。

靜花

でも御座りませうが、國民は不安の念にかられて居る時に。

新羅王

禮樂を聞かれぬと申すのか。

靜花

いえ、左様な事は。

新羅王 では余が命令ぢや。そち一つ舞ふてくれ。

靜花 舞をやめて既に七八年今更ら。

新羅王 いや云ふな、そち夫婦の家から今でも時折り想戀の曲が隣人にもれ聞ゆるとの事ぢや。余にもそちの舞を見せよ。

靜花 想戀の曲は夫金進士の餘技として案出せるもの他人の人が吹き申さぬ事。

新羅王 もし想戀の曲吹く人あらば、そちは舞ふか、ヨシヨシ誰か有る、靜花に舞衣を用意せよ。

新羅王 崔將軍、サ、想戀の曲を吹いた吹いた。本日は八年前に返つていとも面白い餘興ぢや。

(崔將軍の笛、金進士に比して曲異つてたくみでありません、靜花止むを得ず舞はふと致しますが心進まず、舞衣を着せられたまゝ、佇んで居ります)

かゝる時遠方より馬の蹄の音。

△ 火急の用事ぢや、門をあけよ。

○ 成らぬ。

△ 天下の大事ぢや。金進士殿の火急の用事ぢや。

○ 金進士殿と聞くからには益々門を開かれぬわい、本日は王様の御宴ぢや。

△ 何、金進士と聞いて尙更門を開けぬとは。

○ 我等崔將軍様よりの嚴命ぢや。もし金進士邸から人來るも絶対に御宴に入れてはならぬと。

△ 我等は金進士邸から來たものではない。後百濟に使し給へる金進士殿が夜を日についで早馬にて天下一大事の報告に參つた火急の用ぢや。

○ フン、崔將軍の家來の威力を知らぬか。

△ 金進士 止むを得ぬ。門を破つても這入らねばならぬ一刻を争ふ時だ。
かしこまつた。

（兩方の雑兵の争ふ音。此の物音に驚いて笛の音止む。崔將軍は笛を手に、靜花は舞衣の姿にて何れも茫然としてゐる處へ金進士決然として

入り來ります。

金進士 王様御宴中をわきまへず突然申し上げ度存じます。

(新羅王、半醉ひたるも狼狽の態にて)

新羅王 早馬で歸つて宴燕の席に顔色變て何事か。

金進士 後百濟、和を講ずるとは眞赤な嘘にて數萬とも知れぬ軍隊を進軍せし

めて居りますぞ。新羅王城の陥落も旬日に迫つて居ります。

新羅王 何といふ。鼠賊輩が侵入せりとか。

金進士 和議はおろかな事、ぐされ木の新羅王朝の命は且夕に迫つて居る。何

が和議だときつい權幕にて如何様がえんせす。

新羅王 崔將軍よ、將軍は邊境に兵を派して堅めて有る又見張りも置いてある

と言はるゝに未だ一つの注進も來ぬが。

崔將軍 和議は出来るものと確信し兵は手薄にして置きました。

金進士 さてさて國家の大事、將軍には劍の代りに笛を手にして！

(金進士ハラハラ落涙、傍を見れば其處には妻の靜花が舞姿にて佇んで居るのを見)

金進士 ヤ、、、、静花、そさはここに、、、、。

静花 ハイ、これには深い譯が、、、、。

金進士 聞かぬ、國家存亡の際に私の心が通せぬか。

新羅王 アイヤ、金進士、静花は余が呼びよせたのぢや。何、、國家存亡だと杞

憂じや杞憂じや、、、誰か盃に酒をつげよ、、、唐は新羅王朝と親
交が有る、鼠賊輩、何するものぞ、舞ぢや舞ぢや、音樂ぢや、さ余が命令樂人
共、音樂ぢや。

(樂の音始まる)

金進士 大敵來るに。王様さりとは。

新羅王 馬鹿！ 余はそれを聞く耳もたぬ。去れ。

金進士 何卒正道に立ち返りたまはりて。

新羅王 馬鹿！ 金進士閉門申しつける。誰か有る、金進士を捕えよ。

金進士 命なくとも王を諫め奉る。

(雜兵ばらばら來りて金進士を捕へます)

金進士 雜兵ばら何をする、、、この國家存亡の際に。

(金進士の聲次第に遠ざかる)

崔將軍 フ、ン金進士は妻を再び宮中に召さるゝ夢でも見て早馬に跨つて

歸つたもので御座ろう。フ、ン狂氣の沙汰ぢや。

新羅王 突然のさまたげ、折角の興がさめるわい、金進士の狂氣でも面白い事ぢ

や、靜花の舞と崔將軍の笛始めよ。

崔將軍 金進士ばらの笛よりも我が笛の何程たくみのことか、サ、王様の命令

ぢや靜花殿立ち上がられよ。

(靜花無言にて顔青ざめて居ります、此の時文小相は)

文小相 王様に申し上げます。靜花も氣色いとすぐれざる様に見受けますが。

新羅王 余の命にそむくといふのや。

文小相 では御座りますまいが、今の注進と言ひ靜花にも。

新羅王 ならぬならぬ折角の本日の宴ぢや。

(かゝる折崔將軍の部下の二三の者注進と叫び乍ら馬に跨り來ります。

文小相 あの馬の蹄の音は、、、。

新羅王 氣の迷ひぢや。

(馬の蹄の音は近づき雑兵しきりにさわぎます。)

△ 申上げます申上げます軍勢攻め來り既に甲城を攻め落されました。

○ 申上げます、後百濟の總勢七千騎最早三里の處迄來りました。

新羅王 さては金進士の言葉は眞實か、崔將軍、出陣の用意ぢや用意ぢや。

第五幕 「金進士夫人靜花の自害」

登場人物

靜 花

忠 僕

崔 將軍

其 の 他

(鐘の音)

靜 花 何卒夫金進士の身に事なき様彌陀におすがり奉ります。

(鐘の音)

靜花

お、泣くで無い。

(やがて隣室にて子供の泣く聲)

(自らは落涙) お前のお父様は王様の怒りにふれてあれから遁世、私は氣の進まぬのに御宴に招れて舞衣を着せられ、
軍の横戀慕のわざおや、王様の御命令をかさに舞へとの無理難題、突然我が夫の御注進、夫は私の姿を見て私の心も知らず不貞女との、しりあれから(子供の泣聲)私は家に歸へれば言ひわけも立とうと歸つて見れば夫は家にあらず一片の書置して身は遁世、
私は生きておられぬ、
私、私、お、泣くでない私は私の心が夫に知れる迄はどうしても生きねばならぬ。

(鐘の音)

靜花

何卒彌陀の御佛は私の心を汲み給はつて夫へのあかりが立つ様に、

夫の身の平和を御祈り致します。

(忠僕あわてて歸つて來ります)

忠僕

御内室様。大變で御座ります。後百濟の軍勢は十里の外まで攻め來

りましたがそれよりも恐しきは、、申上げ難き事で御座りませんが私はすべてを知つて居ります、、あの崔將軍様が出陣せばどうせない命ぢや、、男に生れた甲斐として出陣の前に御内室様を手籠めにして横戀慕の心を達せんものと、、オ、そうぢや今私は途中で崔將軍様手兵三十人が宅へ參るのに出あひました。さあ早くお逃げなさつて、、。

靜 花 左程までに崔將軍は、、(間)私には覺悟がある、いや夫は遁世私は何の命をながらへようだが可愛い子と私の心が夫に知れぬのが。爺や暫らく待つて下され、、。

靜 花 (靜花祝を取り出して文を書きそれを笛の中に入れ忠僕に渡し)
そちは良人の寶この笛と子供を連れて一足先に、、私は物とりかたづけて後程追ひつづく程に。

忠 僕 いや御一緒に。

靜 花 ならぬ。妾も進士の妻ぢや。人に笑はれたくない。此の子供を一緒に連れて一刻も早く逃げて下され。

忠 僕 では御言葉に従ひ。

(子供が泣く)

靜 花 オ、愛し子よ！。

(子供の泣聲遠ざかる)

(香を焚いて鐘の音、崔將軍の馬の蹄の音遠くより次第に近づく)

崔將軍 金進士王様より閉門を命ぜられ遁世せりとか、王様は靜花が一人で可

愛想と拙者へ靜花を妻として賜るとの御申しつけぢや、これ靜花殿迎
ひに參つた。王様の御命令ぢや。

(戸を叩く。内にて靜花すまして。鐘の音)

崔將軍 幸福な女だ、新羅王朝の美男崔將軍様の御迎へぢや戸を開けて下され。

(戸の音益々はげしくなる。鐘の音益々細る)

崔將軍 開けぬとならば暴力にて開けるぞ、者共、戸を叩き破れ。

(戸を叩き破る音。鐘の音消ゆ)

崔將軍 美男の私の御入來だのに何だ抹香臭い、、ヤ、、靜花は自害し
て居るではないか、ウームそちはそれ程までに、ア、貞女だつたか(聞)金

進士殿、私が悪かつた。淫蕩に目を送り、嗚呼、最早や時おそし外敵はせまるし新羅王朝も、。

(馬の蹄の音太鼓の音。ワーと云ふ勝どきの聲遠くから次第に近づく)
崔將軍 オーあれは後百濟の軍勢か。身將軍にして夢猶醒めず横しまなる戀に身をやつして、あ、あ、あ、。

第六幕 「金進士親子金剛山對面の場」

登場人物

老人 (金進士)

人蔘の子 (金進士の遺子)

(此の間拾數年を経過後百濟の軍勢は新羅王城に入り來り所々を破壊致します。次いで後百濟摩震の國亦滅びて高麗の太祖現れ國は漸く統一せられんと致します、太祖は都を鐵原より開城に移し王城を築きます)

金進士の遺子(人蔘の子) 儂は母を失ひ父を知らぬ、一人の爺やの手で育つた。

でも其の爺やの云ふのには父は故あつて遁世せりと難も未だ此の世の人とか、此の此の笛を吹き尋ねれば再會の機ありとか、あゝ、あゝ、爺が此の世を去つて五年笛吹けど父に會ず、でも笛を何となく吹き度い金剛の靈山で吹きならす音は私の淋しい心に慰を與へて呉れる。どれ一つ吹こうか爺が教へて呉れたあの好きな想戀の曲を。

(想戀の曲)

人蔘の子 はて不思議、今日は山彦の音がとくに強い。

(暫し首かたむけ又吹き出す。かすかに想戀の曲に合して彼方の山から同じ笛の音)

人蔘の子 どうも不思議だ。

(笛の音を止めて首を傾ける。向ふの山の笛の音も止む)

人蔘の子 どれ今一曲を、心の迷か。

(笛を吹けば向ふの山からも亦かすかな笛の音これに和す)

人蔘の子 山彦ヤーイ。笛の音が面白いか。山彦ヤーイ。笛を持つて來い、もつと近くで吹き合はせようよ。

(笛を吹く笛の音次第に近くなる)

人蔘の子 山彦ぢや、山彦ヤーイ。

人蔘の子 おやおや山彦の神がとうどう近づいた、、、あら、山彦の神ぢやな

い、あすこに老人が、、あの老人が吹くのか知ら。

(人蔘の子吹けば老人亦之に和す)

人蔘の子 笛が上手だねーもつと近づいて合はせようよ。

(老人近づく)

人蔘の子 お爺さん、お前さん私の吹く想戀の曲を誰に教はつたの。

老 人 童子、人に物を尋ねるには先づ自ら名乗りて申すものぢや。

人蔘の子 私が笛は、私の爺に教はつたのだ。

老 人 其の爺は何處に居る。

人蔘の子 五年前に死んだのぢや。

老 人 お前は母がないか。

人蔘の子 母は十三年前に死んだと爺が言つて聞かせた。私は母の死んだの

を知らぬ。

老 人 父はどうしたのぢや。

人蔘の子 父は死んで居るか、生きて居るか知らぬ。

老 人 お前は何んと言ふ名か。

人蔘の子 名前を言ふと殺されるから、言ふなと爺が教えてくれた。

老 人 でも名前が無くては。

人蔘の子 爺は私を彌陀の子と言ひ居つた。

老 人 その爺の外に知合ひはないか。

人蔘の子 私は一人ぼつちぢや。

老 人 そなたは何で此の金剛山へ來たのか。

人蔘の子 お爺さん、よくものを尋ねるのう、それよりも今一度笛を吹こうぢや

ないか。

老 人 ウム、それもよいが私は聞きたい事があるのぢや。

人蔘の子 御爺さんそれより笛吹こうよ。

(人蔘の子笛を取り出して吹きかける)

老 人 ヤ、その笛は？。

(老人は笛を人蔘の子の手から奪ひ取ります)

人蔘の子 お爺さん、笛を取つてはいかぬ。母のかたみの大切な笛ぢや程に。

老 人 何、此の笛は母の形見ぢやと。

(老人は人蔘の子に近づきて顔を見る)

老 人 ウム。サテハ。ウム、ゝゝゝ、でも私はあの時の心がまだ解けぬ、私

は此の世に縁を断つたものぢや、私は遁世の身ぢや、言ふまい言ふまい

人蔘の子 お爺さん、何も言はぬと云のか。

お爺さんもしや貴方は私のお父上ゝゝゝ。

老 人 いや違ふ違ふ。

人蔘の子 だつてお爺さんの頬にそれ黒子が有る、爺やが父上様の左の頬に黒

子があつたと云つた。

老 人 私はそんな者ではない、金剛山の仙人ぢや。

人蔘の子 仙人なら聞くが私の父上様は此の世に生きて居るのか。

老 人 ウム、生きて居る。

人蔘の子 何處に生きて居る。

老 人 お前は父上に會ひたいのか。

人蔘の子 私は父上様に用事があるのぢや。

老 人 何の用ぢや。

人蔘の子 母上から頼まれたものを渡さねばならぬのぢや。

老 人 お前の母上はお前の子供の時に死んでお前は母上を知らぬと言つたではないか。

人蔘の子 母は自害して其の際父上へあげてくれと書置きをせられた。

老 人 其の書置きは何處に在る。

人蔘の子 書置きは人には見せぬ、ウム其の笛返してくれ。

老 人 書置きを見せねば笛は返さぬ。

人蔘の子 だつて書置きはその笛の、、、。

老 人 ウム、笛の中に有ると申すのか。

(笛の中の書置きを取り出す)

人蔘の子 爺さん、そんな亂暴なこと。

(老人は六尺高き岩上に飛び上り書置きを読む、夕陽漸く沈み文字を讀

むのに困つて居ります)

老 人 何に何に。一筆參らせ候。私今崔將軍様の無理な横戀慕を斥けて
自害可仕候。一目御會ひして誤解の程を解かんとのみ祈り候處其の
甲斐もなく誠に誠に残念に候。我子は何卒よろしく御頼み申し上候。
世の中に叢雲さえなかりせば

心急ぎ候程に下の句は思ひ出されず候 早々

靜 花

愛しきお前様

老 人 さてはさては拙者のひがみで有つた。

人 蔘 の 子 爺さん亂暴しては困る。その形見返してよ。

老 人 今は何を隠くそう、この儂がお前の尋ねる父ぢや、父ぢや、オ、我は子
であつたか！

人 蔘 の 子 ではあなたは父上様。

老 人 お、そうぢや、我子か。

人 蔘 の 子 ア、、彌陀様有難う御座居ます。

(老人は岩の上から飛び下りて我子を抱く。兩人しばし無言で泣て居ります)

老 人 さるにても母者人の御最後は。

人蔘の子 確と知りませぬが崔將軍出征の首途に非望を遂げむと手兵三・四十騎にて我が邸を襲ひしとの事。

老 人 してしてはやくはやく其後は。

人蔘の子 爺が豫め事を告げたるをもつて母上はもうこれ迄と御覺悟ありて泣き止まぬ私を爺にあづけて一足先に逃げよそして自らは、、。

老 人 自らは！。

人蔘の子 香を焚き立派な御最後、爺にことづけられたるが此の笛此の笛の中の書置きを我が夫へと。

老 人 あ、濟まなんだ濟まなんだ元は舞姫輕薄な風情に心が腐つたかと思つたが身の不覺。さ程迄に立派な貞女なりしか、、。

人蔘の子 其の夜の中に後百濟の軍勢は潮の如く王城へ攻め寄り王様を始め崔將軍、尹宰相何れも悲慘な御最後。

老 人 して御身たちは。

人蔘の子 文小相の家に逃げました。文小相様はさしも榮えたる新羅王朝もこれまでかと、でも御最後は見苦しき事は出来ぬと雇人一同に暇を出して身は文官なるにえものを取りて敵と刃をかはし立派な御最後。

老 人 何かと世話になつた文小相様の御最後か、南無阿彌陀佛南無阿陀佛。人蔘の子 爺と逃れて山路を徨ふ程に立派な武官に遭ひ。

老 人 して其の武官とは。人蔘の子 我等後百濟の武士ならむ故ありて戰場を見守るもので有る。其の方等は由緒有る新羅王朝の者と思ふが。

老 人 フム、それから。人蔘の子 其の内頭と仰がる、人がつかつかと爺の處に来て泣き叫ぶ私の顔をのぞき込まれました、そして知りてか知らずや幼心の私には記憶なけれど私はニツコリ笑ひて其の武士の顔を見上げたとの事。

老 人 泣き子が笑つて武士を見るとは。

人蔘の子 武士はかたはらの家來を顧み給ひ見よ、私の武運の長久の瑞兆を泣き叫ぶ天の子が身共を見て笑ふではないかと仰せあり。去れこの道を左へ早く早くとうながされて爺は漸く落延びました。

老 人 嬉しや嬉しや我が子よ。話はつきぬが此の金剛山では誰はゞかることもない。ゆつくり話をしよう。それ見よ月が登つて來た母者人の冥福を祈つて二人が想戀の曲を。

世の中に叢雲さえなかりせば

世の中に叢雲さえなかりせば

ほゝえみてけむ月見草

ほゝえみてけむ月見草

(想戀の曲)

第七幕 「不老長壽の曲」

登場人物

高麗の太祖

大 臣

人 蔘 の 若 者

家 來

(それから拾年經過、金進士と人蔘の子は金剛山に居りましたが金進士
或る日人蔘の子に汝はこれから松都に行き高麗王朝へ仕えよ、汝は新
羅に生れたるも新羅國の祿を食まず我は新羅國の祿を食みしものな
れば一生をこの靈山金剛に送る。そちが立身の本はそれこの笛ちや
と言ひまして已が笛と母の形見の笛とを人蔘の子に渡し身は漂然と
深山に入り再び遁世致します。人蔘の子は二十三・四の若者となり高
麗王城に來ります。

高麗太祖 國漸く治まり庶民悦服して我が王朝の長久を祈るに至つた。

太 臣 左様に御座ります。

高麗太祖 さるにても余が思ひ残す事が二つある。

大 臣 そは亦何事に御座りますか。

高麗太祖 思ひ出せば二十年の昔後百濟の軍勢が新羅王城を攻めたあの時。

大 臣 あの時何で御座りますか？。

高麗太祖 余は秘かに御身たちと山を傳はり谷を越えて戰場見物に行つた。

大 臣 おゝゝあの時玉の様な子供の殿下を見てにつこりと笑ひしあの事で御座りますか。

高麗太祖 そんな事があつたのう。余は思ひ出したあの子の笑顔は眼の前に有る様だ。

大 臣 あの子を探して。

太 祖 雲をつかむ様だ。余が思ひはそれでない。

大 臣 では何事で御座りますか。

太 祖 余があの時新羅王城へ秘かに戰場見物に出掛けたのは餘の儀でない。余は新羅王朝の金進士とやら云ふ夫人が石窟庵に籠りて童子より授かつたと云ふ不老長壽の靈藥人蔘だつたのだ。

大 臣 誠の王様の御心はそこにありましたのか。

太 祖 然るに野人後百濟の輩は只々金銀財寶に目がくらみ人蔘畑をふみ荒して數年に渡る戦ひで遂々不老長壽の神草の跡をたやした。

大臣 誠に殘念にて。

太祖 國治りなば草を分けても神草の種を探し求めんと諸國に學者を派遣するも遂に及ばず。

大臣 誠に王様の御心をお聞きしては。

太祖 も一つ殘念な事は。

大臣 何んで御座りますか。私に出來ます事ならば。

太祖 國治つて始めて禮樂が有る。が新羅王朝の亡びた時立派な樂人は或は殺され或は遁世し器具も亦物の數ならぬ野人共に破壊せられて後に殘らず。

大臣 高麗王朝の礎定たる一大祭禮も日に日に近づきますのに樂人揃はず大臣として誠に。

太祖 いや御身等の落度ではない。無き者を欲せんとする余の心が。

大臣 でも私たちにも。

太祖 靜かに。町からほのかに笛の音がする様ぢや。

大臣 殿下の氣の迷ひでは。

太 祖 いやいや誠ぢや誠ぢや。

(笛の音かすかに聞ゆ、、次第に大きくなる)

大 臣 どちらやら身共にもかすかに聞えまする。

太 祖 誰か有る。城を出でて笛の音をさがし樂人を連れて參れよ。

家 來 は、、。

太 祖 笛の音は確ぢや。いともなごやかな笛の音ぢや。余が一つの望み

はどうやら叶ひそうぢや。

(笛の音止む。しばらくして家來に連れられて人蔘の子現れ來る)

家 來 笛の主を連れて參りました。

太 祖 ウム。有難や。これ其の若者余は高麗の祖ぢや、御身は笛を吹くの。

余は今全國へ告げて禮樂の人を求めて居るのぢや、處で笛を吹く人が
ない、御身は仕官せぬか。

人蔘の子 父は告げて笛もて高麗の王城へ參れと申しました。

太 祖 一つ所望ぢや。吹いて聽かせよ。

人蔘の子 拙なき笛では一つ。

(想戀の曲)

太 祖 實にあつばれあつばれたが樂人御身は何處から來たか。

人 蔘 の 子 私 は 金 剛 山 から 參 り ま し た 。

太 祖 金 剛 山 から 金 剛 山 の 童 子 か 。 し て 笛 は 仙 人 に 教 は つ た と か 。

人 蔘 の 子 金 剛 山 に あ つ て 仙 人 の 如 き 我 が 血 緣 の 父 に 教 は り ま し た 。

太 祖 何 血 緣 の 父 に し か ら ば 父 は 新 羅 王 朝 の 樂 人 か 。

人 蔘 の 子 私 は ま だ 何 れ に も 屬 せ ぬ 若 者 で あ り ま す が 父 は 仰 せ の 如 く 新 羅 の

臣 だ が 樂 人 で は あ り ま せ ん で し た 。 今 は 遁 世 の 身 何 卒 御 寬 恕 あ つ て 昔 の 身 柄 を し ら べ ら れ ぬ 様 に 。

太 祖 何 で 余 が 昔 の 新 羅 の 臣 に 恨 み が あ ら う 然 し 其 の 樂 を 教 り た い も の

ぢや。御身は父を連れて來てくれぬか。

人 蔘 の 子 昔 の 伯 夷 叔 齊 の 行 ひ 今 更 ら 父 は 仕 官 の 望 み な い と の 決 心 。

太 祖 殘 念 ぢ や の う 。 し て 御 身 は 新 羅 朝 の 滅 び し 時 に 父 と 共 に 金 剛 山 へ

遁世したのか。

人 蔘 の 子 故 あ り て 父 は 新 羅 王 朝 の 亡 び ざ る 時 遁 世 し 私 は 新 羅 王 朝 の 亡 び し

日一忠僕のふところに有りて都を落ち延び。

太 祖 父を尋ねて行つたのか。

人蔘の子 途中情有る武士に助けられ敵の追撃をまぬがれてともかく。

大 臣 途中情有る武士とは。

人蔘の子 産れ子の私は泣き叫びしに情ある武士に遭ひ顔を見られてにつこり笑ひけるとか。そこで情の武士は

大 臣 さてはさては。

人蔘の子 何か思ひ出される事が、

大 臣 思ひ出さでや、今も殿下と語り居つたのおや。何を隠そうお前の言へる情の武士とは、それ此王様ぢや。

人蔘の子 では私が助けられましたのは。

太 祖 泣叫ぶ余の顔を見てのう、笑ひ出しまるで天女のように余は家來共を顧みて、見よ我が武運長久の瑞兆をと叫び其の子を左へ急げと道を教え追撃の敵兵を防いだ譯だ。

大 臣 それが御身か。

太 祖 本日より御身は余が家來ぢや。

(一年の後高麗王朝始まつて以來の大祭典。人蔘の若者は禮樂の長となる)

(朝鮮音樂)

太 祖 さてさて次が不老長壽の曲ぢや。余は不老長壽の曲だけでは物足らぬ。不老長壽の神草人蔘の種子を求め得たきに曲だけで満足すべきか。

大 臣 あの若者が眞心をこめた不老長壽の作曲やがては王様の求められる人蔘の種子も其の曲の靈驗によりて。

太 祖 あの若者は童子様ぢや。作曲は或は余が夢想を實現さすかも知れない。

大 臣 王様の御心が神にとゞきまして。

太 祖 不老長壽の曲が始まつたのう。

(不老長壽の曲)

(曲終らんとする時人蔘の若者の吹ける笛の中より人蔘の種子飛出る)

太 祖 や、、音樂の長の笛の中から(取り上げて)あつ！ これぞ余が求

めた人蔘の種子ぢや。

人蔘の子 さてはこの笛は母上御最後の時に父への書置きの外に人蔘の種子
を。

太 祖 不老長壽の神草の種子、、若者の不老長壽の曲を吹く笛から、

、、

お、、、我が高麗王朝は萬々歳ぢや。

我が高麗王朝は萬々歳ぢや

第四章 朝鮮の山人蔘採取業者

附記 滿洲に於ける同上の業者

第一節 序 説

朝鮮の山人蔘採り業者に付て今日迄に記述せられたるものは、(I)大正七年一月刊行和田天民氏の隨筆集たる『朝鮮の匂ひ』中三十八に「山人蔘採り」と題して記されしを最初のものとする。是れは隨筆なるが故に唯要點を僅かに三四頁に述べたるに過ぎず、摘録要を得たりと雖も多少誤謬なきにも非ず。(2)次で小生が昭和六年八月山蔘調査の爲平安北道江界郡に出張し、山蔘に就て調査し同月專賣局長に提出したる大部の調査復命書あり。(公務書類なるを以て一般に發表せず)(3)右の復命書中より山人蔘採りの風習に關する部分を編纂して昭和六年十一月『青丘學叢』第六號に「山人蔘採りの風習」と題する予が一文を掲載したり、(4)次に昭和八年一月雜誌「朝鮮民俗」第一號に孫晋泰氏

が「江界採蔘業者の習俗」と題する一文を掲載したり。此外に(5)昭和四年三月『京城帝國大學法文學部研究調査冊子第一集』として小倉進平博士の「平安南北道の方言」中に山人蔘業者の隠語を採録しあり。以上の五を以て今日迄に發表せられたる山人蔘に關する文獻の全部なりとす。

本章の記述は右(2)(3)(4)(5)と其後小生の調査したるものとを混和融溶し或は折衷縫合して更に一篇とし構成したるものなり。

第二節 山人蔘採業の意義及其發生起原

今日に於ては一般普通に人蔘と謂へば悉く栽培人蔘を意味し、自然生の山人蔘は全く別箇特殊の存在と觀念せるも。昔時未だ其栽培の發達せざりし以前に在ては、人蔘即ち全部山人蔘にして隨て別に山人蔘採りなる特別の職業在らず。萬曆年代蔚山の戸籍帳を見るに、某る戸主に「採蔘軍」なる記入ある者あり。之れは官より夫役として採蔘者を定めたるものなり。全鮮の山地に人蔘の發生豊富にして、之を官採の專業とし人民に私採を許さざりし時代に於ては、別に斯る職業の發生する餘地無し。其後濫獲と山林開墾の爲人蔘の産出激減

○此ノ時蔚山附近
ハ山蔘超エシモ昔
ナガラノ蔘務ヲ員
權セシメ人蔘提出
ノ代リニ何等カラ
徵收シタルモノナ
リ。

○本章ニ今又へ現
在トアルハ昭和六
年頃ト知ベシ。

するに至るや、漸次其搜見に特殊の技能を要するに至り、一方官の取締の目をくぐりて密賣買が行はるゝ時代に至つて始めて此特殊業者を發生したり。其公然の職業となりしは李太王の中期後私採を默認又公認せし時代なり。而して此朝鮮の業者と滿洲の同一業者とは其組織從業狀態風習禁忌等相類似せるものあり。且朝鮮國境沿ひにのみ此業者を發生したる點より考えて、二者の間に傳統の關係あるを認定し得べし。

第三節 山人蔘採りの從業者と從業地方

現在に於ける山人蔘採り業者は、平安南北道及咸鏡南北道の四道に限らる。是れ同地方以外には今日山人蔘を産せざればなり。而して今日稀に此天産物を發見せらるゝ地方は。

慈城郡 此二郡最も多く産す全鮮中

厚昌郡 の主産地とも稱すべし

江界郡

前項に次ぐ産地なり就中從南面、龍林面、史西面最多し

山蔘採の最多く入山し且最力を注ぐ地也

平安北道

渭原郡

楚山郡

熙川郡

碧潼郡

平安南道

寧邊郡

長津郡

咸鏡南道

甲山郡

三水郡

咸鏡北道

茂山郡

上記各郡の産額は前三郡に比し甚だ少なく言ふに足らず然れども猶現在少數ながらも毎年入山者ある地なり

山人蔘採りは特殊職業なりと雖も專業には非ず。何れも大抵一定の職業を有する者にして、十中九迄は農業者なり。入山者の總人員は年により差異あり例之は農作凶歉の歳は多く、豊穰の年は少なし。又前年多額の獲物ありし翌年は人の射倖心を唆つて多數入山者を見る如し。而して其多き年は官廳の小使其他の被傭を辭して行く者あり、爲めに使用者の迷惑を來す事もありしと云ふ。今江界營林署のみに於て取扱たる該入山許可者即同署所管の山林四十二萬町

○採參入山者ニ對シテ取締ノ爲營林署ヨリ一人五十歳ヲ徵收シ許可證ヲ與ヘ携帶セシムルコトヘセリ、昭和六年度ヨリ一人一圓トス。

○無許可ニテ入山シ人蔘ヲ採當テシ時密カニ目撃ヲ付シ山中ニ埋メ置キ下山シテ出願シ許可證ヲ受ケ再入山シテ彼一物ヲ携ヘ下山スル者モアリト云フ。

○御人ノ解下ニアリ。

○瀨蓋樹林ヲ伐採スルニヨリ其跡ヘハ人蔘生ゼズ。

歩内に立入りし者は、

昭和三年度

六百九十人

同 四年度

一千二百四十五人

同 五年度

一千三十八人

右の外に無免許入山者甚多く、江界營林署管轄以外の地方もあれば少くとも咸鏡平安南北四道に於ては年一萬人内外に達すべし。其入山團體の長たる御人の數は江界邑管下だけにても二十餘人あり、江界郡内にて約三百餘人ありと云ふ以上の數は昭和六年江界に於て調査したる數なり最近に於ては甚しく減少を見しと推定す。山人蔘の總採取量は營林署の山林作業面積の年々に於ける擴張により其發生面積を狭め、一方濫獲により發生の減少を見るに至り、既往五六十年來より年々反對幾何級數的に減少し來れり、向後二三十年の後には全く絶滅の運命に向ひつゝあるものなればなり。

彼等採蔘業者の心理状態を觀察するに、此仕事は最も射倖的のものにして、一朝好運に會はゞ一舉數千圓を羸得することあると共に、數月入山の辛苦は水泡に歸し所謂無馱骨を折り鏗一文をも得ざることあれど。彼等は最初よりそれ

を覺悟し従業期間は希望と光明の夢幻に活くる樂みあり。又僅少の祭祀費分擔の外別に資本としての費用を要せず。自宅に居るも入山するも食ふ物は畢竟同一なりとし、縦令一根の阿堵物を得ずして歸還するも深く失望すること無く、運勢の然らしむる所なりと諦め復た翌年の幸運を夢むものなり。

其中御人は子の江界に於て面接したる四五人に就て觀るに、文字を識らずと雖も人となり善良素樸の裡に一種の禪味あるを認めたり。蓋し多年人跡絶えたる深山に出入する裡無意識自然の修養により鍛成せられたるものにして。又一面最も眞摯なる宗教心山神崇拜にも由來するものならん。而して如此一種の人格あればこそ御人として一團より景仰せられて其絶對命令に服するものならんか。

第四節 入山團の組織

採蔘入山者にして箇別的獨自入山する者無きに非ざるも、此等は其日往還し得らるゝ近山に限られ、従つて好良高價なる蔘を得る能はず。大蔘は必ず其發生地たる深山密林に入り十數日を費し搜索するに非ざれば發見するを得ず。

○不淨トハ表中ノ
者、家ニ出産アリ
シ者、死者アル家
ニ出入セシ者、身
體ニ皮膚病アル如
キヲ云フ。

此等虎狼の出沒することあるべき山中に宿泊するには團體的行動を執らざるべからざるに至るは自然の歸趨なり。況んや彼等は山中に鬼神ありて人を害することありと確信せる恐怖心あるに於ておや。已ならず其仕事の性質上行動の敏速能率の増進は數人の一致を利とするによるものなり。而して其團體の員數は四五人を最少とし十二三人を最多とす。之を結成するには其頭目たるべき御人が自から人を撰別招致するあり、或は二三人の熟練したる者が申合せ懇請して適當なる御人を見立て、之を頭目と推して仰ぐあり一定せず。而して又其一團の中には經驗無き素人も參入することもあり。然れども此等の仲間には毎年の事なる故大體は其人顔一定せり。團員を選むには最嚴重を極む性質善良品行方正にして、よく團體の節度に服する者にして、不淨に汚れざる者ならざるべからず。之に反する者は山神の怒を招くことを恐れ其結果は責罰を蒙り收穫無きを慮れるによる。

團員の役割は左の如し。

一、御人어인 中御人ある時は大御人큰어인과稱す。

一團の統率者たる長にして絶對權力を有す。御人とは人を統御するの意

味の字に非ず、土語に借音字なり、語原不明以下の名稱皆同じ。

二、中御人 등어인 一に次御人 차어인

副統率者なり之は必ずしも置くを要せず。置かざること多し。

三、精才 정재

炊事を擔當する者にして權力御人に次ぐ。此語は江界邊の方言にし厨房

即臺所를 정재と稱するより出づ。

四、以上の外の團員

此中より燃料を採取することを擔當する者と祭祀の下拵を擔當する者各一人を選定することあり、別に名稱無し。初めて加入し入山する者を小待

人 소꿍인と稱す。

御人は多年入山を續け斯業の熟練を積みたる者にして、絶對權力を有し他の者はよく其節度に服従し慣習的の規範とも謂ふべきものは不文律として嚴然と行



○(孫氏)御人以外ノ經歷淺キ者ヲ全明イ全然無經驗ノ者ヲ甘ソイトス。

はれ、毫も紛訛あるなく秩序井然たるものなり。

第五節 入山期及入山前の準備と禁忌

第一項 入山期

入山期は李朝中期人蔘の半官營を行ひ、江界府管下今日の江界郡外四郡を包括し甚廣しに於て夫役にて採取せしめし時代は、一年を左の如く三期に別ち入山せしめたり。

一、苗節

春の末に人蔘が發芽漸生長し他の草木も餘りに繁茂せず之を見分け得る時。

二、丹節

夏に人蔘の顆實が熟して丹ぶくなり最も見分け易き時。土用に入り中伏となれば一夜の中に此實赤くなると稱せらる。

三、黃節 又草節

秋初めに人蔘の葉が黃變したる時。此時他の草木葉の中にも、黃變する者あるも、人蔘の葉の黃色は特別の色あり。彼等採取に熟練せる者の眼には

○孫氏ハ

鬼符其亡

早期入山者處暑

ヨリ

吾嘗夏正中期入山

者秋分頃

鬼符其亡晚期入山

者秋分ヲ過キテ

ノ三ニ別ツ。

容易に之を相當の距離より識別し得ると云ふ。

現今は陰曆七月頃より霜の初降の頃迄則右の丹節黃節に該當する時期にのみ入山す。

入山日は占卜により吉日を決定す。御人が此術に通せるものは自から占定するも、大抵其道の術者に依頼す。其日取は彼等が祭祀する鬼神の天上より降下すべき日に適合せしむ。

第二項 服裝携帶品等

△帽子 紙よりにて編み漆を引きたるもの。近代は麥藁帽の縁り廣きものを代用する者もあり。日光を遮ぎり雨を凌ぐに用ゆ。

△着衣 輕装のもの上下二着、一着は仕事に従事する時に着用するものにして入山の時着て行く。一着は山小屋に歸りたる時着替ゆるもの、此時濡れたる仕事着を焚火に乾かす。近代は洋服の古着を用ゆるものあり。

△ヂカ足袋二足 一足は着用、一足は豫備品。元は草鞋なりしも近來便利なる日本製ヂカ足袋を用ゆ。

△木の杖一本 携帶峻路の歩行を助く。

△棒一本 ナラカシ等の堅木にて作り長さ一尺太さ徑五分位先端を尖らしあり人蔘を掘採するに使用す。人蔘は鐵を忌むと云ふにより此木棒を用ゆ。

△木を伐るに用ゆる乃物類

△叫^ヨ用(背囊様の袋) 木の織緯にて編む。採取の人蔘を納め其他雜物を納むるに用ゆ。

△麻繩 若干

△マツチ 若干

△食糧 入山豫定期間を十五日とすれば一人白米約一斗(朝鮮杓)一箇月とすれば約二斗。寒村の者は此米を或は粟・トウモロコシ等に代ゆ。副食物として味噌・醬油若干、鹽若干、石^{イシ}首^{カビ}魚^{イサ}の鹽物若干等々。

△共同炊事用釜、鍋及食匙、箸等の食器

△山中祭祀用物 白米若干、燒酒若干、白紙九枚、綿絲一卷、葉^{アナ}錢^{キヒ}十枚、雄鷄一羽、香燭。或は雄豚、雄犢を牽行することあるも近來は連行せず。動物には皆雄を用ゆるは山神を女なりとせしに由る如し。

第三項 入山前の行事禁忌等

入山前一週間乃至三日前より毎日數回清淨なる水を以て身體を潔め、女と同寢を避け、邪食を慎む。昔は絶對に獸肉食肉を食はざりしも、近時は犬の肉と河豚鴨綠江支流産するものを食ふ事のみを慎む。而して喪家産家に入合せず、喪人、棺動物の死屍を見る事等不淨に接するを忌避す。若し不淨の身を以て入山すれば、山神の怒に觸れて人蔘を得るを得ざると信念せるに因る。

入山の事及其時日は絶對秘密として他人に漏さず、妻子にも告知せず、妻子は之を問ふことすら禁忌す。故に行先の何地なるかは御人の外は他の團員すら之を知らず。

入山前即出發の前夜より祭祀を執行す、其祭祀の目標たる鬼神は彼等團體が居住する部落の村社とも謂ふべき部落共同に崇拜祭祀する神なり、其神體或は大樹クヌシヤムなるあり、巖石なるあり、小さき祠堂を有する城隍都堂堂なるあり。要するに此等部落の守護神を祀り、入山出發を告げて一同の安穩加護と收穫の多からんことを祈願するものなり。江界邑のものは南門外の堂神(城隍)にして、元は祠堂ありしも、先年洪水の時流失して再建せず、今は唯其の遺址のみあり、此處に來り會し祭る。昔收穫の多かりし時は此祭りは二日間盛大に行はれ、部落の者を

招待して豚數頭を屠り最後出發前に當り見物人等豐稷だ豐獲だとはやし其行の前途を祝せし如き事ありしと云ふも今は行はれず。

供物は燒酎・鷄・米飯・肴一つり・禿魯江の鱸を最可しとす、此魚手に入らざる時は其他の川魚・鰻魚・鯉・鮒等を用ゆ。祭物を供へ了らば他は平伏し御人は起立して祭文を朗讀す。祭文は元來紙に書くべきものなれど、御人等は文筆に暗き者多く大抵其文章に暗通せるを以て唯暗誦す。祭文の一例左の如し。

江界郡江界邑某里御人朴某、精才趙某、小待人金某、李某、鄭某、趙某、네멀커니가五大모리미를가지고드러왔쏘오니明雅하신山神님欣饗하시옵소서、夜실에虛夢마시옵고眞夢을주시옵소서。

譯

……何某等五人が供物を携帶して之れより入山致しますから公明なる山神様はよく召上られ夜中に悪い夢を見ぬよう善き夢を見るように賜はられよ。此時一同は三拜す。

此夜徹夜蠟燭を點じて祭り一同は既に入山の支度にて此處に集ひ家に歸らず翌日直ちに出發す。

第六節 出發入山

出發後途中は一同絶對に言語を發せず無言の行ギョウを守る。途中女人に出會するを忌み特に前路を女の横ざるを大に忌む。故に若し前路に當つて女人の來ることあらば此方より入山者なることを告知す、女は之を聞いて道側に避け背を向けて停立す。此時御人が女に對し裳オビの片を要求すれば之に應じ裳の裾を選にて裂き方二三寸許を與ふ、一行は之を持參して入山す。

蓋し如此風習は古代何れの國にも存在せし、女の生殖器に魔力ありとして崇拜せし名殘にして。其性器に接着する箇所カサの衣服にも亦魔力ありとし此等を各種厭勝に使用する現在世界の各地に残存せる民俗風習と同一なるべく之に依りて入山中猛獸惡魔を防ぐの意味を無意識に傳襲せるものなるべし。

又山神は女人の月經ツキ時ボロ切の白く洗濯せるものを集め局部に宛つるもの、月經帶ツキオビと稱すを好むと稱し他家の物を竊取携持することも間ま行はる。若し途中に於て偶然之の遺棄を見る時は大に喜んで捨ひて持行く。此等は山中にて祭祀の時神堂又は樹木に掛けて供獻す。但し自己家族の物は決して使

- (孫氏)ハ堂ヲ左ノ八トス。
 1 聖人堂 釋迦觀音勢至ノ三佛
 2 山神堂 山神
 3 地主堂 地主
 4 女主堂 山神ノ夫人
 5 客堂 近處ノ客神。
 6 御人堂 昔ヨリ御人ノ死シタル者ノ靈。
 7 寺町堂 祭神不明
 8 刈草堂 祭神不明

用せず。此風習も亦月經に魔力ありとするものにして前項同様の起原に出づるものなるべし。

入山第一日の夕、目的地に到着す。其目的地は御人の外は一切之を知らず、唯先頭に立てる御人に隨ひ黙々として行くのみ也。其の地は人蔘を産する某る山の頂きに近き地點にして、前年宿泊のカリゴヤ(同連동년이と稱す)を作りし所にして、其同連に近き所に左の神堂散在す。

- (1) 聖人堂
- (2) 山神堂
- (3) 地主堂
- (4) 女主堂
- (5) 御人堂
- (6) 守輩堂

此の六神堂は右の番號順により互に遠く離れざる所に置かれ、凡そ人蔘を産する山には必ず存在せざる無く、滿洲朝鮮共にあり。白頭山にも存在すと云ふ。右六神の祠堂は高さ三尺内外、縦横各二尺許の小さきものにして、粗なる木板

にて無器用に作らる。堂内には木板神位に神名を書けるあり、或は塑像様の石を、入れあるあり、何物も無きあり。若し此小堂が破損せる時は彼等は何よりも

小ナル同連

昭和六年八月撮影

前年ノ儘ノ本年未

ダ補修セザルモノ

平安北道江界郡千

北面別坪里山林

江界營林署第十四

林班作業地内

屋根ハ白樺ノ皮

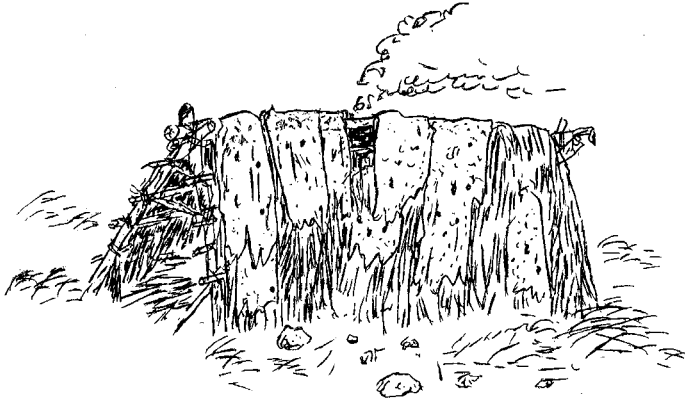
前に此を新造修補す。其新造が不可能なる時は其處に接近せる樹木を祠堂の代りに見立て、其下に石を壘積して其上に扁たき石を置く。又地主堂のみは二個の木柱を立て其上に棚を架し祭物を置く。



同連は山神堂より數十歩の地點西南方向に構へらる。人數多く二の同連を作るときには、東西二箇所に少距離をおき構へらる。

六神祠堂の修補に次で此同連の先年使用後に於て破朽せるを修補し、全く廢滅せるものは新に構へ宿泊の準備に着手す。又精才は炊事に従事す、炊事場は同

○小麥粉ヲネリ
小片トシ蒸タル
モノ



連の一部を區切りて設け、最も神聖なる場所とし、精才の外何人も立入を許さず。修補成れば携帶せる紙三枚を出し一枚は炊事の部分二枚は宿泊の部分の柱に吊下す。是竈神と聖主(家屋の神)の神宿る所に擬したるなり。而して同連二箇所を構ゆる時は其中間に大木の枯れたる根の櫓を焚く。火は連日消ゆることなく雨ふるも消へずと云ふ。又コヤの中央上部に穴を煙出しとしてあけ其下に櫓の焚火を爲す。

第七節 山中の祭祀

到著の當日或は翌日前記神堂に祭祀を行ふ。祭物は白米の飯・餅・鶏肉・猪肉・石首魚・焼酎・煎油・魚・冷麵等にして(其中聖人堂のみへは一切腥物を用ゐず)前に記したる堂の順序により祭を

爲し祭物は順次前の物を流用す。祭用鶏豚は之を殺す時御人が行ひ祭物を供ふることも皆御人之を行ふ。饌物は石壇上に白飯は壇下地面に白紙を敷き其上に、鶏は羽毛をむしりて樹枝にかけ、且白紙一枚づゝを樹枝に懸く。

準備了らば御人は祭文を朗讀する準備にかゝり一同は列座す。之を 뒤청부 름(致誠に就く)と云ふ。御人は禮拜して祭文之れは暗記せるを以て紙に記さず)を讀み他の一同は禮拜す。其祭文左の如し。

江界郡御人の祭文の一例

山神靈^{サマ}님 或は聖人堂 或は何々^{ノマヘニ}前^ハ에 오기^ハ쌌^은。 이^코朴^ノ 멀^보 커^니니, 金^보 멀^니 커^니니, 李^보 멀^니 커^니니, 崔^보 멀^니 커^니니, 田^보 멀^니 커^니니, 다^보섯^보 멀^니 커^니니 가 七^보日^보齋^보戒^보 八^보日^보齋^보戒^보 하^여여, 剪^보爪^보 斷^보髮^보 하^여。 上^보湯^보 에 浴^보 의^보 삼^보 고 下^보湯^보 에 手^보足^보 씻^보 고 豆^보 혼^보 날^보 도 혼^보 時^보 를 바^더 더 入^보山^보 을 허^엿 습^내 내 다。 안^보 저^보 도 能^보 見^보 萬^보 里^보 허^시 는 神^보 님^보 이 기^보 도^보 를 을 니 지^보 안^보 어 두^보 아 시 지^보 안^보 카 습^내 닷 가。 秤^보竿^보 入^보 대 거^보 든 잔^보 등^보 에 大^보 동^보 십^보 을 지^고 山^보 神^보 님^보 堂^보 下^보 에 對^보 허^엿 습^내 닷 다。 無^보 識^보 所^보 致^보 에 머^보 리 검은 人^보 間^보 이 山^보 神^보 님^보 을 하^는 거^리 밋^고 天^보 山^보 大^보 嶽^보 을 써^서 (큰 힘^보 을

다셔서란(淨備ニツナヘテモ) 정미채려슨들(淨히차렸슨들) 엇디정혈가십피오닛가. 不淨

현건늘너담당혀시음고내로應感을허시음고비츠로口感을협소시. 잇는

것적사음고업는것은만시와서, 근々덕택으로對혀엿습니다. 此レ他ノコト

이오라. 此ノ幾人ボンヤリ 人間仙藥부러시리求허려왔삼는데, 前年에넙은德澤

도만코만사오나새德을넘어저라고변々치못헌것이오나, 히어기네단에왕

대모래미, 야랑酒외에기버시시리편々이새모람이시더귀에해란이반찬에

南瓜菜蔬에, 두루총이(범범)홀니 면을마음먹고싯먹고精誠을다허와다시고

양을디리올나이다. 歌饗맛재허읍시고萬德分을내리워주시와比事比夢

은마르시고, 못도록하여도直夢으로어너무투머리나, 어너시로머리나, 어너

얼경아래잇는니라가려쳐줍시사. 네님쌍애나, 다섯넙五芳草나, 여섯넙六

枝부러, 舊年묵이럼석부러, 지리개당판에독구두달닌것을내여줍시사. 山

神님이만히디어, 두신芳草큰맛들, 큰무우맛거른것을, 앓갑다마러시고愛惜

다마리시고내여줍시사. シナイテ出シテ下サイ 今廢ハ 이번에는略少한것을가지고와서드러오나. ナモノヲ持ツテ來テ上ゲマスガ 今廢

변에큰바를내여주시면來년에는큰소잡고크게채리겟습네다. ニハ大キナ牛ヲ殺シテ大キニ拵ヘマスカラ 某도록하

어도,比事比夢마리시읍고卽夢으로가리켜줍시사. テモ 此外에너_一패도루바 ソノニ熊 虎

리진뎡이가튼그런惡途의좁성은다千里萬里로무릉放送허옵시고,저이들 蛇ノヨウナ ソンナ 我等

이入山한동안에홍질이여너노랑지기다업시하여줍시사. シタ間ハ泄瀉 其他ノ病ハミナ無クシテ下サイ

渭原郡崇正面의 入山團體의 祭文의 一例

干支年何月何月何郡何面何洞에居住하는 「ニ멀컨이」等이이곳山神이靈 ガ此處

驗하고慈悲하다기로저울싸갈든등에다가泰山장은집을지고不遠千里하 シテ スルタメ秤ノ杵ノ如ク背中ニテ

고入山하야싸오니山神님地主님女主님밧各方隨丈님네下降하시읍소서. シマシタカラ サマ サマ サ마及ヒ

拵헬物아모것도없사오나 「猪종머리숫설이」와 「王大물앰이」 「雞끼에기 ト

버숫설이」 「肉머빛도흔 「油마랑구」 「餅시더구」 「酒아랑주」 에焚香再拜하오니_黃 シマスカラ

린히 「臭비린히」 이슬지라도늘너감당하서고내로홍향하고맛으로구감하 有ルケレドモ 押シテ拵當シナサツテ 臭テ歎饗シ 味テ口感シナ

サ イ
음 소 시.

初メヨリ 小當人 小當人 小當人
첫순무럭 「소당이」 들의손을블려주시되 다숫뉘쌍대백이 여숫뉘六枝에

九年 過キ多イ根ト 「무득설이」 「판설이」 판으로등을밀고 「잡개」 를

끌어다가 「차개설이」 배남비지양게 「머쿠」 개하여주음소서.

萬數 「만수山川」 「도루마리」 「넙파」 「진댕이」 「따가지」 「영가

시」 들은앞으로가면천길굴함으로송기개하음고 「살피게」 에오방초 「설

이실이」 만보이여八道에壯元을하개하야주시음소서.

右の祈禱文は甚だ雅稚素樸にして森嚴味無く所謂彼等の入山致誠の表現乏
しき如きも、此祭儀は彼等仲間には最も重要なる行事にして。絶對の信仰を有
せる彼等は此致誠如何が收採の結果如何に繋れりと確信するが故に、衷心より
敬虔の念を以て臨むこと。彼の兩班の家祭の比に非ず。若し人蔘の採取多き
ときは「致誠の徳を澤山にお貰ひした」と云ふ。

入山致誠に對し下山致誠あり。即ち歸途の前採取量の多少有無に拘らず、極

○草木ニ棲息スル
頭ノ長イ青色ニ羽
足アル蟲ノ名

めて簡單に殘餘の酒飯其他を各神堂に供へ。

山神靈サマ 님德澤ヲニヨリ에 아모랄何等ノ被害モ無ク 업시芳草ヲ澤山ニ得テ持ツテ行キマス를 만히어 더가지고 갑니다。來年ニモ에 도판

프실시니시테下さい
시리하도록해줍시사。

と告別祈禱を行ひ或は唯清水一盞を供へ。

登捨テマス
등山뜻습니다。

と一言告辭を述べて下山するものあり。

或は又入山祈禱を小さき手の祭と曰ひ、高價なるべき人蔘の採取ありたる時、大きな手の祭と稱し、更に供物を多くして祭ることもありと云ふ。

右入山下山の時の祭の外、假小屋即同連등년り。이内に於ても多少の信仰行事あり。

其一は成主ニにして彼等は之を점당と云ふ。其二は竈神俗稱주왕각외を彼等は정재할미と呼ぶ。彼等同連に入りたる時前に記せる如く柱の一部に白紙を懸けて此等神位の代りとす。炊事擔當の精才が飯を炊きたる時先づ最先に器に入れて此竈神の所に供ふ。又各人が飲食を攝る時先づ一匕又は少許を炊口

○成主一ニ城主一
ニ聖主上樑ニ宿ル
神ニシテ其家ヲ護
ルモノナリ鮮内一
般ニ此神ヲ信仰
ス。

に向つて投げ、竈神にオハツを上げる意味を示す。若し鼠鳥等來り此食物を食ふことあらば彼等は非常に喜んで「반이 고이 버린다」と云ふ又。毎夕歸幕して夕飯を食ふ時に、例の如く一ヒの飯を焚口に投げ乍ら「今日は採り得ず歸りました」「今日は澤山採つて來ました」と報告を行ふ。其下山の時に於ても殘餘の飲食物或は清水一盞を前記二神に供へて告別を行ふ。

又寺刹のある山に入りし時は、其寺内に祀りある山神にも米肉酒等を供へて祀る。又一番高き山に登りし時は其頂に箱様の小祠を作り之を祭ることも行はる。

第八節 入山者と夢の關心

彼等は入山期に於て毎夜の夢に最も關心を有す。就中御人の如きは入山期に非ざる時に於ても夢をなをざりにせず。斯く斯くの夢を得しにより今年は良蔘を得べしなど、考へ居れり。入山の時に於て出發し一行無言にて御人に隨ひ何れに往くかも知らず歩み行く中御人より大聲にて「煙草」と大呼す。一同は一地點に集り地下に踞坐し徐ろに煙草一吹して後御人より各自昨夜の

夢を語るべきを命じ、地位の順序により一同は其夢を説き。御人も亦自己の夢を談じ此等を綜合して御人が判斷して向ふべき方向と地點を定む。此夢判斷たるや一種特別の學問？にして多年御人を勤めたる者に非ざれば解釋し得ざるものなり。

山に到着し假小屋に宿泊すること、なれば爾後必ず山中に於て晝飯時間に御人より各自の夢を聞き、之を判斷し。吉夢は其學理の解釋を述べて御人より其事を發表し。よき結果有るべきを言ひ、或は其日の行動を變更す。惡夢か又は判斷の六つかしきものは御人より發表を差控ゆ。各自の夢は御人の尋問に非ざれば決して私自發表するを許さず。其夢判斷の例左の如し。

夢

△人を捕へたり。或は殺したり。

△某る動物を捕へたり。或は殺したり。

△死人に關するの夢。何某が死せり葬

列を見たりの類

△巡查が此牛を連れて行けと命ず。

夢とき

大人を殺せば大なる人夢を得、小兒を殺せば小なる人夢を得。

人夢を得る。

右同。

山神が假りに巡查に姿を變へ人夢を採り明に付き之れだけにては人夢を得られず。

△右同此牛を連れて自宅に牽いて行け。

△丹頂の鶴が懷中に飛込む。

△東方にて鵲鳴けり。

△白衣の老人が赤き冠にて現はる。

△老人又は老嫗より大根を貰ふ。

△大根畑にて自から大根を掘取る。

△老人現はれて怒つて杖にて山小屋を

叩く。

一日中の劇働に疲勞する爲め山小屋にては夢は見ざるべしと考ふるも。彼等の言によれば大抵毎夜夢ありと云ふ。蓋し夕飯飽腹の直後就寢する爲か。第三者たる入山者の家族友人近隣知人等の夢も亦本人の吉凶等に關聯ありとす。例。嘗て甲入山す友人の乙夢に深山中にて大なる粟畑を見る側に老人あり、乙問ふて曰く此畑は誰の所有なるか、老人曰く甲の所有也と。乙は甲の福を信じ居たるに果して此時二千餘圓の一根を得たり。

必ず人蔘手に入る。

頭の赤きは人蔘の實、羽の白きは人蔘の根
必ず人蔘を得。

東方に行けば人蔘ありとの知らせなり。

前記鶴と同一意味。

人蔘を得る。

右同。

山神の怒に觸れたり速かに下山せざれば
虎に食はる。

第九節 入山中の搜蔘動作

入山第一日は神堂同連の修繕建設祭祀等に其日を過ごし就寝し。翌日より爾後毎朝食事終れば御人は出發を命令す。一同は準備を整へ携帶品を具へ黙々として何地點に行くやを知らず、細徑をたどり道無き叢藪を掻き分け唯従ひ行く。某る地點に到りたる時御人は一同に分散搜索を命ず、是れ御人が此邊には人蔘あるべしと鑑考せる處なり。總て御人は多年入山の經驗により山勢樹林の狀勢を觀て判定し得るなり。(予の江界に於て面接したる御人四五人の中江界邑趙炳俊の如きは、其時四十九歳なりしが、父より二代相紹いで御人となり、十六歳の時より入山三十有三年滿洲朝鮮の人蔘を産する山と云ふ山には足跡到らざる無しと言へり。)一同は御人の命に従ひ四方に分散し、林叢に身を没し四邊に眼光を注ぎ各自思ひ思ひに進行す。一行各自間の距離は大抵高聲の達し得る程度とし、時々最大高叫にて會圖アソフを唱和し合ひ、其落伍を防ぎ又相互の安在を知るの便とす。此合ひ聲は他の採蔘團と紛れざる爲めに團體各別箇の聲を定む。又歸路を誤らざる爲めに、處々に木を折り、木皮を剥ぎ標識と爲す。此

○孫氏此時ノ杖ハ御人が自携ノモノヲ挿ス。

時に於て山神が授けざれば足下に人蔘あるも其者の眼には他の草として映ずと言はれ。甚しきに至つては、山神が即時に人蔘を生やし與ふとも言はる。

此中、一日二・三回御人は大聲に「點心」或は「煙草」と呼ばはる時、一同は一地點に集合して吸煙晝食間食をとり暫時休息す。

若し運よく人蔘を發見したる時は「芳草有つた」と大聲を發し連呼す。而して携帶せる杖を其人蔘の附近の土中に挿し立て發見者の功績標識とす。若杖無き時は其場所に平座す。(杖は入山後三日目に非ざれば山にて伐つて造るを得ざる習慣法あり。自宅より携帶せざりし者、途中杖を失ひし者は入山三日間杖無し。)一同は此所に集り來る、御人は命じて悉く地に座せしむ。而して發見者に對して尙ほ其附近の搜索を命ず。蓋し人蔘は一莖存在せば其附近には猶數莖存在すること有るべきを以て、最初發見者に其一園の採取功績を附與すると云ふ習慣法に基くものなり。

發見者は御人の命令に従ひ、其附近一帯を限なく檢搜し、更に人蔘を發見したる時は又前の如くす。若し發見無き時は其旨御人に報告す。此次第終るに非ざれば他の者は一切仕事に従事するを得ず。

而して後、御人の命令により一同は周圍の雜木を伐り拂ひ、人蔘を中心として約半坪の面積を圓形に外方より御人の熟練したる手により彼の堅木の木錐にて土を掘り初む。他の者は靜かに雜草雜木の根の參差せるものを伐り除く。此等の仕事は殆んど其必要無しと考へらるる距離より着手す。蓋し山蔘は高價品にして量目の微細に迄價有るものなれば、縱令毛髮の如き毫末の根も損傷せざる周到なる用意より出でたるものなり。發見多くして其日掘り了り得ざる時は、木石にて標識を爲し置き翌日探掘す。若し他の團員が此標識を見たる時は、德義を重んじ此に手を觸れずと云ふ。

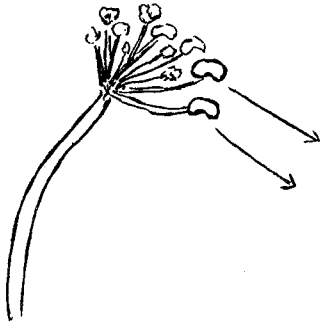
掘り終らば石衣と稱する地下一面に蔓延せるアラキ苔の幾方インチを剥ぎ取り之れに包み、猶其上下に樹皮を剥ぎ取て充て、小繩にて括り發見者の背囊に入れ携帶す。而して其掘りたる跡へは紙一枚或は銅貨幾干を埋め置く、是神物を採りしにより神に償を爲すの意なるべし。其日同連に歸れば其現品は容易に人の發見し得ざる處の地を掘り埋匿し置く、此れ往々此小屋を襲ひて人を殺して人蔘を奪取すること滿洲朝鮮共に行はれたることありしによるものなり。此れより前其日發見したる人蔘の門と云ふ點又實の方向により翌日向ふべ

山蔘ヲ發見シタル時ハ先ヅ門ト實ノ方向ヲ檢ス
門ノ無キ人蔘モアリ

四葉ノ中點線ノ如ク
葉ノ中央ノ距離廣キ
所ヲ門ト稱ス
此門ノ方ニモ人蔘ア
リト云フ



實ノ向ヘ
ル方角ニ
モ人蔘ア
リト稱ス



き方向を卜定す。

同連に滯宿中夜虎が嗅ぎ知つて屢來りし時は、同連を移轉することあり。彼等は割合に猛獸に恐怖心薄し、是れ山神の加護を確信すればなり。又山中には蛇多く同連附近に出沒することあり、意に介せざるも、餘りに多く蛇の出沒する時は同連の位置を變更することあり。

第十節 山 言 葉

彼等は或一定の數の隱語を有し、出發より歸還迄は必ず此語を使用す。されど盜賊の隱語の如く絶對秘密とはせず。其起原に付ては、昔は滿洲朝鮮共に人蔘採取は嚴禁せられ、之を行ふ者は重罪犯人たるが故に其秘密を他人に覺らざらしむる爲仲問間に隱語を作りしと云ふ説。第二には山神に此方の談話により行動を覺知せられ、人蔘を隠さるゝ如き事あるを防ぐ爲なりとの説。第三に滿洲語傳來説あり、此説は當らず、隱語中に滿洲語系のものもあるも悉く然らず。且滿洲の採蔘人中にも亦隱語を使用すればなり。隱語を使用するの風習は滿洲傳來なるべし。結局其濫觴は仕事を神秘にする觀念より出たること其主たるものならん。

平安北道 山蔘採取者使用穩語
 △○は小倉進平
 ○は今村軀の各調査の孫符號

原語	人蔘(인삼)	人蔘ノ實(삼여름)	入山團ノ長(御人)	御人二人アルトキ上位ヲ大御人	右同下次ヲ中御人又次御人	炊事擔當者	少シク經驗アル團員	全く無經驗ノ團員	山中ノ假小屋
江界郡	●부리일이 ●부루일이	●달일이	●어인	●큰어인	●등어인	●경재	●소망이	●날소망이	●●누개 ●비역
慈城郡	○부려시리								○부어인
厚昌郡	○썩리시리								○부어어인
渭原郡			△어인		△등어인			△외망이	

動物

		右小屋中ノ炊事場	
犬 (개)	イタチ(황피)	牛 (소)	犢 (송아지)
●○○○ 공공이 즈슬페	○노리맹이		●● 농치 ●● 누릉이
			●● 송쿠
			●● 불좁이
			●● 장신이 ●● 뉘엄
			●●●● 중미리(山) ●● 신중이(山) ●● 옹치(山)
			○중미리(家)
			○중미리(家, 山)
			△중미리(家, 山)
			○너페
			○너괘이
			○넙헤
			△넙페
			●● 도루밭이
			○도루바리
			○산주인
			△도루바리
			○경지간

食 物										
飯 (밥)	蚊 (모구)	松ノ虫(취피)	虱 (이)	馬 蜂(말벌)	蜂 (벌)	蛇 (배임)	大 蛇(큰뱀)	雞 (닭)	鶻 (가지)	鳥 (가마귀)
● 모버이	● 알냉이	○ 가1단이	● 솔알이	● 정집이 ● 쟁집이	● 재습이 ● 썩습이	○ 긴당헤이 ○ 긴당니 ○ 긴당어	● 머긴당어 ● 대긴당어	○ 씨의액기		● 노갱이
						○ 긴당어				
						○ 긴당어				○ 노갱이
						△ 긴당어		△ 끼이기		△ 동광이 △ 녹광이

馬鈴薯	玉蜀黍	粥 (黍)	蕎麥粉餅(범 범)	蕎麥麵(국 수)	餅 (떡)	粟 飯(조 팥)	小 豆	粟 (소 미)	米 飯(니 밤)	米 (남 쌀)
		○ 후리대 ○ 후리떡	○ 두루켜이	○ 홀나연 ○ 홀누연	○ 시떡귀 ○ 시떡우 ○ 시떡구	○ 새모래미 ○ 새모래미 ○ 새모래미 ○ 왕대모래미		○ 새모래미	○ 왕모래미 ○ 왕모래미 ○ 왕대모래미	○ 왕대모래미 ○ 왕대모래미 ○ 왕대모래미
				○ 새리광이	○ 시떡구	○ 쏘모래미			○ 왕모래이	
○ 들냉이	○ 옥수수			○ 새루깁이	△ 시떡구			○ 모래미	○ 왕대모래이	○ 왕대
			△ 두루켜이		△ 시떡구		△ 괘탈렁이	△ 모래이	△ 왕모리	△ 왕대돌엿이

燒 酎(술)	酒 (술)	眞 油(참기름)	油 揚(지 집)	油	豆 醬	干 醬(간 장)	牛 肉	猪 肉	肉	雞 卵
●아량주	○△아량주	○●마량주	○데너주		●홍삼이	○●청장	○옹치버섯스리	○증미리버섯스리	○버섯스리 ●버섯스리 ●버섯스리	△케이리
	○어른광이								○머쓰시리	
				○마량주						
				△마량주		△청삼이				△재안삼이

携衣帶品服

衣 服 (남 칭)	擔 囊 (구매대기)	杖 (딤행이)	紙 ヨリ 笠 (노 캣)	鞋 (신)	南 瓜	魚 (볼고기)	鹽 (소 곰)	味 噌 (된 장)	麵 (국 수)	蜂 蜜 (꿀)
○ 불거피 ● 굴거피	○ 차개살이	○ 마대살이 ● 마대살리	● 우대손이	● 디디개		● 버시살이 ● 에리 ● 버스살이	○ 곰소			● 썩살이 ● 썩살이
○ 굴격지	○ 메대기	○ 마대살리		○ 디디개						
○ 굴겹살리	○ 차개살이 ○ 메대기	○ 마대살리		○ 디디개			○ 곰소	○ 흑시러		
△ 굴격지	△ 차개살이	△ 마대살이	△ 우대손이	△ 디디개	△ 남과		△ 곰소 △ 썩살이	△ 흑살이		△ 썩살이 △ 썩살이

器具

斧 (독구) (푸지)	瓢 (박아지)	庖 (丁시칼)	箸 (젓가락)	匕 (숫가락)	食 器(밥바리)	器 (그릇)	扇 子	冠 (갓투)	纏 足布(발감기)	外 袴(것바지)
●●주칭이 ●수칭이	●우복이 ●우복실이		●●형테무투 ●●실피	●●살피	●우검이			○우대손이	●감리개	●바장거
○주칭이			○형테무투	○살피		○우복시례		○우대손이		
○수칭이			○형테무투	○실피						
△주칭이		△도자	△형테무투	△살피	△용키미		△친자	△우대손이		△바장쿠

人ノ關

人 (사람)	木製器(나무그릇)	세이口(시루)	縫針	煙管(담배대)	燧具(부쇠)	鍋	釜 (쟁쟁이)	小刀(칼)	鋤 (호미)	鎌 (낫)
• 멀커니				◦ 연대 ◦ 연대	• 호련		• 쟁쟁 ◦ 쟁쟁	◦ 도자	◦ 허비개 ◦ 취토	◦ 양거리
		◦ 농이					◦ 쟁지			◦ 안걸이
◦ 멀컨이			◦ 살남자				◦ 쟁지			◦ 안거리
△ 멀컨이	△ 우복시리			△ 연대와쟁이				△ 도자		△ 안걸이

陽 (莖) (뚝대)	耳	鼻	口 (뱀)	眼 (눈)	髮 (머리)	頭	足 (다리)	手 (손)	女	男 (남자)
• 수리대			• 안개살이	• 실피개 △ 실피개			• 버덩이(脚) • 디덩이(足) • 버덩이	△ 잡개 • 작개	△ 가장멀커니	
				△ 살피개			○ 버덩이	○ 집개		
	△ 의원	△ 비	△ 안개살이	△ 살피개	△ 투발	△ 노대	△ 버덩이	△ 집개	△ 가장멀커니	△ 멀커니

自然

霧 (안개)	雪 (눈)	雲 (구름)	風 (바람)	星 (별)	月 (달)	大 陽(해)	泄瀉物(설시)	大 便(똥)	小 便(오줌)	汗 (땀)
안개살이	• 허억이	• 안개살이	• 풍얼이 • 풍살이	• 반들개	• 센취	• 비취	• 퉁살이	• 디락살이 • 드낙살이	• 눈다 △ 수룡대	• 한살이 • 진살이
	△ 허에기	△ 안개살이	△ 솔이대	△ 별살이	△ 밤비취	△ 비취				

雜名詞

안페라	紙 (조 이)	卷煙草(귤 연)	煙草(담 배)	土 (후)	木 (나 무)	石 (돌)	火 (불)	水 (물)	雨 (비)	露 (이슬)
	△ 히역기 ● 히역기	● 양연	● 연초 ○ 연대	● 토살이 ● 토	○ 무투	△ 시수투 ● 시수투 ● 시수투	△ 불거지 ● 부거지 ● 부거지	△ 우캐미 ○ 우캐미	● 홀님이 ● 홀님이	● 매취갱이 ● 매취갱이
					○ 무투		○ 부구지			
○ 외트시리			○ 연초		○ 무투		○ 불거다			
△ 깔개살이	△ 히에기(白紙)		△ 연초		△ 무투	△ 수투	△ 불터구	△ 우케	△ 홀님이	△ 매치광이

煙出シ(바올난다)	木根(나무뿌리)	林 鋸(덥 불)	樹 (나무) • 무루 (木及マキ)	油 木	夢 (꿈)	家 (집)	便 所(변 소)	道 路(길)	鬪 錢(뒤 貝)	松 脂(송 진)
• 소롱소롱		• 얼경이	◦ 멀건이		• 몽실이		◦ 측 실	• 도실이	• 독독이	• 진실이
				◦ 룡관이						
	△ 룡관이		△ 무루			△ 착은얼칭이	△ 드낙쓰집간	△ 동실이	△ 겐냉이	

他動詞其

喰フコト(먹는다)	道ヲ行ク(길노가자)	登山シタ(합시다)	言フナ(말말나)	合 圖(어 이)	犬皮敷物(개갈내이)	マツチ(청나)	木 皮	薪	松 明(솔깅이)	篝火
△ 씌는다 ○ 쓴다 ○ 쓸으개질	● 도실이질하자 ● 쓸이라	● 멧집짓습시다	● 지푸대지말나		● 모당이	● 양희	● 보가무겍질 (樵ノ皮)	△ 무투	● 룡천이	
○ 쓰루 (타베마세우)									룡거너	
○ 쓰루										○ 우동탕
△ 쓸이개질				△ 워대			△ 껍지 △ 굴거피	△ 쟁재쌀이	△ 우등살이 (松明用薪材)	

話 스	雪 降 ル	雨 降 ル(비온다)	往 カ ウ(가 자)	歸 ル(同連ニ)	便 所 ニ 行 ク	步 ル ク	寢 ル(자 라)	澤 山 食 ベ ヨ	滿 腹	空 腹
			● 재라 ● 재지	○ 디락살이 ● 희굽이		△ 잤다	● 씹기라 ● 씹기자 △ 씹긴다		△ 남썩지구	● 합다가리소하다 △ 합릉이노랑지다
			○ 재자		○ 디락살이					
		○ 흘담이젼다								
△ 갑프대	△ 히에기재다					△ 재다	△ 썩그다	△ 후잇르시오		

以上の隱語語原に付ては小倉孫・今村共に各語毎に説あれど略之。

草ヲ敷キ坐ルコト (풀무에안자)	露 宿(막)	歸 宅(귀택)	寒 이(춌다)	採 掘	來 ル(오라)	腹ガ痛イ	好キナコト	痛イ及嫌ヒナコト	休 ム(일이연초)
、			• 시늘남부다	•• 도근다 •• 벽킨다	•• 재라 •• 젠다			• 노랑지다 (痛イ)	
△대바	△동살이	△귀하산				△홍살이가노랑 지다	△남브지다	△노랑지다	△이리연초

第十一節 入山者家族の謹慎

採蔘者入山中は其家族も謹慎身を處す。即ち左の事項を禁忌す。

△鷄豚等を殺さざるは無論、總て生物の命を取ることを爲さず。

△留守宅に喪人及死者の家に入出入したる人、惡病の人、負傷者等々不淨の人を入れず。

△織布績麻縫裁、砧打糊付け等の女工を行はず。

△火種を他人に與へず、他家の火を混せず。火は入山者の歸家する迄清淨に保持す。

△主人の入山中は言行を慎み家庭を平安にす。

若し留守の家族に於て以上の禁忌を犯し其外慾心を起し不正の行爲あり、飲食不淨なる等、致誠に缺ぐる事あらば、入山者は之が爲め人蔘を得ざるのみならず、猛獸毒蛇の害思はざる負傷、蜂棘の刺傷、薪割時の負傷、感冒、腹痛等の病に罹る等の不祥ありと信せらるゝに因る。

第十二節 團體員相互間の契約と其徳義心

入山人蔘採取團の一と組が、其採取物の利益を如何に處置するかに就ては、(1)發見者全部之を獲得し他は皆其分配に與らざるを普通とし、此の方多く行はる。此場合に於て御人も亦何等の收得無し。而して其獲得人蔘の價值鑑別並仲買人に賣渡す懸引交渉に付ては、必ず其途に練達せる御人の手を煩はすを例とすれど。御人は何等の口錢をも取らず、禮物を受けずと云ふ。又此時一根をも採取し得ざりし他の仲間者等に於て、毫しも羨猜の念無く、淡恬たるは其心情の感すべきものあり。(2)次に收穫の蔘は全部一團の共有とするものあり。初めより御人十分の三、精才十分の二、某十分の二、某々々三人各十分の一と云ふ如くに利益分配率を定め置くあり。以上何れも契約書等を取交はす事なきも、互に徳義をよく守り古來より紛訟を來したること未だ嘗て無しと云ふ。

第十三節 山人蔘に關する犯罪

山人蔘仲買人と稱し、狡猾なる徒が人蔘の鑑定眼無き南鮮地方の金満家に到

り。此れは江界の山蔘なりと稱し、滿洲の山養蔘等を五百圓或は三百圓に賣付け。買受人が後に他人に鑑定せしめ夫れが贗品なること發覺し詐偽の告訴を警察又は検事局に提出すること間々あり。此場合検事は常に本行爲は刑法上の犯罪を構成せざるものとして不起訴處分に付するを例とす。此の如き裁判事件は大正年代に屢ありしも今は無し。但贗品を奸商が相手を見て賣付くことは今に行はる。

また昭和四年に江界郡内に起りし強盜殺人事件あり。甲なる者乙を欺き曰く山蔘の最も佳き者を掘採り某山某地點に隠匿しあり。其場所には湯氣が立昇り居るなり。現物引換に三百圓に賣却すべし云々と欺き。代金を携帶せしめ山中に連行き凶器を以て殺害し、其三百圓を奪ひ對岸滿洲に入り人蔘を買ひ歸宅せり。此時既に其犯行發覺し居たりしにより、直に逮捕せられ裁判確定し遂に死刑に處せられたり。

第十四節 山蔘の産額及取引

山蔘の産出は歲によりて多少豊凶の差あり。茲に豊凶と謂ふは、米作の如き

農産物の豊凶とは意味を異にし、僥倖にも偶然に發見多き年を豊とし、機縁に恵まれずして採取少かりし年を凶と稱す。今茲に江界の仲買人の手により取扱ひし額を述べれば左の如し。

昭和元年	約	十貫目
同 二年	約	八貫目
同 三年	約	六貫目
同 四年	約	四貫目
同 五年	約	三貫目

右は江界仲買人孫應範(道評議員)氏外二三人の概定推算なれば誤なきに近かるべし。而して江界は人蔘の集散取引地なるを以て平安北道産の物は、大抵同地に集り來るは無論咸鏡南道平安南道の物も亦同地に輸送せらる。然れども又別に直接山にて取引せられ又江界以外の地にて取引せらるゝ物もあり。咸鏡道の物は一部は永興にても取引せらるゝの商習慣あり。夫等江界取引以外の物を達觀して五割と見做すを得べく、之の兩者を合計したる物が則ち全鮮の山蔘産額の惣量なり。此れを數字にて示さば、

昭和元年 十五貫目

同 二年 十二貫目

同 三年 九貫目

同 四年 六貫目

同 五年 四貫五百目

となる、年々其數量が約二割づゝを減少しつゝある現象を見る。而して其取引先は十分の七が支那に向ひ十分の三が朝鮮内に於て需用せらる、一根にして數千圓に値するものは大抵鮮内の富豪の手に入る。

價格は必ずしも量目と比例せず。そは下に記す如く山蔘は大なる程、年數を経たる物程價飛び離れて高ければなり。又賣上高も量目と比例せず、そは支那の銀相場が影響するを以てなり。

昨年より以前江界に於て取引せられたる山蔘の金額左の如し。

昭和三年 二十五萬圓

同 四年 三十餘萬圓

同 五年 六萬圓、銀相場の暴落による

山蔘の品等價格(從前の相場)は左の如し。

山蔘品等

(1)	體蔘	一根十匁以上の者
(2)	二根	二本で十匁迄の者
(3)	三根	三本で十匁迄の者
(4)	四根	四本で十匁迄の者
(5)	五根	五本で十匁迄の者
(6)	細蔘	五根以下の者

價格標準

(1)	七十圓	<p>上記は大體の標準を示したるに過ぎず形體色澤其他皺の多少、皺の方向等々、種々の觀察點より甚しき價の差あり(1)の品にても百圓以上に出づるものもあれば又二十圓迄に低下する者もあり。</p>
(2)	四十圓	
(3)	二十五圓	
(4)	十五圓	
(5)	六圓	
(6)	二圓	

○第七卷二〇二頁
ニ其圖出ツ。

十匁以上の年を経たる者に付ては、殆んど相場無しと云ふを適當とす。昭和四年に採取されたる一根八十二匁の物は三千三百圓と云ふ稀有の相場に取引されたる如きは論外なりとす。

山蔘鑑定の觀察點

△年數を経たること多き物を尊ぶ。

彼等の間には千年根・五百年根杯と稱すると雖、山蔘の年齢が何年を経るか則ち其壽命が大抵何年なるかは、古來實地に試験したることも無く、又植物學者が研究したる事も無ければ、此れを斷定することを得ざれども、百年内外は生存し得るが如く夫れ以上は判明せず。數十年人蔘に親める御人の如きも五百年根以上の者は到底判別が付かずと云へり。又蘆頭(毎年出芽した痕跡)を以てしても鑑別は不十分たるを免れず。何となれば、地下に一種の鼠あり、此獸が人蔘の芽を食ふときは更に數本に出芽して各其痕跡を蘆頭に殘し。又眠蔘と稱し二年三年出芽を休むこともあり。又蘆頭より横に妬根を生ずることもあり。故に蘆頭の形狀に依りては唯大體を知り得るに過ぎず精確なる年數を算定するを得ざるなり。唯人蔘鑑定に天

分を有する者が其色澤形状等により其古さを鑑定すること恰も骨董の鑑定家が古器物の古さの年代を鑑別する如きものにして。之れを他人に説明することも又教ゆる事も不可能なるものなり。

△人の形を爲したる者を尊ぶ。

人蔘と云ふ名稱が既に人形を意味し古來より人體の形を爲せる人蔘を特に神効ありとして尊重せり、此思想は今日に於ても猶傳統せられ。其人形の胸大にして首長く、胴太く長きものを尙ぶ。此形態に適合するものあれば

最高價に取引せらる。

△根の分岐多く細き鬚根の長く多きを佳とす。

△皺の多きを佳とす。

皺には縦走せるものと横走せるものとあり。

蘆頭に接近せる頭部に横皺多きを佳とす。

總て横皺は上向を下品とし下向を上品とす。

縦皺も處に應じて適當にあらざるべからず。

△色の少しく赤味を帯びたるを可とす。



皺横ノ向上



皺横ノ向下

以上の外種々の觀察點ありて、複雑なる夫れ等の組合せの上より良否が定まり、從て價值も定まるものなり。猶需要先の好みの相違もあり。例之、支那人は根大にして尾部の短きを喜び、京城南鮮は形細長にして尾鬚も亦長きを喜ぶが如し。

右の人蔘鑑定學に精通するに非ざれば仲買人たることを得ず。故に江界の仲買人は皆此學問？に精通し居れり。當に仲買人のみならず、御人を初め江界の住民は流石に古來より人蔘集散地たりし關係より、人蔘の良否贗眞を鑑別すること巧なり。故に江界附近にては贗物を掴ますこと不能なりと云ふ。

取引の順序

山人蔘採取者が山より人蔘を採取したるときは、江界、慈城、厚昌、其他平安道内は無論、咸鏡道、長津、三水、甲山邊の者も、大抵皆江界に來り之れを仲買人に委託す。現在仲買人(兼委託販賣)業者は十二三人あり。其中李福鉉と稱するは、一番大なる人蔘問屋にして、支那に迄其名を知られ十數年前は支那人蔘商が五十餘名も同家に宿泊せしことありしと云ふ。現時資産十餘萬圓を有す。

人蔘時期となれば、支那人、京城、南鮮等より、人蔘の買人江界に集り、來り取引行

はる。昨年は銀の關係より、支那人は僅かに二名來りしのみなりしと云ふ。

仲買の利益は普通の物にて一割より二割、平均一割五分程度、飛離れたる大物は、買人次第により値段の出るものなれば、五割に當ることもあれば、或は〇割になることもあり。委託は普通の商品委託の割合と同じく大抵五分口錢なり。支那人蔘商は皆江界仲買人中の資産家に宿泊す。是れ古來よりの慣習にして、比較的大金を携へ來るも其保管上安心あるが爲なり。又江界に來る支那人蔘商は皆人蔘學に精通し、到底詐き得ずと云ふ。

他地方産人蔘の江界移入

人蔘取引時期となれば、滿洲の山蔘、山養蔘も少額ながら輸入せられ。又開城の水蔘も毎年輸入せられ多き時は數十貫輸入せらる。此等は江界に集り來りし鮮支の商人が、其本物に非ざることを知りつゝ、安物の山蔘として賣付くるべき目的にて買入らるゝものなり。

〔附記〕

以上第一節より第十三節に及ぶ記述は大體十年を去る以前の事情に屬し、昭

和十四年の今日に於ては既に廢りて過去の事實となりしものも有り。年を追ふて爾來漸々絶へ失ひ遂に山人蔘産出の皆無と共に斯業者の存在を見ざるに至るべき運命に置かれあるものなることを爰に再言し置くものなり。

第十五節 滿洲の山人蔘採業者

朝鮮の斯業は滿洲に傳統的關係あること曩に述べたる如し。故に兩者の從業方法祭祀禁忌に付て似通へるもの多き由なるも、未だ實地の調査を得ず。數年前より滿洲蔘業の實際に就て調査せんと志させると雖も、何分其地方は匪賊の巢穴にして立入ること危険に屬し、今に素志を果さざるを遺憾とする所なり。仍て茲には文献の記載を列舉して參考に資するに止めんとす。

(1) 『池北偶談』の記載

山人蔘採りの事を記せるもの、中最古きは本書の記載なり。著者は明の嘉靖の進士後に刑部尙書となりし人なり。

……今遼東采蔘者其蔘を識れば發見のこと語らず、急に緯簾(涼帽名)を以て其上に覆ひ、然る後人を集め發掘す。則ち蔘甚だ多し。否らざれば苗條見はれ

す。之を發するも得る所無し。

右により此時代既に一種の迷信存在せるを知るべし。

(2) 徐岳季方の『見聞録』(古今名著說部中に收む)の記載。

(意譯)

人參の發生する處は深山の奥の方で人の足跡が滅多とは到らぬ處である。滿洲の人が人參を採りに行く時には、必ず數十人多きは百人位の團體を糾合して食料を携帶し弓弩を操り、其他必要な器具を持ち、而して入山する。

其山は大木の松が鬱蒼として、天日を見る事が出來ず、晝猶暗い。彼等は歸へりに路を失ふ事を恐れて松の枝を斫り之を火に燒いて目印として置く。十餘日もかゝつて奥の方にわけ入り百里餘も深き處に入れば其處に人參がある。其人參のある處には、鬼神が居つて白晝出沒して人を搏ち、又神虎や怪獸が人を傷める。

人參を採取する事の多少に論無く、一行中の人一二人は必ず其害に罹り生命を損ずるから、出山の後に賠償をしてやる……と云ふ事である。右は自分が滿洲の入口の關所から北京へ人參を賣りに來た人に直接聞いた所である。

自分は始めは深く信じなかつたが、其後『西域記』を讀んだ、其中に鹽澤の事が載つて居る。同地は西川の高昌縣の東に在つて皆沙漠の地で水草を追ふて行く事が出来ぬ。四面が危絶で、道路を記憶して通行すると云ふ様な譯にはゆかぬから。通行人は其沙漠に横はれる人畜の骸骨や駱駝や馬の糞を目標として行く。其沙漠を行く中に、時々人の喚めく聲が聞えるが形は見えぬ、又歌を唄つたり哭したりする聲も聞える。數々一瞬間の間に人を失ひ、其所在が知れず、遂に死亡する者もある。蓋夫れは魑魅魍魎の類が爲すわざである云々……と出てある。此れを讀んでから、始めてかの人蔘採りの話が嘘で無いと云ふ事を知つた。

人蔘は天下の寶らである、此の草の生へる處は屹と鬼神が之を護つて居るに違ひ無い。若しも朝廷が之れが採取を嚴禁する事も無く、又鬼神が罰を加え無いと假定すれば、利益に走るの徒が續々と入込み、一朝にして之を掘り盡し、復た一本の遺りも無きに至るであらう、よくしたものである。

怪鬼物が叫んだり跳つたりして、人を害する事は、都會の中、青天白日の下に行はるゝ事も往々ある事である。況んや人跡絶えた深山大澤は彼等の住み

家の本元であるから、種々の怪事のあるも尤の事ではなくてはならぬ。

(評竝注)

年代不明なるも前後他の叙述より考へて右記事は康熙末年の事實を記したるものと想はる。此時代未だ山人蔘採りと云ふ特殊專業者あらずと雖も官より許可證を受け採取人蔘の幾分を收得とする半ば夫役的の團體存在せり。是れが後代に至り特殊業者と變化するに至りしものなるを覺るべし。また蔘山に怪鬼あり採取者が其害に遭ふと云ふ考方は昔より今に傳へられあること第一章傳説の部分及次節の記に参照すべし。

(3) 徐蘭の『寨上雜記』の記載

…遼東産蔘の地に二あり、近きは鷹額口、遠きは江瀨。鷹額は盛京の東三百里に在り産蔘少し、江瀨は寧古塔の東北に在り盛京を去る可五千里産蔘多し。故に人皆な近きを舍き遠きに趨る。歳は春三月に於て糧を巽んで行く秋七月其地に至る。至れば則ち木を伐ち棚コヤツツクルを列す、一人を推して長と爲す山頭と云ふ。衆其之ユく處に隨ふ期するに一峰を盡して返る。人皆布囊を以て首に蒙る二目を留む面の如し左手朽木モヤを然し以て蠓蟻アブを驅る、右手銳木ツを持

○假面ノコト。
○人蔘ヲ掘ル棒
也。

○此時代採蔘業者
ヲ山中ニ驅ヒ人ヲ
殺シ蔘ヲ奪フコト
行ハレタリ。

し以て虎豹を禦ぐ。荆棘を抜き霜雪を冒して之を求む。山崩れ水溢るゝと雖も顧る勿き也。夜は棚中に歸り蔘を或は蒸し或は煮て、貫くに綫を以てし之を炙乾す。怪獸の聲棚コヤを繞つて號ぶを聽く巖谷震動す。間ま道を失ひ暮れて樹梢に宿し蔘を嚼んで以て食に代ゆ。強弱敵せず多く人の劫害する所となる。霜降以後採蔘の人はに於て歸る。

(注竝評)

著者徐蘭は常熟の人王士禎に詩を學ぶ安郡王に従つて出塞す、本書は其時の記事也。清の仁宗時代(?)のことなるべし。既に半ば特殊業者化せるを見る。而して朝鮮の業者の情況とよく似たるものあるを觀取し得べし。

(4) 『吉林地理記要』(武進魏聲餘劭卿著)の記載

本書は中華民國七年戊午中秋の叙あり。

…土俗採蔘を名けて放山と爲す、又挖棒椎と稱す。清制禁采により蔘字を言ふを諱んで然るのみ。道咸以前に當つては限禁甚だ嚴なり。采を承はる者吉省の領票に由るの例也。仍つて必ず官蔘を挑するを以て名と爲す。

嗣後禁を弛め改めて蔘税を徵し始めて人採挖に任かす。放山者三期に分つ、

○潤葉樹ノ新綠色
潤葉樹ノ有ル處人
夢アリ針葉樹ノミ
ノ處ニハ人夢ナ
シ。

舊曆四・五月を放芽草と爲す、百草甫めて生じ、蘗芽も萌茁するに因り、尋認に便なる也。六・七月を放黑草と爲す、時は則叢草濃綠最も辨認に費す。八・九月を放紅頭と爲す、蘗苗の頂心子を結び淺紅なるに因り、識認に易き也。蘗籽落ちて後に及び又放刷帚頭と曰ふ。事果り下山するを輟棍と曰ふ。

當さに進山の時把頭なる者あり、數人を領して山に至る。四望の森林天日を見ず、而して把頭は則某山の樹頭を視、獨り新・秀・浮・綠なる者に以て行く。至れば則ち又驗あり。其草木枝葉堅茂なる者即ち有山と曰ふ。蓋し此土性に非ざれば克く蘗苗を生長せしめざる也。其占候察驗心得に純出する也。時に即ち樹皮を剝で屋を爲くる稱して窩棚と云ふ。把頭は其夥オホクに令して各間に排列せしむ、一人一棍を執る索羅木棍と名く。棍を以て草を將ひ左右撩撥し、挨拶注視す、蘗苗を瞥見すれば即ち大聲相呼ぶ。各人齊しく至る、詳細に搜尋す、苗有らば必ず一處に止まらざるに緣る。偶ま孤苗の挺生する者有るも、千百中に什一のみ。挖蘗の時蘗草の大小を量り、四週輒ち草を刈り圍を爲す。而して内に向つて刨挖す、一面土を起し一面骨簪を用ひ、草莖を撥撥す、蘗の根鬚を妨ぐるを恐るゝ也。挖出の蘗は雜ゆるに青苔を以てし、裏むに松樹の皮

を以てす。俗に呼んで棒椎甬子と曰ふ。背に負ひ下山して製し售る。

(評竝注)

本書は中華民國初年の著述なれど、記載の事實は光緒年代の事を述べたるもの也。該業者が既に全然特殊業と成り了りし後の事にして其入山採取情態は朝鮮の同業者の現状と毫しも異なる無きを認む。

以上(1)(2)(3)(4)の記事により該業者の沿革を明かに知り得、それが朝鮮に傳統せる経過を歴々と認識し得べし。

第十六節 舊露領に於ける山人蔘採の記事

東部滿洲の北境外、舊との露西亞領續いて蘇聯邦領に於て支那人竝朝鮮人の山人蔘採業者が存在せしことは、最近まで其挖取山蔘が浦鹽に於て取引され、またハルビン其他滿洲に輸入されし事實に據つて明なる次第なるが、單に其存在を記すのみにては甚だ興味薄し。茲には文獻に記載されし異聞とも謂ふべきものを蒐録し、彼等が内部生活を知るの料とせんとす。

(1) 『邊疆異聞抄』の記載

本項は露西亞の地質學者オツセンドウスキー博士が政府の囑託により、石油・金鑛等を調査すべく西比利亞に來り。北滿との邊疆を踏査したる其時の北滿ジベリヤの秘密境を描寫したる見聞記とも云ふべき文學的著作（アジアに於ける人間と神秘境）の一部を、滿洲奉天圖書館長衛藤利夫氏が抄譯し奉天圖書館叢刊第五冊として發表せしもの、中人蔘に關する事項を予が更に摘録せしものなり。

滿洲は吉林省の圖們江が日本海に注ぐ處、朝鮮は咸鏡北道が北へ延びた一角露領は沿海州がズット南下して丁度そこへ三箇國の國境が一點に集つた所がある。其處から少し北寄りに坡西圖灣ゴセツトがあり、此の灣に臨んでノヴォキエフスクと云ふ露西亞の守備隊が駐屯して居るだけの淋しい町がある。昔し帝政府時代には浦鹽に築港する代りにこの灣を港にしようと云ふ案もあり、また一時は此所に要塞を築いて日本に備えようと云ふ計畫もあつた土地たが。ソレもコレも實現せず、一小衛戍地として取殘された所だ。

こんな邊陲にやられるやうな軍人は、大抵は凶狀持ちか前科者である。オツセンドウスキー博士が其處に行つたのは何時の頃かハッキリせぬが、

何でもまたソツエート露西亞の勢力がそこまで及んで居ない模様から察するに、數年前コルチャツクの極東政府が顔張つて居た時分と思はれる。

血。染。の。白。鳥。

(朝鮮人たる山人蔘採をコサツク兵が覗つて殺し人蔘を奪ふ話)

此のノヅオキエフスクの町が世界の空氣を呼吸して居る唯一の氣孔は、浦鹽との間を往復する小さな郵便船がタマに旅客を乗せて來たり去つたりする位のことだ。商賣や取引の上からは誰も顧みるものもない、全く世に置き去りにされた處だ。背後の地は朝鮮國境に續く大密林で其の間にはチヨイチヨイと支那人の獵師小屋があり、林藪を通じて野獸と獵師の足跡が自然に小徑を爲したのが縦横に通じて居る。

然るに其の林の中の小徑を仔細に見ると、路傍の藪に隠れた所を少し地を掘り下げて、丸太で屋根を葺いて、上の方を草や下生えの繁みで掩ひ隠した低い穴小屋がある。

オツセンドウスキー博士は變に思ふて訊くと、それは「ザシヅキ」と云つて野獸や鳥が近づくのを獵師が待ち伏せして居る隠れ場だと云ふことだつ

た。が某る日オ博士がポポフと云ふ一士官と銃獵に出かけた時ポポフはその「ザシツキ」の事から笑ひ乍ら云つた。

「こんなザシツキは白鳥を待ち伏せして居る場所だ。わがコサツク共がズツト前に拵へたもので、昔し程ぢやないが今でも偶にはこれを使ふんです。」

白鳥を待ち伏せするのに、湖畔か何かなら解つて居るが、大森林の中に設けるとは可笑しいと。オ博士は怪訝に思ふたが、別にそれ以上説明も求めずにその日は過ぎた。それから二三日して偶然なことで彼はこの口に出さなかつた不審を、アアそれかと氷解すべき事件に逢着した。

今度は將校二三人、それと國境傳ひの村々を守備して居るコサツク兵どもを案内にして、朝鮮國境の方に、ヤハリ銃獵に出かけた。此時熊を仕止めた、博士も其所に行つて見た。斃れた熊の傍に密生した藪があつて、其處らに白いポロ切れや綿の固りの腐つて黄いろくなつたものが散らかつて居る。

熊は心臓をやられ。コサツクどもは早やその皮を剥いで居る、コサツクは笑ひ出した。

『白鳥の奴通りやがつたんで、こゝで追ついで仕留めてやつたんだ』と……
『白鳥々と云ふが、一體何のことだね？』とオ博士は訊いた。

(以下要領丈を記す)

△白鳥とは朝鮮人のこと。二年前此場處で彼の従兄弟たるコサクツと共に朝鮮人を殺したること。

△朝鮮人は黒龍江の金鑛やスンガチャ河や、マイ河やイムペレートル灣からやつて來ること。

△朝鮮人は砂金・バンチ・人蔘・琥珀・薑・河眞珠・貂・貂鼠の毛皮等の高價品を携帶して來ること。

△コザックは路傍にザシツキを作り朝鮮人の通行を待ち居ること。朝鮮人の奴互に不信用だから一人一人に離れて一番小さな徑を行く。晝は登音手斧の響き、夜は木の端に赤光つて居る火を見付けると、之を奪取する、抵抗すると彈丸一發で殺すこと。

△彼等は人間で無く蛆蟲同様だから殺しても何とも思はぬこと。

△此頃は船や汽車で旅をするから、ヨクヨク貧乏でなけりや山踰を仕ない、メ

ツキリ滅つたこと。

そこは獵師の天國で獲物の中には『白鳥』と云ふなる世にも不幸な朝鮮漂泊の民まである。或は烏蘇里河畔の森深く分け入り、或は錫赫塔阿林山の溪谷を降り。始終危険に晒されて非常に骨の折れる淋しい仕事をして長い間見棄て、父なき家夫なき家にしたわが郷國のホームへと歸るのであるが、森の小徑コザツクの埋伏所に近く。血染の白衣がボロとなり骨ととも

に黄ろく晒されて居る……。

人 蔘 鬼

(人蔘が鬼トナツテ人蔘採リヲ害スル話)

浦鹽から北へ烏蘇里鐵道の東に方り日本海に臨んだ海岸線に沿ふて、遠く黒龍口の河口近くまで錫赫塔阿林の山脈が走る。その中ほどの人里離れた大峽谷の間に、石炭と金との鑛脈を捜すべく、もともと地質學者であるオツセンドウスキー博士が分け入つた時の話である。

そこは太古のまゝの鬱蒼たる大森林——北方と南方との植物の世界が錯雜混淆してさながらに緑色の大海原を成せるところ。森の中の小徑はうね

りうねつて、そして先きは消えて無くなる。山中に住む露西亞人や支那人の獵師の小屋に通ふだけである。

(以下要領摘記)

オ博士はある日行暮れて一點の火光を目當に小さい家に着いた。コサツクの案内人が門を敲いた。其家は支那人の家で人蔘探しを職業とする男で、嘗て馬賊に襲はれ隠してある人蔘を出せと脅迫せられたが遂に出さずに舌を切られ片輪にせられた者なること。此男は來客の他意なきを知り安心して一寸出て行つて、人間の形をせる人蔘を二本持ち來り二人に示した。

コザツクは「この人蔘なら浦鹽かハバロスクに持つて行けば、この目方の二倍丈の純金になる。滅法高いよく効く藥だ」と云つた。若しも博士が居なければ掠奪でも仕そふなケハイであつた。

眞夜中になつて、此支那人の仲間である今一人の人蔘掘りがはひつて來た。革袋を啞の支那人に渡した。

翌朝、茶を呑みながらの彼の話。

『俺等の仕事はそりや六ヶしくて、危いんでね。人蔘は莖が小さくつて、それに

一番深い草の繁みの中に隠れて居るんで。それを捜すにや森の中や山の上を、マルキリ這つて歩行かなきやならぬ。でヤツト其有難い根を見付かつたとすると、今度は其處の土を非常に氣を付けて一分刻みに掘らなけりやならぬ。それと一緒にヤハリ人蔘を探し廻つて居るドエライ虎と豹に氣をつけねばならぬ。この根を食ふと力もつくし、壽命も延びるんだ。だからそんな獸どもがそれを探しちや食ふんだ。人間でも熊でも向ふが人蔘を持つて居ると知ると、虎や豹はそれが欲しさに掛つて來てソイツを奪うか、さもなければ自分が殺される迄は決してやめない。もう六年にもなるかなア、俺は山の中をアチコチ歩行き廻つて居て虎を九匹、豹を二匹まで殺したつけ。熊などは藪の中に入りやしない。俺は虎はドンなデケエ奴でも恐はか無いね、マイ河のところまでヤハリ人蔘の出る野原だつたがはじめて虎に掛つて來られた。其時そいつを殺して、奴の心臓と肝とを俺が食つて居るからネ。

だが何が恐いといつたつて人蔘を穫つて居る鬼より恐いものは無いネ。小さな赤い體をした奴で、火のやうな眼玉を光らして居る。晝間のうちは人蔘の根を護つて人蔘掘りの目に見えないやうにする。夜になると草に火を

放けて自分は人蔘掘りに來た奴の胸に跳びつて血を吸ふ。

『君それを見たことがある？』とオ博士は訊いた。

『イヤ、でも年寄りのフウ、チャンは二度も會つて胸一杯鬼に引搔かれた、爪痕だらけになつて居たぜ』と答へた。

偶に其鬼が人蔘の根に化けて人蔘掘りに來た奴の前に出ることがあるよ。人蔘だと思つて傍に寄つて見ると人蔘の方が段々後しざりをする。

(以下摘要) 此男も一度此れに出會ひ森の中に引込まれ夜中道に迷ひ樹の下に居ると熊が來り此熊の歩行く後に隨ひ漸く小屋に歸つた、云々。

(2) 『蓋平から樺太へ』の記載

(本書前項同様衛藤利夫氏の譯文、奉天圖書館叢冊第六冊として發刊)

西紀一八四六年頃佛蘭西の巴里からやつて來たカトリックの坊さんが、蓋平より松花江を下り烏蘇江から黒龍江に出て布教しつゝ、河を下る途中ギリヤーク蠻族の手に非業の最後を遂げた。其本人が本國へ旅行報告の手紙を書いた、夫れが外國傳道年報(Annales de Propagation de la Foi (Vol XX, 1848))に載せられた。本人杳として歸らず、當時滿洲に居し友の坊さんがその跡を尋ねて黒

龍江畔で友の最後の地を突留めた。その顛末を本國に報じた手紙が同じ「年報」で發表された。

その年報今亡びて無し。但右二人の手紙丈は歐羅巴の東方研究の本には二・三翻譯されて居り、又轉載されて居る。ラベンスタインの『黒龍江上の露西亞人』(The Russians on the Amur, by E. G. Ravenstein, 1861)には英語の全文が記載されて居り。英人ゼームスの名著『長白山』(The Long White Mountain, by H. E. M. James, 1888)にも附録の中に同文のものを載せてある。

寶神父の手紙 (Maxime Paul Brulleycle la Bruniere)

一八四一年滿洲に来る。

一八四六年四月五日烏蘇里河畔に在り。

八月二十三日には●この回々教徒の家に宿りをして居た。

わたしは三姓の少し南から東を指して、人參採りに年に一度づゝ烏蘇里河に行く狭い小徑があると、蘇々(Su-Su)の魚皮族(ゴルタイ族)が云つた事を思ひ出した。

九月一日に三姓を出發した。

九月十四日の夕方近く烏蘇里河が見えて來た。その時私達は興凱湖(Hankai, Taku)の北四十里の處に居た最初の匿れ場は支那の商人達が人蔘取引の爲に造つた倉庫代りに使ふ寂しい一ツ屋であつた。二日と經ぬ中、其商人が勸むるまゝ、その持船に乗つて江を下ること二十四里。烏蘇里が黒龍江に合流する所まで十里の地點に在る見すばらしい小屋に入つた。

此小屋の持主は山東生れの支那人で彼と一緒に十人の同國人や他省から來て居たが皆彼に使はれて、一年中の六ヶ月の間彼の有名な *Zu-Lieu* の根を捜しに山や森の奥深く分け入る人々である。

烏蘇里江及其支流に沿ふて住する全人口は八百人に上らぬ。(一、支那人二百、商人を除く。二、五百の魚皮族、他の無頼漢の凶狀持)

徹頭徹尾淺ましく成り下つた此等の人々は他に生活の方法無く、仕方が無く殆んど信すべからざる骨折をして人蔘探しの仕事に従事するのである。廣大無邊の森林に危険を冒し、四月の末から九月の末迄五ヶ月間も續くのである。

(譯者曰く手紙の本文が中絶して下の如き注が挾まれて居る。曰く「こゝ、

で寶神父は一とわたり彼が聽得た植物としての人蔘の説明をしてその種子を少し同封し繁殖させ方を書いて居る。人蔘の醫療的効力に就ては、神父自身の經驗から説くことが出來た。彼の規那酒其他の浸劑を服用して寸効なかつた胃病を、僅かの間に治療したことがあつた」と。

袁神父の手紙 (Charles theoph. yenchu) (寶神父の死を突止むべく其地向つた坊さん)

一八五〇年第一月の第六日(注、支那曆と思ふ)

三姓から十里最初とまつた所はエイツ、クウでした。同所からイムマ、クウツ (Imma-keu-tze) まで百里あります。

イムマ、クウツ (Imma-keu-tze) とは人蔘採りが住む二・三の人家がある丈の所です。それ等の人々は家の持主の下に家族的にそこに生活する家なき冒險者、重罪犯人などです。

早くこゝを出て行きたいのは山々でしたが、案内者も無ければ櫓も無く否應なしに雪が解けて丸木舟で旅行する時迄待たねばならぬ。この長い月日の間私は同様に同じ屋根の下に泊り合せた人蔘採りや支那人滿洲人の旅人

を相手に神と私等の聖なる宗教について屢々話をしました。(了)

本章附記 滿洲山參の取引

山參の仲買人は原產地たる撫松近傍、西崗、東崗、輯安縣及其近傍、新開河、石柱子、吉林、臨江、敦化等の地に在りて各採取人の採集せる山參を購入す此等仲買人は山參の發見せられたる時其購入額により營口の人參商より融通を受け之が賣買契約を結ぶ此融通金は期間二十日を過ぐる時は日歩三錢二厘を支拂ふ。

右原產地仲買人は此等購入山參を各自携帶して營口に來る其間の旅費即ち運賃及稅捐局に納入すべき捐稅(國幣一〇〇圓に對し約五圓)は仲買人の負擔にして且營口到着迄に貨物に損傷ある場合も亦仲買人の責任とす。

斯くして營口に於ける人參商は毎年人參採取期には上海、香港等の消費地より之が購入の爲め來營せる者を宿泊せしめ之を參客と稱す。

此の參客は原產地より持來れる山參を購入し之を消費地たる上海、廣東に輸出す此の間人參商は四%の手數料を得參客は1%の手數料を取る通關手數料及關稅其他の諸掛りは參客の負擔なり、但し通關に對しては人參商は一件に付て國幣一〇〇圓の手數料を取る。

(右康德二年の調査)

第五章 人蔘文籍解題

東洋の典籍文書に人蔘の記載ある者甚多く、是を其他の植物又は藥物の記載と比較して嶄然群を壓して高く聳へ立てるの感あり。是畢竟萬病に適すべき最高靈藥として人生に交渉深かりしを示す所たらずんばあらず。而して其人蔘の記載ある書目は、著者輒が過去十餘年に於て閱了せるもののみにて、既に五千餘種を超えたり。それ等古今東西の書目の中特に人蔘専門に著述せられたる者は他と共に全卷各所に引用したりと雖も、深く人蔘を研究せんとする人は其存在を確認して一度は目を通ずる要あるを考へ、茲にそれ等に付て別に解題を試み、他は第八卷引用書目中に網羅せんとす。而して併せて先人が心思を勞して著作したるもの、埋没を防ぐべく記録して本體を明かにし置かんとす。

第一節 支那の部

◎月池人蔘傳 上下卷(亡佚)

明 李 言 開 著

此書は支那に於ける人蔘著述の最初のものなり。著者は明代萬曆より前の人、姓は李、名は言開、字は子郁、月池は其の號、銜は大醫の吏目。此書は今散佚して傳はらず、唯李時珍の本草綱目と、次項陸燠の人蔘譜に引用せられあるにより、其の書の存在せしことを知り得るのみ。四庫全書の目錄にも無く、四庫全書外書目にも無き所より見れば、餘り廣く流布したるものにあらず、清の中期に亡佚したるものと思はる。

本草綱目に引用せる部分は人蔘の性味を論せる箇條と、其の藥効に付ての先人の異説に對する意見のみなり。人蔘譜に引用せられあるものは性味僅に三十九字なるを以て全篇の記載の如何なるものなりしかを窺知し得ず。

唯人蔘の生用を涼とし、熟用を寒とせるを新説とす。神農本草經、名醫別錄以來の本草、方書、醫書に人蔘の性を或は寒とし、或は溫、或は微寒、微溫、熱、涼等區々に涉れるも、生と熟とにより區別を立てたるは是を以て始とす。

〔附記〕

坂上玄臺の『葎製秘録』に月池人參傳として引用しあるも、其記述は唯人參の氣味のみなれば『本草綱目』の孫引なるべし。

李圭景の「五洲衍文長箋散稿」人參詩文辨證説の項に……李言聞即東僻岾珍大人而著葎譜……と。

李子郁を李時珍と同一人とし人參傳を人參譜とせるは謬也。

◎人 葎 譜 (刊本)

清 陸 烜 著

著者は清代平湖の人、字は子章、又の字梅谷、號を巢雲子と稱す。諸生に終り仕へずして胥山に隱居し、讀書に耽り、其の藏書甚だ富み、又詩畫に工みなりし。本書の外に『梅谷集』の著述あり、本書の自序文に乾隆丙戌とあり。

其の著述の動機に付ては序文中に左の如く記せり。

……頃アラろ余偶マま怔マ忡マの病を得、醫者曰く、人參に非ざれば顧みるべからずと。

近日遼參貴くして珠マ珠マを逾マゆ、貧家安んぞ此れを得る所ぞ。因て是に感じて、遂に徧に舊覽を憶ひ、書幾百種を檢して披閱手抄して、稍々論を加へて列す、十日ならずして譜成る。而して病失ふが如し、豈人參靈あり能く陰に助けざらんや：

○時ノ字。

○西紀一七六六年。

○神經衰弱。

○珠五百枚ノコト。

云々。

其の内容は釋名・原産・性味・方療故實・詩文の六項に別ち、群籍より其の要點を抜萃し、其の間に少しく著者の意見を加へあり。

其の意見は高邁のものに非ず平凡なれども、抜抄書目中今日に於て傳はらざるものあり、人蔘の故事を搜索するに好個の資料を提供するものたり。前漢末の緯書『禮威斗儀』の引用……君乘木而王有人參生。下有人參上有紫氣……の圖點の部分は他に無き所なり。

本書は刊行せられし後、其の原刊本亡佚せりと雖も幸に『昭代叢書』の中に收められて今に傳はれり。

本書の序文に左の如き記事あり。

昔し王漁洋人蔘譜を撰述せんと欲し、群籍を雜鈔す。『池北偶談』『居易錄』『香祖筆記』『古夫于亭雜錄』『分甘餘話』中に散見す。略ぼ完美と稱す、然して其の書卒に成らず……云々。

右王漁洋は、王士禛、字は貽上、號は阮亭、漁洋山人は別號、後世宗の諱を避け士正と改名せるも、乾隆中に士禛と名を賜はれり。官は揚州司理より累進して刑部

尙書となる。詩は一代の巨匠たり。康熙五十年に卒す。

◎人 參 攷 一卷(刊本)

清 唐 秉 鈞 著

本書は既に支那に於て亡び、今傳はれる日本の刊板本には、原の書の序文も年號も無く、何時代の著作なるか不明なれど、清の乾隆年代のものなることのみ判明せり。

著者の出身も不明なれど、字は衡銓、練水は其の號なり。著者の若かりし事は、日本板の櫟園石坂宗圭の序文に……清の唐衡銓、青年蚤く已に人參攷の著あり……とあるにより、原本の序文等に其の事の記事ありしを推定せらる。

本書の内容は、參當辨識防害、新産今昔異地、鳳凰城、船廠、臺貨、蘇行分等、蘇行秤兌、店家名色、大參、邇年頗少、庫貨、邇年不蛀、收藏參法、防霉時候、名同參類、形似於參、眞僞攢疊諸參總較の十五條に分ち、主として滿洲人參に付實際的に記述したるものにて、僅か十七枚の小冊子なれど、當時に於ける滿洲人參の實情を知る上に於て有益の資料となるものなり、亦た徳川時代の日本の人參著書と比較對照して、人參の各種名稱の上より其の傳來を考し得て、頗る興味を覺ゆ。

○船廠、吉林。
○臺貨、寧古塔、人參。
○蘇行、蘇州、人參問屋。

○錫ナラン。

人蔘に鉛を挿入する奸策は、日支鮮共に行はれしことなり。滿洲に於ける人蔘採取人が入山の時、鉛の酒瓶を携へて酒を暖むる用に供し、下山の時これを細截して人蔘に挿入する等の記事は珍とすべく、又滿洲人蔘を蘇州の行もとに於て名目を付し區別すこと百有餘、此の名稱と其の品質を精細に説述しある等、有益の記述多し。

本書は『文房肆考』中に收められしものを、石坂宗圭之を抜いて文政庚寅の歲に板行せり。日本の斯道の人を益したること多かりしならん。而して其の日本刊行本は賣品に非ざりしが故に、今に傳はれるもの甚だ鮮く、京都帝國大學圖書館京都大森文庫等々に存するのみなり。筆者は幸に入手所藏せり。

本書は光緒二十一年三月紹興裘氏が日本の右舊本により醫事叢書中に收め石坂宗圭の序文も石坂宗哲の跋文も其の儘に刊行せり。

石坂宗哲の傳は第五卷一二六頁に出づ。

◎人參譜 附採參記略 (文書)

清 俞 枚 吉撰

俞枚吉は、享保の頃長崎に居留したる南京の貿易商人、八番船として貿易の許

可を受け居りし者なり。

『採參記略』は徳川幕府より長崎奉行に命じ、支那人參の生根及び種子を取寄せしむ。茲に於て長崎奉行は俞枚吉に對して其の内命を下したり。當時滿洲の人參採取は官營に屬し、密採者は嚴刑に處したり。俞枚吉は幕命を奉じ心利きたる者一人を選び、享保七年秋八月出發せしめ、蓋木縣に到着、翌年の春商業に裝ひ鳳凰城に至り、爾來四歳を費して、若心慘憺活參三根、乾參三株、參子一包を得、享保十年之を幕府に呈す。其の經緯を詳述したるものにして、人參譜は其の時併せて幕府に呈したるものなり。名字、地時、幹、葉、花、子、根、種、性、品、栽、植、培、養、採、取、法、製、收、藏、等、に別ちて、簡明に其の要領をよく記せるものなり、之れも預じめ内命ありしものならむ。而して本書面が、徳川幕府の企劃せる人參栽培上に有益なる參考となりしを想はる。

採參記略人參譜共に丹羽貞機増補の『庶物類纂』中に收められあり。之に據り大體其全文を知るを得たり。

◎人參復言（文書）

清 伊 漢
王 君 臣
共 著

右二人は長崎居留の清人貿易商なり。享保丙午の歲幕府より長崎奉行の手を経て人蔘の事に付取調可差出旨命せられ、之れにより其の各項に付き取調差出したる書面なり。『本草通串』、『人蔘識』の中に、其の要領出づ。

◎人 蔘 傳 (寫本ならん) 歸化清人 僧 隱 元 著

右は長崎福禪寺の僧なり。此著ありしこと『本草紀聞』に出づ。當時寫本にて傳はりしものならむ。今亡佚して存せず。隱元は福州の人林氏承應三年七月四日、來朝せしこと、『長崎蟲眼鏡』に出づ。

第二節 朝鮮之部

◎種 蔘 譜 (散亡?) 著 者 不 明

本書は蓋し朝鮮に於ける最初の人蔘記述なるべく、刊行せられしに非ず、又大部のものに非ず、僅かなる小冊子たる筆寫本なりしことを推定せらる。

本書は李圭景の「長洲衍文長箋散稿」に……闕名氏種蔘譜とあり。又徐有

榮の「林園十六志」に引用せられあるにより、其の存在を知り得るものなり。

「林園十六志」に引用せる記載は栽培地の土質種下し畑拵へ種子の貯藏法移植の方法肥料土護養病害豫防病根除去法製法等に付て、簡單に記載せるものなり。蓋し此の記載が、本書の十中の七八なるべし。

本書著作の年代は不明なれども、英祖年代か、正宗年代なるべきを推定す。何となれば、朝鮮の人參栽培は、英祖の末年頃より始まりしものなればなり。

朝鮮の人參人工栽培はもと鉢植と畑作との二種ありしことは、始めて本書により知り得たる新發見にして極めて興味ある事實なり。今開城に於て人參苗圃に盆と云ふ名稱の殘れるは、其の由來なる如し。

◎種 參 法 (散佚?)

朴 有 哲

本書は、中京誌の記載により、始めて其の存在を知り得る。中京誌は純祖の代に松都誌(仁祖二十六年金堉著作)を増正改題したるものにして、此の種參法の記事は隆熙四年に増修の時金澤榮氏の挿入増補したるものなり。

中京誌に……金澤榮、朴山人有哲種參の法を修演す……とあるにより、幾分か

原書の文章を修正したるものなるべし。

其の記載は、種子の收採法、灌水、埋藏、苗圃の作成、灌水、肥土の合成、準備、蒔付の方法、灌水法、日覆の製作及び其の開閉、肥料、移種等、精細に記されあり、現今開城に於て耕作人が行ひつゝあるものと、大體差異なし。但原著と補修との分界明瞭ならず。本書の作成年代は、哲宗の代か李太王の初年なるべし。

◎芳山瑣錄 寫本ならん

著者 不明

人蔘の種植法を記したるもの。

◎家蓐牒略 稿本ならん

李圭景著

人蔘種植を記したるもの。

以上二の書名「五洲衍文長箋散稿」に出づ、今傳はらず。

第三節 日本の部

◎人參 辨 寫本一冊十五枚

有斐西章次著

著者の傳不明なれど醫師なる如し。本書に享保癸丑(十八年)八月望とあり。著作の年代なる如し。本書は主として竹節人參の直根のものに付其眞の人參なることを説きそれを人參膏として試用し功驗ありし事等を記せり。(三河岩瀬文庫藏)

◎和漢人參考 一冊

加藤 忠 懿著

著者は字を玄順號を篤齋と云ふ。京都に生る後名古屋に來り又三河に移り定住し家業を繼で醫を世業とす。人三河篤齋と呼ぶ相當有名なる醫師なりし如し。生年死亡の年月詳かならず。父の名は忠實字は衛愚號を謙齋と云ふ。寛文九年を以て三河國飯西郡に生る。尾張に至り丹水の門人臨節子に師事し醫を學ぶ。元祿季年京都に住し醫業を事とす。享保九年卒す歲五十六。『醫者雀』『病家示訓』『錄倉實記』等々の著書多し。本書中にある懿之と云ふ人物忠懿と同一人なるが如く又否らざる如きも人參考追加の前書に明和壬辰夏至篤菴。稿とあり其終りに平安藤懿之稿とあり。之によれば同一人と見るを可とす。本書は初版より四版迄四種ある如し。其初版は『治痢經驗附和漢人參考』

にして延享三年著者加藤忠懿の序あり。大坂書肆定榮堂より版行す。其内容は稻生若水の炮炙論中にあるサツマ人蔘が眞の人蔘に非すと云ふ説を推奨し且之に著者の意見を加へたるものと及人蔘の部分は父謙齋が享保四年に來りし朝鮮信使正使洪致中の隨行醫官と人蔘の事に就て問答即人蔘は栽培し得べきや否や及竹節人蔘(畫を示し)が朝鮮に在るや否等に關するものなり。

二版は延享五年三月に大坂に於て板行し一版の記載に加ふるに加藤懿之が西章次父子の『人蔘考』の説及之に對する著者の意見を後篇として附加し。

『治痢經驗』の部分を取去りたれど板木は前のものを用ゐたりとみえ最初一枚の初行に附録の二字殘存せり。

三版は安永三年に板行更に前に加ふるに享保の初年謙齋が京都に於て長崎の隱士と人蔘の事を問答せるものを加えたり。四版は元明四年に刊行せり。

本書は人蔘研究上參考となるべき有益なる資料多し。これを略説すれば挿圖十二は何れも寫生にして略畫なれどよく其形態を寫せり。朝鮮の連節參及び羊角參とある圖は朝鮮山人蔘根の形態をよく寫し、往昔良好の人品が日本に渡りしことを知らる。又漢の竹節參朝鮮の竹節參の畫あり此の名稱は、他の書

にも出で、竹節人蔘が昔清國及朝鮮より輸入せられし如く記せるものあり。小生は甚だ之を疑ひしが本書の畫によりバナツクス、レベンスに非ず眞人蔘の根の不格好なるものに命名したることを知り得たり。又長崎人と人蔘問答の如きは徳川初期に於ける輸入支那人蔘の品質名稱を知るを得興味あるを覺ゆ。

本書は人蔘が日本に於て未だ栽培せられざる時の著述として當時の關心者を益したる多かるべく、其栽植の可能を述べたるは卓見なりと云ふべし。

本書は稀本として存し稀に古本屋の目錄に出づ。當專賣局に於ては本年一月『人蔘古典叢刊』第二として景印本に複製したり。

◎人 蔘 譜 五卷三册 寫本

玄臺 坂上登著

著者坂上登は田村藍水と異名同人。其經歷は『人蔘耕作記』の項に記せり。本書稀觀にして京都大森文庫に一、故白井光太郎博士の藏書として一あり。

双方を見しが何れも稿本の寫本なる如し。元文戊午孟春の序及元文丁巳秋八月玄臺の自序あり。

本書の内容は卷の一に著者が眞の人蔘なりと認識せし者十五。卷の二に假

參即ち準人參とも謂ふべきもの十一。卷の三には胃參四即ち參名を胃稱せりと認識せし者四及俗間に於て人參と稱せし俗參三十六を掲げ圖を本とし説明を附記せり。各品名左の如し。

眞 參 十五

遼東參¹ 紫團參² 百濟參³ 新羅參⁴ 潞州人參⁵ 威勝軍人參⁶

兗州人參⁷ 潞州人參⁸ (以上支那、朝鮮產)

信州人參⁹ 竹節參¹⁰ 豆州人參¹¹ 江州人參¹² 和州人參¹³ 紀州人

參¹⁴ 薩州人參¹⁵ (以上日本產)

假 參 十一

丹參¹ 紫參² 玄參³ 大葉玄參⁴ 苦參⁵ 拳參⁶ 大葉拳參⁷

大葉沙參⁸ 小葉沙參⁹ 細葉沙參¹⁰ 羊乳根¹¹

胃 參 四

火參¹ 水參² 杏參³ 波羅門參⁴

俗 參 三十六

武州人參¹ 同² 總州人參³ 同⁴ 丹州人參⁵ 同⁶ 羽州人參⁷

○1ハ根形ノミヲ示ス。
○5678ハ寫備急本草圖トアリ。
○1234ハ想像ニテ畫キ如シ。

8 ハヒケノ束ノシ
ヲ掲ケ。
○12ト13ハ修
製シタル根形ノミ
ヲ示ス。

薩州人參 8 和州人參 9 相州人參 10 同 11 常州人參 12 奥州人參 13
駿州人參 14 加州人參 15 芹人參 16 赤根人參 17 三葉人參 18 同 19
海峰人參 20 牡丹人參 21 零餘子人參 22 同大葉人參 23 松葉人參 24 蕨
葉人參 25 葉人參 26 鈴鐸人參 27 同 28 同 29 同 30 同 31 同 32
野人參 33 山楮人參 34 蕨人參 35 竹葉人參 36
書は總て甚粗雜なれども本書の特色としては眞參十五の中 9 10 11 12 13 14 及
俗參三十六の形態により當時日本に於ける擬似人參の根基植物を知り得らる
ゝ點と及其擬似人參の他書に無き者の多くあることなり。其他參考となるこ
と多し。而して竹節人參に往々黄色の實を結ぶものあり、古く此事を記せるは
唯本書のみなり。

◎朝鮮人參耕作記

坂 上 玄 臺著

著者の姓は坂上名は登、字を元雄號を玄臺又は藍水と號す。後に姓を田村と
稱したる緣由詳かならず。江戸の人世々醫を業とす。父は彌豐字を宗宣と稱
す。上古紀傳の學を好み著書多し。藍水享保三年を以て江戸に生る。少ふし

て本草の學を好み、稻生若水に師事し其系統を引き又阿部友之進にも學びたりと雖も、多くは實地研鑽による自己啓發を主とす。人蔘の外に甘蔗、白河附子、白牛酪、芒硝、火浣布、綿羊に就ても研究を積みたり。寶曆八年幕府御用係として任用す。其栽培の術と、修製の技に精しきを以て幕府官營の日光山下人蔘試作場に監視と試製に當らしめんが爲なり。爾來年二回日光に赴き該事業に従事す。同十三年に至り幕府が人蔘座を神田紺屋町に設け廣く人蔘を賣下ぐるや、藍水に其製造御用を仰付く。又其官製人蔘原料買入の爲東北各栽培地に出張す。屢賞賜の銀を受く。一生扶持を受け生涯此業に従ふ。當時に於ける人蔘博士とも稱すべく其功績著大なるものあり。

著書には本書の外に『人蔘譜』、『藥肆人蔘類集』、『蓆製秘錄』、『竹譜』、『甘蔗製』、『造傳』、『琉球物産誌』、『木綿培養傳』、『日本諸州藥譜』、『醴泉祥瑞說』等あり。

安永五年三月二十六日江戸に歿す。行年五十七歳、淺草北寺町眞龍寺に葬る。其子も父の業を繼ぎ幕府に仕へ襲名して田村元雄と稱す。三代目(孫?)田村元雄に至り何か不束の事ありて職を免せられし如し。初代と同一名なるを以て誤られ易し注意すべし。

本書には初版と再版との二種あり。前者は延享四年に著作、同五年に刊行せられしものにて今傳はらず、寶曆十年火災により其板木焼失し寶曆十三年に増補し明和元年に再板行せしものが現に残存せる本書なり。而して多くは寫本として流布せり。

著作の目的は自己多年の經驗に由る人參の作り方を平易に敘述し、其栽培を一般に普及せしめんとせしに存する如し。内容は種の收め方、洗滌方、蒔き方、屋根掛、移植畑の拵へ方、土の種類、選別、害虫の形態、被害の狀況、其驅除方法、肥料、莖葉の除却、根の形狀區別等を通俗的に記せり。本書を通閱するに參圃の傍らに潤葉樹を植えて影を作る如き一方法の迂遠なるものを除き、其他全部は大體に於て今日の朝鮮の栽培法に近し。當時日本には據りて以て倣ふべきもの有る無く、唯實驗を積むの外に途なかりしに、斯くまでに成效せしは其苦心の跡並々ならぬものありしを察すべし。

著者は御種人參が毫しも朝鮮産に比し遜色無きを説き、動もすれば舶來の價高き者を尙ぶの妄を打破せんとし。又萬一國交斷絶の時の場合を考慮し、國産獎勵の必要なる所以を説けるは志遠大なりと謂ふべし。

卷中二十九箇處に畫を挿入せり。其中病害と蟲害の畫を出せるは本書のみにして當時發生害蟲の學名を知る上に便宜あり。又遼東産即滿洲人蔘と朝鮮人蔘の根形は各其特異形態をよく現はせり。又著者が百花街と雅稱せし新宿の邸内に自作せる二十八年根の圖は、元文三年に特に幕府より下賜せられたる御種人蔘の種にて作りしものなるべく、著者の研究の眞摯熱心なりし一面を看取せらる。

本書の出版は營利を主としたるに非ざるを以て、書肆の手に委ねず自から版行せり。當時人蔘栽培の指針として世を益したること多大なりしを考ふ。

本書の初版にありし延享五年二月付の幕府醫官藤立泉の序文と、二版の序として明和元年八月付福山舜調敬の序文あり。又寶曆十三年孟春既望坂上玄臺の自序あり。卷初に東都藍水田村元雄玄臺編。門人福山舜調、中澤養亭校正とあり。卷末に明和改元甲申の秋田村善之(元雄の子)の後序あり。

本書も將に稀本とならんとせるより、本年一月人蔘古典叢刊の第一次として當專賣局に於て景印本に複製せり。

◎藥肆人參類集

寫本

醫隱 田村元雄述

本書は稀本にして京都帝國大學圖書館に藏す。元醫學文學博士富士川游氏の藏書にして之を寄托したるものなり。卷末に寶曆五乙亥中秋生明の日百
花街雲和亭主人藍水坂上玄臺謹識とあり。

本書は田村藍水が門生に對する講義を門生が筆記し之を藍水が校して一書と成したるものなり。當時藥舖に賣りし人參の其實物あるものは實物を示し併せて自己が製造せしものも實物を示し其製法品質等を説明し。最後に官製の御種人參が舶載の上等品に少しも異ならず人參は製法の大切なることを示したるものなり。

其説明せる人參の種類左の如し。

- 1 上黨參二種
- 2 遼東參三種
- 3 高麗人參一種
- 4 百濟參二種
- 5 新羅參四種
- 6 朝鮮人參一種
- 7 朝鮮先折參一種
- 8 朝鮮御物産一種
- 9 朝鮮皮人參一種
- 10 ホウヲウ唐人參一種
- 11 エヒデ唐人參三種
- 12 生判子^{ウツ}唐人參一種

○一ヨリ二十六迄ハ當時ノ藥肆ニ於テ賣リシモノ。

○二十七ハ尾張藩製。
○二十八以下三十ニ迄ハ田村藍水カ新宿自邸ノ圃ニテ作り之ヲ自カラ製造セシモノ。

- | | | | | | |
|----|-------------|----|------------|----|------------|
| 13 | シメ反子ノ唐人蔘二種 | 14 | 生服唐人蔘一種 | 15 | フクジメ唐人蔘二種 |
| 16 | ウフデ廣東人蔘一種 | 17 | フクジメ廣東人蔘一種 | 18 | シロジメ廣東人蔘二種 |
| 19 | 唐ノ枝折一種 | 20 | 唐ノ肉折一種 | 21 | 唐太折一種 |
| 22 | 唐ノ節人蔘三種 | 23 | 唐ノ鬚蔘一種 | 24 | 唐ノ中節一種 |
| 25 | 唐ノ小節一種 | 26 | 廣東節人蔘一種 | 27 | 朝鮮種尾州人蔘一種 |
| 28 | 上黨手ノ朝鮮種人蔘一種 | 29 | ホヲキデ朝鮮人蔘三種 | 30 | 朝鮮種人蔘一種 |
| 31 | エヒデ朝鮮人蔘一種 | 32 | 朝鮮種鬚人蔘一種 | | |
- 右に據れば當時長崎日清貿易商人及江戸・大阪の藥肆が人目を眩し。實質の如何によらず形體色澤等により分類を多くし虚偽の名稱迄も作りて射利せし事を窺知し得べし。而して當時人蔘博士とも謂ふべき藍水も其名目に囚はれ當時舶載品は滿洲産・朝鮮産・アメリカ産の三種外に無き事を曉らざりし迂濶なしとは謂ふべからず。

◎參製秘錄 寫本一冊

玄臺 坂上登著

本書は寶曆元年の著故白井光太郎博士の藏せし所也。

記事は朝鮮より來れる大人參の上中下及無類類違人參等の製法を推定して記し。次に藍水が家傳とする所の一法を詳説す。其方法は全體會津本製の製法と同じ。

其他明の馮兆張『錦囊秘録』にある製法、明の李言聞の『人參傳』の記事、及延享元戊辰五月朝鮮の信使一行中の良醫趙崇壽に聞きたる方法を記せり。

○溫古齋葑志 寫本一冊

藤成 裕著

本書は三河岩瀨文庫に藏す。

著者は稻生若水の系統を引ける本草學者なり。姓は佐藤、名は通稱平三郎、又成裕字は綽號を莠莪堂と云ふ。年十七にして關八州を歴遊し藥草を採る。後薩州侯の聘に應じ其領内に藥草を採り研究す。又米澤に赴き好生堂に居りて本草學を講じ堂後に藥園を作り近傍山野より草木を採取し諸生を教授せり。寛政七年會津侯に招かれ人參附子甘蔗の栽培を指導す。寛政十二年水戸侯に仕へ嘉永元年水戸に於て八十七歳にて卒す。本書の外に『飼籠鳥』『中陵漫錄』『溫古齋菌譜』『溫古齋五瑞錄』『山海諸品』等の著あり。

本書寛政七年乙卯秋七月付の自序あり。序文に「會津楊阜山人兒島翮冲夫撰」とあり、刊行せんとしたる稿本なる如し。米澤在の時著作せしものを會津に於て仕上げしものか。

記述は收子擇地調土製壇移栽等根安根禦寒垂簾去蟲辟蟲去芥辟鼠培養等人蔘の育成法竝に蒸制炮制等を述べ。且人蔘の氣味を論ずる等以上簡明なる漢文にて記し。人蔘苗根屋根掛等の圖を挿みたり、畫の出來好し。

◎人蔘 譜 寫本一卷

活齋 服部 範 忠著

本書東京帝國圖書館に藏す。卷首に「享保十二年二月阿佐泰伯通甫題」とあり。卷末に「享保十二仲春念五日 杵林田玄道 活齋服先生師門寫之」とあり。

本書の内容は

- 一 威勝軍人蔘 △
- 二 袁州人蔘 △
- 三 潞州人蔘 △
- 四 潞州人蔘 △
- 五 白條蔘(一名羊角蔘)
- 六 高麗蔘(俗名韃蔘)

○△符ハ圖アルモ
ノナリ。

- | | | | |
|----|----------------------|----|----------------|
| 七 | 百濟參 | 八 | 新羅參 |
| 九 | 朝鮮人參△ | 一〇 | 孩兒參 |
| 一一 | 金井玉蘭參 | 一二 | 黃參(遼東參也) |
| 一三 | 土人參 | 一四 | 湯參△(一名浮參、一名服參) |
| 一五 | 扎參△ | 一六 | 鉛參 |
| 一七 | 單股參 | 一八 | 碎人參△ |
| 一九 | 鬚人參△ | 二〇 | 唐人參△ |
| 二一 | 沙參 | 二二 | 薺芎 |
| 二三 | 卷沙參 | 二四 | 桔梗 |
| 二五 | 登々岐參 | 二六 | 白山人參△(一名芹人參) |
| 二七 | 薩摩人參△(一名蝦人參) | 二八 | 蔓人參△ |
| 二九 | 零餘子人參△(一名景政人參、一名芹人參) | | |
| 三〇 | 白芷△(稱人參) | 三一 | 防葵△(稱人參) |
- 右三十一品に付て説明し、且人參の揀修制法を説き、終りに獨參湯法・代人參法と地産を論せり。

記事に付ては別に奇なし。一より四迄は唯支那の本草書等により記したるもの五以下二〇迄は當時藥肆に賣買せしもの、二一以下は民間に擬似人蔘として通用せしものを掲げたるものなり。畫は皆彩色にして悉く實寫によるものなるが故に參考となるもの多し。其中にても薩摩人蔘の束とせるもの、卷着せるもの及唐人蔘湯人蔘、扎人蔘の如きは他の人蔘書には見られざるものにして當時の實品を明に知り得るの價値あり。

本書の外に『本草和談』『菜魚圖鑑』の著あり。

◎廣 參 說 刊本一卷

小 野 蘭 山 著

著者は松岡玄達の系統を引ける本草學の大家。名は博職字は以文蘭山は其號なり、又朽匏子・衆芳軒の別號あり、通稱を喜内と稱す。享保十四年四月京都に生る。初め松岡恕庵に従ひ本草學を修むること二年爾來志を仕途に絶ち獨學名を成し多數の門下を教授す。寛政十一年歲七十一の時幕府の召に應じて江戸に赴き本草學を躋壽館に講じ尋で醫官となる。後京に歸り續て各地の山野を巡遊し藥草を採取し、内外の典籍奇珍藥品を蒐集山積し研鑽に没頭し復た諸

生を教授す。文化七年卒す、年八十二明治四十二年從四位を追贈さる。

本書は其絶著とも謂ふべきものにして、病篤きも猶其の業を捨てざりし篤學の志操を見るべく、實に學者の典型として襟を正すべきものあり。孫職孝本書の卷後に敘して曰く、

右廣參説は祖考蘭山先生の絶筆に係る。先生嚮に廣參を以て山漆根と爲す世多く信せず。其臥幕するや即ち此編を著く、病革まるに及び手自から毫フデを濡す能はず、不肖孝をして改竄せしむ。孝泣血の餘り其手蹟を以て摹勒上梓す。後學をして疑を泮し惑を解き且つ以て先生の苦思精學歿するに至るまで輟めざりしを觀せしむと云……云々。

本書の所述は廣東人參は眞の人參に非ず支那産の山漆根なることを各種の例證を擧げて説きたるものなり。されど其所説緊背に中らず。廣東人參は確かにアメリカ人參たり。此事に付て飯沼慾齋は先師西書を讀まざるの致す所なりと評せり。本書文化七年刊行す。民間に流布せるもの多し。其文の殆んど全部は『廣文庫』中に收めらる。

蘭山は本書の外に『本草綱目啓蒙』『本草綱目辨説』『本草紀聞』『藥名考』等

々多數の名著あり。

◎廣 參 品 一册刊本

松、岡 玄 達 著

著者は稻生若水の門に出でし本草學の大家、名は玄達、字は成章、恕庵は號にして且通稱たりしもの也。外に怡顏齋とも稱せり。京都の人、延享三年七月卒す。小野蘭山、岩永玄浩等其門より出づ。本書の外に本草、博物、醫藥の著書多し。

本書は其講述を門生が筆記し、著者之を鑒定したるものにして。松岡玄達先生鑒定 熊谷愼憲子欽增輯 松岡典子救校 寶曆丙子春二月の平安熊谷愼憲の序文あり。即ち著者死後の板刻に係る。

本書の内容は當時藥肆に賣りたる支那朝鮮人蔘の各種名稱及廣東人蔘、日本擬似人蔘數種に付て説明し。陳嘉謨の『本草蒙筌』方密の『物理小識』に出たる參名『麤幼雜貨譯傳簿』に出でたる長崎に於ける各種參名に付て解説したり。記述中異なるものは。

△廣東人蔘をムカゴ人蔘なりと誤識したること。

△恙活ヤシキを艸醫ヤシキ誤つて參に充てたること。

△白朮を俗間に人參に充てたること。

△大横ヨコ人參なるものあること。

△但馬鬚・丹波鬚・信濃鬚と稱するもの藥肆に賣られしこと。

卷終にある元文三年公命により御種人參の種を所望の者に下渡し、且其時添へ渡したる培養方法の書付は珍らしき史料なり。

◎人參 辨 寫本一冊

和田長純著

本書東京帝國圖書館に藏す。麻黄或問・五辛説と合編せり。著者の經歷不明。文中の人參説に竹節人參を培養せることを記せり。

内容は人參雜記とも謂ふべきものにして、支那の『本草衍義』『本草原始』『群芳譜』『本草匯』『本草洞詮』『本草約言』等の説を抜抄し。其他吉野人參其他の擬似人參等に付て記載し甚だ雜駁なり。中に竹節人參は臨堂初めて獻じたるに非ず、岩永元浩の言に元祿中稻吉・久駿州富士山に此草を得て獻じたりとあるは異説なり。

人參の圖數葉を添ふ出來甚だ佳ならず。

○稻生若水ノコト。

卷末に「享保十三戌申年孟冬二十有八日」とあり書寫又は著作の年代なるべし。著者の傳不明。

◎人蔘種植考 一册寫本

著者を記さず

著述或は書寫年代不明。本書三河岩瀬文庫に藏す。

○バナツクス、レ
ペンスノ直根ノモ
ノ。

其内容は(1)天保八年酉八月水戸宰相様より直根人蔘御尋に付差出候書付の下書。(2)天保六年二月攝州平野の人瀧中書より人蔘の事を尋ね來りし其往復書翰の寫にして人蔘の栽培方及製法を記せり。(2)の中に二十年前雲州仁和寺村の豪農太郎左衛門國君の命により上京の時人蔘の製法あらまし誨へ候とあり。

(2)の書翰の名に亡羊とあり。(1)の文中に世孺案ずるにとあるにより其山本亡羊なることを知るも其本人の著なるか他人が寫して纏めたるものかは不明

山本亡羊は儒醫名は世孺字は仲立京都の人小野蘭山に就き本草の學に勉む。又尊王の大義を説く。安政六年十一月卒す。著書數十種あり。明治十二年五月正五位を追贈せらる。

◎葦葭堂人參錄 一册寫本

木村 孔 恭著

著者は大阪の商人通稱坪井屋吉太郎と稱す。初の名鵠、後孔恭字は世肅又千里、號を巽齋、遜齋、兼葭堂と號す。人となり好事、耽奇博學、多藝十五六歳の時京都に出で松岡玄達の門人津島桂庵如蘭に就き、後又小野蘭山に従ひ本草の學を修む。享和二年正月六十七歳にして歿す。

本書の外に『一角纂考』『銅器由來記』『巽齋印譜』『海外佚書目』『藝苑贅言』『巽齋詩草』『溫泉記述』等々著述甚多し。

本書の内容は

(1) 名義

支那古典に據り人參各種の名稱を記す。中に

「活人草 出述異記又出聚屈雜記」

「阿伽陀羅 梵名出身毒勝覽」

とあるは珍とすべし。

(2) 勝劣引證

上黨紫團、羊角、高麗、清河等の各參に就て支那古典を引て説明せり。

(3) 異類、人蔘の名稱ある品

沙蔘·杏蔘·地蔘·丹蔘·定蔘·草蔘·人蔘果等を擧げあり。

(4) 俗稱品目

鳳凰城人蔘·緞人蔘·肉折人蔘·蘆頭人蔘·蔘葉·本主人蔘·判事人蔘·ウブシメマツクワソセツ、ミ産縛造寄包·廣

東蔘·土蔘等に付て實際的見分を説述せり。

(5) 和産の辭

御種人蔘の形態氣味。竹節人蔘の種別等の記述。

(6) 培養種植引證

(7) 製法

支那朝鮮の製法和製法等詳細に述ぶ。

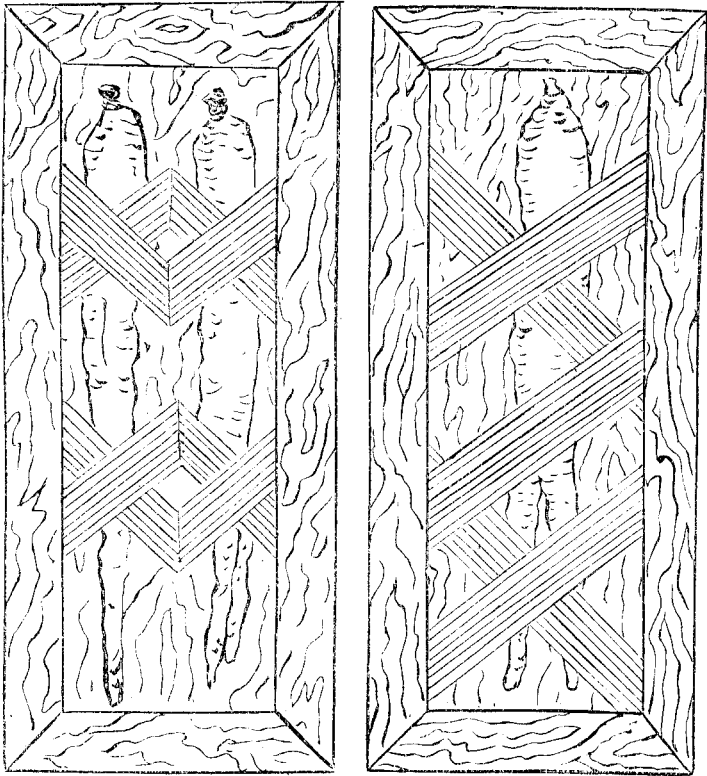
(8) 生藏貯藏法

(9) 蔘根蔘園日覆及初生より三椗五葉迄の形態等の畫十數點を挿む、著者畫を

習ひ一廉の技ありし丈に畫の出來最もよし。

總評すれば他は唯支那の古典より拔萃せるに過ぎざるも、製法は他書に見ら

れざる詳を極む。本書の價値は茲に存す。



本書三河岩瀨
文庫に藏するも
の、終に、「嘉永
三年七月榕堂山
本錫夫寫」とあ
り。

昭和十一年二
月愛知縣幡豆郡
西尾町三河資料
刊行會に於て、謄
寫版として本書
七十部を限定印
行せり。

終りに、本書の
末に上の如き二

○徳川將軍屬孫ノ
モノナルニヨリ説
明ヲ避ケタルガ。

圖あり。説明無きを以て何の圖なるかは不明なるも、人蔘の形態より見れば、朝鮮の栽培人蔘なり。研究題目として茲に掲げ置く。

◎人 参 識 寫本上下二卷一册

會 榮 著

著者は田村藍水の門人にして薩摩藩の侍醫なり。昌啓士考占春とも稱す。當時に於て科學的識見に富みし人にして、同藩の利用厚生政策に貢獻する所尠なからず。本書の外の著述としては『水草識略』『皇和葷譜』『國史草木品名考』『本草綱目纂疏』と外に文化元年に同藩士白尾國柱と共著の『成形圖説』一百卷の名著あり。

本書の著作年代不明なれど文中の記事より推測すれば、文政の頃ならん。本書東京帝國圖書館に藏す。

本書の内容は、上卷に於て外國産人蔘即ち、遼東・上黨・朝鮮の各種人蔘並に西洋參・孩兒參・竹節參・珠參・清河參・粉參・泰山人蔘・土人蔘・生玉參・福參・蘆參・葉等に付て、古典の記載を引用し、復事實によつて其の形狀等を記し。且つ鑑定法・收藏の法・古今産地の異同等を記述し。下卷に於ては、和參即ち、御種人蔘・薩摩藩製造の人

參及び和人參(バナツクスレベンスの直根のもの)の各種に付て、品質・形狀・產地等を記し、併せて實驗による人參培養及採取修製方法を記載せり、圖六を挿む。

本書は徳川時代の人參著書の中、其の記載の確實にして、科學的なることに於て、出色のものたり。

其蔓葉人參(長崎の清商が幕府の需めにより呈上したる、滿洲に存在すと云ふ蔓葉の人參の畫——ツルニンジンに非ず、三極五葉の蔓葉のもの——)により、爾來人參の一種に蔓葉のものありとし、和漢三才圖繪の如きは、想像的に甚怪しき其の畫を掲載せり。それを信じたる學者多しを疑はしと斷じ、又人形人參の神効ありとする古來の説を虛妄なりと一蹴せる點、其の見識他と卓異なるを見る。

されど清の三朝紀事中、朝鮮王倬が朝鮮人の越江採參により、清の太祖より咎を受くる條を引いて、遼參を朝鮮參より勝るとせるは正しからず。

◎土 參 考 寫本一冊

榕堂 山 本 篤 慶述

著者は前に出したる人參種植考の著者と推定せらるゝ、山本世孺亡羊と異名

同人なり。小野蘭山の門下たり。

本書の内容は其添書に盡せり即ち。

右天保八年九月水戸中納言様より直根人蔘育方委しく可申上旨被仰付、且つ又直根人蔘苗株買求可差出旨蒙命、吉野郡へ罷り越し制法育方聞繕書取苗株二百株奉差上候節差出候下書に御座候

本書は著者が實地に調査したる丈ありて吉野人蔘の各書記事中最正確なるものなり。特に同地に於て本植物を人蔘と略同一の方法を以て比較的大規模に栽培し。人蔘の修製法と同一に修製し、大坂表に積出せる事實は本書の外に記せるもの有るを見ず。御種人蔘普及の後に於て如此擬似品が奸商の手により眞人蔘に擬裝混淆せられし一面を知り得べし。

本書は三河岩瀬文庫に藏せらる。

◎小西長左衛門人蔘考

寫本一冊

同

人著

著者は一に紀亮長と稱す、大坂道修町藥館の主人にして明和八年九月年七十の時本書を脱稿す。本書故白井光太郎博士の所藏に係る。

内容は著者が二十歳前後より七十歳迄約五十年間、商品として取扱ひし各種人參、支那朝鮮よりの渡來品を主とし。後期は官製御種人參、吉野人參を眞參に擬造せしもの等に付て、品質、外觀、効力、名稱種別等に關し實際的に記し。其他藥肆の僞巧奸手段に付て漫録しあり。學者の記述と違ひ總て實見實驗による確實なるものなる故、人參研究上資益鮮なからず。

◎ 蔘園錄 寫本一冊

中村 尙
村方 質
淑 同著

著書の經歷年代不明。本書故白井光太郎博士所藏

内容は人參の播種培養に付て簡單に記述したるものなり。

本書の中に……嘗て朝鮮産の生人參の蘆頭に「且上」と朱印あるものを見るに、ダテシハありて形状邦産のものとは全く異なることなし……。とあるは異聞にして生はナマに非ずウブなるべきも、蘆頭に朱印を施すは出來得べくもあらず。誤記なるべし。

山本亡羊『人參種植考』の中に參園錄を見るに國産の効を説き云々とあり、本書を指したるものなるが如し。

◎官制淺辨 寫本一冊

小磯 元 德 惟 馨 著

著者の經歷不明、卷首に予の家醫を業とす、五世唯是四方に糊口すとあり。著作の年代も不明なれど、文中に寛政己酉の歲に諸人を療したる記事あり。

本書著述の目的は幕府官製の御種人參が普及せしにも不拘之を信用せず。舶載品を尙ふ觀念多きを打破すべく其國產品の効力優りたるを説き、著者が十餘年來獨參湯若くは人參合劑を癆瘵、肺結核、齒齦出血、痘虛陷、赤白痢等々の患者に與へ効驗ありし事實十人の臨床記事を舉げて證明せり。

右の外著者が年六十代の時、下總常陸の病家にて鮭を食ひ又病家より鮭を禮物として貰ひ、百餘日も鮭を食ひ續けしが、翌年の春毒背に發し特に死せんとせし時、官參膏を製し服用且外用として一斤を盡し全愈せし記事あり。本書自藏す。『瀨芳閣叢書料』の中にも收めらる。

◎韓種人參 寫本一冊

著者下に記す

「韓種人參」と「人參培養記」の二項を合冊せるものにして、双方共培養製造

代價等の大様を記す。前者の著作者無し。後者には前書に「土佐國高岡郡仁井田郷堀内六藏安國述」とあり。卷末に「右土佐國高岡郡仁井田郷人參培養ノ概略如此」「明治五壬申五月十三日」とあり。

土佐に於て人參を培養したることの記録は從來一切見當らざる所、本書に依て始めて知り得たる所なり。

◎寫真人參記 二冊(寫本)

著者 不明

ウブ・サシコミ・廣東人參芍藥手・古路手・孩兒參・朝鮮人參・ウブ・ヒキハナシ・白手・肉折先折等々の寫生圖あり。記事は曾繁の『人參識』の文と同一なる箇所あり。本書故白井光太郎博士所藏に係る。

◎人參說 (寫本)一冊

松尾岡庵稿本

著者の經歷不明、尾張藩の醫師なる如し。本書の内容は支那本草書の抜記にして平凡なるものなり。

以上小生既見の書外、未見のものに以下列記の數書あり。

◎人參眞僞論 一卷

官 醫 藤 立 泉先生

◎人 參 書 三卷

官探藥人 阿 將 翁先生

阿部蔣翁友之進のこと。

◎松氏人參辨 一卷

松 岡 玄 達

◎和人參有無辨 一卷

大 玄 浩先生

松岡玄達の門人岩永玄浩なるべし。

◎人參須寄土 一卷

松 竹 勝 安老人

◎人參諸州日記 一卷

岡 谷 一 掬老人

◎人參圖解 一卷

中 宗 玄老人

◎人參辨義 一卷

田 子 俊

以上八は、『葦製秘録』の末尾に記せしもの也藍水の記？否？不明。

◎朝鮮人蔘精育傳 著者不明寫本十葉

故 白 井 博 士 藏

◎人參襍纂 寫本一卷

著者 不明

人參の種類產地栽培製造の法より和産と漢産との効用の異同等を問答體に記し。末に和産三十六品の名稱と其形狀の圖式六種とを附載せり。

◎人參書 寫本一卷

著者 不明

人參の種二十七品を掲げたる着色の圖譜なり。解説を記載せず。著述年代不明。

◎廣參存疑 寫本一卷

大槻茂質

著者は仙臺の天子煥と字し玄澤又磐水と號す。杉田玄伯、前野良澤に就き和蘭醫學及蘭學を修む。文化十年七十一歳にて歿す。蘭學階梯其他著書三百餘種あり。

本書は小野蘭山の廣參説と同じく、廣東人參は其實三七根にして眞の人參に非ざることを辨じたるものなり。

◎人 參 辨 寫本一卷

栗 本 昌 藏

人參の事を解説したるもの。安政六年正月鯤齋以藏本書寫畢云々と奥書せり。

著者栗本昌藏は田村藍水の二男にして名を新次郎と云ふ。元東元格丹州等の號あり、幕府の醫官となり瑞仙院法印と稱し、又瑞見法眼と號す。『栗本蔬圖』『百鳥譜』『皇和魚譜』『丹州七種考』等の著あり。

◎人 參 培 養 法 寫本一卷

著 者 不 明

人參培養法。擇土之法。作畦之法。下種之法。搭棚之法。掘根之法。移植之法。採實之法。用糞之法等の目に就きて説明せり。
以上四は佐村八郎氏『國書解題』に出づ。

◎鬚 人 參 植 法

伊 勢 松 坂 松 本 元 治

鬚人參とは竹節人參のことなり。

◎人參或問

坂上玄臺

◎人參解惑論

著者不明

以上三は『本草通串』中に右書名のみ出づ。

◎人參辨正

蔣翁 阿部友之進

◎人參耕作記

右 同 人

此二著書ありしことは『南部叢書』の中に出づ。

著者は常陸盛岡の人照任又伯重と稱す。延寶年中大坂に航行中颶風の爲清國に漂着し十八年間福建に留まり本草學を研究したり。歸りて後江戸に住し幕府に仕ふ。寶寶三年正月歿す年一百四。本草學一方の泰斗にして本草に關する著書多し。

◎和漢人參品彙 一卷

松岡 恕 菴手稿

包參 白根 白楨 赤楨 坤尼金 京參 金參 羊角參 原枝 土木 紅

肉 參保 參碎 切參 參膏 湯參 但馬鬚 丹波鬚 本信濃鬚 本薩摩鬚 恙活 肉折 五島防風 佐渡の山人參 燈臺人參 大横人參 髭人參 山人參 河原人參 土人參 牡丹人參 薩摩人參 藏手人參 ムカゴ人參 日光人參 楓葉人參 海峰人參 五加葉人參 薩摩人參 島人參 海老人參 等に付て記す。

本書のこと三好學博士の『松岡恕菴の手稿に付て』に出づ。

◎青木敦申上書(文書)

青 木 昆 陽

人參に關し建白せしもの。

著者は本名敦厚甫、文藏とも稱す。甘薯を擴めたる功により後に人甘薯先生と云ふ。初伊東東涯に學び後利用厚生の學に志し其道に達す、元文四年幕府の典籍を司り後書物奉行となる。明治六年七十二歳にして歿す。著述頗ぶる多し。

◎人蔘耕作記

松岡玄達

◎朝鮮人蔘試効説

岩崎灌園

著者は通稱源藏字は常正天明六年六月京都に生る。小野蘭山の門に入り本草を學ぶ。天保十三年正月歿す。本草圖譜其他著述多し。

◎人蔘辨

高橋宗倫

◎和漢人蔘考

鳥飼兵衛

◎人蔘甘草培養方

順春衣關玄益

◎人蔘植付草

田村藍水

以上六は小生が閲讀したる雜書及古本屋の目錄に出たるものなり。右心覺に書留め置きしものにして、其雜書は何書に出でありしか今不明に屬するものなり。

以上總評

人參尊重思想の發源地たる支那に於て、人參の著書の甚だ少きは一方本草學發達して本草の著書多く、其の中に人參の記述多きによるものなるべし。而して其の人參に對する記述も、科學的實際的のもの甚だ少なし。人參の圖の如きも、宋の紹興本草の畫以來、本草綱目、本草原始、本草備要等に至るまで、其の眞を得たるものなし。清の吳其濬の植物名實圖考の如き寫生を主としたる著述すら、人參の圖は完く眞を得ず。是人參は深山に生長して寫生するに難きに由るものなるべく、一方昔より傳統的に、思索的哲學的腦髓にすぐれたるも、科學的腦髓に於て劣れるものあるに職由するものならむか。

朝鮮の方を見るに、明以來人參の本場となりしに拘らず、其の著述甚だ貧弱なるは爲政者が學問と云へば唯支那聖賢の儒學を祖述するに専心力を注ぎ、利用厚生之學を卑として忽諸に付し去りしにも由るべく。又科學的思想の缺乏にもよるものならむ。又朝鮮に於ては人參は其の誅求のために民を毒したること甚しかりしにもよるものならむ。

日本の方は、人參尊重思想は徳川中期に至つて、甚しく高まりしものなり。其

の度合の支那朝鮮に比して較べものにならぬ程高かりしは、一般に醫藥思想の向上普及によるものにして、爲めに自發的に人參の栽培を促し、其の研究盛となり、其の結果人參著書の如き科學的實際的の著述が、數多く出現するに至り、其の本場たる支那朝鮮を凌駕せり。畢竟するに、科學的天分の豊富なるに職由するものならずばあらず。

第四節 近代の人參著述

近代に於ける人參のみの事を記したる著述(文書小冊子を含む)は左の如し。

第一項 支那の部

◎中國新本艸圖誌 第一集山草類上第二卷人參 趙 燾 黃著

上海國立中央研究所集刊第六號 民國二十一年十二月

本書は滿洲人參、朝鮮人參、日本人參、アメリカ人參の栽培法、植物學上の形態、製造法、藥理等々に付て近代科學的に記したるものにして、就中上記數十種人參の實物を用ひ、組織の顯微鏡検査を行ひ、悉く圖版を挿入して詳細に解説せる點は

未だ他書に見ざる特異の研究なりとす。

第二項 滿洲國

◎人蔘(Ginseng)ニ關スル調査 膽寫版刷 康德三年一月

營 口 稅 關

滿洲人蔘の名稱產地栽培作法製造法の概略及取引情況市場價格輸出關係收稅等に付て記したるものなり。

◎滿洲に於ける藥用人蔘の生産及取引 昭和五年七月十五日

大連中日文化協會發行

滿蒙パンフレット第一二號

著者 篠 田 信 二

第三項 日 本

(保護政治時代の韓國のものは本項に併せ記す。)

◎人蔘栽培製藥法

附 薄荷栽製法 明治三十二年三月刊

初瀬川 健増著

著者は會津の人蔘栽培家にして其實験を記せり。本書に東京駐在和蘭公使自筆の和蘭公使の和蘭語の序文あること、及露西亞の官吏が官命により人蔘栽培の調査に來り同家に立寄りし事等は珍とすべし。

◎藥用人參論 寫本一冊

手塚千代三郎著

著者は專賣局の屬官にして會津地方に勤務せし人。人蔘の起原會津地方の培養法等を記し人參專賣を施行すべきを論ぜり。

◎日本人參見聞錄 寫本一冊

漁舟亭 網曳著

明治三十五年六月の日附あり。會津信州日光等の人蔘栽培製造法を簡單に記したるものなり圖畫信州人蔘の參圃の屋根圍ひ等に杉皮を用ひたるものを描けり。

◎北海道に於ける人蔘に關する調査 大正五年二月

北海道内務部發行

北道海に於ける斯業の歴史變遷及其時の栽培法製法取引等に付て詳細に記せり。

◎人蔘豫察試驗成績報告 隆熙四年二月 韓國度支部蔘政局刊

隆熙二年度に於て蔘政局技師富家正義技手園部剛二郎、外數名擔當し特別耕作區域の人蔘に付て研討したるものなり。

◎第一回蔘政報告(自隆熙二年一月至同二年六月) 韓國度支部司稅局蔘政課

本文書は韓國が日本の保護國となり、各方面に日本の官吏が雇聘せられ庶政の革新に着手し從來唯誅求を事とし紊亂せる蔘政にも亦干與し。之を事務的に統制整理すると共に一方科學的に研究を進めたる時の第一回の報告にして劃期的の情況を見るべく先人苦心の跡を知るべき貴重なる文書なり。以下第二回より第十三回に至る報告文書亦同じ。(以下括弧内の日付は其事業の期間にして刊行は大抵翌年なり)

本書には左の六項目に別ちたる記述あり。

一、丁未紅蔘及建物帳簿引續

二、人蔘生産費調査、水蔘價格調査及比較製造諸費調、賠償價格決定

三、紅蔘專賣法の制定準備

四、蔘政に關する事項調査

五、人蔘病害の研究

六、蔘圃調査

◎第二回蔘政報告(自隆熙二年七月至同 年十二月)

韓國度支部司稅局蔘政課

本書には左の十二項を記述せり。

一、蔘政課の組織

二、耕作

三、人蔘收納

四、紅蔘製造

五、丁未年度製造紅蔘賣却

六、各種の試験及調査

七、人蔘病害に關する施設

八、人蔘耕作獎勵

九、白蔘紅蔘及人蔘輸出調査

十、監視事務

十一、會計

十二、課新築設計

◎第三回(隆熙三年度)蔘政報告

韓國度支部蔘政局

本書には左の十三項を記述せり。

一、蔘政課組織の異動

二、耕作

三、水蔘收納

四、紅蔘製造

五、紅蔘拂下

六、人蔘の耕作及製造に關する試験及調査

七、人蔘病害蟲に對する施設及研究

八、人蔘耕作獎勵

九、人蔘の輸出調査

十、人蔘の生産地販路

十一、監視事務

十二、會計

十三、廳舎及官舎の新築

以下は大抵上に同じく人蔘の科學的研究、總ての施設等蔘政の要項を記す。
項目略之。

◎第四回蔘政報告(明治四十三年) 朝鮮總督府專賣局開城出張所

◎第五回蔘政報告(明治四十四年) 右 同

◎第六回蔘政報告(大正元年) 朝鮮總督府司稅局開城出張所

◎第七回蔘政報告(大正二年) 右 同

◎第八回蔘政報告(大正三年)

朝鮮總督府
慶支部專賣課
開城出張所

◎第九回蔘政報告(大正四年)

右 同

◎第十回蔘政報告(大正五年)

右 同

◎第十一回蔘政報告(大正六年)

右 同

◎第十二回蔘政報告(大正七年)

右 同

◎第十三回蔘政報告(大正八年)

右 同

◎蔘政概要(大正九年)

京城專賣支局開城出張所

◎右 同(大正十年)

朝鮮總督府專賣局

◎右 同(大正十一年)

右 同

◎右 同(大正十二年)

右 同

◎右 同(大正十三年)

右 同

◎右 同 (大正十四年) 右 同

◎右 同 (昭和元年) 右 同

◎右 同 (昭和二年) 右 同

◎人蔘要覽 (昭和三年) 右 同

◎右 同 (昭和四年) 右 同

以下昭和十三年分迄發行す。

◎蔘政事項調査書 韓國度支部蔘政局

◎人蔘豫察試験成績報告 隆熙四年二月刊 韓國度支部蔘政局

◎藥用人蔘調査報告書 隆熙二年 韓國度支部司稅局

◎米國蔘業調査書 明治四十四年十二月 朝鮮總督府發行

官命により專賣局技師富家正義同囑託三宅驥一の二氏米國に赴き。栽培製造、病蟲害驅除情況等を調査したるものなり。

◎人蔘試作成績報告 第一號 一冊 大正三年

朝鮮總督府專賣課開城出張所

◎米國蔘業復命書 伊森賢三 大正五年 朝鮮總督府

◎人蔘採種又「ボルドウ」液撒布が根の發育に

及ぼす影響に就て 大正十四年十月 朝鮮總督府專賣局

◎人蔘ニ關スル研究報告 第二號 昭和三年六月

(人蔘栽培試驗成績第一報) 朝鮮總督府專賣局開城出張所

◎人蔘ニ關スル研究報告 第三號 昭和三年十二月

(高麗人蔘作柄の氣象的考察) 右 同

◎朝鮮人蔘禮讚抄附蔘精の榮 昭和四年九月 朝鮮總督府專賣局發行

杉原德行著。本書は人蔘の藥理作用及蔘精の効用を通俗的に記したるものなり。昭和九年六月に再版す。

◎人蔘神草 和裝(昭和八年四月二十一日初版) 朝鮮總督府專賣局發行

今村鞆著。本書は人蔘の一般に付て平易に且科學的に記したるものなり。

◎高麗人蔘に就て 小冊子一冊 農學士 井 森 賢 三著

昭和九年五月二十五日開城人蔘同業組合發行。人蔘とはドンナものか、人蔘は何處に出来るか、どうして作るか、又どうして製造するか、其成分等素人に判り易く敘述したるものなり。

◎開城蔘業組合創立二十周年紀念誌 昭和六年二月二十日 開城蔘業組合發行

二十箇年間に於ける組合の施設事業を詳説せるものなり。

◎人蔘の榮 小冊子 朝鮮總督府專賣局

紅蔘・白蔘粉末・紅蔘・紅蔘錠・蔘精等の飲用法(浴用外用)等を簡單に記したるものなり。

第五節 外國之部

◎The Ginseng

M. G. Kains 著

本書は一九一四年アメリカ合衆國に於て出版されたるものにして。目次に人蔘の歴史・人蔘植物學・自然發生場所栽培開始方法・氣候場所土壤・蔘圃準備本圃の準備・播種苗の取扱・人工増殖・蔘圃の保護・施肥・日覆設備改良栽培根と野生根・賣品とする準備・利益計算等主としてアメリカ當業者の參考とすべく書かれあり圖十數を挿む。

◎Ginseng and other Medicinal plants 一九一四年版 A. R. Harding 著

本書は他の野生藥用植物のことを併せ記せるものなるも、人蔘を主としたるものなり。

人蔘物語 人蔘の習性 栽培 日覆と蟲害(凋萎) 人蔘の病害 賣出しと價格 栽培者よりの來書 一般報告 醫藥的の品位(以上アメリカ人蔘) 支那に於ける人蔘 人蔘官廳の記事 ミシガンウキンント農場 雜報告等に就て記せり。アメリカ人蔘栽培に付て參考となること多し、又支那人蔘の記事

に付ては多少誤謬あり。

◎Ginseng Diseases and their control U. S. Department of Agriculture

Farmers, Bulletin No. 736. Issued, 1916 Revised, 1930

本書はアメリカ人蔘病害の甚しかりし後に於て同國農務省に於て編纂せるものにして。米國に於ける人蔘の實際平均收穫量は、合理的に期待さるゝ量の六分の一より三分の一なることを最初に記し栽培業者の注意を促したるものなり。各種病害の概説並症狀原因 落雷の害 ボルドー液及硫酸石灰の噴霧 土壤消毒 スチーム 蟻酸アルデヒド 土壤乾燥等に付て詳記せり。

◎Ginseng Culture.

前項同一アメリカ農務省報告 No. 1184, Issued, 1921 Revised 1928

- (1) 人蔘の輸出高—野生人蔘の減少—栽培人蔘 栽培の困難なること。(2) 人蔘の栽培 其出來場所形態種子生長の方法。(3) 種類 產地別特色種の改良。(4) 栽培法 種蒔・日覆・施肥・耕耘・根覆・排水・山林栽培。(5) 獸類・盜人・モグラ・鼠等に對

する保護。(6)採取と根の乾燥、(7)病害。(8)收穫と作物の價值。(9)人蔘栽培業の前途……等に付て詳説せり。

右の外

◎Panax Ginseng 一八四二年

露國 C. A. Meyar

◎Ginseng 一七一八年

佛國 J. F. Lafiau

◎人蔘の栽培と調製

原明近代

人蔘栽培家
北米合衆國
レヴァランド

C. T. Colleyer

あるも未見なり。

【附記】一

人蔘の病害蟲害等に關する米國及日本の著述に付ては、第四卷中編第六章中に掲げたるものは茲に掲載せず。

【附記】二

人蔘の事のみを記したる著述に非ざるも、最も人蔘の事即和漢の文献より人蔘記事を洩らさず廣く蒐集したるものに左の書あり。人蔘研究者の一讀を要するものなり。

◎本草通串（稀本）寫本五十六卷 圖一卷 前田利保

第六章 蓼名彙攷追加及補修

昭和九年八月人蓼史最初の刊行として第七編『蓼名彙攷編』を出してより、爾來約五年の間に於て、新たに加ふべき名目あるものを發見し、また既載のものに追加補記するを適當とするものをも發生せり。依之それ等を一括して本卷中に掲記することゝせり。

第一節 新加の部 五十音順

◎啞

蓼 アシン

人蓼は多年生なるにより秋莖葉枯れ翌年の春出芽するものなれど、中には隔一年又は二年に出芽するものもあり。之を云ふ。滿洲の稱。徐蘭の『塞上雜記』に出づ。此稱今に滿洲に通用す。

◎葳

蓼 キシン 一名玉朮

嵩明蘭の『滇南本草』に……味甘微苦、性微溫。人胖氣血を補ひ、中に補し、脾を健にす……と出づ。何植物かは不明。按ずるに雲南は路遠く眞の人蔘を得るに難きより、諸種同地産の擬似代用の人蔘を用ゐられしものならん。此外に右同書には數種の蔘名あるものを載す。皆以下に記せり。

◎陰陽蔘 インヤウシン



開城竝に其附近各郡指區區域に通用する名稱。人蔘の根脚部の二枝根が附着して一となり、其間に圖の如く穴を形成し女の陰部の如くなれるを謂ふ。此形のものには瘡に最驗あり、其他の疾病にも効ありと稱し、若し採掘中斯るものを發見せば之を爭奪す。而して此穴は貫通し居らざれば不可なりと稱す。

◎ウッ ス 空虚の意

ウブ人參の項を見よ。

◎粵 人 參 エツニンジン

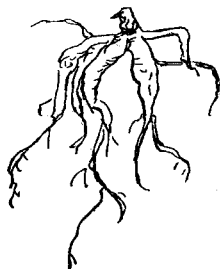
廣東人參即アメリカ人參を享保年中南支那の商船が初めて長崎に舶載せしとき此稱を用ひたり。粵は廣東の別名なるに基く。
曾榮『人參識』

◎園 蓼 又園子藎 エンシン又エンシシン

滿洲の稱。又上海・天津等の入參取引地にも通用す。園は開墾地、畑又は開墾地の集團小部落の意味なり。此名『輯安縣志』『撫松縣志』に出づ、今現に通稱せらる。

◎蟹 蓼 カイシン

朝鮮開城及其近郡指定栽培地區域に於ける稱。根の不定形なる稍や蟹に似たるものを謂ふ。苗根の時垂直整形を爲さず塊狀を爲し歪みたる苗を植ゆるときは此蟹蓼を成す。



◎高麗別直蔘

カウライベツチヨクシン

朝鮮官製紅蔘の稱。其斤入箱包裝の上に斯く記るすにより、南支人蔘商及需用者に於て此名稱を用ゆ。

◎牛

尾

ギウビ

龍爪を見よ。

◎牛

尾

蔘

ギウビシン

『滇南本草』に……味辛性溫、虛弱氣血を傷るを治し精神を調養す……とあり。

雲南産なるべきも何の植物かは不明。

◎吉林山參 キツリンサンシン

野參(追補)の項を見よ。

◎金 蟾 キンセン

龍爪を見よ。

◎金 錢 參 キンセンシン 一名菊花參 一名樅松

『滇南本草』に……味苦微甘、性微寒。勞傷を治す、氣血退かず形體消瘦する者効とあり。何の植物かは不明。

『中國醫學大辭典』……には參の雲南巧家邊に産するもの。葉菊花に似たる者。性質功用人參と同じ、而して力較や遜る……とあり。『本草綱目拾遺』に出たる菊花參と同一物たるべし。第七卷其項參照すべし。

◎還 陽 參 クワンヤウシン 一名天竹參。萬丈深。竹葉青。

獨花蒲公英。

『滇南本草』に……味甘平、性大溫。諸虛百損を治す……とあり。雲南産の植物なるべきも其何たるかは不明。

◎光 參 クワウシン

アメリカ人參の鬚附の儘香港に輸入せられ廣東商人に依り剪鬚修製せられたる根の大なる良品。

◎雞 腎 參 ケイジンシン

『滇南本草』に……味甘微辛、性微溫。虛損勞傷氣血を治す。形鷄腎に似たり。故に名く……とあり。雲南産の植物なるべきも其何たるかは不明。

◎紅 貨 コウクワ

滿洲の稱。栽培人蔘を刷洗潔淨鬚を去り白矾冰糖を加へ籠屨に置き蒸熟し炕乾したるもの。

『撫松縣志』

朝鮮の紅蔘に同じきも砂糖を使用する點異なる。

◎公 雞 コウケイ

人蔘の花の名。菜花の項を見よ。

◎紅 草 蔘 コウサウシン (圖出ス)

草蔘を紅蔘として製造したるもの。本章中草蔘の項を見よ。

◎紅 直 鬚 コウチヨクジュ

紅蔘の鬚を直線にし揃へて束にせるもの。營口・上海等人蔘取引地の通稱。

◎紅 彎 鬚 コウワンジュ

紅蔘の鬚の曲れる片々を聚めたるもの。營口・上海等人蔘取引地の通稱。

◎跨 海 コカイ

龍爪を見よ。

◎黒陽參 コクヤウシン

『滇南本草』に……味苦微甘、性微溫。陰を益し血を調ふ……とあり。雲南産なるべきも何の植物かは不明。

◎栽園參 サイエンシン

園參・秧參と同一物。上海參商間の通用名稱。

◎菜花 サイクワ

滿洲の稱、山人蔘の花の開ける狀に名けたるもの。狼頭公鷄の名と共に『長白山江岡志略』に出づ。

◎雙胎 サウタイ

龍爪を見よ。

◎刷 帚 市 サツサウシ

放蕪菜花を見よ。

『撫松縣志』

『吉林地理紀要』には……蕪籽落後の放山(採取の爲入山)を放刷帚頭と云ふ……とあり。

◎雜 參 ザツシン

朝鮮官製紅蔘の三等品。其斤入箱包裝の上に雜字を記號とせるにより南清支那人參商及需用者に於て斯く稱す。

◎輯 安 參 シフアンシン

草蔘の中輯安縣及其近傍に産するもの。本章中草蔘の項(追補)を見よ。

◎淨 揀 參 ジャウカンシン

紅蔘の別名。上海其他南方に於ける支那人參商間に通用する名稱。

◎雀頭 ジャクトウ

龍爪を見よ。

◎小中貨 ショウチュウクワ

滿洲の稱。栽培人蔘播種三年目に生地(未だ人蔘を栽培せしこと無き地)に移植し後二年又生地に移植す。此時小中貨と云ふ。又二年目に移植す此時大中貨と稱す。又二年目に移植す。之を大貨と云ふ。又二年を過ぎて採掘製造し商品とす。

『輯安縣志』

◎種 參 シュシン

人工栽培の人蔘を謂ふ。此稱滿洲に於ても今に用ひらる。朝鮮に於ても正宗以後の文獻に此字稱出づ。著者不明、正宗の代と史料せらるゝものに「種參譜」あり。日本に於ては徳川時代用ひられたり曾槩の『人蔘識』には御種人蔘に此稱を使用せり。總て學者の文語也。

◎シリマゲ 尻曲ゲ

第七卷蝦手人參の項を見よ。

◎信副 白蔘 シンフクハクシン

信州製人蔘に對し、上海に於て支那商人の命名したるもの。品種は出雲本製又は會津本製と稱するものと同一なり。上海に於ては之を他の日本製と共に總括したる稱として東洋蔘とも云ふ。

◎生 晒 蔘 セイサイシン

草蔘の外皮を取らざるものを天日乾燥を爲したる褐色のもの。本章中草蔘の項を合せ見よ。

◎生 曬 セイレイ 又泥打滾 デイダゴン (圖出ス)

滿洲の稱。栽培人蔘を掘り出し土を去り洗はずに曬乾したるもの。

『撫松縣志』

朝鮮の皮付白蔘に相當す。

◎石 柱 蔘 セキチヨウシン

滿洲輯安縣附近石柱子に産する山人蔘。

◎開 蝦 タウカ

龍爪を見よ。

◎糖 蔓 タウシン

滿洲の稱。栽培人蔘の根を採掘し洗ひ鬚條附着の儘釜中に置き煮熟し。鍼を用ひ之に多數の孔を穿ち、之に氷砂糖の溶解せるものを抱融飽和せしめ。取出して曬乾したるもの。木匣に装置す饋贈品に用ひらる。『撫松縣志』

◎大 貨 タイクワ

本章小中貨の項を見よ。

◎大 山 蓼 ダイサンシン

滿洲の稱。自然生人參の五披葉六披葉等(披葉は極のこと)の大なるもの。之を老山蓼とも云ふ。
『撫松縣志』『奉天省志』

◎大 山 人 參

野參の大なるもの。上海當業者の區別名稱。本章中野參の項と合せ見よ。

◎大 中 貨 ダイチュウクワ

本章中小中貨の項を見よ。

◎大 力 蓼 ダイリキシン

滿洲の稱。園蓼中の分類。栽培人參の中根の大にして恰好よき者を撰み鬚を去り外皮を刮去し蒸して取出し曝乾したるもの一に洋蓼と云ふ。園蓼中の上品と爲す。本章洋蓼の項と合せ見よ。
『撫松縣志』

◎ 달 실 이 タルシリ

人蔘の顆實の隱語。本章中부리실 이を見よ。

◎ 地子底參 チシテイシン

滿洲の稱。滿洲の人蔘栽培は播下發生後毎三年又は二年毎に新地に移植す。其荒棄せる舊地に採殘りの人蔘根又は墮ちたりし種子より發生し多年を経たるもの。

『奉天省志』

◎ 地 參 チシン

朝鮮官製紅蔘の二等品。其斤入箱包裝の上に地字を記號とせるにより南清支那人參商及需用者に於て斯く稱す。

◎ 長 樂 參 チャウラクシン

清代に於ける一種の擬似人蔘。『本草綱目拾遺』に此物の臺參と儼似せるこ

とを記せり。長樂は福建省東南九十淸里の地。第七卷臺參の項と合せ見よ。

◎冲

淺

チュウシン

(圖出ス)

滿洲の稱。園藪即栽培人參の中姿勢の佳なる者を揀び蘆頭鬚條等を山藪の製法の如くしたるもの。山藪に冲すると云ふ意味にて名けらる。

『撫松縣志』

營口・上海等の當業者間にも此名通用す。栽培品にして其栽培に二方法あり、一は山參の幼根を採取し栽培するものと、種子を播種するものとあり四年目に採取す形態山參に類似す産地は撫松縣及輯安縣と其近傍新開河石柱子となり。

◎泥

打

滾

ダイタコン

本章中生曬を見るべし。其俗稱。

『撫松縣志』

◎天

蔘

テンシン

朝鮮官製紅蔘の上等品。其斤入箱包裝の上に天字を記號とせるにより南淸

支那人蔘商及需用者に於て斯く稱す。

◎天 竹 參 テンチクシン

本章中還陽參の項を見よ。

◎糖 貨 トウクワ

滿洲の稱。本章中糖蓆と同一物其項を見るべし。

『奉天省志』

◎敦 化 參 トンクワシン

野參の中敦化一帶に産するもの。本章中野參の項と合せ見よ。

◎敦 化 山 參 トンクワサンシン

本章中野參の項を見よ。

◎ナニンジン 菜胡羅蔔

徳川時代に於ける食用人蔘の一名稱。此外ハタノニンジン・セリニンジン・ハニンジン・ドニンジン等と稱せられたり。此植物渡來の後原名胡蘿蔔即コラフクは日本語音として言ひ悪き語なるも適當の譯字無く。誰言ふと無く之れが食用は人蔘と同じく溫補の効ありと唱へられ。之を眞の人蔘と別つ爲に冠字を用ひられしに非ざるか。

◎生玉 干 ナマタマボシ 一名横玉 ヨコダマ

現今信州にて製造したる一種のもの 同地に於ける名稱。米國人蔘に模造して作られしものにして大部分香港方面にて取引せられ、支那商人が之を米國産として賣捌くものなり。

◎棒極園子 ハウスイエンシ

滿洲の稱。人蔘の園圃に栽培するもの、名。

『通化縣志』

第七卷郷錘の項と合せ見よ。

◎白干參 ハクカンシン (圖出ス)

草蔘を採取後水にて洗ひ外皮を削り天日に乾燥せるもの。

◎白 乾 ハクケン

滿洲の稱。栽培人蔘の鬚條を去り外皮を刮去し曬乾したるもの。

『撫松縣志』

朝鮮の白蔘に相當す。

◎白 抄 參 ハクセウシン

(圖出ス)

白干蔘と同じきも製造の時加糖せると小根を取らずに束ねしものなり。

◎白 直 鬚 ハクチヨクジュ

白蔘の鬚を直線にし揃へて束にせるもの。營口・上海等人蔘取引地に通用する稱。

◎白 彎 鬚 ハクワンジュ

白蔘の鬚の曲れる片々を亂雜に聚めたるもの營口・上海等人蔘取引地に通用する稱。

◎把直參

上海當業者の區別名稱。朝鮮錦山其他の産にして尾を曲げたるもの。

◎半須海老様 ハンスエヒデ

此名藥肆間に通用せしもの。小西長左衛門『人蔘考』に出づ。鉛入多し是も朝鮮の産也製コシへざるもの故少しもシメリケ無く色合もよく心地よき物也。是も新渡無し。とあり。朝鮮の曲蔘にして人工栽培品なるべし。半須の語源は第七卷判事人蔘の項に出づ。

◎ヒトヲル

人蔘番名ヒトヲル紅毛一名ヘイシカルヤ上 千金方藥註と『本草通串』に出づ。右番は蕃の誤ならん。

◎撫松參 プシヨウシン

本章草參の項を見よ。

◎부리실이 プリシリイ 又 부루실이 부리시리 석리시리

平南北朝江界郡慈城郡厚昌郡に於ては山人參採りなる一種特殊の仕事に従事する者あり。此等は其仕事に従事中は名詞動詞計三百有餘の山言葉即ち隠語を使用す。上記は人蔘の隠語なり。

◎헤이シカルヤ

本章ヒトヲルの部を見よ。

◎平爾參 헤이진신

『溟南本草』に出づ。平次草と平爾參とは辨別あり。平爾參の枝梗縷杆是は方杆。花開く一様但だ背に毛無し。格蒂同一様根は小杆紅色……とあり。雲

南産の植物なるべきも何たるかは不明。

◎未 揀 參 ミカンシン

白參の別名。上海其他南方に於ける支那人參商間に通用する名稱。

◎面 參 メンシン

光參と同一なるも稍品質の劣れるもの。本章光參の項を見よ。

◎羊 肚 參 ヤウトシン

『滇南本草』に出づ。雲南産なるべきも何の植物かは不明。

◎野 種 參 ヤシユシン

滿洲の稱。家參の種子を深山人迹罕なる地に播下し置き數十年の後採取するもの。形態天然生に殆んど近し。
『奉天省志』

◎野 人 參 ヤニンジン

本章中の野蔘と同じ上海當業者間の區別名稱。

◎横 玉 ヨコダマ

本章中生玉干の項を見よ。

◎老 山 蔘 ラウサンシン

本章中の大山蔘の項を見よ。

◎狼 頭 ラウトウ

人蔘の花の名。本章中菜花の項を見よ。

◎蘭 花 ランクワシン

『滇南本草』に味甘微苦、性溫。心脾二經に入る、虚損を補ひ自汗盜汗を止め、煩熱を除く……とあり。何の植物か不明なれど、象牙蔘と同一物なる如し。第七卷其項と對照すべし。蓋産地が同じく雲南にして其畫より見て花が蘭花と同

じければなり。

◎龍爪 リユウサウ

滿洲の稱。山人蔘の根の形態に名けたるもの。『長白山江岡志略』に此名跨海牛尾菱角金蟾闌蝦雀頭單跨雙胎の名と共に出づ。

◎菱角 リョウカク

龍爪を見よ。

◎臨江參 リンコウシン 又臨江山參 リンコウサンシン

野蔘の中臨江長白一帶に産するもの。

外國語ノ部

◎*Aralia quinquefolia* PLANCH. ET DECNE (= *Panax quinquefolia*
L., *Aureliana canadensis* LAFIT.)

アメリカ人蔘の一學名。

牧野博士『植物分類研究』上

◎*Araria quinquefolia* PLANCH. ET DECNE. var *Ginseng* RECHL.
ET MAASK. (= *Panax Ginseng* C. A. MEY.)

人蔘の學名の一。

牧野博士『植物分類研究』上

◎*Panax coreense* MAKINO (MS.)

人蔘の一學名として牧野博士『植物分類研究』下に出づ。

◎*Panax Ginseng*, C.A.Mey. var *japonicum*, Makino.

竹節人蔘の學名。

牧野博士『日本植物圖鑑』

◎*Panax Schinseng* var. *Coreense*.

B. Seemann 氏は其著 *Revision of the Natural Order Hederaceae* (in *Journal of Botany*) に於て之を *Panax Ginseng* C. A. MEY. の異名とす。

牧野博士『植物分類研究』上

第二節 第七卷中に出たる參名に其解説を追加

遺補するもの及訂正するもの

五十音順

◎阿 勃 參 アボツシン

橄欖科の植物にして其の汁よりバーム・オヴ・ジレアツドと云ふ香脂を採る。アラブ語ペルシヤ語等には名詞の末にサムを附する者多し。或はアバフサムと云ふ本名を音譯したるものならんか。本項南方熊楠氏よりの教示による。

◎移 山 蓐 イサンシン

滿洲の稱。之に二別あり一は採參人が山より小蓐を採り來り復た山背坡處に移栽し七八年を経たる後採取するもの。二は栽培人參の幼根を山背坡處に移植し置き多年を経て採取するもの。共に稍や自然生に近し。

◎ウバダケニンシン 祖母嶽人參

豊後肥後・日向の三州國境上に聳へて九州第一の高峰と稱せらるゝ祖母嶽ウバダケの山巔に生ず。多年生にして高さ數寸乃至一尺許。葉は細裂し莖は疎に分枝し繖花に細花多く白質にして紫色を帶ぶ。本種未だ他に見ず其狀多少ツクシベリ (*Chidium longegradatum* Yabe.) に類せり。新學名を *Chidium ubadakensis* Makino. (nov. sp.) と命ず。新和名と共に同山を記念せり。明治四十四年八月二十四日其地點に採集せり。

牧野博士『植物分類研究』

◎家 蔘 カシン

此稱は今滿洲に於ても栽培人蔘に對し園蔘の名と共に通用せり。

◎蛭 斗 様 カヘルコデ

小野蘭山『廣參說』に……珠參苦くして微寒。形芡實の如し。是れ我邦の肆人呼んで蛭斗様となす者也。余諸州を巡り幽壑を探る常に見る節參を生ずるの地必ず多く珠參あり其味亦同じ。直根を産する山亦生ず……とあり。右藥肆人の斯く呼びしものはアメリカ人蔘の根塊狀を爲せるもの。蘭山の見し

と云ふは竹節人參の根塊狀を爲せるものなるべし。

◎吉 林 參

野參の中吉林樺甸寧古塔三姓一帶に産するもの營口等に於て取引する人參商人の間の通稱。

◎クサニンジン

第七卷竹葉人參の項を見よ。

◎熊 本 人 參 クマモトニンジン

文化頃の年代熊本藩に於て藩營として人參を阿蘇山下坂梨に栽培せしめ。之を製造し長崎に送り長崎會所の手を経て支那貿易品とせり。されど幕府より公然貿易の許可を得たるに非ざるを以て。長崎の商人が之れを他の會津出雲御種人參等に混入して賣りたる如し。此名は長崎貿易關係商人の古文書に出づ。

◎黒 參 コクシン

黒龍江省内に生ずる人蔘。『欽定戸部側例』中吉林參務事宜中に黒參の携帶を罰するの規定あり。又黒人の窩藏を罰するの規定あり。黒龍江産は品質良好ならず之を官參に混淆するを防ぐに出づ。

◎草 參 サウシン

産地は冲參と同じ其撫松近傍、西崗、東崗に産するものを撫松參、輯安及其近傍、新開河、右柱子に産するものを輯安參と名く。

◎シムラニンジン 志村人蔘

産地武州戸田原(志村の隣)の草原中に産することは従來人の知る所なりしが。利根河畔伊豫田村の近傍亦之を産す。

牧野博士『植物分類研究』

◎珠 參 ジュシン

第七卷中珠兒參の項を見よ。

◎珠 兒 參 ジュジシン

『滇南本草』には……珠子參 葉は舌形の如し、縁面紫紅背梗長し紫花を開く。縁根下果根を生ず粗皮を去て用ゆ……とあり。第七卷に所掲の圖と同一物ならん。

◎單 股 人 參 又單跨人參

滿洲山人蔘採の間に於て根の形狀により名けられたる名の中に單跨あり。

『長白山江岡志略』に出づ。

◎丹 參 タンシン

故藥學博士中尾萬三氏が赤色結晶の二種と紅柄色の赤褐色結晶の一を抽出し Tanshinon と命名したり。

◎トチハラニンジン 枳原人參

飲沼慾齋の『草木圖説』には始めトチハラニンジンと出て居りしを、明治八年に田中芳男小野職愨兩氏が新訂出版の時にトチバニンジンと改むとあり

牧野博士『植物隨筆集』

◎人蔘 三七 ニンジンサンシチ

現に——戰爭前——上海市場に於て集散せるものは田州産(廣西省西南方の百毛縣と雲南省に接近せる地方の野生)にして取引額多し。市場に於ては此を人蔘の一種視して取扱へり。乾上りは青黑色親指大なり。効用は跌打損傷の時煮煎して内服す。或は末として傷所に搽す。其植物の本體は『植物名實圖考』の圖にある(第七卷四四五頁)ものにして菊科の學名 *Gynura japonica* Makino と同一物ならむ。蓋此日本の植物は元支那よりの渡來品なれば也。

◎ミヅニンジン 水人蔘

圖(第七卷五四八頁)のみにて判斷すれば。羊齒類のミヅワラビ *Ceratopteris thalictroides*, Brongn. なんか……と朝比奈藥學博士より示教ありたり。多分然りと

推定す。本植物の形態等に就ては。

ミヅワラビ科 *Parkeriaceae* のミヅワラビ屬 *Ceratopteris Brongn* ミヅワラビ・ミヅニ
ンジン・ミヅバウフウ

一 生年軟質水草。 裡葉は單一或は二三回羽裂。 裂形は狹線狀。 實葉は稍同
形。 子嚢は單立。 裂片は下面に二列。 邊緣反捲して之を覆ふ。 環帶は完全。
斜行。 沼澤水田。 本州(中南部)九州・琉球・臺灣。

牧野根本『日本植物總覽』

◎洋 菱 ヤウシン

滿洲の近代に於ける名。 又大力菱とも謂ふ。 栽培人蔘の枝頭の大なるもの
を撰揀し鬚を去り外皮を刮去し籠屉に置き蒸熟し、取出し曝乾したるもの。 之
を園菱中の上品と爲す。 『撫松縣志』

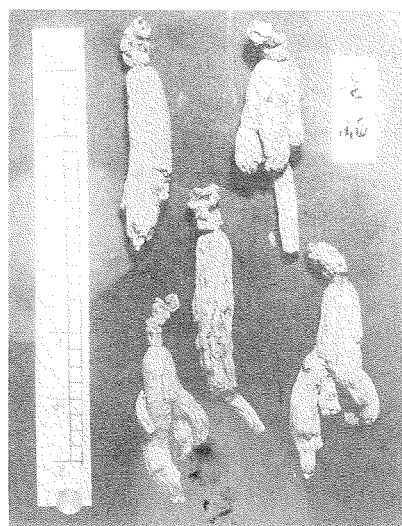
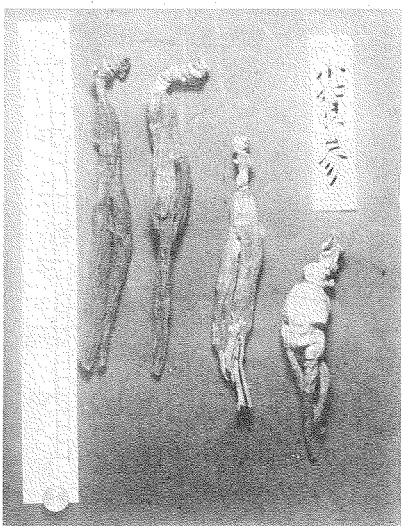
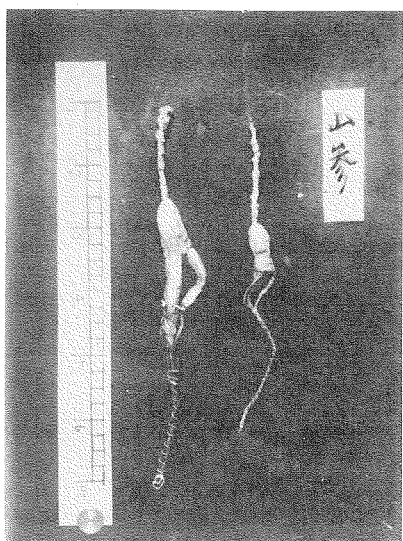
輒按するに此名稱は東洋參即日本製のものに模して製造し初めしより起り
し名ならん。

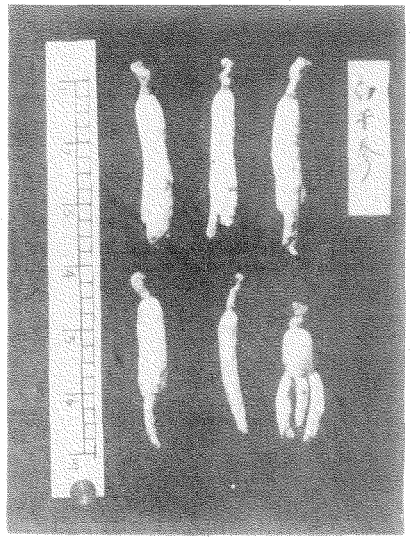
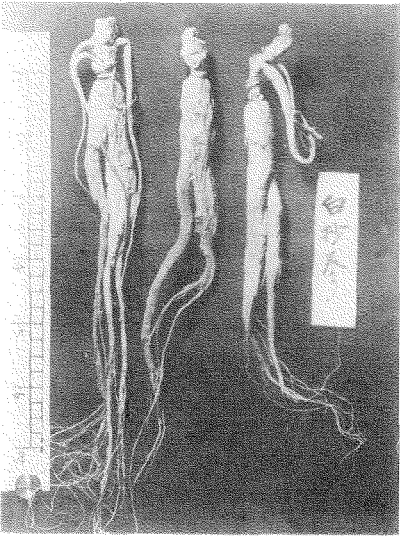
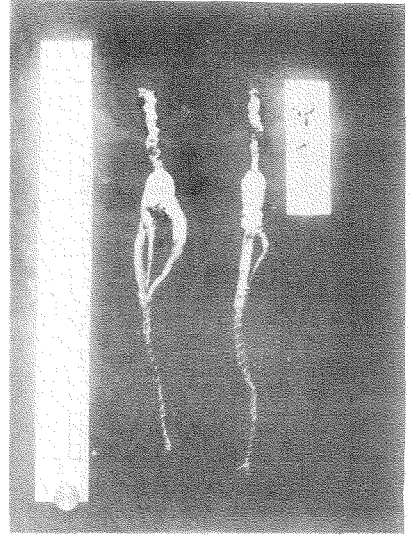
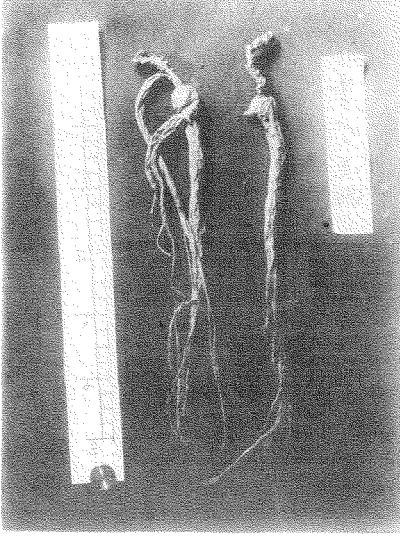
◎野

參 一名山參

(圖出ス)

滿洲の稱。營口・上海等の當業者にも通用す。此中吉林・樺甸・寧古塔・三姓一帯に産する者を吉林參と稱し。臨江・長白一帯に産するものを臨江參。敦化一帯に産するものを敦化參と稱す。以上何れも自然生のものなり。





第七章 トトキニンジン考

本章に於ては日本の植物名稱トトキ、或はトトギ、又トドキなる語が、朝鮮語にしてトトキ人參の名は此より出たることを考證すると共に、沙參なる藥草名が此トトキ人參其他と混同せられし誤謬を正さんとするものなり。

本件に付ては第七卷各其名稱の項に略説したれども茲に更に詳説せんとなす。

第一節 現在通用の朝鮮語たるトトク

今朝鮮に於て土名トトク(*To-tok*)と稱せる植物は、一に漢字名稱にて蔓蓼とも呼ばれ、北は咸鏡・平安兩道より南は濟州島に到るまで、全鮮産せざる處無く、特に咸興南道鐵道沿線三防洗浦邊に最多く産せらる。何れも野生にして、間ま栽培する者ありと雖も甚だ稀なり。

此植物は多年生蔓草、葉は四片接在、八九月頃暗紫色鐘形の花を開く、學名 *Complanulaceae* (桔梗科) の *Codonopsis* Wall. (ツナンニンジン屬) の *C. lanceolata*, *Benthham et Ho-*

Okra. にして、支那名羊乳根、日本名トトキ又はトトキニンジン、ツルニンジン等の名稱を以て呼ばるゝものなり。而して、此植物には多少形態を異にせる二三の品種朝鮮にも存すれど、何れもトトキ、蔓蔘等同一名稱を以て呼ばる。

トトキ一に참토덕(Chan-to-tok)とも稱せらる、참は眞の意、眞字は참말(眞の言)にして참 기름眞油、참떡眞墨等の用字例の如し、即ち眞のトトクの意味なり。

今朝鮮に於ては、之を食用に供し、又民間藥用にも使用せり。食用とするには、其根を掘取り表皮を削り去り、(1)之を茹でトウガラシミソを付けて食ふ、(2)醬に浸し置き二三箇月の後に食ふ、(3)之を茹で、叩きひしぎ一定の長さに揃へ串にさし、油にていため、酢醬油等に調味して食ふ、(4)味噌漬と爲し置き食ふ等々なり。又生にて嚙ることも行はる、内地に出稼せる朝鮮勞働者が、山野にて此植物を見付けたる時は直に掘採りて生にて嚙る由傳聞せり。

トトキの食用調理法は大體桔梗根の食用調理法に相似たりと雖も、唯桔梗と異なる點は、漬物の中に交へ入れざること、正果と稱する蜜漬、砂糖漬と爲さざること、及び其食用が桔梗程に普遍的ならざる點にあり。

砂蔘、薺苳の根も亦トトキと同じく生にて嚙ること行はるれども、此二者は桔梗

岩崎灌園本草圖譜羊乳根の圖



學名 *Codonopsis lanceolata*. Benth. et Hook.
朝鮮名 同 曰
芝那名 羊乳根
日本名 ツルニンジン (トトキニンジンとも稱せらる)

曰曰の如くに食用には使用せざるを差異とす。

京城東大門市場に於ては曰曰根を把ね食用品として賣買せり。

之を藥用とするには其根を剝みて煎服し、或は此根の多量を採つて釜に入れ、長く煎じて囊に入れ、絞りて渣滓を去り、更に又煎じつめて一種エキス様のものとして造り貯へ置き、必要ある毎に湯水に溶して服用す。其用途對症は、強壯劑、又は婦人の産前産後諸病、竝に子宮病等腰部邊の病症、男子の痲病、辜丸炎、疝氣等、腰部附近の病症に用ひらる。

此根は支那に輸出され、先方に於て黨參と名稱を更へて賣買せられつゝあり、又近年大阪の漢藥市場にも多量に送付せられ取引さる。

〔附記〕

(1) 朝鮮語名詞は、其下に付く助詞の別により、其名詞の語尾變化す、例之、サラム(人)がサラミとなる如し。故にトトクも亦トトキと變ずる場合あり。

(2) 朝鮮總督府編「朝鮮語辭典」に……蔓蔘、만근 蔘蔘소근の根……とあるは、認也。朝鮮に於てはソバナを蔓蔘とは稱せず、又曰曰の名を蔘蔘には充て用ひたる例あるも誤也。

第二節 朝鮮古典の記載 トトク

(1) 「郷藥集成方」の記載

郷名
加德

沙參

味苦、微寒、無毒、主血積、驚氣、除寒熱、補中、益肺氣、療胃痺、心腹痛、結熱、邪氣、頭痛、皮間邪熱、安五臟、補中、久服、利人、一名知母、一名苦心、一名志取、一名唐鬚、一名白參、一名識美、一名文希、生川谷、二月八日採根、曝乾、反藜蘆。

右の——は『神農本草經』の記載、——は『名醫別錄』の記載、。。は名醫別錄記載の省約、即ち生河内川谷、冤句、般湯、續山、二月八日採根、曝乾、惡防己、反藜蘆の文を略せしものなり。

此書は世宗十五年壬命により、俞孝迪、盧重禮、朴允德等が撰したるものにて、國初に權仲和等が採輯せし「郷藥簡易方」を更に増補大成したるものなれば、欄外頭書の郷名加德とあるは何時の記入なるかは不明なれど、集成方印刷の體裁より推考すれば、後に加へられたるが如し。而して此加德はトトクの訛なるべく、また此蔓草羊乳根を誤つて沙參に充てられしを知る。

(2) 「東醫寶鑑」の記載 許 浚著 光海君五年版行

沙參 曰曰 性微寒、味苦、無毒、補中益肺、氣治疝氣、下墜、排膿、消腫、毒宣、五臟風氣
○處々皆有、生山中、葉似枸杞、根白實者佳、採苗及根、作菜茹食之草本 ○二月八日採

根暴乾草本……

韜曰く、右の文中……草本……とあるは、本書卷の一内景編の部、歴代醫方の項に、其

引用書目を列記しある中に……本草神農氏所作……とあるに據り、此の「本草」即ち

『神經本草經』を指せること明白なり。然るに之れを『經史證類大成本草』及

『本草綱目』引用の神農本草經の文と對照するに少しも符合せず、全文殆んど支

離滅裂なり、即ち。

——の文は『神農本草經』……沙參、味苦、微寒、無毒、主血積、驚風、除寒、熱、補中、益肺

氣……の拔記であり(僅かに性の一字を加ふ)。

——の文は『藥性本草』……去皮肌、浮風、疝氣、下墜、治常欲眠、養肝氣、宣五臟風氣

と『日華子本草』の……補虛止驚、煩益心肺、竝一切惡瘡、疥癬、及身痒、排膿、消腫、毒

の拔萃の寄せ合せであり。

……の文は『名醫別錄』……生河内川谷及兔旬、般湯、續山、二月八日採根、曝乾の

摘録であり。

○○○の文は名醫別錄陶弘景注の……今出近道叢生葉似枸杞根白實者佳……の轉載であり。

△△△の文は支那各本草書中沙參の部の何れにも記載無し。

甚しく杜撰なる記載と謂はざるべからず、知るべし、著者は支那本草書を所々抜取りてツギハギしそれに△△△の文丈は著者の筆を以て朝鮮の事實を加へたるものなるを。又支那本草書に出でたる沙參が如何なる植物なるかを深く詮索せずに、それを朝鮮のトトキと信じて疑はず、記載したるを。其結果、葉の枸杞に似たる根の白きトトキが出来上り、又沙參を菜に作り茹で食ふと云ふ如き不合理の支吾を生じたるなり。

されど此記事により、朝鮮宣祖王の時代に於てもトトキと稱せし植物の *Codonopsis lanceolata* なりしことを知り、又支那名沙參に此植物を誤り充てたりしことをも推定せられ得たり。

(3) 「正言覺非」の記載 丁若鏞著 純祖時代

山菜以爲沙參、雜草以爲黃連、可乎、山菜方言曰多德多音、蔓生、根可茹、本草所載山

蔘疑是此物、董越朝鮮賦云、松膚之餅、山蔘之饅、自注云、山蔘非入藥者、其長如指狀、如蘿菔、遼人謂之山蘿菔、此物膚理極疎、和米粉油煎爲環餅、俗稱山蒸、多德星翁云沙參狀如玉筋肌理如人蔘、而差細、差長爲少異也、人蔘之代用沙參、旣云苟且沙參之代用、多德不亦孟浪、余昔買沙參於ベキシ燕市、與俗所云沙參、比而視之、果鼠璞也……云云。

輒曰く、右文章、星翁の記と、丁若鏞の説と、朝鮮賦との章句の境界甚だ明瞭ならず、依之、右引用の「星湖僂説」の全文を左に掲ぐ。


山蔘、董越朝鮮賦「松膚之餅、山蔘之饅、自註、山蔘非入藥者、其長如指狀、如蘿菔、遼人謂之山蘿菔、亦取和秬米搗之煎爲餅餌」此物膚理極疎、和米粉油煎爲環餅、俗稱山蒸、今人尙有此制、必是此物也。

輒按ずるに、今傳はれる「星湖僂説」には「正言覺非」に引用せる文の多。徳の二字無し、現今に於て山蒸多徳なる言葉も無く、又曰曰を餅に入れ造る風俗は全鮮何れの地にも存せず、多分著者の誤認ならんか。

又曰く、丁若鏞が曰曰を沙參に充つることの正しからざるを説けるは、發明と謂ふべし。而して山菜方言多徳とあれど、山菜は曰曰の漢字名稱には非ず、山菜

なる名は山野に自生する食用に供する草木類の總稱なり、朝鮮に於ては昔より周期的に飢饉に見舞はれたる爲か、一般に野生植物の葉及根を食ふ風習あり、其種類數百を算し、現在蔬菜の栽培盛んなる時に於ても猶、野草の根葉を商品として市場に賣買せるは、一種の傳統的嗜好の失せざるに由るにや、特に金剛山釋王寺智異山等山僧の作る山菜の調理は、一種の風味捨つべからざるものあり。

丁若鏞はまた『朝鮮賦』の山蔘の糕とあるを……本草載する所の山蔘疑是此物……といへど、支那本草書中、人蔘以外の植物に山蔘なる名稱を充てしものなし、是も誤なるべし。而して此山蔘をトクに充て推量せることも亦謬なるべし、右山蔘とあるは「莊陵誌」に「端宗復位の前の祭祀に……山蔘之餅致祭……とあるも……のと同じのものにして」「五洲衍文長箋散稿に……山野荒政辨證說……蘿藦其根早朝煨熟食之、不飢不寒、又熟食亦可耐飢、北關明川府七寶山、遍山自生、蘿藦、山僧採貯、糞食爲糧、救荒とあるものにして、全羅南道同福にも蘿藦山なる名稱の山あり、多分此植物に因むものならん。其植物は朝鮮各地及び滿洲にも自生する、學名マツムシサウ科(Dipsacaceae)のScabiosa Fischeri, D. C. テウセンマツムシサウなるべく、之れを糕(フカシ)に作ること、今行はれざれども、近代本物のダイコンの栽培盛となり

由る 其昔の遺風にや、今ウルチの米の粉を  如此陶器のハチに入れ、夫れに大根のすりたるものを混ぜて鐵釜内に入れ蒸かして餅を作ること、秋期又正月に於て全鮮各地に於て行はれ居れり。

岐談休題、さて本書の記載により純祖の時代に於ても曰曰を沙參とせしことを認め得べし。

(4) 「増補山林經濟」の記載 朴世堂輯 徐有渠補

治圃の部に、

沙參、二月移種、經數年、根大、作菜、作脯、作醬、竝佳也、久食利人、又治病……。

輒曰く、此書は治圃は如此にすべしと教へたる書也、即ち沙參を栽培したる實況を記したるに非ず、之を栽培すべしと教へたるもの也。菜はヒタシモノ、脯は一旦茹でて後乾したるもの、醬は醬油漬なり、久食利人は『名醫別錄』沙參の部、久服利人とあるを朝鮮に於ては食用とする故に服を食と替へたるものならん。此記載によれば、今より百年前に於ても沙參を曰曰と認めたること明かなり。

(5) 「五洲衍文長箋散稿」の記載 李圭景著

産後鷄麩辨證說、今産後之百病取薺芎 俗名薑多貴 或稱蔓蔘 生者與陳雌鷄同煎、成膏取汁、

溫服而甦……。

韌曰く、此藿の字、爾雅の藿藿とある藿なるか又藿の字の誤なるかは判然せずと雖も、恐らく後者なるべし。又トトのエキスを産前産後に服用すること曩に述べたる如し。朝鮮に於て或る藥材を鷄と同煎じて其汁を服することは、人蔘、鹿茸其他にも行はるゝ所なり、本項の如き方法も間々用ひられしことあるべし。されど普遍的に行はれ居るものに非ず。また著者が藿(實は藿)の字を野生植物の意味に使用せるは、蓋し『漢書』『淮南子』等に藿の文字あり、野生植物の葉を食ふ粗食の意味に使用せらるゝものなれば、これに據りしものならんも適當の用字には非ずとすべし。

其藿とあるは、學名桔梗科(Campanulaceae)の *Adenophora remiflora*, Miquel. 日本名ソバナ、漢名藿藿に非ずしてトトなることは、其蔓蔘とあるにより明白なり。ソバナは鮮語にて今모시말(Moshi-tal)又찬말(Chan-tal)と稱す。されど此二名は確定して全鮮に通用するものに非ず。

「鄉藥集成方」には、藿藿委奴只(Jinky)、「東醫寶鑑」には藿藿계로기(Kerold)とあれど、これは何の植物を指したるか不明にして、又現在右二つの名稱ある植物無

し。本書、俗名蓋多貴とあるは、*삼* *되* *되* の借音にして、恐らく多と貴との間にトの音字を脱せるものなるべし。(長箋散稿は寫本として傳はり、京城大學に一冊を藏す、此書誤字脱字甚だ多し。)

免も角、此記載により、蔓蔘即ちトトキなること、憲宗時代に於ても今日と同一なることを知らる。

以上典籍の記載により、今より五百數十年前以前學名 *Codonopsis lanceolata* 日本學名ツルニンジンに對し、*되* *되* なる朝鮮土名ありしこと、此名稱は他の植物には用ひられざりしこと、それを支那名の沙蔘に誤り充てしこと等を明かに證據立て得べく、猶此名稱は遡つて一層古き言葉なることをも推考し得べし。

第三節 日本の古典に出でたるトトキの名

(I) 『新撰字鏡』僧昌住撰

日本の古典にトトキなる名詞の出でたるは『新撰字鏡』に……桔梗、岡止々支……とあるを最初のものとすべし、本書は寛正十四年に初稿成り、昌泰年中増

補せしもの、漢字に和訓義を施したるものなり。

竊按ずるに、既に岡と云ふ冠辭あるトトキなる植物名ありとせば、他に冠辭なき只のトトキなる植物ありしことをも推定すべく、また此書は、漢字名に和訓を宛てはむるを目的として編纂せられしものなれば、其當時著者が、漢字に無しと認識したる日本の植物は収録せられざりしことも當然にして、其本書に收められざりしトトキが(存在を假定して)が何者なりしかは今日より推定すること難きも、想像せば桔梗に似たるものとするも、不當ならざるに似たり。果して然りとせば……今朝鮮に於てトトキと稱するものと同一物なりしならん……と推測せられざるに非ず。

(2) 『本草和名』 深根輔仁撰

本書は延喜十八年勅を奉じて撰進したるものにして、支那の本草書中の藥名を日本所産のものに引充て或は譯名したるものなり、本書には

桔梗、一名薺、乃禮反、一名利如、一名房圖、一名白藥、一名便草、葉名隱忍、一名苻蘆、一

名房莖、一名盧茹、巴上三名、出釋藥性、和名阿利乃比布岐、一名乎加止々岐。

とあり、又別項に

千歲藟汁 蘇敬注云有得千歲者莖大如椀椀 一名藟蕪 一名夔藟藤汁 和名阿末都良 一名止々岐とあり。


桔梗を和名オカトトキと稱したるは、新撰字鏡の説と同じくして疑無し、一名薺薈としたるは『神農本草經』に桔梗一名薺薈とあるに據りたるものなるべし。

千歲藟汁に至つては甚だ不明瞭にして説明に厄介なる植物なり、『名醫別錄』には千歲藟の名を以て記され汁の字無し、一名藟蕪も亦別錄の記載なり、同書に……千歲藟生太山谷……陶弘景の註……藤生如蒲萄葉似鬼桃蔓延木上、汁白、今俗人方藥都不識用、仙經數處須之……とあり。

一名夔藟藤汁とあるは、蘇敬の『新修本草』(今亡)に出でたるものなるべきは『本草綱目』の陳藏器の『本草拾遺』引用文に蘇恭、敬、恭と同一人、謂爲夔藟深となす、是妄言とあるにより推せらる。又同書引用に蔓似葛葉下白、其子赤、條中有白汁、陸璣草木疏云、一名芭瓜、連蔓而生、蔓白子赤可食……云々とあり。

寇宗奭の『本草衍義』によれば……唐開元末、訪隱民姜撫、已幾百歲、召至集賢院、言服常春藤使白髮還鬢、則長生可致、藤生太湖終南、往々有之、帝遣使多取、以賜老

臣、詔天下使自求之、擢撫銀青光祿大夫、號冲和先生、又言終南山有旱藕、餌之延年、狀類葛粉、帝取之、作湯餅、賜大臣、右驍騎將軍甘守誠曰、常春者千歲藥也、旱藕者杜蒙也、方家久不用、撫易名以神之、民間以酒漬、藤飲者多暴死、乃止、撫內慙、請求藥、牢山遂逃去、今書之以備世疑。……とあり。

蘇敬の『圖經本草』には……處々有之、藤生蔓延木上、葉如蒲萄而小、四月摘其莖、汁白而味甘……云々とあり、『紹興本草』兗州千歲藥の圖あり、葉形  の如き蔓草を描けり。(此葉トトクの小形の者に類す。)

李時珍の『本草綱目』には之れを果の部に入れ、山葡萄の如き圖を出せり。

『大倭本草』には夔^{イヌ}菓^{エビ} 京にてイヌエビと云ふ、西土にてガラミと云ふ。葡萄の和名をエビと云ふ、此草蔓も葉もよく葡萄に似たる故イヌエビと云ふ、野葡萄なり……とあり。即學名の *Vitis Thumbergii* Sieb に當る。

韞按ずるに、元來此植物は神仙方家の使用したるものなれば、其エタイの判らざることも當然にして、梁以來明代まで本草書の記載區々に涉れる無理ならずとすべし。而して『本草和名』の記載は其以前唐より日本に渡りし、蘇敬の『新修本草』の記載によりしものなるべし、前に述べたる夔^{イヌ}菓^{エビ}深とあるは津と同義

なるべく日本に渡りし新修本草には蓋し千歲藥汁。又藥汁とありしなるべし。畢竟深津汁同義にして其字を異にせしものありしに由るものなるべし。

アマヅラは、甘カヅラ又甘ヅルの意味なるべく『新撰字鏡』には蒨藤類、甘豆良とあり『和名抄』に千歲藥阿末豆良俗用甘葛とある其甘葛は延喜式に甘葛煎とあるものに相當するものなるべく、即ち學名ブドウ科 (Vitaceae) ブドウ屬 (Vitis L.) の *V. sanchalifera* アマヅルなるべしと推定せらるゝも『本草和名』の阿末都良一名トトキとあるは、此植物を指したりとは認め難し。何となれば、甘カヅラなる名稱の植物は一種ならざりしを推定し得ればなり。

〔附記〕今朝鮮に於て數百年を経たるトトクは、根に凹處を生じ其中に溜れる水は何物にも優る神効ありとの俗傳あり。

(3) 『類聚名義抄』菅原是善著

苜蓿 フカトトキ、上トトキ、下トトキ。

本書は仁治二年の著作、漢字に訓を施したるものにて、一の漢字書とも云ふべきものなり。此名稱『本草和名』には桔梗の別名とし『釋藥性』を引用して記載せり。此苜蓿なる二字名の植物支那の古典に見當らず。

荷は『爾雅』に……荷鬼目とあり、郭璞の注に……今江東有鬼目、草莖似葛葉、圓而毛子如耳瑤也、赤色叢生……とあり、『篇海』には……荷藥草……とあり。『會玉篇』には荷にノウゼンカヅラと假名を付せり。

蘆は『淮南子』倣真訓に……荏蘆炫煌……とあり。

以上皆何の植物なるかは不明、荷蘆は蓋し『本草和名』の記載によりたるものか。

(4) 『本草和名傳抄』

赭魁 トトキ又イノトトキ

赭魁なる名は『神農本草經』竝に『名醫別錄』に出づ。別錄の記載は……生山谷中二月采……陶弘景の注に……狀如小芋、肉白皮黃、近道亦有……蘇敬の『新修本草』には……赭魁大者如斗小者如升、蔓生草木上、葉似蘿摩根、茗菝藟……云々とあり、『本草綱目』には……閩人用之染青……云々とあり、赭魁に充てられたる、トトキ、又イノトトキ何の植物なるかは不明なり。

右イノトトキは、犬トトキなるべく、類似のもの、下等なるものに充つるの用字例たる、犬蓼、犬蕨、犬豆等の意味と同一なるべし。

鞞按ずるに前數項の記載により、西紀九百年頃即ち今より一千年以前の昔の日本に於て、朝鮮語なるトトキを充てたる數種の植物ありしを知り得べし。而して其桔梗と稱したるものが、今日の桔梗なるか、或は又類似の植物を包含せる名稱なるかは猶攷究の餘地あり、又千歲藥、苻蘆、赭魁等の支那藥草名に充てられし日本植物は何れも適當の對照名稱とは言ひ難く誤り當てしものなること勿論なり。またそれ等に對照附會せしめし日本植物の如何なるものなりしかは、亦甚不明なれど、何れも蔓草類に充てられしことは大に注意すべき點なりとす。以上トトキなる名稱が古く朝鮮より傳はり、夫れが分岐して種々の植物に充て用ひられしことを知るには、屈竟の資料たりとすべし。

第四節 徳川時代の本草書に出でたるトトキ

(I) 『大和本章』 貝原益軒著

沙參……日本にてトトキ人蔘と云ふ物沙參なり、葉は杏葉に似て莖は桔梗の如し、根には桔梗の如くなる心なし、輕淡なり、春苗を生ず、秋多く小花を開く、淡碧

色なり……。

(2) 『本草綱目啓蒙』 小野蘭山著

沙參 ツリガネサウ、ツリガネニンジン、トトキニンジン、トトキニンジン 加徳本郷藥

又同書に……對州 トトキニンジン 沙參と同名 ツルニンジンの事。

(3) 『本草正謔』 鎌井正壽著

沙參 ツリガネニンジン、ツリガネサウ、唐沙參は杏葉沙參也、和名同名多し、ツ

リガネニンジン、トトキニンジン 同名あり

(4) 『本草正謔』 松平秀雲著

沙參 俗名ツリガネ草、江州伊吹の邊にてトトキ人蔘と云ふ。

(5) 『廣參品』 熊谷之欽著

ツリガネニンジン、花形を以て名く、一名トトキニンジン即ち沙參。

(6) 『人參譜』 服部範忠著

登々岐人蔘即ち沙參也、按ずるに其功人蔘に亞ぐ、人蔘の弟ツトと謂ふべし、故に和名轉言し、登々岐人蔘と謂ふ。

輒曰く、此説は、トトキなる名稱の古昔より存在せしことを知らざるに出でし

附會の妄説也。

(7) 『庶物類纂』 稻生若水著

本書丹羽貞機増補記事に……沙參、禿々絃人參とあり……此絃字はキの借音ツルに會意したるものにて、羊乳根を指したるものと見るべし。

(8) 『神農本草經攷註』 森立之著

沙參の條に……立之按するに本草和名云、唐、醫心方同今止々岐仁牟志无と呼者是也、「登々木は乳木之義」、蓋古へ沙參を審にせず止々岐仁牟志无と爲す、故に只唐と云ふ却つて止々岐仁无志无を以て桔梗に充て即ち阿利乃比布岐と訓ず、畢竟桔梗沙參其類異物と爲す也……

韋曰く「本草和名」「醫心方」共に藥名の下に唐とあるものは、當時日本に産せずと爲したるものなり、森立之の意見として折れば白汁出づるが故にトトキを乳木チチキの義と爲すは附會説也。

(9) 『古今要覽』 屋代弘賢著

桔梗の條に……按するに、トトキはもと沙參の韓名にて東醫實鑑にいでたる以外の字なりといへり、此種多く岡原上に生じてその狀頗ぶる沙參の如し、故に

岡トトキと名く……とあり。輒曰く、此説稍正しとすべし。書中の諺文は字畫誤也

以上徳川時代の植物書本草書等に記載せられたるトトキなる名稱は皆悉く桔梗科の植物下に記す四種の者に限り、其何れかの一、若くは二、三に充てられたり。

(イ) *Codonopsis lanceolata*, Benth. 羊乳根 朝鮮語曰曰

(ロ) *Adenopora remotiflora*, Miq. 薺芎

(ハ) *Adenopora verticillata*, Fich. 沙參

(ニ) *Adenopora Sicta*, Miq. 杏葉沙參

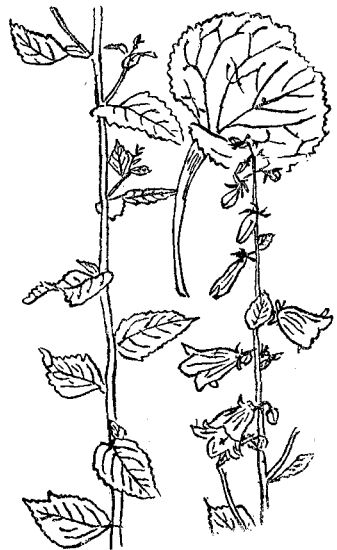
畢竟するに其形態特に花形根形の相類似せるにより混同せられ、又同名異種なりとせられしに基因するものならん、又支那藥名沙參も亦右四種に混同して用ひ充てられたり。されど、徳川後期に至つては、本草植物の學大に進歩し、岩崎灌園の『本草圖説』に至り、明かに右四者を區別し、次で飯沼慾齋の『草木圖説』に至つて更に植物學的に判然と區別記載せられたり。詳しくは圖に就て見るべし。

徳川時代トトキ人蔘と稱せられたる四種の植物の内三種
 (増訂草木圖譜の圖による。一種は前に出づ。)



學名 *Adenophora remotiflora*, Miq.
 漢名 藜危
 日本名 ソバナ

根葉丸し



學名 *Adenophora strica*, Miq.
 漢名 杏葉沙參
 日本名 マルバノシヤジン



根葉丸し

學名 *Adenophora verticillata*, Fich.
 漢名 沙參
 日本名 トトキニンジン

其トトキ人參なる名稱に付ては、按ずるに、徳川中期以後に於て醫藥思想大衆に普及し、元明の醫書相次で入り其處方に於て人參を使用せるもの多く、之れを神効ある起死回生の良藥なりとし、最早人參は必要缺くべからざる者となりしも割合に輸入の量少く、且價貴く到底一般の需用を充す能はざるより、其代用品補缺品として種々の人參擬似品、何時の間にか(稻生若水松岡玄達時代の後)誰命名すると無く相踵いで出現せり。例之白山人參、牡丹人參、燈臺人參、草人參、清正人參等々の如し。トトキニンジンも其中の一にして、在來の古名トトキに、此時に於てニンジンを附加したるものなること明かなり。

第五節 攷說要項

前數章の記述より、歸納又演繹して更に推攷せば、

- (一) トトキは古き朝鮮語にして、古代既に日本に傳はり、使用語となりしこと。
- (二) 朝鮮に於ては、今、前章(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の植物の(イ)のみに限りトトクの名を用ひ、(ロ)(ハ)(ニ)及び其他の植物にはトトキの名を用ふること一切無き點より考へて、古代も亦同様たるべく、日本に此名を傳へし時代必ず(イ)を指し、日本に於

ても初め(イ)のみにトトキと稱したること。

(三) 對馬に於て(イ)にトトキの名あること、其朝鮮語傳來の徑路を示せるものなること。

(四) 蔬菜の少き古代には此植物食用とせられ、其食用を朝鮮より傳へしが故に、其名日本に残りしと推測すべきこと。

(五) 日本に於ては此トトキの名後に至り、犬トトキ、岡トトキ等分岐したること、又類似植物に混同し使用せられしこと。

(六) 『新撰字鏡』には、(イ)に相當する植物の漢名無しとして掲げられず、唯支名たるヲカトトキのみの桔梗を掲げしこと、『本草和名』も同様なるも、他のトトキに充てし蘘草の漢名何れも充て誤りなること、其日本植物の本體は(イ)又は其類似品なりしと推定すべきこと。

(七) 徳川期に入り本草學發達して、學者が詮索の結果古代より傳へられて各地方に残りし土名のトトキ世に出でたること、而して之に人蔘を附加してトトキニンジンとしても用ひられしこと。

〔參考附記〕

第八章 印度と人參

本章に於ては、印度に人參 *Panax ginseng* ありと考へて、此を記せる古典の記載の誤謬なることを明にして此を正さんとするものなり。

此の最初の誤を記したるは支那の大藏經唐譯にして即ち（金毘羅童子威德經）の中に

……爾時會中有一菩薩。名藥王。從座立而合掌恭敬。白佛言如來（中略）又法若欲求種巧者。當取板梨草三兩。此云人參是也又搗和藥。服之數滿七日。有百萬巧神。來行人所。敎示種種之法。隨意恣用……。

此の誤は日本の『香藥抄』にも傳へられて左の如く記せり。

藥部

人參 梵云板梨草。此云人參。出金毗羅童子經。和名云加乃介久佐。一名久末乃以。

『香藥抄』は香藥に關する植物を列擧して註したるもの。其書名は元と無かりしものを後人の付名したるものなり。著述者及著述年代不明なれど、其中に

圖經本草及證類本草を引用せることより考へて、宋の右等の著書日本に入りし後の著作たること明也。本書は『續群書類從』中に收めらる。

右極。梨。草。とある即支那字に譯したる印度植物の根基は如何なるものか。是を現在に於ける印度學の權威京都大谷大學講師泉芳璟師に高教を乞ひしに左の如く示垂ありたり。

金毗羅童子經の極梨草は *garjara*. 又は *garjart.* の *ja* を略したるものにして、*garjara*. は支那の人蔘に相當るべき梵語にして最も古きものかと思ふ。其他辭典の上には *Piteekanala. ikhāmūla. Svādumūla. hindamūla.* 等を擧げあるも此等は後に造語せしもの、如く想はる。

經文中の人蔘の原語に當るものは果して孰れなるや不明なれど。枳椇羯尼又は擬哩羯羅拏(拏は下に付けず上につくる方可)とあるものらしく、果して然らば *girikarni* 又 *girikarna.* なるべく意譯すれば「山耳」なり。*girikarna.* の名を以て呼ぶ印度植物は若干あるやと思ふ。此語を人蔘に充て譯したるはあり得べしと思ふ。

右により極。梨。は梵語ギリの音譯借字にして人蔘に非ざること明白なり。例

之日本へ英語の初めて入りし時、ペンを筆・インキを墨と譯したる如く、極梨草は印度の最高名藥とせしこと恰も支那に於て人參を尊重せしと同一事情で在りしものにして。其原基が今日植物學上の何たるかは不明なりとするも。バナツクスギンセングに非ざることは明白なり。他の一面より考ふるも、印度の如き熱帶地方には到底人參は發生し得べからざればなり。

次に印度に人參ありとせるは『藥經大素』引用の記載なり。本書は藥名百餘種の目錄を掲げ、其の効能用法等を敍説せるものにして、著者和氣廣世は桓武天皇時代の人、清麿の子、典藥頭に任じ大學にて醫藥の學を講ず。實に醫官和氣家の鼻祖たり。本書原本寫本二卷之を『續群書類從』中に收む。其記述左の如し。

五 藥 事

瞿醯經中云。「謂僧祇。^一 毘夜。^二 乞羅二合。^三 提婆。^四 娑訶提婆。 枳唎羯尼。^五 餘言一切藥者應知五藥」云々。梵語可考之。

法家軌云。五藥。赤箭・人參・伏零・石菖蒲・天門冬。

建立護摩次第云。^{通照金剛撰}五藥・赤箭・人參・伏苓・石菖蒲・天門冬。又用。甘草・牛黃等。

又紅雪。此雪云々。

建立護摩私記云。次五靈藥者、謂存梵音、婆賀婆羅婆賀彌羅、建吒迦利擬哩羯羅、拏勿哩賀底。若存漢語者。謂赤箭、天門冬、人蔘、伏苓……下略。

著者和氣廣世は……梵語之を考すべし……として人蔘を印度にありとは妄斷せず。

右積。皁。羯。は前記 *Satyra* なるべく。又擬哩羯羅も同一物なること明かなり。

右引用記載の中五藥の一を人蔘に充てあるもの、誤なること、其誤を來したる緣由は前に記せる如し。

康の義淨の『三藏印度記』に……神州の上藥人蔘、茯苓、當歸、遠志、烏頭、附子、麻黃、細卒は印度に無し……とあるを正しき斷定なりとすべし。

尙ほ此五藥と云ふ事に付て考ふるに、支那に於て五行を病理、醫理、藥理に附會せしこと甚多きも、特に五藥として五種の藥劑を最上のものとして規範し定めたること無し。此五藥と謂ふことは印度のものなること明かなり。本件に就て泉芳璟師の垂示左の如し。

慧琳音義第三十六(大正藏經第五四五六上段)。擲。四耶。宜。怛。囉。經の下

○支那中國唐ノコト。

○第五卷八一頁参照。

五藥 經文不明闕。今依金剛頂瑜伽說。五藥梵名。1 沙賀抄囉。並西國藥此國無。即娑賀彌婆。3 建吨迦哩。4 俛哩羯囉拏。5 勿哩荅賀底。 以此土所出靈藥替之 1 伏苓。 2 朱砂。 3 雄黃。 4 人參。 5 赤箭。 各置一瓶子中埋之也。

- ぐnyā. 1 ぐ Sahacāra. 2 ぐ Sahadeva. 3 ぐ Kantharā. 4 ぐ girikarni.
- 即人參に充てしもの。 5 ぐ Bhrdahasti.

毘・呬耶經中卷(大正藏第一八・七六八下段)

其諸穢根不應供養。其穢根者謂輸羅拏根、羅蔔根、迦闕乾陀根。如是等穢根不應供養。

• 點のもの garjaka Kanda-ntla 即ち人參と充てしものに似たり。又金剛頂瑜伽と云ふも何經を意味するか不明。

蘇悉地羯囉經中卷(別本一)(大正藏第一八卷・六五一下段)に左の文あり。

五藥謂 乾託迦哩藥。¹ 勿哩訶底藥。² 沙訶藥。³ 娑訶提婆藥。⁴ 稅多擬里疔里迦藥。⁵

とあり。梵名の正意は詳かならざるも藥名は略ぼ似たる様存せられ候。

- 1 ぐ Kanthakā. 2 ぐ Bhrdahasti.
- 3 ぐ Saṅha (cāra). 4 ぐ Sahadeva.

ig ˘ jatagivikr (ta) ka.

右泉師の文により印度の五藥に事實其品の相違せる支那の藥を充てはめたること更に一層判明せり。

此五藥を應用したることに付ては。

『立安國正論』中に左の記事あり。

或因秘密眞言教麗五瓶水

是れは眞言の修法にして、灌頂壇の四方と中央とに五の瓶を置き。五の瓶の中に金と銀と眞珠と瑠璃と水晶の五色の寶を入置きて。扱稻米と大豆と小豆と小麥と大麥の五穀。又五藥として人蔘と茯苓と赤箭と石昌蒲と天門冬の五藥を瓶に入れ。清淨の水を入れて右の二に眞言の文を唱へて加持を爲し……云々。

右の修法が果して實際に行はれたるかは疑問とすべし。

前田利保『本草通串』には

因陀羅訶塞多

梵語『本草穿要』岩崎灌園著

として記さる右本草穿要の記載は何書よりの引用かは不明也。

『香藥抄』摩訶陀軫師供奉訶梨勒方に……訶梨勒者元非大地草藥也。上至有頂天。名因陀羅。其天於於諸天命最長。此天服餌飲藥。入腹盈滿唾涎口多吻流落者地。因而生訶梨勒。其藥忽有七名。一名毗誓耶、二名底移、三名廬纈尼、四名鉢夜婆、五名菴末多、六名蔣表知、七名訶梨勒耶。忽名訶梨勒……。

梵語雜集云。舊云、訶梨勒、此有三名。一者訶梨勒。又云賀利怛繫。二阿風摩略迦亦云阿无邏。卽舊云菴摩羅訛云、得迦似阿无邏而大也、又云、尾吠怛迦。文。

……。

とあり此訶梨勒一に訶黎勒に作る。此植物は『中國醫學辭典』に……喬木にして支那南方諸省に産し樹は木槌に似て白花を開き實は梔子に似て色青黄皮肉相著く。新秋の時熟す。上に凹紋六行有る者を以て佳と爲す。葉と實核と皆病を療すべし……とあるものにして此藥劑を使用せる處方は『濟世方』『金匱要略方』『大平聖惠方』『證治準繩方』等々に出づ猶詳しきは第七卷二三—二四頁を見るべし。

此植物唐代に拂菻國(東羅馬)又は波斯より西域を経て輸入せられしものなるべく人參とは全く別物たること明白なり。

木村孔恭の『葦葭堂人參錄』には

阿伽陀羅 人參梵名 出身毒勝覽

とあり此身毒勝覽なる書は支那人の著なるべく人參を阿伽陀羅に充てたるは是も誤也。

惡揭陀 Agada (Antiboter) (一に阿伽陀とも書く) は諸經典にも出でたる五明の一たる一種の印度高貴藥にして毒を消す効用あるものなり。

『本草綱目圖譜』には

…印度土産を集めたる和蘭本草あり平賀鳩溪源内藏す。後他の藏書となる。其書中に人參の寫眞

圖あり…とあり。左の如き圖を出しあるも、花の形態及葉縁に鋸齒狀なきより見て、人參に非ざること明白なり。何か他の植物なるべし。

尙ほ植物學上より検討すれば印度にはネバールに二種の人參屬の植物を自生す、即

一、學名バナツクス、プセウド、キンセング 日本譯名ニンジンモドキ葉披針狀にして柳の葉の如し。

二、バナツクス、ビビンナチャイヴス 日本譯名重緒葉ニンジン葉重緒狀ネム



の葉に似たり。

右二種共十八世紀に於て西洋人が發見せしものにしてバルクオールの《印度事彙》には右ネバールのものをかか二祭用とする由記されあるも確實ならず又藥用に供したりとは思はれず。

第九章 人蔘に關する諸種の科學的研究

本章に掲載せるものは第四卷人蔘栽培篇及第五卷人蔘醫藥篇中に入るべきものなれど右兩卷刊行後の研究又は發表に係るを以て茲に本卷に於て補記することゝせり。

第一節 人蔘栽培に關する研究八項目

開城專賣局出張所技手 大 隅 敏 夫

(1) 補植人蔘の形態に就て

人蔘植付後に於て虫害或は病害のために空缺となりたる位置に竹の切片等を以て標識を付し置き。二年根の秋期に到り別に準備せる人蔘を補植するの例なり。

補植人蔘は補植後に至り一種特別の形態を呈し。數本の岐根及副岐根は互に相纏結し脚部の發育大いに阻害せられ紅蔘原料となるもの稀なり。昭和十

一年平山試作場に於て左の要領に依つて補植人蔘の試験を施行せり。

- (一) 岐根を去らず其儘補植
- (二) 胴に發生せる岐根を摘去したる後補植
- (三) 岐根を全部摘去し主根のみとして補植
- (四) 岐根を擴げて補植
- (五) 對照區

採掘成績 (坪當)

區分	紅蔘原料		收穫		總本數に對する本當り重量
	本數	斤數	本數	斤數	
(一)	1	1	7.3	57斤	15.5
(二)	1	1	9.0	88	19.6
(三)	1	1	7.4	67	18.1
(四)	4	6	14.5	22	16.8
(五)	3.1	5.2	23.6	22	18.8

昭和十一年九月中旬採掘
六年根
平山試作場栽培

以上の採掘成績に依れば如何なる方法を講ずるも補植人蔘は紅蔘原料として優良なる形態を有する人蔘を得る事至難なるが如し。又收穫量も著しく減

少するを認めたり。尙補植蔘の形態は土質と密接なる關係を有する事も想像に難からず。即ち粘質土に於ては脚部の發育不良にして、輕鬆なる土壤に於て

は前者に比し稍發育可良なるが如し。

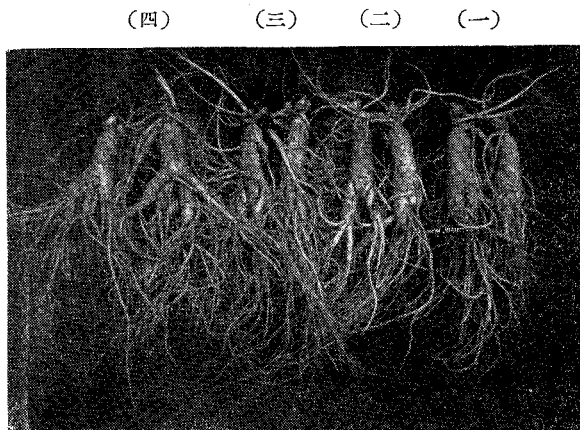
(2) 蔘圃に於ける前列後列の人蔘生育の差に付て

人蔘は變異性强き植物にして、前後列の生育の程度を著しく異にす。即日覆の前面にあるものは生育良く、日覆の後方にあるもの程生育不良なるは、別表の示す如し。又各形質に於ても變異に自ら強弱あるものなり。

即ち變異性强きものより列記せば、根部

莖葉葉柄の順序にして、根部第一列の重量を一〇〇としたる第二・三・四列合計指數は一二

〇にして如何に前後列の發育に差あるかを知り得べし。故に紅蔘原料となる優良形態の人蔘は大部分第一列より生産せらるゝものなり。



(根年六) 蔘人植補 形ノ態 (四) (三) (二) (一)

次に畦の方向を在來法(SE60°—NW60°)に對し直角(SW30°—NE30°)となし、西向(西方を高くす)及東向(東方を高くす)の二種の日覆を架設し、人蔘の前後列の發育の差を觀察したるに別表の如く西向、東向共に日覆の前面の人蔘程生育不良なるを驗し得たり。

開豊郡奥教面(六年根)各列生育ノ比較 (各列五十本ツツ平均)

列位	水蓼一本重	莖葉重量	莖數	莖長	莖直徑	葉幅	葉長	葉柄數	葉柄長
第一列	一三・〇 ^瓦	八五・三 ^瓦	一・九六 ^本	一・五四 ^尺	〇・二八 ^尺	・三三三 ^尺	・〇六一 ^尺	四八二 ^本	・三六八 ^尺
第二列	七六・四	五九・七	一・四三	一・五二	〇・三七	・三三六	・五八七	四八六	・三六六
第三列	四八・七	四三・一	一・三〇	一・四三	〇・三五	・三三〇	・五五〇	四九八	・三四八
第四列	三二・六	三〇・八	一・二六	一・〇八	〇・二〇	・二〇二	・九八一	四三六	・三四六

右第一列各形質ヲ一〇〇トシテ各列ノ指數

第一列	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0
第二列	五八・三	七〇・〇	七二・四	九七・七	九九・三	九四・四	九七・七	九八・八	九九・五
第三列	三七・二	五三・三	六六・三	九三・〇	八九・五	八七・三	九一・五	一〇一・二	九四・六
第四列	二四・二	三六・二	五九・二	七〇・三	七三・八	八〇・二	八一・七	八九・〇	九二・九
順位	九	八	七	六	五	四	三	二	一

前後列人蔘ノ生育と畦ノ方向(四年根)

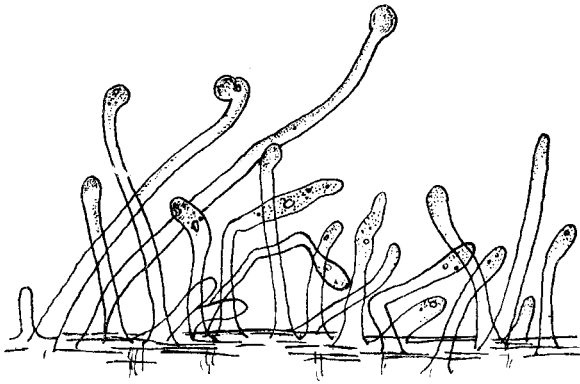
馬洞蔘圃 各列三〇—四〇本調査平均

來 在				西 向				東 向				種 別					
第 四 列	第 三 列	第 二 列	第 一 列	第 四 列	第 三 列	第 二 列	第 一 列	第 四 列	第 三 列	第 二 列	第 一 列	列 位	莖 長 (cm)	莖 直 徑	極 長	葉 長	葉 幅
一九八〇	二三・四〇	二五・九五	二六・三〇	一九三八	一七・八七	一三・七五	九・六五	一四・八一	一五・三六	一〇・〇〇	七・六四		〇・四〇	〇・四八	八・二〇	一五・五二	六・四四
〇・四〇	〇・四三	〇・四四	〇・四八	〇・三七	〇・三九	〇・三三	〇・二八	〇・三三	〇・三四	〇・三三	〇・二六		〇・四三	〇・四三	七・九三	一四・六五	六・二七
八・二五	七・九三	八・三二	八・二〇	七・三三	七・二九	六・四六	五・六六	六・六四	六・八四	五・五一	四・六五		一・二五七	一・一八四	一・一九〇	一・〇三一	五・〇七
一・二五七	一・四・五七	一・四・六五	一・五・五二	一・一・八四	一・一・九〇	一・〇・三一	八・二五	一・一・〇〇	一・〇・一五	九・〇一	六・八九		一・二五七	一・一・八四	一・一九〇	一・〇三一	五・三六
五・三六	六・一九	六・二七	六・四四	五・二三	五・〇七	四・四五	三・五六	四・八一	四・三二	三・七五	三・二八		五・三六	五・〇七	四・四五	三・五六	四・八一

○不整形根毛ノ先
端ハ褐色ヲ呈ス。

(3) 蔘苗ノ不整形根毛ニ付テ

蔘苗には普通の根毛の外に特種⁽²⁾⁽³⁾の形態をなせる根毛を生ず。北海道帝大の金森氏は藁苔及アカツメクサを材料とし $\text{Ca} + \text{NH}_4$ の酸性及び弱アルカリ性混



蔘苗不整形根毛
(昭和三十三年六月二十一日描)

合溶液中に水耕し或は培養液中に NH_4Cl 、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$ を混ずれば、不整形根毛の生ずる事を發表せられたり。圃地栽培中に生ずる蔘苗の不整形根毛が果して前者の如き原因に依つて發生するか否かは不明なるも、栽培中の蔘苗にも不整形根毛の發生する事を記して栽培者及學者の参考に資せんとす。尙二年根以上には此の不整形根毛の發生は僅少なり。

- (1) 根瘤細菌によるアカツメクサの不整形根毛發生
『植物及動物』第六卷第二號 昭和十三年 金森
久和
- (2) 根毛原形質に及ぼす醋酸アンモニア及び其等

鹽類の作用に就て『植物及動物』第四卷第一號 昭和十一年 坂村徹、金森久和
(3) 不整形根毛の相生に就て『植物及動物』第四卷第九號 昭和十一年 金森久和

(4) 人蔘の露地植に付て

蔘圃の日覆を除去し生育中の人蔘を日光に暴露する時は、數日を出でずして葉は全く乾燥し生育する能はず。然るに秋期落葉後或は春期發芽前に露地に植付け、發芽當時より徐々に日光に暴露する時は八月上旬頃迄殆んど完全に生育する事を実験し得たり。而して日覆内の人蔘と比較すれば左の如し。

一、發芽及開花は約一週間早し。

一、草丈低く葉稍萎縮をなし形小なり。

一、葉は黄綠色を呈するに反し莖は著しく濃紫色となる。

一、落葉期早し。

一、開花すれども結實する事極めて稀なり。

(5) 摘葉と人蔘側根との關係

昭和八年長湍郡長道試作場に於て摘葉と側根との關係に就いて試験調査せり。摘葉資料としては六年根にして葉柄五個を有するものを使用し、別表の

如く摘葉を爲し側根の凋落を調査したるに次表の如し。

區	對					區
	五葉殘	四葉殘	三葉殘	二葉殘	一葉殘	
側根全部完全	一〇株	八株	三株	一株	〇株	
側根大部凋落	二	一	三	二	〇	
側根全部凋落	一	四	六	一〇	一二	
計	一三	一三	一二	一三	一二	

又奥教試作場に於て生育中の人蔘側根の大部分を摘去し試験たるに、莖葉には何等異狀を認めず。十數日後に至り再び側根摘去個所を觀察したるに、新に側根の發生せるを見たり。

以上の事實よりして側根の凋落は莖葉の生理的或は病的落葉に基因するものにして。人蔘の莖葉繁茂せる間は側根根毛を通して上騰作用行はるゝに反し、落葉前後は上騰作用全く停止し爲に組織柔軟なる側根は逆に土壤中に水分を奪取せられ凋落し側根中發育良く稍硬化せるもののみは其儘殘存し翌年岐根となるものなるを推定し得たり。

(6) 人蔘の縮葉白斑



正常芽

人蔘の白斑葉は單獨にて發現することあるも、多くは縮葉に伴ひ、縮葉白斑の發芽は正常のものと大いに其外形を異にし容易に是を區別する事を得。即ち左圖の如く正常芽に對し縮葉白斑は必ず卷芽狀を呈し、定植後の發芽に於てもこの現象は觀察し得らる。



卷芽

尙四年根以後に表現する縮葉白斑K一六〇號K一六一號K一六二號の果皮は必ず黃斑を伴ふ事を發見したり。

(7) 人蔘の結實狀態

人蔘花の雌蕊は二個の柱頭の結合よりなり、子房は二室に別る。従つて正常花は一顆に二粒の種子を藏するも、其外に一顆一粒、一顆三粒等あり。便宜是等人蔘の結實狀態を次の通り區分せり。

S 不稔

I 一粒顆 雌蕊一個

I' 二粒性一粒顆 雌蕊二個内一個結實

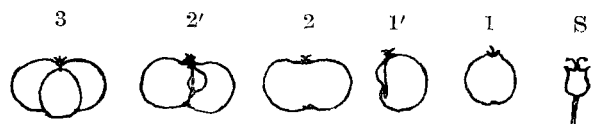
2 二粒顆 雌蕊二個

2' 三粒性二粒類 雌蕊三個の内二個結實

3 三粒類 雌蕊三個

以上のS 1' 2'の發生は開花期の天候と密接なる關係を有し、過乾或は降雨多濕の際は著しく發生を増加す。

又人蔘を露地及乾燥せる温室に栽培する時は、殆んど全く結實する事なく。相當濕氣を與へたる温室内に於ては不稔著しく増加するを見たり。之を要するに人蔘の結實には適度の温度と湿度を要するもの、如く、此の點に關しては今後の研究に俟つこととせり。蔘圃内及多濕の温室内に於ける結實状態左の如し。



人蔘結實狀態 (割合)

品 種	S	1	1'	2	2'	3	計	調査粒數
昭和十二年(五年根)	一五・二	九・四	三三・六	五四・九	〇	〇	一〇〇	一、八九一
昭和十二年(六年根)	一一・二	一・五	二七・四	五六・三	一・四	〇・一	一〇〇	二、三六四
昭和十三年(六年根)	一四・二	六・〇	三三・四	五五・二	〇・一	〇・一	一〇〇	三、三〇〇
計	一・二・五	五・〇	二四・八	五六・一	〇・五	〇・一	一〇〇	六、五七五

濕度多キ溫室内ニ於ケル結實狀態

昭和十三年(七年根)	四五・四	五・一	二九・七	一九・四	〇・四	〇	一〇〇	五〇・二
------------	------	-----	------	------	-----	---	-----	------

露地植ニ於ケル結實狀態

昭和十一年(七年根)	九七・八	〇	二・二	〇	〇	〇	一〇〇	一・六
------------	------	---	-----	---	---	---	-----	-----

(8) 人蔘種子の後成熟

後成熟とは種子が母體より離れし後に於て進行する成熟現象を云ふ。

1. 化學的成熟作用が進行完成する場合

2. 胚の完全なる構造完成が後熟によつて完成せらるゝ場合

採種直後の胚は肉眼にては殆んど識別せられざる如きも。是を地中に埋藏

促芽中ニ於ケル胚ノ發育

播種前



翌三月
中旬

開甲直後



十一月

開甲直前



十月

採種當時



七月下旬

し適當の溫度と濕氣を與ふれば、胚は發育を開始し十一月に至れば胚乳全長の二分の一以上に伸長し始めて開甲するものにして、翌春三月中旬頃には胚乳全長の十分の八以上に發育するものなり。

人蔘の自然の場合を想像するに種子は七月下旬より八月上中旬にかけて落下し適温適濕のもとに、胚は前記の如き發育をなし翌春に發芽するものとすべし。若し人蔘種子が普通植物種子の如く落下後直に發芽するものとすれば嚴寒のため幼植物は凍死し子孫は全く絶滅する筈なるも造化の妙と云ふべきか誠に興味深き現象なり。

第二節 人蔘作と土壤の母岩との關係に關する研究

前開城專賣局出張所長 農學士 伊 森 賢 三

一 緒 言

二 人蔘耕作狀態

三 蔘圃の成績

四 岩石と其風化

五 蔘圃の成績と母岩との關係

題目のみを掲げ記述省略す。

六 結 論

前節までの查覈によつて如何なる岩石を持つ里と云ふ蔘圃の一集團地が、人蔘耕作上多くの好成績を擧ぐるかといふことを見た譯である。所が前から度々云つた通り調査資料としての一ヶ里の蔘圃の數が、豊富な處も相當あるが、中には只だ僅か一二點に過ぎない里もある。然るに可否の決裁上には同等に取扱つたのである。其處に不足があり不都合がある。其上岩石は一部の花崗岩位

を除けば他は何れも單一で存在するものはなく、多くの場合數種のものが混在してゐる。従つて蔘圃の母岩として何がよいかといふ事はそう簡單に片付けらる問題ではない。従つて前節の岩石の可否判定も不充分であり不完全であることは免れない。だから此研究の擴充の必要あるは勿論一方には各單一岩石の風化土壤に對する試験もせねばならぬことは云ふまでもないことである。けれどもそれはさういふ機會の來るのを待つ外はない。

それは免も角として研究の成績は蔘圃土壤の撰擇上相當參考の資とする處があるものと信ずるから、各岩石と其風化生成土壤のことを今少しく具象的に述べて結論としようと思ふ。

(1) 硅 岩

本研究の結果から見れば、硅岩のある蔘圃は全體的に人蔘の發育が悪くなく、收穫量が多くて太物が澤山收納せらるゝと云ふことになる。之は蔘圃土壤としての重大要件たる排水の良いと云ふことには、相當粗粒の硅砂のある事が必要であるからと見られる。然るに幸にも耕作區域内には硅岩のない處は至つて少ないと云ふ状態であつて、人蔘栽培上恵まれてゐると云はねばなるまい。

(2) 花崗岩

本岩の風化土壤の蔘圃は人蔘全體の發育がさして悪くはないが、全收穫量少なく收納人蔘の大小もはつきりせぬ程で、收穫量の割合に收納量は幾分多い方ではあるが、概して良いと云ふ程のものではない。

之は人蔘には降雨の少ない年に概して好成績を収めるといふ特異性があるところから。花崗岩地は排水が宜しきに過ぎて、左様な年には反つて旱害を蒙る程となり人蔘の發育を妨ぐるのであろう。それで花崗岩地でも東面の高頭山里には一地域を限つて粒土層のある處があるが、(之が生因は第四の花崗岩條下参照)左様な處で心土に保水力があれば誠に立派な構造の土壤で意外に好い成績を擧ぐる事となるものである。

(3) 角閃花崗岩

本岩は研究資料の少いためでもあろう、どうも其良否がはつきりせぬ。其生成土壤は前者に類似してゐるから餘りよい方とも思はれぬ。

(4) 片麻岩

本岩の風化土壤よりなる蔘圃は蔘根の發育が良好であつて、收穫量多く收納

量も亦少なくない。此の岩石の土壤は花崗岩と殆んど全く相等しいのに、兩者の間に此の差のあるのは。思ふに此岩石の分布上花崗岩の場合より多く、他の種の岩石と混在して居るからの事ではなからうか。

(5) 雲母片岩

本岩は本研究の範圍内では玄武岩と共に優良母岩の雙壁とも云ふべきもので、其の蓼圃は人蓼の發育甚だ良好で、收穫量も共に大に多いものである。之は本岩の土壤は表土少しく粘質を帶ぶるも砂礫を含みて割合氣水の透過を佳良ならしめ。心土は尙ほ粘質勝りて保水力に富む場合が多いからであらう。そして玄武岩は指定區域内に其分布が一部分で範圍も狭いから研究資料も多くない方であるのに比べて、此の岩石は區域内諸方に廣布して多數の資料を得た上の事であるから。本研究の結果も比較的確實なものと云はれよう。尙ほ此岩石は多量の珪岩を含有する點で、前記の珪岩の好結果のある處と相對して興味あることである。

(6) 砂岩

本岩は多くの場合、主に粘板岩其他の岩石と共存するものであるが、本岩のあ

る蔘圃の成績は大して良くはない。然し又必ずしも悪くもない。之れ本岩の生成土壤も排水は概して良好であるが、他の共存する岩石の種類によつて其の成績を左右せらるゝ事が多い處から、良否がはつきりしない事になるものではないか。尤も此岩石の風化生成物は植物の養分の少ないのを常とするから、餘り良い成績は示し得ないのもあろう。

(7) 楯石黒雲母角閃岩

此の岩石も資料が少ないから、充分な事は云ひ兼ねるが。本研究の結果では人蔘の發育大によく收穫量多く收納量も可なりな成績を示してゐるが。之は此土壤の理學性もよく養分も相當ある處からのことであらう。

(8) 粘板岩

本岩土壤の蔘圃は收穫量が少ないとは斷定は出來ぬが。蔘根の發育大に不良であつて收納量も亦多くないのである。之れ本岩の單獨生成土壤は其の質緊密であつて排水が悪く、従つて冷濕に過ぐるによるものかとも思はるゝ。

區域内での本岩は多くは砂岩其他の岩石と共存して、相當の礫砂を混じてゐるものであるが。其成績の悪い處を見れば同じ粘質土でも、彼の雲母だとか長石

などから成るものに比べて膠質關係に於て相違があるものではなからうか。此點は後日研究するもの、參考の爲めにもと思つて附言して置く。

(9) 玄武岩

本岩に就ても其の研究資料が豊富でないことを遺憾とはするが。其の土壤の參圃は人蔘の發育甚だ良好であつて全收穫量も收納量も共に非常に良好な成績を示してゐる。之れ本岩の生成土壤は重粘に過ぐる程のもので、若し此岩石丈けであるならば或はこんな好成绩を擧げ得ないではなからうかとも思はるるが。普通本岩は硅岩花崗岩片麻岩などの粗岩を生成する岩石と混在してゐるところから、參圃として最も好適な土壤を構成するものであろう。

(10) 角閃岩

本岩の參圃は人蔘の收穫量が多いが、其割合收納量が思はしくないのは。人蔘の發育が充分でないからの様だが、研究資料が多くないからはずきり分り兼ねる。此の岩石も主に粘土になるから、硅岩があるとか其他の粗砂を生成する岩石と共存する場合は悪くないだろう。

(11) 石灰岩

本岩土壤の蔘圃でも良好な成績を擧げたものもある。けれども多くのものに就て詮議した結果は、區域内に存在する岩石中では、どの點から見ても最も不良な成績を示してゐる。之れは詳しい事は第四石灰岩の條を參照すること、して、大體此の岩石からなる土壤は養分に富むでもなく、又人蔘には常に施す腐植質の爲めに、下層土壤が惡變せらるゝ處から來ること、も思はる。

七 文獻其他 (省略)

第三節 人蔘の種間雜種に關する件

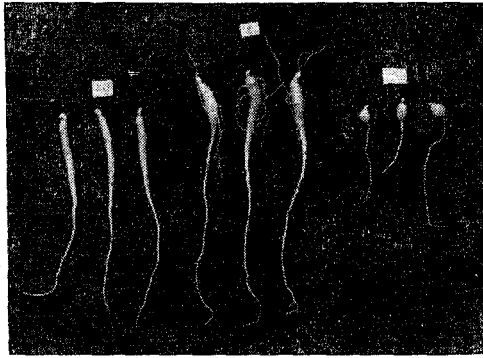
本節に於ては開城專賣局出張所に於て、目下試驗中に屬するもの、中間發表とも謂ふべきものにして即ち。

一、朝鮮人蔘とアメリカ人蔘の種間雜種

二、朝鮮人蔘と竹節人蔘の種間雜種

に付て其自家授精及交配に依る試驗に於て、三者が同種なるや、又異種なるやを科學的に決定せんとするものなり。従前此三者は植物書には別種として記載せられあり。中には竹節人蔘と朝鮮人蔘を同種なりと主張する學者なきに非ず。されど何れも根據ある研究に因れるもの無し。此研究完成せば明白に決定し得べし。本件は高橋博士及大隅技手に於て研究續行中なるを以て他日更に發表の日あるべきも、以下に記せる研究の結果より觀れば朝鮮人蔘竹節人蔘アメリカ人蔘の三者は全然別種なりと推定せられ得。

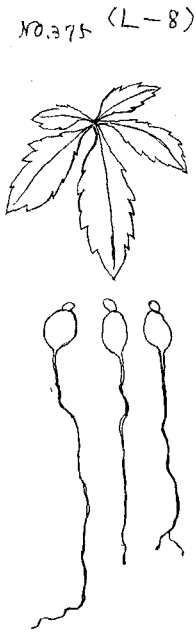
♀ F₁ ♂



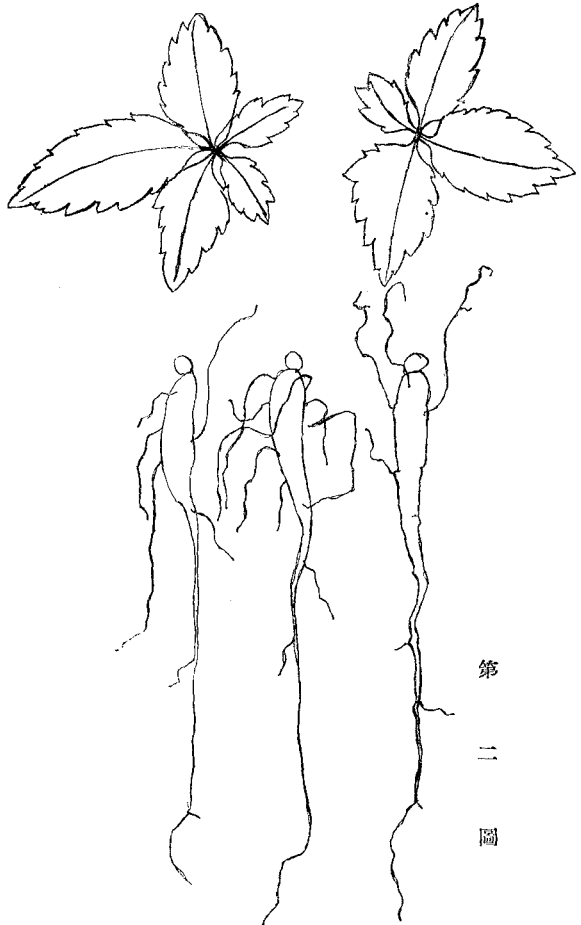
第一圖

此の圖は朝鮮人蔘を母とし竹節人蔘を父としたる雜種(苗)代表的のもの

No. 363
(K160-6) X (7-8)
F₁



第三圖



第二圖

各種人蔘自花授精及交配ニヨル種子

	自花授精			G×G	G×L	L×G	Q×G	G×Q	Q×L	L×Q
	G	Q	L							
不稔率	17.4%	58.9%	77.1%	55.8%	78.1%	100%	100%	81.3%	—	—
結實率	82.6	41.1	22.9	44.2	21.9	0	0	18.7	—	—
開甲率	95.3	0	77.4	—	36.8	—	—	66.7	33.7	—
發芽率	—	—	—	33.3	13.2	—	—	37.7	33.3	57.8

Qの自花授精種子は採種時期遅れ促芽期短きため全く開甲せず。

以上の如くして得られたるF¹の苗は第一圖の如し。

斯くて何れも三年根より開花したるを以て完全なる袋掛を行ひたるに毎年完全なる不稔に終りたり、尙顆實は相當肥大するものあるも内容物を缺けり。

又モドシ交配を施したるも同様不稔なりき。

是等F¹植物不稔の原因には種々あるであらうが花粉の異状は其最たるものである。即ち

1. 大小不同である。
2. 花粉粒に皺を生じてゐる。
3. 吸濕性に乏しい。

第四節 朝鮮人蔘相互の自然雜交と其防止に關する研究

西鮮農事試驗場長農學博士 高橋 昇

專賣局開城出張所技手 大隅 敏夫

朝鮮人蔘相互の自然雜交程度に關しては從來何等觀察報告せられたるものを見ず依つて著者等は數年來種々の實驗觀察の結果次の如き事實を認むる事を得たり。

一、唯一株の異品種が多數の他品種個體中(朝鮮人蔘の異品種)に混生せる場合には自然雜交率最も高く約三〇%を示し一蔘圃内に列交互に二品種が栽植せらるゝ場合或は近接せる蔘圃間にをいては約一〇%の自然雜交率を示すことを認めたり。

二、朝鮮人蔘の開花期間中約二週間蔘圃に蚊帳を張る事によつて著るしく自然雜交率を輕減することを得たり。即ち放任區の自然雜交率一二・四%に對し蚊帳區は僅かに〇・〇五%の自然雜交を示したるに過ぎず。以上の成績による時は今後の採種圃の經營或は育種試驗の施行上著しき便宜を得べし。

三朝鮮人蔘の一日中に於ける開花時刻の調査並びに同期中に於ける訪花昆蟲捕獲の結果朝鮮人蔘の自然雜交は主として昆蟲の媒助によるものと推定せり。

第五節 人蔘細胞の染色體に關する研究

(一) 染色體雜記 (其ノ一)

京城大學豫科教授 竹中 要

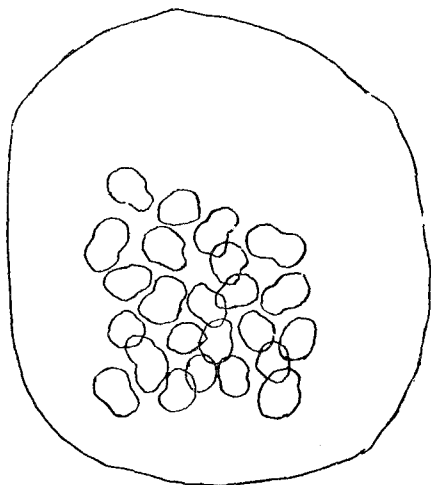
種々ノ目的カラ材料ヲ觀察シタガ色々他ノ仕事ニ時間ヲ奪ハレテ、所期ノ希望ヲ達スルコトガ出來ナイデ、中途デ投ヤリニナツテキルモノガ次第ニ笈底

ニ溜ツテ來タ。此等ニモセメテ太陽ノ微光デモ當テ、ヤルノハ材料ヲ酷待シタ人間ノ義務デアルト思ヒ、此處ニ貴重ナル紙面ヲ借リテ發表スル。

I. ニンジン *Panax Ginseng*, C. A. Meyer.

朝鮮人蔘トシテ藥用ニサレテキルモノデアル。元來北鮮地方ノ山地ニ自生スルガ、今日ハ殆ンド全部

Panax Ginseng



Heterotypic metaphase of the pollen mother cell, showing 24 chromosomes $\times 2,400$

栽培品が賣買サレテキル。筆者ノ用ヒタ材料ハ開城ニテ栽培サレテ居ル品ヲ城大藥草園ニ移植シタモノデアル。其ノ染色體數ハ花粉母細胞異型核分裂中期ニ於テ二十四箇デアツタ。從ツテ體細胞デハ四十八箇デアラウ。染色體ニハ著ルシイ大小モナケレバ其ノ行動ニ不規則モ見ラレナカツタ。

『朝鮮博物學會雜誌第二十二號』昭和十二年九月一日所載
(以下カラダイワウ外三の染色體の記略す)

(二) 朝鮮人參の細胞學的研究

帝國大學福岡農科大學 福永 俊太郎

研究摘要

(1) 朝鮮總督府專賣局開城出張所より送附依囑されたる朝鮮人參、米國人參、竹節人參の三種について夫等の花粉母細胞に於ける減數分裂の觀察を行つた。(固定には Bouin 氏液を用ひ、普通のパラフィン法により、染色にはヘマトキシリを用ひた。)

(2) 朝鮮人參は先に著者の發表したと同じく $2n=24$ の球狀染色體を有するところが認められた。或染色體は他に比して明に小さい。(Fig. 1 及 2 參照)。減數分裂は正常に進行し完結するが稀には第一回分裂にて單價染色體を表はし、之等が二娘核の外に残り又は別に小核を作ることがある。

(3) 米國人參、竹節人參は朝鮮人參と同様に $2n=24$ の染色體を有し、且つ形、大きさ等によつて朝鮮人參の染色體と區別することは出来ない。(Fig. 2, Fig. 3 及 Fig. 4 參照)。いづれの場合も分裂は正常に進行し完結する。

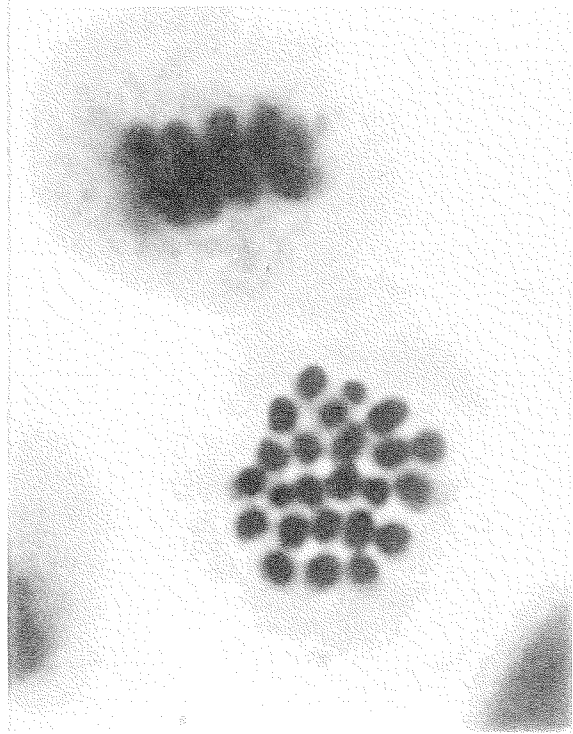


Fig. 1.

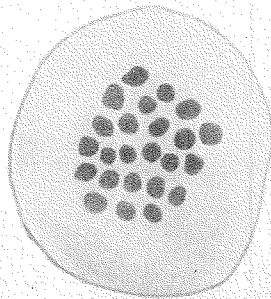


Fig. 2.

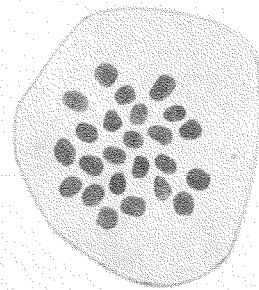


Fig. 3.

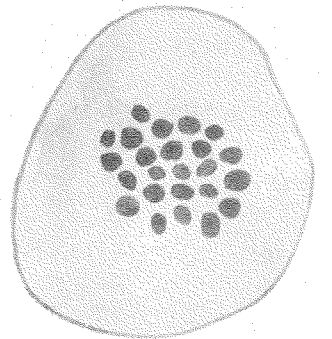


Fig. 4.

説 明

Fig. 1. 朝鮮人參の花粉母細胞第一圖分裂中期、檢微鏡寫眞24の二價染色體を示す 擴大4000倍

Fig. 2. Fig.1.に見る細胞を Fig.3. Fig.4と比較の爲に描寫せるもの、擴大2700倍

Fig. 3. 米國人參の花粉母細胞第一圖分裂中期、24の二價染色體を示す 擴大2700倍

Fig. 4. 竹節人參の花粉母細胞第一圖分裂中期、24の二價染色體を示す 擴大2700倍

第六節 朝鮮人蔘の効力が白鼠の學習に及ぼす

影響(の心理學的研究)

本試験は京城帝國大學心理學教室に於て教授黒田亮氏指導の下に同學生高月亮太同大塚澄兩氏の研究に成る論文にして要旨はラットに人蔘エキス溶液の一定量を注射し之を注射せざる者と共に一個の箱中に迷路を作りたるものに入れ實驗したるものにして其結果人蔘を注射したる者は注射せざる者より却て迷ふことを明にせり。是を藥學的に觀る時は人蔘の害の方面の研究上參考とすべく又動物心理を見る上に於て貢獻あるは無論のことなるべし。

THE EFFECT OF PANAX GINSENG EXTRACT UPON THE LEARNING ABILITY OF WHITE RATS

R. TAKATSUKI AND N. OHTSUKA

Psychological Institute, Keijo, Imperial University

1. INTRODUCTION

The object of our present experimentation was to determine the effect of *Panax ginseng* (C. A. Mey) extract upon the maze learning ability of white rats. The data presented in this paper were obtained in the Psychological Institute of the Imperial University of Keijo during 1935-1936. The whole work was suggested by and done under the direction of Prof. Dr. R. Kuroda to whom we are much grateful for assistance' advice and criticism. The extract here used was all manufactured at the Pharmacological Laboratory of the same University, and we wish to express our hearty thanks to Prof. Dr. N. Sugihara who had kindly offered the material for our use.

2. APPARATUS AND METHOD

a. Subjects

Animals used in the experiments were white rats of both sexes about two months old at the time when experimentation began and numbered just twenty. They all had no previous training of any kind. Throughout the following three kinds of tests, they were divided into two groups of animals, viz. the test group and the control one. But in Test III, the number of animals in both groups was smaller, because some of them were sick during the experiment and others died unfortunately in the intermediate period of Tests II and III.

Each animal was fed in small separate cage. Similar food

(barley and millet) was always given to both groups; tomato and other vegetables were also given once two or three days. 1% Panax ginseng extract solution and water were presented to the test and control groups respectively. In Tests I and III, ginseng solution was given the test group animals for several days preceding the experiments.

b. Laboratory and Mazes

Experiments were carried on in a quiet room in which artificial and indirect illumination of fixed intensity was employed in

order to avoid unnecessary shades and to make conditions as constant as possible through the long experimental period. Each of the three mazes used was placed on a clean concrete floor.

In Test I a Stone multiple-T maze with fourteen choices (fig. 1), in Test II a modification of Lashley's maze (fig. 2), and in Test III a reversed form of Stone multiple-T maze was used. (fig. 3).

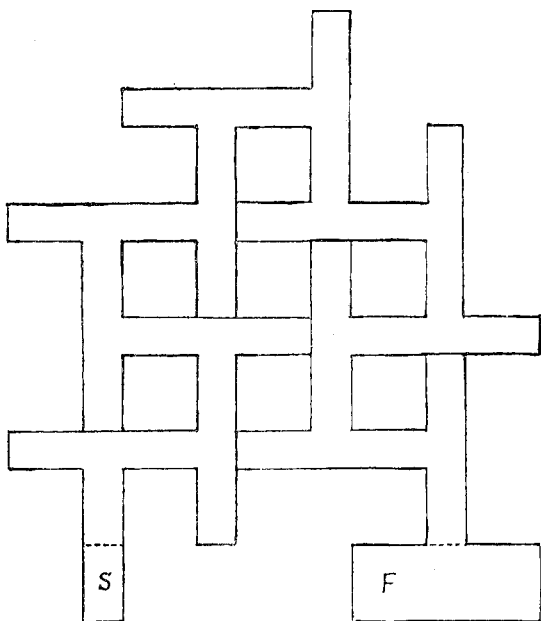


Fig. 1 wooden screen

S — starting box

alley { made of wooden boards
11cm. wide
25cm. high

cul-de-sac { 14 in number
30 cm. in length

choice order : *r ll rr l rr l rr ll r*
(*r*—right *l*—left)

c Method

1) Every animal ran the maze once a day generally in the afternoon, but after 20 days they had two

trials a day, one in the morning and the other in the afternoon.

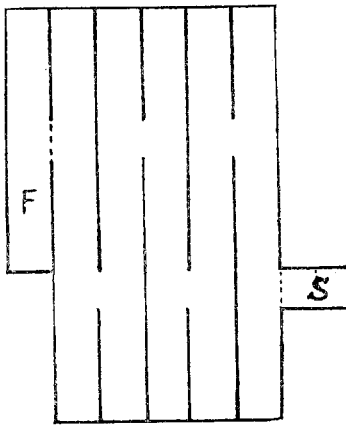


Fig. 2

alley { made of wood
15cm. wide
25cm. high.
blind { 10 in number
14cm. in length
choice order : *rlrlrl*

ing of the correct path.

5) The criterion for the mastery of maze learning was four correct runs in five successive trials.

6) For the animals which were thoroughly inactive in the maze or unsuccessful in learning, the manual guidance was led in. These

cases usually occurred in the early trials of Test I, probably owing to the animals' unfamiliarity with maze circumstances. Almost

2) In each animal the time taken from the departure of the starting box to the entrance into the food box was recorded in second.

3) In each experiment was used a printed diagram of the maze prepared by the experimenters into which errors made were recorded in detail.

4) What was counted as an error was first an entrance into an blind alley, and second a retrac-

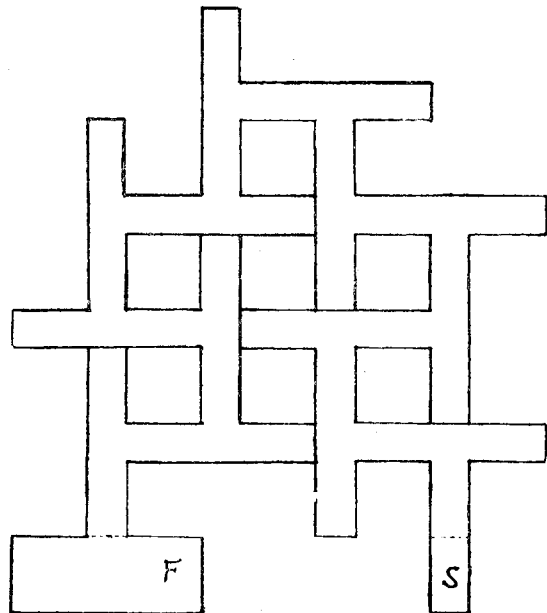


Fig. 3 alley and blind are the same with the maze used in Test I.

choice order : *lrrllrllrllrll*

all very bad time and error records in these cases were omitted from registration. Animal No. 26 alone was manually guided in Test II.

7) Whenever an animal had jumped up upon the wall of the alley in the course of an experiment, a light blow was given to him with a pole by the experimenter. This punishment made him return to the alley immediately and continue the maze running. These cases occurred only in early trials.

8) When an animal entered into the food box after a complete run of the maze, he was given a bit of milk-soaked bread or a nibble of biscuit with milk. This reward always appeared to be a very good thing to eat for rats.

9) (a) Test I was begun on Nov. 2, 1935 and finished on Dec. 2, 1935. In Test I, the test group consisted of 10 animals (♂ 3, ♀ 7) viz. Anim. Nos. 11 (♂), 12 (♀), 13, (♀), 14 (♂), 15 (♀), 16 (♀), 17 (♂), 18 (♀), 19 (♀) and 20 (♀), and the control group consisted of 10 (♂ 5, ♀ 5), Anim. Nos. 21 (♂), 22 (♀), 23 (♀), 25 (♂), 26 (♀), 27 (♂), 28 (♂), 29 (♂), 30 (♀), and 31 (♀). No. 24 died during Test I. As soon as each animal completed learning, the drink was exchanged, that is, to the animals formerly belonged to the test group water was given, and to those formerly belonged to the control group ginseng extract solution was given. Thus the group in Test II differed from that in Test I, and new trials where another maze of different pattern was used were conducted without interruption from the following day.

Test II.
Test Group : Anim. Nos. 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19 and 20
Control Group : Anim. Nos. 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 29, 30 and 31.

(b) Test III was tried first on Jan. 31, 1936 and lasted until Feb. 28 of the same year. The number of animals was smaller in this experiment as described before.

Test group : Anim. Nos. 21, 22, 23, 25, 26, and 27 (6 rats)

Control Group : Anim. Nos. 11, 12, 14, 15, 16, 17 and 18 (7 rats)

Though two rats (No. 30 of the test group and No. 13 of the control group) continued their trials till March 7, 1936, they never reached the standard of learning completion; and as the reason of this result seemed to lie in their bodily disorder, it

was stopped to continue the test. Their performance, therefore, was excluded, as a matter of course, from our consideration.

10) Body weight of the animals was weighed every four days for a pretty long period, to see the ginseng effect upon their physical conditions. (see tables 4, 5, 6 and 7)

11) Amount of spontaneous activity in successive 24 hours was measured of several rats of both groups using Kuroda's Actograph. The object of this experiment was not only to examine ginseng effect upon animal activity but also to know the relation between activity and error. In spite of our strenuous efforts, no consistent results could not be secured and records concerned were not reported in this paper.

3. RESULTS

a. Effect upon learning ability

Test I (see table 1)

TABLE 1 (Test I)

TEST GROUP					CONTROL GROUP				
ANI-MAL	TIME (SEC.)	ERROR		NUMBER OF TRIALS	ANI-MAL	TIME (SEC.)	ERROR		NUMBER OF TRIALS
		BLIND	R-E TRACE				BLIND	R-E TRACE	
11 ♂	1256	81	10	16	21 ♂	1458	67	18	12
12 ♀	1314	63	9	29	22 ♀	1016	95	11	27
13 ♀	3587	252	55	40	23 ♀	2538	153	23	16
14 ♂	708	41	9	11	25 ♂	840	105	10	29
15 ♀	1946	106	24	18	26 ♀	329	14	2	8
16 ♀	1512	111	21	13	27 ♂	1305	122	14	33
17 ♂	1274	134	19	32	28 ♂	617	40	2	27
18 ♀	1221	101	16	21	29 ♂	456	24	5	7
19 ♀	1409	71	13	19	30 ♀	694	43	9	8
20 ♀	1546	115	15	30	31 ♀	1227	136	26	14
Av.	1604.3	107.5	19.1	22.9	A.v.	1048.0	79.9	12.0	18.1
M.V.	±464.7	±36.5	±8.5	±5.0	M.v.	±367.4	±42.3	±6.6	±8.7

1. Water Group is more excellent than Ginseng Group in every respect, that is, time, error and number of trials.

2. Judging from the amount of M. V., individual difference proves to be fairly great.

Test II (see table 2)

TABLE II (Test II)

TEST GROUP					CONTROL GROUP				
ANI-MAL	TIME	ERROR		NUMBER OF TRIALS	ANI-MAL	TIME	ERROR		NUMBER OF TRIALS
		BLIND	RE-TRACE				BLIND	RE-TRACE	
21	375	39	14	13	11	108	14	1	9
22	418	50	15	11	12	290	28	5	9
23	308	30	8	18	13	205	37	5	14
25	149	24	5	8	14	744	63	20	15
26	2594	47	23	10	15	370	26	9	25
27	220	11	5	6	16	469	65	13	14
28	172	14	7	7	17	459	45	17	13
29	245	25	4	11	18	838	49	15	10
30	1984	254	86	27	19	487	39	12	11
31	400	55	14	19	20	403	44	11	17
Av.	686.5	54.9	18.1	13.0	Av.	437.3	41.0	10.8	13.7
M.V.	±531.9	±39.9	±14.5	±7.9	M.V.	±162.1	±12.2	±4.6	±3.3
Excluding No. 26 & No. 30									
Av.	285.9	31.0	9.4	11.6					

1. Water Group is better both in time and error records than Ginseng one, but in number of trials they were almost the same.

2. In this test, two animals (Nos. 26 and 30 of Ginseng Group) had extraordinarily poor records in their learning owing to their bad physical conditions. We shall refer to this point again afterwards.

Test III (see table 3)

TABLE 3 (Test III)

TEST GROUP					CONTROL GROUP				
ANI-MAL	TIME	ERROR		NUMBER OF TRIALS	ANI-MAL	TIME	ERROR		NUMBER OF TRIALS
		BLIND	RE-TRACE				BLIND	RE-TRACE	
21	1238	59	9	22	11	482	54	3	26
22	506	59	4	29	12	637	50	7	16
23	220	11	0	10	14	307	28	5	9
25	272	49	3	18	15	215	19	2	11
26	620	21	4	20	16	323	23	3	11
27	563	79	9	28	17	512	49	5	21
					18	365	59	9	19
A.v.	569.8	46.3	4.8	21.0	A.v.	405.9	41.1	4.9	16.1
M.V.	±239.5	±20.3	±2.8	±5.1	M.V.	±103.9	±13.7	±1.8	±5.0
Excluding No. 21									
Av.	436.0	44.0	4.0	21.0					

1. Except only with respect to retrace error record, Water Group is better in all other three points.

2. The difference concerning retrace record between two groups, however, is too small to be highly valued.

3. No. 21 of Ginseng Group had exceptionally bad time record.

4. Individual difference is much greater in Ginseng Group.

b. *Effect upon body weight* (see tables 4, 5, 6 and 7)

1. Animols were in the height of their growth during Tests I and II, and they were already quite mature in Test III. These facts are clearly shown in tables 4, 5, 6 and 7.

TABLE 4 (Tests I and II)

Date Anim.	29/X	2/M	6/XI	10/M	14/M	18/M	22/M	26/M	30/M	4/XII	8/XII	12/XII	Average	
													Water	Gins.
11	68 ^{gr.}	80	84	86	98	102	112	124	134	140	138	130	+6.8	+4.7
12	78	82	86	94	104	108	116	130	142	138	140	146	+6.0	+6.3
13	48	50	52	60	62	62	76	78	86	92	98	100	+4.8	+4.6
14	64	72	78	90	90	96	104	112	126	130	126	128	+8.6	+4.8
15	58	60	66	70	74	78	90	98	108	108	116	118	+4.0	+6.7
16	88	98	100	110	116	116	120	126	136	136	140	142	+7.0	+3.7
17	116	126	126	138	142	150	164	176	188	188	192	188	+8.6	+3.0
18	52	68	70	78	84	88	102	112	122	120	126	130	+8.3	+5.6
19	62	64	66	72	80	80	90	100	110	110	112	116	+3.6	+6.0
20	76	82	86	92	102	96	106	126	126	128	132	136	+5.4	+5.5
Av.	Gins.	+7.2	+3.2	+7.6	+6.9	+2.3	+13.0	+7.3	+8.0				+6.21	
	Water				±0	+3.0	+8.6	+9.7	+11.0	+1.2	+3.0	+1.4		+5.12

Weight is shown in gram.

Av. means the average of weight gain and loss.

Thick letters mean the change of drink.

TABLE 5 (Tests I and II)

Date Anlm.	29/X	2/XI	6/XI	10/XI	14/XI	18/XI	22/XI	26/XI	30/XI	4/XII	8/XII	12/XII	Average	
													Water	Gins.
21	82	86	86	100	102	106	120	132	138	144	144	146	+5.0	+6.3
22	44	50	50	58	62	66	74	88	94	98	104	96	+6.3	+2.0
23	52	58	60	68	72	74	78	84	94	98	106	108	+4.4	+5.7
25	114	118	120	134	138	138	154	164	172	178	182	192	+7.1	+7.0
26	48	52	56	62	70	64	66	78	84	88	92	98	+4.6	+4.3
27	46	48	52	58	62	64	78	88	98	102	108	114	+6.5	+5.3
28	76	80	80	88	100	96	108	122	130	140	140	150	+6.6	+7.0
29	58	58	64	74	78	82	94	104	122	144	118	122	+3.0	+6.4
30	50	56	60	66	72	76	80	82	92	96	104	108	+5.3	+5.3
31	170	174	180	186	186	194	188	204	206	206	202	208	+4.0	+3.1
Av.	Water	+4.0	+2.4	+10.0	+6.0	+3.2	+7.0	+9.7	+8.2	+3.4	+3.6		+5.72	
	Gins.			+8.4	+4.3	+0.8	+10.0	+12.0	+10.0					

TABLE 6 (Test III; Control Group)

Date Anlm.	21/I	25/I	29/I	2/II	6/II	10/II	14/II	18/II	22/II	26/II	1/III	Av.
	11	166	174	180	166	198	192	192	198	202	196	204
12	148	158	168	146	140	176	179	184	184	186	198	+5.8
14	164	158	160	168	180	178	184	189	194	196	193	+3.4
15	142	142	148	142	150	154	154	140	160	158	158	+1.6
16	166	166	172	174	180	184	183	184	184	183	178	+1.2
17	232	238	246	258	272	266	269	278	276	281	282	+5.0
18	174	174	182	188	196	196	200	199	194	202	206	+3.2
Av.	Water	+2.6	+6.6	-2.0	+10.6	+4.3	+2.1	+1.6	+3.1	+1.1	+3.1	+3.31

人蔘史 第六卷 雜記篇 第九章 人蔘に關する諸種の科學的研究

TABLE 7 (Test III; Test Group)

Date Anim.	21/I	25/I	29/I	2/II	6/II	10/II	14/II	18/II	22/II	26/II	3/III	Av.	
												Gins	Water
21	168	168	164	166	176	176	168	177	172	188	184	+1.3	+2.3
22	128	129	124	134	140	142	142	143	144	150	154	+2.4	+4.0
23	144	146	148	146	156	150	152	160	162	166	158	+3.0	+0.3
25	226	230	230	238	234	234	212	202	236	226	212	-1.0	+ 0
26	112	119	118	126	130	134	128	132	138	142	142	+3.0	+3.3
27	152	150	158	168	172	168	172	175	180	184	190	+3.5	+5.0
Av.	Gins.	+2.0	±0	+6.0	+6.3	+0.4	-6.4	+4.2	+3.0	+6.0		+2.07	
	Water					-6.0	+2.0	-1.0	+9.1	+3.6	-2.7		+17.3

人蔘史 第六卷 雜誌篇 第九章 人蔘に關する諸種の科學的研究

2. Weight change (viz. loss and gain) of animals in every 4 days is briefly summarized as follows:

- Test I Av. +6.2 gr. (Ginseng Group)
- " +5.1 gr. (Water Group)
- Test II " +5.2 gr. (G. G.)
- " +5.7 gr. (W. G.)
- Test III " +2.1 gr. (G. G.)
- " +1.7 gr. (W. G.) (see tables 6 and 7)
- " +3.3 gr. (" ") (" ")

c. *There was no remarkable difference between the male and the female.*

4. GENERAL DISCUSSION.

a. *Ginseng effect upon learning ability*

1. Considering above results, Panax ginseng solution seems to have bad effect upon the maze learning ability of white rats.

2. But in Test II we encounter with an interesting case. There we had two examples of very bad records as we saw before. And if we exclude these two animals, records for the rest will become as follows:—

Time : 285.9 sec., Blind : 31.0, Retrace : 9.4, No. of trials : 11.6. These numerals show that Ginseng Group is superior in every item to those of Water Group, and it probably depends

upon the following grounds.

As soon as Test I was completed drinks of animals were exchanged, and Test II was begun from the next day. From these circumstances, the effect of ginseng in Test I will perhaps be present in Water Group in Test II, and it can possibly be supposed that there must be a latent period for the appearance of ginseng effect in the test group of Test II.

3. Test III carried on with the aim of excluding some defects just mentioned was begun after an interval of one month and a half since the completion of Test II. Judging from the results obtained, the control group here also is superior in its records, except retrace error only; but its difference is so small that it can possibly be neglected. Large M. V. of the test group shows great individual difference in it. If we leave No. 21, the worst learner, out of our consideration, results will become a little better of the test group, viz.,

Time: 436 sec., Blind: 44, Retrace: 4, No. of trials: 21. These records, however, are much lower than those of the control group (retrace record is an exception), and from these facts it can be absolutely believed that ginseng solution has a negative effect upon the maze learning ability of albino rats.

b. Ginseng effect upon physical conditions with special reference to body weight

1. In Test I the ginseng animals gained their body weight by 1.09 gr. more than is the case in the water animals, but in Test II results are reverse, showing 0.49 gr. superiority in the latter.

2. In Test III, the ginseng animals of the test group were 0.34 gr. more superior. On the other hand those of the control group showed 3.31 gr. increase, and when compared with the water animals of test group the former is superior in its weight gain to the latter by 1.58 gr.

3. When we sum up these records of both groups an increase shown in gram is 4.51 for the ginseng and 3.97 for the water animals. In short, the ginseng animals show 0.54 gr.

superiority in their weight increase.

4. In spite of above facts, it is difficult to determine at once whether ginseng solution has a positive or negative effect upon the weight change of white rats. The reason for this comes from ambiguity of results and it is very interesting to compare this with Dr. N. Sugihara's report and his conclusions.

5. SUMMARY AND CONCLUSIONS

1. The object of this experiment was to determine the effect of Panax ginseng solution (1%) upon the ability of maze learning.

2. 20 male and female albino rats about two months old were used.

3. Three kinds of experiment were carried on between Nov. 2, 1935 and March 7, 1936, three types of different maze being used.

4. Ginseng effect upon learning ability was apparently negative.

5. Its effect upon weight change was not clear.

6. Its effect upon spontaneous activity could not be said decidedly.

7. No remarkable difference was seen between the sexes.

8. Further experimentation with the solution of different density is hoped to be done in near future.

REFERENCES

1. Alo zo, A S., The influence of manual guidance upon maze learning. J. Comp. Psychol. 1926, 6, 143-157.
2. Drake, L. E. & Heron, W. T., The rat: a bibliography. Psychol. Bull. 1930, 27, 141-213.
3. Kuroda, R., Two devices making use of an alarm clock. Acta Psychol. Keijo, 1931, 1, 123-125.
4. Kuroda, R., Effect of light and temperature on the spontaneous activity of tortoises in hibernation. Acta Psychol. Keijo, 1933, 2, 15-16.
5. Lash'cy, K. S. & Wiley, L. E., Studies of cerebral function in learning. Mass action in relation to the number of elements in the problem to be learned. IX. J. Comp. Neur. 1933, 57, 10.

6. Patrick, J. K. & Anderson, A. C., The effect of incidental stimuli on maze learning with the white rat. *J. Comp. Psychol.* 1930, 10, 297.
7. Sugihara, N., Ueber den Panax Ginseng, Nr. 1, 2, 3, 4, 5. *Keijo J. Medic.*, 1930, 1, 345 408, 685 702.

京城心理學彙報第二卷第五號 昭和十一年十二月 所載

本論文の外に目下黒田教授指導の下に同學生李義喆氏が「朝鮮人蔘及桔梗の白鼠の學習能力に及ぼす影響」に付て研究中なる由なり。

第七節 養雞に人蔘を與へたる試験

- 一 試験者 朝鮮總督府專賣局開城出張所技手須磨達氏
- 二 試験場所 右專賣局出張所及養雞家に依屬
- 三 試験期間 昭和九年四月より同十年十一月迄
- 四 雞の種類及頭數 白色レグホン雄十羽雌二十羽、雛ハ約二百羽
- 五 試験方法及成績

試験區域

1. 對照區 食餌として苞米、糠、蠶蛹粉、貝粉等の混合物を與ふ。
2. 試験區 右食餌に紅蔘粉末〇・五%の割合に混合して與ふ。
3. 試験區 右同一%の割合にて與ふ。

成績

- イ 體重増減比較 各區共同じ
- ロ 産卵比較 右 同
- ハ 卵一個平均重量 右 同

ニ 死亡率 1. を一〇〇として2. は八三% 3. は五〇ナリ。

ホ 雛に於ける死亡率 孵化後一ヶ月間の雛は其死亡率普通の場合約二割を普通とするも3. のものは無死の好成績を示せり。

へ 羽雞冠の色澤 3. 最も良好にして1. 最も劣り成雛に達する時期及初産卵の時日は1. 2. 3. 大差無し。

ホ 對寒對暑性 1. 2. 3. 共に同じ。

靱曰 右の試験により雛に對する人蔘の給與が其健康保持に効あり死亡率を少くすることの一端を明にせりと云ひ得べく。現在京城府外新村の大養鶏家が之を與へつゝあること理由ありと謂ふべし。小生の試験による鶏雛が白蔘末を喜んで食ふことも自然の醫藥本能の發露なりと觀られざるにも非ず。猶産卵歩合の試験に付ても一層深く行ふべき要ありとすべし。

兎も角養鶏家は人蔘に深厚の注意を向くべきなり。

第八節 人蔘根及其顆實を鳥獸に與へ食はしめたる實驗

此實驗を著者輒が試みたる動機は人蔘の分布と鳥獸の療養本能を知らんとするにあり。

第一項 人蔘の分布と鳥類

(1) 植物の天然分布と鳥類

植物の實を鳥類が啄み食つて、それを遠方に於て糞として落下し、其分布繁殖を助けると云ふ、自然の仕組は實に巧妙なりと謂はねばならぬ。此の機構のため、ドレ丈け植物が繁殖を助けられて居るかは測り知られぬものがある。茲に於てか、鳥が好む所の味と香り、見付くるに便利な色彩、其種ネの鳥の腸胃に入つても發芽力を失はぬ性質と云ふ三要素の具備が必須の條件となる。——植物の某ものには一旦鳥類の腹中を通過するに非ざれば發芽せぬものもある——而して鳥類に於ても植物の實に對する夫々の嗜好がある。以上は動植物の相互扶助と謂ふべきものである。

(2) 人蔘の自然分布の要件

植物の自然分布を助ける力としては鳥の外に、各種の動物(食つて實を落すこと)風・河水・海水・種子を遠方に運ぶこと)がある。されどそれ等は人蔘に關係無きものなれば、其説明は省略して人蔘の自然分布の要件としては、

一、一定の溫度、一定の濕度

二、一定の層を有する潤葉樹等の腐植土たる地質

三、四圍に於て潤葉樹の疏ならず密ならざる繁茂、即ち人蔘が要求する適度の光線の射入する環境の構成

右の要件を具備せる土地へ、鳥類が人蔘の實を持運べば必ず發生するに極つて居る。

右の如くにして古來人蔘は自然に擴がつたに違ひ無い。

(3) 古代より人蔘の天然分布地

本件に付て總括的に調査して記載したるものが無い。幾多の文獻の記載より綜合すれば、古來より今日迄地球・上此植物即 *Panax ginseng* の分布を發見したるは

△支那山西省太行山脈一帯の地

山林の荒廢及濫獲により絶滅

△滿洲國吉林黑龍盛京の山地 同上により甚しく減少

△蘇國黑龍江沿浦鹽斯德附近の山林 同上

△朝鮮(濟州島を除く)各地の山林 同上

右の區域は第(2)項記載の要件を備へ且つ之を分布する鳥類が棲息したと考へられるのである。而して右の土地以外に擴がらなかつたのは、縱令(2)項一・二・三の條件を具備して居ても、鳥が通はなかつたと見なければならぬ。又反對に鳥が通つても他の條件が具備して居なかつたと見なければならぬ。

其例を述べれば

李朝正宗王の時代に鬱陵島で人蔘を發見し年々軍人を派遣し採取したことがある。これは江原道沿岸の山から鳥が種を運んだに違ひ無い、而して隱岐の島に人蔘が生へ無いのは、其鳥が鬱陵島から行けなかつたか、又行つても、溫濕度等の條件が適せぬ爲かも知れぬ。

又徳川の後期に薩摩藩では人蔘の人工栽培に成功したが、山に植へたのは、四五年後に皆無となつた。

南部藩では御種人蔘を山へ蒔き、二十年の後に行つて檢め見しに立派に生長

して居つた。……と云ふ例がある。若しも朝鮮から日本海を横斷して南部領迄飛翔する、人蔘の實を好む鳥があつたと假定せば、昔から日本には人蔘が擴がつて居たのである。

(4) 人蔘の實を食ふ鳥は如何なる鳥か

其の人蔘繁殖の手傳鳥はドンナ鳥かと云ふ事に付ては、今迄確實なる記録は無い。

開城では鴉が人蔘の實を食ふと傳へられて居れど、耕作人では是を見た人が無い。鴉計りで無く、鳥が人蔘の實を食べる現實を認めた人が無い。嘗て天摩山の中に人蔘が生へて居た事があつた。又四・五年前京畿道永平郡の山中に於て山人蔘を發見したことがある。是れは恐らく開城の蔘圃から鳥が種を運んだであらふと推定せらる。

全羅道和順郡同福邊でも時々山中に二・三年根位の人蔘の野生を發見する、福島縣の會津邊にても同様である。會津ではヤマドリが人蔘の實を食ふと稱せられて居る。

平安北道江界郡の山人蔘採專業者に聞くに、時々山中の大木立枯れの上部に

人蔘の發生を見ることありと云ふ。又威鏡道の山奥にも山人蔘採りが、鳥が種を運なばければ人蔘は生へぬと言はれて居る。

右は何の鳥かは判明して居らぬ。

乾隆年代の著清の徐蘭の『塞上雜記』滿洲人蔘の事を敘する條に……子を結ぶ豆の如し、青く而して黄而して紅、異雀あり黒色にして小、群飛す。之を啄み食ふ。鶩子雀腹中より過ぐるに非ざれば地に墮るも則ち甲拆せず……とあり。右何鳥かは不明なり。右記述中に人蔘の顆實が其鳥の腹中を通過するに非ざれば甲拆せずとあるは。其鳥の腹中の溫度に因り或は嚙囊又は腸中の化學的物質により甲拆を助くることを言ひたりと考ふべきなり。若し果して後者なりとせば其化學的物質を研究せば人蔘種子を甲拆せしむる上の助となるべし。

(5) 人蔘の實を鳥に食はした試験

乃こで如何なる鳥が人蔘の實を食ふか、試験を仕て見る心を起すに至つた。それが判明すれば其鳥の棲息地の地域範圍が、人蔘の分布區域と定めらるゝと考へた爲である。

鳥の種類を多く飼へるは何と云つても動物園である。當地李王職動物園技師下郡山氏に申入たるに同氏は、小生の此舉に對し便宜を與へられ、且親から試験に當られた。

開城專賣局出張所長東島氏の好意により本年八月人蔘の紅熟せる實五百餘粒を取寄せ、下郡山氏に交付し同氏の験せられし成績は左の如くであつた。

人蔘の實鳥類試食試験成績表

第一日 昭和八年八月五日

鳥の名稱	數	與人蔘實數	採食數	殘數	備考
コウライキジ	二羽	二〇粒	二〇粒	—	午前八時畜舎掃除後人蔘の實を容器に入れ午後四時三十分採食數を取調ぶ 以下同じ 摺餉を給するものは摺餌の上に與へたり 同居のものは、何れの鳥が食ひしやは個別的には不明
エミウ	一羽	二〇粒	二〇粒	—	
ヒクヒドリ	一羽	八粒	八粒	—	
マクジヤク	二羽	二〇粒	—	二〇粒	
シロホウワウクジヤク	三羽	二〇粒	六粒	一四粒	
モモイロインコ	八羽	二〇粒	一七粒	三粒	

(6) 試験の結果

前項の成績によりて、人蔘の實を食ふ鳥類の豫想外に多きことを知り得た。而して自然が其實に鮮かなる眞紅の彩りを賦與したることの偶然ならざるを曉つた。

また會津邊に於てヤマドリが彼の實を食ふと言傳ふることの眞實なるべきは其ヤマドリの兄弟分とも云ふべき雉子の食ふことに因り推定せられ得た。特に不思議と思ひしは、アフリカや南洋印度等の産の鳥が之を食ふ事であつた。彼等には恐らく祖先以來初めての御馳走であつたであらう。

此試験は豫期以上に、人蔘の分布を助ける鳥類の多きことを曉り、ある點までは、人蔘の自然分布區域を知るの手引となす資料を得た。

また人間が嘗めては澁苦き此實の味も、鳥に嗜好せらるゝは、彼等動物には、醫療的自然本能が天賦せられてあつて、食物として腹を膨らすべく食ふのでは無く、藥物として食ふのではあるまいかと云ふ疑問を生じた。乃こで次に記せる第二の試験を行ふことゝなつた。

第二項 動物の醫療本能を觀察するを

目的とし人蔘を食はしめし實驗

動物の某る者には療病本能とも見るべき動作あるものあり。例之は犬が食慾ならずして一種の草を食ひ猫が嘔吐の必要の時にも亦咽喉を刺撃する草を食ひ、ウヅラが産卵時期に石灰分の多き貝殻を食ふ等の如し。此本能存在せりと假定しそれが人蔘に向つて如何に働くかの一斑を見んとして次の如き試験を行ひたり。

朝鮮ナマ入蔘各種動物採食試験成績表

						動物名	給與頭數	給與量	採食量	殘食量	備	考
朝鮮	山	羊	ラ	河	象	馬	二	四〇	四〇	ナシ	大ナルモノハ縦四切トシ給與牡ハ好ク食セルモ牝ハ口ニ入レ咬ミ後ニ吐出セリ	
	羊		ク	馬		ガ	二	四〇	四〇	ナシ	牝牝共ニヨク食セリ	
	馬						二	四〇	四〇	ナシ	細根部ヲヨク食シ大ナル部分ハ少シク嫌ヒ氣味ナリ	
							二	四〇	四〇	ナシ	同	
							二	四〇	四〇	ナシ	同	右

動物名		給與數	給與量	採食量	殘食量	備考
シエツトランドポニー	二頭	二〇	二〇	二〇	ナシ	牝ハヨク食シタルモ牡ハ食セズ
縞馬	一	二〇	ナシ	二〇	口内ニ入レ咀嚼セルモ全部吐出セリ	
マシシウアカシカ	四	六〇	六〇	ナシ	何レモヨク食セリ	
テウセンシカ	五	六〇	六〇	ナシ	榮養良好ナルモノハヨク食ハズ稍不良ノモノハヨク食セリ	
テウセンカモシカ	四	四〇	四〇	ナシ	同 右	
ノロ	二	二〇	ナシ	二〇	口内ニ入レ咀嚼セルモ之レヲ吐出セリ	
ヒゲマ	二	二〇	ナシ	二〇	同 右	
テウセンゲマ	二	二〇	ナシ	二〇	同 右	
ヲマキサ	一	一〇	ナシ	一〇	同 右	
ヒヒノ一種	一	一〇	ナシ	一〇	同 右	
キツネサ	二	一〇	ナシ	一〇	同 右	
ブタヨサル	二	一〇	ナシ	一〇	同 右	
レ、イサス	二	一〇	ナシ	一〇	同 右	
日本サ	五	一〇	ナシ	一〇	同 右	
モルモツト	二〇	一〇	ナシ	一〇	同 右	
(鳥類)	二羽	二〇	五	一五	人蔘ヲ約大豆大ニ細切シ之ヲ容器ニ入レ畜舎内ニ放置シ自由ニ採食セシメ約半日間ノ後殘食量ヲ調査セリ	
マクジヤク	三	二〇	九	一一	同 右	

シ	ロ	ク	ジ	ヤ	ク
コ	ジ	ユ	ケ	イ	
カ	ン	ム	リ	バ	ト
カ	ウ	ラ	イ	キ	ジ
キ	ン	ケ	イ	ノ	糞
ヲ	ナ	ガ	キ	ジ	
	三	四	四	一	八
	二	八	一	五	一
	二	八	一	二	一
	八	一	二	一	五
	二	〇	ナ	シ	ナ
	同	右	同	右	同
	右	右	右	右	右

備考

一、本試験ハ十月二十五・二十六・二十七日ノ三日間ニ互リ施行セリ

一、人蔘受入數量六百匁目(十九本)

一、受入量ト使用數量ノ一致セザルハ甲動物ノ採食セザルモノヲ乙動物ニ再ビ使用セル

ヲ以テナリ尙採食セザル動物ノ中熊及ビ猿類ノ如キ喰ヒチギリ砂塵ニマミレ再用不可能ノモノモアリタリ

一、猿類ハ感覺鋭敏ニシテ全然採食セザルモ其他ノ哺乳動物中二・三ヲ除キタル外他ハ全部採食セリ而シテ今回ノ給與方法ハ單ニ人蔘ヲ食スルニ便ナル程度ニ切り給與シ給與時間モ朝餉付後經過時間少ナキヲ以テ或ハ充分採食セザリシ糞ヒナキニシモアラズ強テ或ル目的ノ爲メニ採食セシムル場合動物ノ空腹時又ハ平常喰ヒ馴レタル飼料等ニ混與スレバ其ノ目的ヲ達シ得ベシ

鳥類ハ全然食セザルモノナク殊ニカウライイキジ及キンケイノ糞等ハ給與セル全部ヲ採食セリ而シテ鳥類モ給與時間等略ボ獸類同様ナリシヲ以テ前記獸類ト同様ノ方法ヲ講ズレバ一層良好ノ成績ヲ得ベシ

朝鮮人蔘採食試驗成績表

動物名	羽數	給與量	採食量	殘食量	備考
ナベヅル	一	五 _分	三 _分	二 _分	人蔘ヲ賽ノ日ニ切り之レヲ容器ニ入レ約二日放置シ後殘食量ヲ調査セリ
ハクテウ	一	五	二	三	
カウノトリ	一	八	三	五	
計	三	一八	八	一〇	

昭和九年十月二十九日

此簡單なる試驗により右等動物中に醫藥本能ありと斷定するを得ざるは無
論なるも其參考の一助と爲すを得べく。

△李王家の飼養動物は其給養充分なるに人蔘を食ふ者の多きこと。

△テウセンシカの榮養佳良なる者は食はず、榮養不良なる者が食ふこと

△シエツトランドポニーの牝のみ食せしこと

等は注目すべき點なりとす。

著者は尙ほ四・五年來時々手當り次第に左の動物に對し白蔘を與へ試みたる結果は左の如し。白蔘は開城專賣局出張所の製品六年根の香氣強き佳良品を以てせり。

最初碎きて小粒とし與へしも嚙みにくきたため此を好む者も一旦は口に入るも吐出し食はざるにより更に細かに打碎き、ひしぎ石を嚙む如き齒あたりを無くして與へたり。

(1) 家鳩即鳩

京城府内各町に於て家鳩の群るゝ各所に於て二十八回約六百羽に與へたるに各羽五六片づゝ啄み食ふも夫れ以上は食はず地に殘留す。朝空腹の時は其食ふ片數多し。粟米等と混じて投與すれば粟米を食ひ人蔘は食さざるも其粟米を食ふ中に時々數片を啄む。

(2) 雞

各家の飼養雞一百三十餘羽に對し二十三回に與へ試みたり。何れも喜び地上に落ちたるもの殘すこと少なし。但餘りに多量に與ふれば食ひ殘すことあ

り。特にヒヨコと雌の食ひ振り宜し。種類は名古屋コーチン・レグホン・チャボ・シヤモ朝鮮種・雜種等にして種類により食ひ方の差無きもレグホンは比較的多く食ふ。

(3) 犬

街頭に彷徨する各家の飼犬に對し約二百三十七頭に數百回に與へたるに

△香を嗅ぎて食はざるもの。(三一・二八)

△一旦口に入れ味を試みて後に吐き出すもの。(四〇・七八)

△數片を一・二回食して後は食はざるもの。(一九・〇四)

△何回にても食ひ與へざる時は後を追ひ又はチンチン等を爲して請求するもの。(八・九八)

右四別にして其百分比は前記の如し。犬の種別は土佐犬・ポインタ―・セツタ―・セバ―ト・ホツキステリア・雜種何の種とも判明せざる等にして種別による差異なきも飼料を豊富に與へありと思はるゝ肥大なるものは多く食はず。又母乳を離れたる直後の小犬はよく食へり。

第十章 人蔘に關する文獻記述中の誤謬批正

支那朝鮮日本の文獻に人蔘の事に關し記載せるもの、中誤謬あるもの尠なからず。例之は。

○例之ハ日本百科辭典ニ徳川三代家光時代トセル如キ類甚多シ。

△御種人蔘の親種オヤゲネなる朝鮮人蔘、滿洲人蔘の生根と種子の渡來年月日の誤謬に付ては第四卷中編第四章二四八頁以下に訂正し。

△朝鮮に於ける人蔘栽培の起原と之に引續き、同福の崔氏が之を支那に賣りて豪富となりし云々の「増補文獻備考」「中京誌」等の妄說等々に付ては卷二卷三九四頁、第七卷一四七頁に考訂し。其外其栽培起原年月の不當說に付ては第四卷中編一〇一頁以下一二〇頁に詳細説明し置けり。

△其他一部分的小誤記に至りては收擧に違あらず。何れも各編隨所に修訂し置きたりしが。

右の外見違すべからざる二書の大誤記あり。茲に批判摘指し後人の爲めに其誤を正し置かんとす。

第一節 日本經濟史の記述

『日本經濟史』の人參記事は誤謬甚しく支離滅裂殆んど大部分が實を失ひ體様を爲さず。著者竹越與三郎氏は史學者に非ざるに、是に史的批判を加ふるは妥當ならざるの嫌あるも。同書は割合に讀者多く近來英國に於て英譯せられ高等教科書に用ひらるゝ等相當の聲價を以て後世に傳はるべく、茲に後人を誤らざらしむべく、正誤加訂を加へ置かんとす。

以下本書本文を抜記し之に一々批判訂正を加ふ。

日本經濟史 第五卷

第二章 幕府財政の收支狀態其一

(一) 經常歲入

一 諸座

銀座運上 錢座運上 金座運上 箔座運上 朱座運上 人參座運上[△] 銅座

運上……以下
略ス

第十章 徳川時代の座制

徳川の座制には四種の意義あり。

(一) 幕府より專賣^{△△△△}を特許^{△△△△}せられ運上金^{△△△△}を納め幕府の監督の下にある特殊の商人
即ち

枡座 秤座 人參座^{△△△} 箔座 龍腦座 唐和明鑿會所等

(二) 幕府の硬貨發行局

金座 銀座 附錢座等

(三) 幕府直營の專賣局

銅座 鐵座 眞鍮座等

(四) 保護若くは監督の機關

替座 日傭座等

なりとす。以上は皆特惠主義に基き幕府に因縁ある個人若しくは一群の人に特權を與へたるものにして。之と共に一時若しくは永年に互り運上金若しくは冥加金を上納せしめしが。其代表的なるものを(一)の特許商人としての座とす。而して更に之を細別すれば枡座秤座は度量衡の制に於て全國を統一する

の必要に基き、箔座は貴金屬を日常の家具に費す無用なる奢侈を戒むる爲めに之を設けしが。其他の朱座、龍腦座、人參座、唐和明礬會所に至つては、座類似の專賣權を與へられし、絲割賦商人、唐胡麻商、唐和藥問屋と同じく、其商品が皆な貿易に關係あり。一部内地品あると同時に、一部を輸入に仰ぐを主とし。其内地に産出するものは、徳川氏の中期に於て其生産方法の勃興せしものにして。幕府之を幼稚産業として保護するを要せしが爲め、之が專賣を許すと同時に、一方其輸入品をも彼等の管理專賣に委し、内國品との價格を調節し、同時に其賣價を公定したりき。且つ龍腦座の廢止が和製龍腦の製造休止と前後せしが如き。全國に人參栽培法の普及するや、人參座を廢止せしが如き。又輸入品と雖も内地に競争品なき者には概して座を許さざりし如き……(以下略)

〔批正〕

人參座ニハ三種別アリ。一ヲ對馬ノ人參販賣ノ爲ニ設ケタルモノトシ、二ヲ唐人參(即滿洲人參ヲ支那商ガ長崎ニテ貿易シ之ヲ買受タル日本商人ガ需用者ニ販賣スルモノ)ノ座トシ、三ヲ幕府ガ官製ノ御種人參ヲ販賣セシムル爲ノモノニシテ。著者ハ此區別アルヲ知ラズ唯一種トセリ、其結果ハ結論ニ誤テ來シタルナリ。

右三共ニ運上金ヲ取りタルコトナシ。

右三共ニ專賣ニ非ズ。幕府ノ人參對策ハ最初ヨリ最後迄醫藥行政上ノ見地ニ立チ收益ヲ度外視セルモノナレバナリ。一・二・三共ニ座ノ外他藥肆ニモ賣ルヲ許シ可成人參ノ普及ヲ計リタリ。故ニ幼稚産業トシテ人參國產ヲ保護スル爲ニ專賣ヲ許シタルニ非ズ。對島ノ人參座及唐人參座ノ如キハ未ダ日本ニ人參栽培無キ時ノ設立ナリ。從テ内國品トノ價格ヲ調節スル爲メニ賣價ヲ公定シタルニ非ズ。御種人參ハ幕府自己ノ製造品ナレバ其價ヲ公定スルハ當然ノコトナリ。而シテ其價ヲ公定シタルハ出來ル丈ケ人參ヲ廉價ニ需用者ニ賣ラシメントスルニ在リシナリ。對馬ノ人參座賣ノ人參、唐人參座ノ人參ニハ價格ヲ公定シタルコトナシ。

人參栽培ガ全國ニ普及シテ其故ヲ以テ幕府ガ座制ヲ廢シタルニ非ズ。對馬ガ自カラ人參座ヲ廢シタルハ御種人參ノ普及ノ爲朝鮮人參ノ輸入取扱量ノ減少シ座ノ必要ナキニ至リシニヨル。江戸ノ唐人參座ヲ其座主長崎屋源右衛門ガ三十年ノ後自カラ廢シタルハ、唐人參ノ輸入減少ニ基クモノ也。又幕府ノ御種人參座ヲ廢シタルハ座ニ賣ラシムルヨリハ製法所拂下トスルヲ弊害ナク且座買ノ人ノ鑑札及保證人等ヲ立ツルノ面倒ヲ省キ、一般ニ普及スルヲ考ヘシニヨル。

人參座

人參は朝鮮特有の産物と信せられ、足利の季世に於て日韓交通の再開せられし以來重要な輸入品たり。其醫藥としての効果に至りては、殆んど迷信に近きほどに信用せられ、從つて其價格もまた甚だ高く。而して朝鮮に於ける原價の高きのみならず、日本に輸入せられたる後更に數倍に増加せらるゝを常とす。是れ幕府が千六百八十五年(貞享二)に於て人參座を設け、特殊の商人

のみに其實捌を制限したるを以て。彼等は其醫療上に萬能の效ありと信せらるゝに乗じて異常不當の價格を要求したるによる。

〔批正〕

足利ノ季世ニ於テ日韓交通ノ再開セラレシ以來人蔘ガ重要ナル輸入品ナリト云フハ謬ナリ。右ハ中宗五年（足利義植永正七年）慶尙南道三浦ノ對馬居留民ガ亂ヲ起シ、本國之ニ相應ジテ出兵シ南鮮諸城ヲ陷レ。爲メニ一時對馬ト朝鮮トノ交通杜絶シタルテ、翌年足利政府ノ使僧弼中調停ヲ計リシテ云フモノナランモ。（日韓交通再開ト云フハ當ラズ）此前ヨリ人蔘ハ少量ヅ、日本ニ國交品トシテ輸入セラレ。其後モ同一ニシテ其量少ナク此時ヲ劃期シテ重要輸入品トナリシトスルハ誤ナリ。其重要ナル輸入品トナリシ徳川幕府寛文以後ノコトナリ。

朝鮮ヨリノ輸入人蔘ハ對馬藩主ノ手ニヨルモノニ限ル、商人ガ自カラ之ヲ輸入シ數倍ニ賣リシ事實ナシ。

暴利ヲ征スルヲ防グ爲人蔘座ヲ設ケシ例無シ。

貞享二年ニ人蔘座ヲ設ケシ事實ナシ。

朝鮮ヨリ輸入せらるゝ人蔘ハ三箇の方法によりて頒布せらる。

第一は對馬の宗氏と朝鮮との直接貿易により輸入せらるゝ者。

第二は支那人が朝鮮及び南支那より輸入し來るもの。

第三は長崎の商人及び宗氏が幕府の要用に應ずる爲めと稱して買入るゝもの。

〔批正〕

支那人が朝鮮及南支那ヨリ朝鮮人參ヲ輸入シタル事實全ク無シ。南支那ヨリ朝鮮人參ノ來ルベキ筈ナ
ケレバナリ。之レハ廣東人參即アメリカ人參ノ南清ヨリ輸入セラレシ事實ヲ混誤セシモノナラン。

長崎ノ商人及宗氏が幕府ノ要用ト稱シ朝鮮人參ヲ買入レシ事實ナシ。之レハ宗氏が献上人參ト稱シ、
其貿易ノ中ノ人參ノ最良品ヲ將軍ニ年例獻上シタルコト、。長崎會所ニ於テ取扱フ唐人參即滿洲人參
ヲ長崎奉行ヨリ將軍御用品トシテ原價ニ買入レタルコトノ誤ナラン。

以上三種の中、第一、第二の輸入品が市場に頒布せらるゝは、一人參座を經由
するものなりと雖も。此外正當の機關を經由せずして密輸入せらるゝものも
亦少なからず。其輸入が如何に巨大なる利益を生じたるか、は宗氏の財政が全
く之によりて維持せられたるを見て之を知るを得べし。對馬の宗氏は其國土
の小且つ貧なるを以て財政に於ては常に富裕ならざりしが。宗義智の時に方
り其家老權太夫なるもの對馬に生ずる一種の野生の芋の形狀酷だ朝鮮人參に
類するのを見て一策を案じ。之を採收して俵に充たしめ、携へて大阪に出で鴻の
池氏に詣り。以上の芋を朝鮮人參なりと號して之を抵當として數萬兩の金銀
を借り。國に歸りて此資本を運用して眞の人參を輸入するを初として其貿易
を擴張したるを以て。期年にして鴻の池の負債を償還して、虚偽の人參を回收

し得たりと云ふ。之より宗氏大に富裕にして、此時以後其藩主の墓石すらも、殊に巨大壯麗を加へたりと稱へらる。人參貿易の利己に此の如く巨大なるに加へて、人參座なるものによつて、また其專賣制度に乗じて價格を増大するがため。貧民は疾病を得るも容易に此靈藥の功を味ふを得ず。去れば近松時代の戯曲に於ても、父母の疾病を癒さんがため、人參を用ゐんとするも、其財本なきを以て少女が身を娼家に投じ身代金を以て人參を父母に進むるを記したること少なからず。『人參飲みて首縊る』と云ふ俗諺あるに至りたりき。

〔批正〕

第一ノ輸入品即對馬取扱ノ人參ハ屋敷賣及脇賣ト稱シ對馬ノ人參座ヲ經ザルモノモアリ。

第二ノ人參ハ前ニ述ベシ如ク事實存在セザルモノナレバ、人參座ヲ經ル如キコト有ルベキ理ナシ。

宗氏ノ財政ハ人參ノミニヨリ維持セラレシニ非ズ。

宗義智ノ時代ハ日本ノ人參熟未ダ昂マラズ、一年數百斤ノ輸入ニ過ギズ。

對馬ノ家老ガ鴻池ニ芋ノ根ヲ人參ト詐リ抵當トシテ巨大ノ金ヲ貸リシト云フ如キハ、常識ニテ考フルモ其虛構架空ノ作り話タルコト明カナルモノナリ。

人參座ニヨリ人參ノ利ヲ増大シタルコト嘗テ無シ。寧口之ニヨリ幕府ハ其利益ヲ不當ナラシメザルベク制限シタルモノナリ。貧民ノ疾病ニ娘ヲ賣リシ如キ事實ハ、御種人參ノ栽培製造前ニシテ、其品少ク需供相伴ハズ、暴利ニ由ルニ非ザル高價ナリシニ基クモノナリ。

國產人參出で、人參座制變ず

然るに貞享元祿の頃より國產獎勵の策行はれ其或るものは成効したるもの無きにあらず。人參も其一種にして朝鮮より舶載し來りし種子を各地に培養して効果を收めしが、中に就きて幕府が日光に於て試みたるもの、最も成功せるを以て、藥種問屋をして之を賣らしめしが。初は千七百十八年(享保三)十月十八日の御觸書に於て、小石川諏訪町伊勢屋清右衛門麴町九丁目大阪屋多四郎の二人をして『和國人參』を賣出さしむべしと命じたりしも。此時は唯た偶然此二人をして賣らしむるのみにして座として專賣權を與へたるにはあらず。

〔批正〕

國產人參出で、座制變ジタルコト無シ。唯國產人參即日光人參ノ官製ヲ問屋ニ賣ラシメシテ不便ナルヨリ人參座ヲ立テ賣ラシメタリ。

享保三年十月十八日ノ日附ハ誤ナリ。延享三年十月二十四日ヲ正シトス。享保三年ハ未ダ御種人參ノ親種タル生根種子ヲ朝鮮ヨリモ支那ヨリモ取寄セザリシ時也。國產人參ノ存在スベキ理ナシ。茲ニ伊勢屋清右衛門大坂屋多四郎ヲシテ賣出サシメシ和人參トアルハ、竹節人參ノ製品タリ。著者ハ之ヲ混同セリ。

已にして千七百三十五年(享保二十三)三月十七日に至り、本石町三丁目長崎屋

源右衛門をして、始めて唐人蔘を賣り出さしむ。是れ廣東人蔘にして、上品一兩の價銀五十八匁、竝人蔘一兩の價二十八匁なりしが、武江年表に『三月本石町へ初て人蔘座を置かる、町醫岩永玄浩、杉山養玄、和人蔘を制す、同木下得仙、日光人蔘獨參湯を弘む』とあるを見れば、本石町にある人蔘座は唐人蔘を專賣し、傍ら和國人蔘を賣る人蔘座にして、貞享年中に設けられたる、朝鮮人蔘座の外に獨立したるもの、如し。(以下次の項まで本文中畧)

〔批正〕

長崎屋源右衛門ノ立テタル人蔘座ハ唐人參即滿洲産人蔘ニシテ、此座ヲ立テシ時ニ他ノ藥肆ノ唐人參ヲ賣ルコトハ禁ジタルニ非ズ。

唐人參ハ決シテ廣東人參即アメリカ人參ニ非ズ。

武江年表ノ(1)「三月本石町へ初メテ人蔘座ヲ置カル」ト次ノ(2)「町醫岩永玄浩杉山養玄人蔘ヲ製ス」ト(3)「木下得仙日光人蔘獨參湯ヲ弘ム」トハ三個別々ノモノナリ。之ヲ續ケテ同一トセルハ誤也。且武江年表ノ初メテ人蔘座ヲ置カルトアルモ誤也。初メテ人蔘座ノ出來シハ對馬ノ人蔘座ニシチ延寶二年ナリ。

(1)ハ唐人參座ニシテ(2)ハ享保二十年岩永ト杉山ノ兩人ガ竹節人蔘ヲ製造シ之ヲ幕府ガ公認シ虎屋平右衛門方ニ賣捌カシメシモノニテ座トハ全然無關係ナリ。

(3)木下得仙ノ日光人蔘獨參湯ハ日光産竹節人蔘ノ製品ニシテ御種人蔘ニ非ズ。是亦人蔘座トハ全く無

關係ナリ。

貞享年中設ケタル朝鮮人參座無キコト前ニ述ベタル如シ。

座の新制

即ち以上の商人は、人參座の下賣なりと雖も、彼等の中江戸の下賣全體を總稱して、江戸賣座と云ふを見れば、舊來の座は此人參座に於て一新面目を生じたるもの、如し。即ち從來の座は一二商人に利益を壟斷せしめたるに、人參座は各下賣人を除きて、座の實質なく下賣人の總體を稱して座と稱するものにして、下賣人は猶ほ金座、銀座の座員と云ふ如き位置に立ち。或は足利季世の座に近きものとなりしなり。而して人參座の法令によれば、以上の如く人參の價格を一定して、各自隨意の賣買を爲さざらしめんことを期したりき。

〔批正〕

坐ノ新制ニ非ズ。幕府ノ日光栽培人參繁殖シ其製造高モ多額トナリシニヨリ下賣人ヲ定メテ全國ニ普及セシメタルモノナリ。

從來ノ座ガ一・二商人ニ利益ヲ壟斷セシメシコトナシ。

著者ハ幕府ノ人參政策ガ終始濟民ニ一貫セシヲ覺ラズ。他ノ座ノ如ク冥加金ノ收入ヲ目的トシタル如ク考ヘシコトガ、先入主トナリテ謬レル結論ヲ敢テスルニ至リシナリ。又人參座ヲ唯一個ノモノト考ヘ三種アリシヲ知ラザリシコトガ誤説ノ根源ヲ爲セシモノナリ。

官製品タル人蔘ノ價格ヲ公定シタルコトハ今日ノ郵便切手又煙草ト全く同一ニシテ、座制ト關係ナシ。
人蔘座ノ法令ナルモノナシ。

官製御種人蔘ハ官製品ナルガ故ニ當然價格ヲ一定シタルモ、朝鮮人蔘・唐人蔘(滿洲人蔘)・廣東人蔘
(アメリカ人蔘)ニ付テハ價格ヲ公定シタルコトナシ。

人蔘の價の公定

以上の法令によれば廣東人蔘は、無効なりとして賣買を停止せられしが、何時の間にかまた醫師間に採用せられしものゝ如く。千七百六十四年(寶曆十四)五月の御觸書は、左の如く其價格を揭示したるを見る。

寶曆十四年御觸書

一、座賣唐人蔘之儀唐國にても拂底之由申立、長崎にて買上候元直段次第高直に相成、前々と競候ては、上中人蔘共長崎にて償多相聞候。依之右償丈上人蔘半兩に付代銀七匁五分、中人蔘半兩に付銀八匁増の積、小人蔘は是迄之通賣渡候筈右之通寄々可被達候。

以上の如く人蔘座は政府が公定したる價格を以て、人蔘を賣るを原則とし。千七百六十七年(明和四)十月の御觸書にも、朝鮮人蔘を一兩代六百文、半兩代二百文、小半兩入代百五十文、五分入代七十二文と定め。『右之通人蔘座相渡候、かるき

者共へ寄々可被咄置候事』と令し。小民が無智のため法外の高價を徴せらるゝを免れしめんとしたり。是れ徳川氏の家長政治中、最も稱賛すべきもの一なりしが。明和四年八月に至りて、以上の下賣人は新陳代謝せしめられ、且つ公定相場の外相對値段を以て、賣捌くの端を開きなり。蓋し明和時代は幕府收斂の初期にして、商人が運上によりて其利益を擴張し、且つ大吏に親近なる者が、利を得るの時なりしを以て、座の制度に伴ふ價格公定の一美點は全く没却せられたりしなり。

〔批正〕

廣東人參（アメリカ人參）ハ寶曆十三年八月異國ノニセ藥トシ賣買ヲ停止セシモ、其後効力アリトシ天明八年正月解禁シタリ。著者ハ唐人參（滿洲人參）ヲ廣東人參（アメリカ人參）ト思惟セルモ誤ナリ。玆ニ唐人參座賣ノ價格ヲ示シタルハ價格ノ公定ニ非ズ商人ノ申出ニヨリ其前ニ認許ヲ受ケシ價格増加ノ承認ナリ。

明和四年十月ノ御觸書ハ官製御種人參ノ包量ガ従前一兩ナリシヲ、半兩・小半兩・五分入等小サキ包ヲ設ケ、小民ニ買易カラシメシモノニシテ此時價格ヲ公定シタルニ非ズ。其公定ハ是ヨリ前也。

相對値段トシタルハ人參ノ價モ大抵全國ニ知ラレ、不當ノ價格ニテ賣付クル如キコト行ハレザルニ至リシニヨリ多少價格ヲ上下シテ賣ル方ガ實情ニ即シタルヲ考ヘシモノニシテ。決シテ商人ガ運上ニヨリ利益ヲ擴張シタルモノニ非ズ。

以上により『日本經濟史』の人蔘記事が著者の一知半解の獨斷により龜策杜撰誤謬を以て充されたるを明かに批正せり。猶其批正の根據を詳細に知らんとせば。

第二卷 上編 第三章 第三節、

同 下編 第十二章 第二節 第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第七項、

第三卷 第六章 第七章 第八章、

第七卷 各其該當する人蔘名稱の項(例之は和人蔘・廣東人蔘・唐人蔘等々)を通讀參照せば、一層明瞭たるを得ん。

第二節

朝鮮財政史ノ一節 李朝時代の財政(稿本)の記述

第四章 租稅制度

第七節 人蔘稅 附紅蔘專賣

人蔘稅とは政府の專賣に屬する紅蔘以外の人蔘耕作者に賦課したる稅を稱し。古來諸種の形を以て之を賦課せしも、隆照二年明治四十年從來の諸稅を廢して

新に税法を制定したるものなり。

〔批正〕

人蔘ノ耕作ハ英祖ノ末年ヨリ正宗ノ初年ニ創マレリ、古來ヨリ耕作税ヲ課シタリト言フハ誤也。李太
王五年九月ニ主トシテ開城ノ蔘圃ニ其他地方ノ蔘圃ニハ悉クハ課税セズ水蔘税ヲ課シタルヲ耕作税ノ最初ノモノトス。
之ノ水蔘トハ紅蔘原料タル生マノ人蔘ヲ指ス。其前國初ヨリ貢物ノ名稱ニテ自然生ノ人蔘ヲ產地ヨリ
實物納付セシメタリ。其外ニ人蔘ニ關スル賦課アリ下項ニ説明ス。

一 貢納及輸出税の沿革

人蔘は朝鮮の特産物にして、李朝は國初以來土貢として其所產地より進獻せしめ貢納額を。

慶尙道 四十斤

江原道 六十斤

平安道江界郡 三十斤

咸鏡道十二郡 百十二斤

合 計 二百四十斤

と定めしが。(次ニ續ク)

〔批正〕

國初右ノ如ク貢納額ヲ定メタルコト何ノ文獻ニモ無シ。右ハ何等ノ根據無キ妄斷ナリ。國初ハ八道ノ產地約百三邑ニ貢物トシテ負擔セシメシモ各箇ノ額不明ナリ。其總額ハ推定約千五百斤ナリ。世宗九年七月戶曹ニ約千斤現在セルコトヲ記セリ。又世祖十二年五月ノ定メニ平安道邊外八邑ノ負擔額計三百四十斤ナルコトヲ記セリ。明ノ朝廷ヘノ國初ノ貢獻人蔘額ハ一年約三百斤ナリ、此外臨時ニ一千斤ヲ貢シタルコトアリ。日本ノ足利政府トノ國交禮物及足利ノ大臣・使僧・中國九州ノ大小名ニモ下賜品トシテ時々人蔘ヲ使用セリ。足利政府ヘハ一度ニ二百斤二百斤ヲ贈リシコトアリ。年僅々二百四十斤ニテ足リ得ベクモアラザルコト明白ノ理也。

右江原道ノ六十斤ハ肅宗時代ノ額ナリ、咸鏡道ノ百十斤モ同上其十二郡モ同上ナリ國初ノ貢額ニ非ズ。(前ヨリ續キ)大同法實施後は錢の代納に改め、唯だ江原道に限り其貢納額六十斤の中四十二斤を現物とし他を代錢とし。(ツツク)

〔批正〕

大同法ノ施行ハ總テノ貢物ノ實物納付ヲ廢シ、其代價ヲ土地稅ニ附加シテ徵收スルモノニシテ。仁祖ノ時試驗的ニ一部ニ行ヒ、爾後平安咸鏡ヲ除ク以外ニ行ヒタルモ。國初ヨリ此時迄人蔘ノ納付ニハ幾變遷アリ。納付人蔘ノ種目ニモ幾種ノ別アリ。或ハ買入補助錢穀ヲ與ヘタルアリ、與ヘザルアリ。採取ノ努力ヲ夫役トシテ徵發セルアリ。又全羅慶尙ノ如キハ依然實物ヲ納付セシメシアリ。上記ノ如ク簡單ナルモノニ非ズ。江原道六十斤實物納付ハ大同法實施後モ行ハレタリ。而シテ此額ハ爾來屢減額セラレタリ。上記ノ如ク四十二斤外ヲ代錢トシタルコトナシ。

(ツヅキ)又咸鏡道は布を以て代納せしめたり。

〔批正〕

咸鏡道ノ人蔘ヲ布納ニ更ヘシハ光海君ノ代ニシテ、大同法トハ何等關係ナシ。且英祖年代ニハ其布ノ幾分ヲ錢納トセシコトモアリ。光海ノ時布納トセシハ滿洲ニ勃興セシ淸ノ太祖ニ對抗スベク北道ノ兵備ヲ整ヘ其糧ヲ裕ニスベク、米無キ北道ニテハ布ヲ以テ米ヲ買入シコトニ由ル。

元來大同は貢税の變形なるを以て貢納以外の人蔘に對しては古來何等の課税なかりしが。(ツヅク)

〔批正〕

英祖前ニ何等課税ヲカリシトスルハ非ナリ。宣祖ノ時ヨリ西北産蔘各地ニ人蔘ヲ買入ルベク赴ク商人ニ許可證(略引)ヲ給シ其代リニ人蔘ノ實物ヲ徵收セリ。

(ツヅキ)英祖五年皇紀二三八九年
西歷一七二九年支那及日本輸出の人蔘賣買地を江界開城東萊館市に限り人蔘賣買者に免許狀料金に類したる税を課して、戶曹發行の黃帖を給し。黃帖なき場合は帖文を以て之に代へ。黃帖一枚に對して金三兩を徵收し。東萊館市に於ける日本貿易人蔘に對しては特に賣買價格の十分の一を課税せり。

〔批正〕

輸出ノ用字妥當ナラズ。日本トノ人蔘取引ハ朝鮮ノ商人ト對馬側トガ東萊公館ニ於テ朝鮮官吏立會ノ上貿易シ。支那ハ朝鮮國使ノ一行ガ公私ノ人蔘ヲ携帶シ行キ北京ニ於テ同國官吏立會ノ下ニ支那商人ト取引スルモノナレバナリ。其人蔘賣買地ヲ江界開城ニ限り指定シタルコト無シ。

慶尙ガ江界方面ニ人蔘買入ノ爲赴ク時黃帖ヲ給シ。關西監營・熙川・雲山・神光等ノ鎮及嶺底ノ要路（人蔘採取者ガ山ヲ下リ來ル要衝ノ地）ニ於テ帖文ヲ檢査シテ其處ヨリ以內ニ入ルヲ許シタルナリ。

開城府ハ人蔘商人多カリシ故、黃帖三十枚ヲ戶曹ヨリ前渡シ置キ、其下附ヲ戶曹ニ代ツテ取扱ハシメシナリ。賣買地ト指定シタルニ非ズ。

黃帖ノ收稅（免許料）ハ錢三兩ニシテ金三兩ニ非ズ黃帖ト帖文ハ同一物也。

東萊ノ人蔘取引ニ對シテハ、什一ノ賣物稅ヲ課シタリ。賣買價格ノ十分ノ一ニハ非ズ。

（ツヅキ）之れと共に黃帖又は帖文を有せざる人蔘賣買者を、密賣買罪に處して其罪物を沒收し密賣買者を告發したる者には其沒收物を與へ。又人蔘主産地に於て密商人潜在するも其守令之れを知らずして他より發覺したる場合は、守令を重きに從ふて處罰すと規定し。平安道觀察使營及熙川・雲川・神光の各鎮と慶尙・江原兩道に於て黃帖・帖文の檢査を行ひたり。

〔批正〕

犯罪物ニ非ズ人蔘也。之ヲ潛商申告者ニ全給シタルナリ。

慶尙・江原兩道ニ於テ黃帖ノ檢査ヲ行ヒシコトナシ。黃帖ヲ給シタルハ平安兩道ニ赴ク蔘商ノミナリ。

此時代江原慶尙等ハ人蔘減少シ蔘商ハ此地ニハ赴カザリシニヨル。如此甚シキ誤リヲ來シタルハ、法文ニ嶺底トアルヲ嶺南(慶尙道ノコト)嶺東嶺西(江原道大關嶺ノ東西)ノコト、誤解シタルニ因ルモノナランモ右嶺底トハ平安道人蔘産山ノフモトノ意味ナリ。

(ツヅキ)是より先肅宗の頃より、開城に於て人蔘の産額次第に増加し。紅蔘の蒸製を開始して以來支那貿易次第に盛んとなり。支那派遣使節の隨員一人毎に紅蔘八十斤宛を携帶することを許し、十斤を一包とするを以て八包又は包蔘と名づけ。之を貿易して其旅費に充用せしめしが(ツヅク)

〔批正〕

肅宗ノ時代ニハ全鮮何レノ地ニモ人蔘ノ栽培開始セラレズ。其開始ハ英祖末年ヨリ正宗初年ノ間ニシテ、全羅慶尙ノ山奥ニ於テ始メラレタリ。開城ハ尤後レ純祖ノ代ニ漸リ盛トナリシモノナリ。且肅宗ノ代ニハ紅蔘ノ開始無シ。此記事甚シキ妄斷ト謂ハザルベカラズ。

八包ノ稱ハ支那使節ノ一行ガ山人蔘ヲ携帶シテ貿易セシ時代ヨリ有之。又此人蔘ヲ銀ト代ヘシ後ニモ八包ト稱シタリ。正宗二十一年ニ此銀ヲ紅蔘ニ代ユルコト、ナリタリ。

隨員一人毎ニ紅蔘八十斤ヲ携帶セシニ非ズ。正宗ノ時ノ定メハ、冬至使ノ行ハ計九十斤、曆行ハ三十斤、別使ノ行ハ三十斤迄、別咨ノ行ハ十斤迄トシタリ。而シテ隨員一人毎ニハ非ズ。正使・副使・書狀官(以上ヲ三使ト稱ス)ヲ初メ其隨行官員中從來銀携帶時代ヨリ一種ノ權利株トナレル人々ニ限ラレ、而シテ又其斤數ニモ差等アリタリ。

(ツヅキ)英祖十八年(西歷一七四〇年)一切の紅蔘を義州に送付して同地商人の專賣に屬し、一包に對して二百兩の税を課し。同時に朝鮮人の密かに人蔘を携帶して支那に旅行せんとする者は、國境に於て梟首し。事後發覺した者は歸國を俟つて處罰し關係官吏の情を知つて默視する者も亦同罪とせり。

〔批正〕

英祖ノ時紅蔘ナルモノ無シ。從テ紅蔘ヲ義州商人ノ專賣ト爲シタル如キコト絶對ニナシ。如此架空ノ說何ニ據テ起リシカヲ知ルニ困シム。

朝鮮人ノ密カニ人蔘ヲ携帶シテ支那ニ旅行スル如キコトハ當時ノ實際上到底行ハレ得ベキニ非ズ。之ノ項ハ續大典ニ「赴燕^{ギョソ}ノ人蔘貨ヲ挾持スル者境上斬」トアルヲ誤リテ曲解セシモノナランモ。此赴燕トハ朝鮮ノ國使一行ヲ指シタルモノナリ。而シテ「歸國ヲ俟ツテ云々」ハ前法文ノ次ニ「入去ノ後現發スル者回還ノ時律ヲ用ユ、搜檢官竝ニ拿問首譯領將ハ囚禁シ罪ヲ科ス而シテ首譯領將情ヲ知レバ則犯人ト同律」トアルヲ指シタルモノナラン。以上皆山人蔘ニシテ紅蔘ニハ非ズ。

境上斬トアル境上ノ意味ハ、管轄内ノコトニシテ國境ニハ非ズ。本文「紅蔘ヲ義州ニ送付シ同地商人ノ專賣ニ屬シ云々」トアル事ニ付テ再考スルニ、純祖十年ニ包蔘ノ斤數各至曆行各百二十二斤ノ定メニ八十斤ヲ増加シテ二百斤トシ、此貿易權ヲ擧ゲテ灣商(義州商人)ニ一任シ、司譯院側ハ灣商ヨリ稅錢ヲ徵收スルコトニ改メタリ。此趣旨ハ此當時紅蔘ノ密貿易甚多ク灣商ニ其取締權ヲ與ヘ防ガントセシニ出ヅ。

本文「一包ニ對シ二百兩ノ稅ヲ課シ」トアルハ此時灣商ガ人蔘密賣者ヲ檢舉シタル時、人蔘一斤ニ對シ錢二百兩ヲ徵シ司譯院ニ納付スルコト、セリ、之ヲ誤リタルモノナラン。甚シキ杜撰大誤謬ト云ハザルベカラズ。

其後支那貿易益々開らけて輸出年額二萬斤に上り、義州商人の外通譯官の賣買を許し(ツヅク)

〔批正〕

其後支那貿易益々開ケシニ非ズ、密貿易盛トナリシナリ。

包蔘ノ公定額ヲ二萬斤トセシハ憲宗十三年ノコトナリ。「輸出年額二萬斤ニ上リ」ト云フ記錄ハ何レニモ無シ。恐ラク右ノ事ヲ指シタルナラン。此時代紅蔘ハ北京行使節一行ノ携帶スルモノニ限ラズ、義州ニ於テ密輸出盛ニ行ハレ官權ノ威モ法令ノ力モ奈何トモスル能ハズ、之ヲ默認セザルベカラザル情態ニ在リシ時ナリ。而シテ此包蔘ト云フ熟語ノ意味ハ前ト異ナリ紅蔘ノ代名詞トナシ了シタリ。

義州商人ニ紅蔘貿易權ヲ與へ使節ノ一行ニ隨員ノ如クシテ加ハリ北京ニ赴キシハ、前記純祖十年ニ始マリ其後十三年ヲ經シ後ニ止メタリ。又通譯官ニ紅蔘ノ貿易ヲ許シタルハ正宗時代ヨリナリ通譯官ノミニ非ズ義州ノ軍官ニモ許シタリ。

(ツヅキ) 哲宗四年皇紀二五一三年 西歷一八五三年其取扱斤數を定めて通譯官は五千斤官穴と稱す 義州商人は一萬斤商穴と稱すを限りとし共に一斤に十四兩を課税し(ツヅク)

〔批正〕

哲宗四年ニ包蔘ノ公定額四萬斤ヲ二萬斤ニ減ズ。供給夥多ノ爲メ價格低下セシニ由ル。

「通譯官五千斤」義州商人一萬斤云々如此コトナシ。李太王二十一年ニ紅蔘ノ製造權全部ヲ宮中ニ占奪シ、其公定額ヲ一萬五千斤トシ内一萬斤ノ權利ヲ通譯ニ與ヘ五千斤ヲ宮中ノ權利トセシコトノ顛倒ナラン。

(ツヅキ)李太王元年 皇紀二五二四年 西歷一八五三年 更らに一斤に銀一兩を加税して同税を義州府の收入に屬し。(ツヅク)

李太王元年ノ包蔘公定額ハ四萬斤ニシテ税錢ハ十二萬二千八百兩ナリ。紅蔘税ニ銀兩ヲ課シタルコト此時代無シ又此税ヲ義州府ノ收入ニ移管シタルコト無シ。

(ツヅキ)同五年 明治三年 紅蔘以外に水蔘税を設け、蒸蔘の原料と白蔘とを間はす毎一斤に銀二兩を課して海防費の補充に供し。次で開城營に移屬して其經費に充てたり。

水蔘税ハ白蔘ニ課シタルモノニ非ズ。蔘圃一間カニ何程トシテ課シタルモノナリ。錢兩ナリ人蔘一斤ニ銀兩ノ税ヲ課シタルコトナシ。又其税ヲ開城營(留守ノ監營)ニ移屬シタルコトナシ。

此頃より紅蔘の蒸造頗る多く、一面財政の大紊亂と共に宮房軍營衙門の名を以て争ふて人蔘税を徵收し二重三重の誅求を行ひし結果紅蔘一斤の課税一時に八十兩となり。李太王三年 皇紀二五二六年 西歷一八六六年 の蔘税收入は一萬兩餘に達せり。

包蔘稅一斤錢八十兩トナリシハ李太王五年以降ノ某年ナリ。二重三重ノ誅求ノ爲ニ八十兩トナリシニ非ズ。

右各官廳ガ種々ノ名目ヲ以テ誅求シタルハ此時ヨリ遙カニ後年ノコト也。

包蔘ノ稅錢ハ哲宗二年ノ時錢十六萬兩李太王元年ニ錢十二萬二千八百兩トナル。四十一年ニハ錢三十萬兩ナリ錢「一萬兩」トハ大ナル誤也。

二 紅蔘の專賣

紅蔘の專賣は何れの時代より行はれしや、其沿革詳かならざるも。大凡そ今より百餘年前に於て政府自ら紅蔘を蒸造して清國朝廷に貢獻し、其殘餘を販賣せしに起因したるもの、如く。是より朝鮮人蔘の聲價漸く顯著となりて特に支那人は之を珍重し、光武三年明治三十二年紅蔘の製造及專賣權を宮内府に屬して其收入を帝室經費に充當せしが……

紅蔘ノ專賣ハ李太王二十一年ニ宮中經營トシテ初メテ行ヒタリ。而シテ日清戰爭ノ結果日本ガ韓國ノ扶掖指導ニ當リ庶政ノ革新ヲ行ヒシ時廢止シ。次ニ日本ガ韓國ノ指導ニ手ヲ引キシ後惡政ニ逆轉シテ再ビ光武三年ニ宮内府營トナレリ。

「紅蔘ヲ蒸造シテ清國朝廷ニ貢獻シ」如斯コト絶對ニ無シ。

以上批正により本書人蔘記事が如何に誤謬に充され實を失し虚を張り體様を爲さざるかを明かにせり。其批正の記事の據典に付ては、煩を避けて一々記さざるも、第二卷・第三卷・第四卷の目錄に依り當該條項に參照せば事の巨細明瞭すべし。

猶總體論として即朝鮮の財政と人蔘との關係を記す上に於て、左の各項の重要點たる骨子とも謂ふべきものを逸して記さざりし着眼點の差狂あり。

一、中世以降李太王甲午改革迄の間貢物たる人蔘(自然生人蔘)は唯名目のみにして實は錢布を徵收することが主たる目的なりしものありしこと。

二、右の負擔が人民を苦めしこと多大なりしこと。

三、山人蔘時代に於て王室官廳が人蔘の貿易(支那・日本)により經費を補ひしこと。

四、明末に於て其國使の人蔘誅求の爲めに國庫缺乏甚しく經理に苦しみしこと。

五、紅蔘の始まりし以來純祖後は之れに課する稅錢は巨額に上り。國の財政に寄與せしこと多大なりしこと。

第十一章 韓末に於ける紅蔘と日本居留民

朝鮮の文書著作に「韓末に於て蔘賊の横行甚しく爲めに蔘業萎靡したり」と云ふ意味の記述往々見はるゝあり。此蔘賊と云ふは、今日に於ても稀に蔘圃番人の目を掠め、夜半に密かに人蔘を抜取ること行はるゝ、鮮人の窃盜を指したるに非ず。明らさまに言はざるも當時の日本居留民が十數人團體を作り横行し蔘圃の人蔘を強奪せりと爲すものにて。現に猶今日に於ても深く當時の内情を知らざる人は右の如き事實が行はれたりと信ずる者鮮なからず如斯訛傳を生むに至りし事に付ては大に原由あり。當時紅蔘を專賣として經營せし宮内府に於て、人蔘耕作者より過當の廉價に勸買せしにより開城及其附近の蔘圃主は密かに日本人に賣りしものなり。されど水蔘を日本人に賣る事は國禁に觸れて罪人となるにより、裏面に賣買契約を秘密裡に行ひ、代價を受取り、買主たる日本人側は夜間に蔘圃に赴き取引し圃主は盜難に罹れりと申告せしものなり。故に所謂蔘賊の爲めに却て蔘業に巨多資本の流入を得て斯業に資する所

ありしなり。それ等の内情と共に居留日本人の紅蔘密輸出の事に付て本章に於て述べて置かんとす。

(1) 山口太兵衛氏の直話 故人

昭和六年六月九日夜京城南山町天満宮の下氏の自宅に於て。著者鞞筆記氏は明治二十五年渡韓實業に従事す。其間韓國數回の政變暴動に遭遇し具さに辛酸を嘗め、事業に精勵すると共に一方公共の爲義俠的に盡力し、日本居留民の京城に於ける基礎を築きたる功勞者の一人なり。

爾來數回公職に選ばれ居留民中第一の徳望家なりし人なり。

(筆者問) 自分ハ目下專賣局ノ囑託ヲ受ケ人蔘ニ關スル總テノ事項ヲ調査シツ、アリ。貴下ハ最古キ居留民トシテ、生キタ歴史トモ云フヘキ方ナルガ故ニ、貴下ノ見聞體驗ハ、貴重ナル歴史トモ謂フベク。就テハ韓末ニ於ケル、日本人ガ人蔘ニ對シ資金ヲ出シタル内情其他人蔘密輸出等ノ顛末ニ付承リタシ。

答 人蔘ノ密輸出ニ付テハ、明治十六年ノ春、仁川ヲ開港シ日本人ガ商店ヲ同地ニ構エシヨリ以來ソロソロト初マリシモノデ。仁川ガ人蔘密輸出ノ元祖地デ、其仕事ハ利益ガ多イカラ、京城居留日本人モ亦之レニ習ヒ、盛ニ行フ事トナ

ツタ。

尤モ夫レヨリ前ニ、釜山ノ方面ニ於テ密輸出ガ多少ハ行ハレ居タレドモ、何分韓國政府ノ嚴重ナル取締ノ下ニ於テハ、多量ノ人參ヲ監視ノ目ヲクマリ陸路釜山迄輸送スルコトハ、不可能デアルカラ。僅カナ少量ノモノガ密輸出サレタニ過ギヌ。然ルニ仁川ガ開港サレテ輸送ノ便ガ付イテカラ遽ニ多量ニ密輸出サレルコト、ナツタ。

問 其人參ハ如何ナル筋カラ出タル、如何ナル人參ナリヤ。

答 人參ハ全部紅蔘デアル。當時ノ制度モ矢張今日ノ專賣制度ト大體同様デ、人參生産者カラ、生マノ人參ヲ一定ノ代價デ買上ゲ、夫レヲ開城ノ俗ニ包^ボ所ト稱シタ所デ紅蔘ニ製造スルノデア^ル。其包所ハ組合ミタ様ナモノデア^ルガ、中々信用ト勢力ガアツタ。其處へハ係官モ出張シテ監督シテ居ルノデア^ルガ何分官規ノ腐敗シタ韓末ノコトデア^ルカラ、定メラレタル、一定ノ量以上ニ製造セラレ。又検査ニ合格セザルハネ出シ品^品故意ニハネ出スモノモアル^等及其包所カラ、抜ケ出テ來ル品。其外ニ包所以外ニ密造セラレタ品ガ、日本人ノ手ニ這入ツテ來ルノデア^ル。開城ノ山手ニテ一定ノ場所ヲ内約シ置キ、夜

中密カニ受渡シタコトモアツタ。

問 夫レニ對スル韓國側ノ取締ハ行ハレザリシヤ。

答 紅蔘密輸出ハ、大禁物デ嚴重ナル取締ヲ行ヒ其レヲ發見シテ官ヨリ差押ヘ
タトキニ其半分ハ密告者ニ給與スルノ例デアル。又日本人ニ賣ツタ韓人ハ
捕ヘラレ牢屋ニ入レラル、モ、日韓條約ノ上デハ韓國々内ニ於テ日本人ト賣
買ハ。禁。止。シタ條文ガ無イカラ、日本人ハ何等何處カラモ、答ハ受ケナカツタ。
而シテ取締ハ嚴重デモ、矢張拔ケ道ハイクラモアリ、ドンドン日本人ノ手ニ紅
蔘ガ這入ツタノデアル。日本人ノ手ニ入ツタ以上ハ、夫レガ密輸出ノ途上ニ
置カレタコトノ證據ガ無イ限り、唯持ツテ居ル丈デハ、韓國官吏ハ夫レニ手ヲ
着ケル事が出來ナカツタ。

問 密輸出ノ方法手段ハ如何ニシテ行ハレシカ。

答 夫レニハ苦心慘憺タルモノガアツタ。京城カラハ陸路又ハ麻浦ヨリノ水
路ニ由リ漢江ヲ下リ、仁川ニ運バレタ。可成少量ニシテ幾口ニモ拵ヘ氣ノ付
カヌ様ニ包裝シテ、汽船ニ運シダノデアル。(陸路ハ危險多キニヨリ主ニ水路)
イツデモ汽船ノ出帆スル時ニハ多數ノ見送人ガアリ、其見送人ト稱スル者ハ

實ハ人參携帶者デ皆懷中ニ人參ヲ一斤、二斤、三斤ト忍バシテ居タ。後ニハ特別ノ外套ヤ洋服ヲ作り、ボケツトガ澤山ニアツテ、夫レニハ皆人參ガ一バイニナツテ居タ。船ノ出ル前ニナルト、夫等ノ人參ハ、船中デ密カニ取出サレテ、船員ノ所ヘ皆突込シタノデアアル。

問 税關デ發見セラレシコトナキヤ。

答 最初ハ仁川ヘ來ル船ハ月ニ一回デアリ。税關ノ方ハボート一隻モ無ク、密輸出ニ便利ナリシモ。一ヶ月目ニ來リシ船ガ二週間ニ一回來ルコト、ナリテ船モ多クナリ、密輸出ノ量モ隨テ増加シタ。税關ノ方ニ於テモ取締ヲ嚴重ニシ、ボートモ數隻具ヘ且ツ探偵機關モ整ヒシ爲メ、時々ハ發見セラレタ。特ニ檢舉者、密告者ニハ其半數ヲ支給スル内規デアルカラ係官モ檢舉ニ勉勵シタ。

税關ノ長ハ、支那ノ總稅務司ノ下ニアル外國人デ英人デアリ、又佛人、米人、支那人モ其役人デアリ。税關監視ト云フベキ下役人ニハ日本人モ居タ。其日本人ハ常ニ顔見知リノ懇意ナ間柄デアリ、大目ニ見テ見遣シテ吳レタ事モアレド、役目ノ上ヨリ止ムヲ得ズ、檢舉シタコトモアツタ。

又密輸出ノ勞役ニハ、主ニ日本人タル仲仕ヲ使用スルノデアルガ、其仲仕ノ親方ガ賞金ノ多イ爲ニ税關ニ買收セラレテ、其密告ニヨリ忽チ檢舉セラレシコトモアツタ。

後ニハ汽船デハ到底多量ニ密輸出ガ出來ナクナリ。月尾島ノ沖デ帆船ニ積込ンダリ、南陽ヤ屯浦デ帆船ニ積ンダリ、又對州ニ行ク漁船ニ積ンダリ、陸路群山ニ運ビ其處ヨリ便船ニ積ンダリ、實ニ苦心慘憺タルモノガアツタ。

茲ニ面白キナンセンスハ、仁川ノ某商人ガ、密輸出ガ常ニ、無事ニ通過スル様ニト。神様ノカケデヲ床ニ掛ケ、朝夕供ヘ物ヲシテ拜ンデ居タ。或ル時遂ニ其密輸出ヲ發見セラレタルニヨリ、神様モ頼ミ甲斐ナシトテ、其カケデヲ倒マニ掛ケタト云フ話ガアツタ。

又或ル日本人ガ端舟ニ積デ、帆船ニ沖積ヲセントシタ前ニ月尾島デ現品ヲ差押ヘラレタ。其時自分ハ日本人ノ利權伸張ノ爲メニ、其當該者ト名乗リ、不法差押トシテ、英人タル税關長ヲ裁判所ニ訴ヘタ。其人參ハ實ハ京城カラ仁川ニ陸送シタノデアルガ。何月何日麻浦積込、船頭何某、何月何日仁川着、何處ニ向テ發送スルモノデ、決シテ日本ニ輸出スルモノデ無イト云フ證據ヲ作成

シテ、條約デハ紅蔘ハ日本人ニ賣買ハ禁ジテ無イカラ稅關ノ差押ハ不當ナリト主張シタ。裁判所デ其稅關長ガ證人タル船頭ノ日本人ニ對シ、龍山ハ漢江ノ右ニアリヤ左ニアリヤト聞イタ。其船頭ハ實ハ龍山ニ來タ事ノ無イ人間デアツタカラ、大ニマゴツイテ遂ニ右ダト答ヘタ。稅關長ハ夫レガ嘘ノ證據ダト主張シタ。自分ハ當意即妙ニ、日本デハ川上カラ川ノ左右ヲ極メル習慣デアルカラ、龍山ハ確カニ右デアルト主張シタ。第一審デハ稅關長ノ負ケトナツテ控訴上告シタ。其間紅蔘ノ差押ヲ解カヌカラ大ニ困ツタ。

問 一ケ年ニ日本ニ密輸出サレル紅蔘ノ總量見込額如何。

答 一ト口一人大抵五・六十斤ヨリ百五・六十斤位ナリ。紅蔘ノ出盛期ハ大抵白露節ヨリ六十日間ナルヲ以テ其期間短カク、且密輸出ノコトナレバ、到底多量ナル輸送ハ不能ナル故、先ヅ一ケ年一千斤内外ナリシモノト推定ス。夫レガ多キ年ノ推算ナリ。

問 内地ニ於ケル輸入稅及稅關ノ取扱如何。

答 明治十七年ヨリ輸入稅ヲ徵セラル、コト、ナツタ。夫レ迄ハ無稅デアツタ。明治十七年後ノ輸入稅モ、紅蔘ヲ貴重品ト見做サズ、最輕キ從價稅デアリ、

届出通りニ認定シタ。又明治十七年後二・三年間ハ、其紅蔘ハ十六年何月汽船何丸ニテ輸入シタルモノ也ト届出ヅレバ、無税ニシテ扱ツテクレタ。

問 其紅蔘ノ向先如何。

答 人蔘ヲ船デ送ル時ニハ、誰カ一人代表者トシテ荷主ノ中ヨリ人蔘ト共ニ船ニ乗組、長崎ニ至リ。日本人タル大問屋ト取引シ、其問屋ノ手ヲ經テ長崎ニ居ル支那商人ノ手ニ渡リ、支那各地ニ向ケラル、ノデアル。

問 當時ノ代價並利益如何。

答 人蔘ニハ、二十本物、三十本物、四十本物、五十本物、六十本物、無數、肉折等ノ種別ガアリ(二十本物ト稱スルモ二十本分ヨリ二十七本迄一斤、三十本物ト稱スルモ三十八本迄ニテ一斤ノ如キ、例、長崎ニテノ賣相場、一・二・三等品デ一斤十八圓ヨリ十三・四圓位デアツタ。利益ハ大抵五割乃至三割程度デアツタ。

問 一ケ年ノ密輸出額一千斤トシ、一斤平均十五圓デ長崎デ賣リタリトセバ、此代一萬五千圓。五千圓ノ利益ヲ引ケバ約一萬圓ハ朝鮮人ノ手ニ落テ、夫レガ開城邊ノ金融ヲ助ケ、又間接ニハ人蔘業ヲ助ケタリト謂ヒ得ルニ非ズヤ。

答 其通りナリ、併シ右ノ計算ハ、紅蔘ヲ買ヒテ輸出シタルトキノ話ニテ。後ニ

日本人が生マノ人參ヲ買込紅蔘ヲ製造スルコト、ナリ、其量モ増加セシニヨリ輸出モ多クナリ。朝鮮人ニ仕拂ウ生マノ人參代モ亦多額トナツタ。

問 人參密賣又ハ製造等ニ從事セシ日本人ハ、何戸位ナリシカ。

答 日清戰爭直前ノ京城居住日本人ガ六百六人、戰爭開始ト共ニ千七百餘人ニ増加シ、戰爭了ツテ千三百餘人ニ減少セリ。其中資本ヲ有シテ人參業ニ從事セシ者十五・六人ナリ。

問 紅蔘ヲ日本人ガ製造スルニ至リシ經過ヲ話サレタシ。

答 紅蔘ノ密賣ハ、取締ガ嚴重トナリ、多量ニ取引ガ出來ズ。又一方生マ人參ヲ買ヒテ製造スル方ガ利益ガ多ク、生マ人參ハ買入レ易キヨリ。京城日本人ニテ小規模ニ製造スル者ヲ生ジ、追々夫レガ増加スルニ至リシナリ。

問 生マ人參取引ノ情況ハ如何ニ行ハレタルヤ。

答 紅蔘即チ官蔘製造ノ爲メ韓國政府ハ人參耕作者ヨリ水蔘ヲ收納シテ其代價ヲ下付スルモノデアルガ。其代價ガ法外ニ安ク、日本人ノ處ニ賣レバ五割以上高キ價或ハ倍以上ニモ賣レルヨリ。密カニ俵ナドニ入レ京城ニ密送シ來リ、或ハ夜間開城ノ附近ノ山手等ニテ受渡セラレタリ。併シ公然日本人ニ

賣渡ス譯ニハ行カヌカラ、參圃耕作者ハ其代人ノ如キモノヲ使ヒ、之レト契約シタリ。而シテ金ヲ前渡シ、證書ヲ取り、夜間密カニ參圃ニ行キ人參ヲ拔キ取り來ルナリ。參圃主ハ盜難ニ罹レリト翌朝官ニ届出デ、或ハ雇人某トカ甥某ガ(此等ハ既ニ他ノ事件ニテ何ヘニカ逃亡シ現在居ラヌ者)自分ノ知ラヌ間ニ、日本人ニ賣渡シタリナド、届出ルノデアル。毎年大抵所有參圃ノ四分ノ一或ハ三分ノ一ハ極ツテ盜難ニ罹ル譯デアル。

問 開城ニテ聞ケバ、昔日本人ガ不良朝鮮人ト組ンデ、人參ヲ竊盜シタリトカ、又強盜シタリトカ云フ話ヲ聞クガ、夫レハ事實ナルヤ。

答 實際ノ強竊盜モ無キニハ非ザルモ、夫レハ主トシテ鮮人デ又稀ニシテ、且其贓額モ少量デアル。大量ノモノハ皆、盜難ヲ装ヒタル賣買取引デアツタ。

問 其人參ノ拔取方法及運搬方ハ如何ニセシカ。

答 此仕事ニ從事セシムル者ハ、大抵仁川ノ仲仕デアル。蔘圃主ノ代人ト密賣買ノ約束ガ整フト、日時ヲ打合セ、日本人側ハ、仁川ヨリ仲仕其他ノ人ヲ船ニテ臨津江ニ運ビ開城附近ノ上流ノ丁度距離ノヨキ處ニトシカントカ、碧瀾渡トカニ到着シ、上陸シテ參圃ニ入り。先方ノ代人ノ指定スル所丈ヲ堀取り、急ギ

倭ニ詰メ、船ニ積ンデ、仁川ニ持來リ、夫レヨリ京城ニ送ルノデアル。其一團多キハ五十人少キハ三十人位デ、護身護衛ノ爲メ刀劔ヤ短銃ヲ携帶シタル者モアリタリ。

問 人參ハ何年根アルヤ。

答 全部六年ナリ。

問 右ノ事實ノ行ハレシハ何年頃ナルヤ。

答 明治二十七年頃ヨリ、同三十一・二年頃ガ最モ盛ンニ行ハレタリ。

問 右取引中、官ノ監視人ニ發見セラレシコト無カリシヤ。

答 一・二度ハアリシ様ニ覺ユ。金川方面ノ參圃デ受渡中、監視人ニ發見セラレ。

監視人ハ參圃ノ周圍ニ圍ヘル垣ニ火ヲ付ケテ明カルクセシニヨリ、ホウボウノ體デテ逃ゲ歸リタルコトモアリタリ。

問 京城ノ日本公使ハ、如何ナル態度ヲ執リタルカ。

答 確カ秋月公使ノ時ナリシト考フ。通交條約ニヨリ、日本人トノ賣買ハ自由ニスベシト、韓國政府ニ掛合ヒシコトアリシ様覺ユ。又領事館カラハ人參取引時期トナレバ、警部補・巡查若干名ヲ開城へ臨時派出シテ、暗ニ保護シ間接ニ

取引ニ便ヲ與ヘ吳レタリ。

問 其取引高ハ何程ナリシヤ。

答 生マ人蔘ノ代トシテ、日本人カラ開城ノ參圃主ニ支拂ヒシ金ハ、一ケ年ノ推定額最初ハ十萬圓位ナリシモ、後ニハ五・六十萬圓ニ上リタリ。其代價ハ韓國ニハ紙幣ハ無シ、葉錢ヨビチヨニテハ嵩高トナリ、運賃モ要シ、又途中ノ危險モアリ、密賣ヲ發見セラル、虞モアリ。皆日本ノ一圓銀貨ニテ支拂ヒタリ。自分モ、一萬圓ノ銀貨ヲ身ニ着ケテ、夜間開城ニ赴キシ事アリタリ。右ハ皆前金デ渡シタリ。

問 開城ニテハ、今ニ昔シ日本人ガ人蔘ノ強盜ヲ爲シタリナド稱シ居レド御話ニヨレバ、右ハ韓國ノ不當廉價買收ヨリ、參圃主ヲ救ヒ。又一ケ年五十萬、六十萬ノ正貨ガ開城ヘ落チタトスレバ。日本ノ密賣者ハ人蔘業ニ大ナル貢獻ヲ爲シ、且金融ヲ助ケタルニ非ズヤ。

答 其通リナリ。

問 紅蔘製造ニ付テハ、最初朝鮮人ヲ雇入レタルヤ、其技術如何。

答 イツノマニ覺エタルカ、京城十四・五軒ノ日本人紅蔘製造者ハ、大抵日本人計

リテ仕事ニ從事シ居タリ。唯最初ハ慣レザル爲山[○]違[○]ヒト稱スルモノヲツカマサレタリ。山違ヒトハ、忠州トカ龍仁トカ全南産ノ人參トカデ、開城ノ本場ノ人參トハ形體カ違ヒ莖モ小サク、首ノ所、背ノ所ガ貧相デ、紅參ニ仕上ゲタ時ニ甚シク品ノ惡イモノトナル。開城ノ蔘圃デ直取引ヲスルモノハ、確實ナルモ、賣人ガ京城ニ持參スルモノ、中ニハ、往々其山違ヒヲ混交シ、又ハ足ナシ、首折レ等ノ人參ヲ細工シテ續ギ合セタル物ヲモ往々ツカマサレシモ。後ニハ日ガ利ク様ニナリ、右ノ如キ品ハ、荷ノ中ヨリ、ハネ出シタリ。

大抵開城ヲ中心トシ瑞興・金川・報德邊迄ニテ、伊川迄ノ物ハ半價ニモ價セザルモノデアツタ。開城ノ三年苗ヲ忠州龍仁等ニ植ヘルコトモ行ハレタガ、其品モ本場品ニハ劣ツテ居タ。

問 製造技術ニ付テハ如何。

答 日本人ガ製造シタル紅參ハ、却テ韓國官製造品ヨリハ優良デアツタ。唯色ガ少シク薄イ丈ハ劣ツテ居タ。長崎デモ品ガ優良デアルカラ歡迎サレタ。

日韓製品ヲ比較スルニ、第一日本品ハ水參ヲブラシデ丁寧ニ洗フ爲メニ洗ヒガ十分デアリ、其火加減干加減モ、小サキ乍ラ各自ガ自宅デ製造スルノデア

カラ、設備ガヨク整ツテ居リ。韓國ノ官製ト違フ點ハ、製造者ガ販賣者デ則チ製造者ト其商品ノ利害關係ガ一致シテ居ルカラ毫末ノ事モ慎重ニ注意ガ行届ク爲デアツタ。

京城デ紅蔘ヲ製造シテ居ル所デハ。其雇人ノ中ニ、技師長トモ云フベキ製造ニ慣レタ日本人ガ一人居タガ、主人モ大抵其技術ニハ精通シテ居タ。

自分モ大ニ其仕事ニハ興味ヲ持チ、従事シタカラ、鳥渡人蔘ヲ指ノ上ニ載セテ其量目ガ判リ、夫レガ二分トハ違ハナカツタ。

製造時ニナルト、京城ノ居留民ノ中カラ、人妻トカ、娘トカ、多數ニ手傳ニ雇ハレ夫レガ唄ナドヲ歌ヒツ、景氣ヨク仕事ニ勵ミ。丁度宇治ノ茶摘時ノ如キ光景デアツタ。此仕事ノ爲メニ、居留民ニモウルオイガアツタ。

紅蔘ガ出來上リ、夫レヲ二十本モノ、三十本モノ、四十本モノ等ニ組合セルノモノノ技術デアル。大小、其見カケニヨリ體裁ヨク、量目ノ合フ様ニ取合セネバ、ヨキ物計リヲ合セルト、後ガ劣ツテ直段ノ上ニ損トナルカラデアル。

問 包装商標等ハ如何ニセシカ。

答 朝鮮紙デ包ミ其上ニ左ノ如キ符號ノシルシヲ付ル丈、デ箱ニモ入レズ、商標

モ貼ラズニ長崎へ送り。長崎ノ支那商人ガ箱ニ入レ、商標ヲ貼ツテ、本國ニ送ツタ。

卅 二十本モノ

卅 三十本モノ

卅 四十本モノ

卅 五十本モノ

卅 六十本モノ

問 御話ニヨリ、大體ハ能ク判シマシタ。何カ他ニ面白キ御話ナキヤ。

答 紅參ヲ日本ニ輸出スルハ、法ノ嚴禁スル所デアレド。密輸出ノ外ニ前後ニタツタ一度、公然ト大阪へ紅參ヲ輸出シタ例ガアル。

明治十七年ニ、京城ニ變亂ガアリ、翌十八年日韓和約成リ。朝鮮政府カラ、賠償金トシテ金十八萬圓ヲ日本ニ支拂フコト、ナツタ。國庫ノ金塊、馬蹄銀ヲサラゲ出シタガ、何分貧乏ナル韓國政府ノ事ナレバ、タツタ十八萬圓ノ金額ガ拵ハヌ。乃コデ不足ノ金額ヲ牛皮ト大豆ヲ以テ充テル事トシタガ、夫レデモ未ダ不足デアアル。其不足ヲ紅參ヲ以テ補フ事トシ、濱田商店ノ爲替トシ、其不

足ノ金額丈ヲ大阪デ外務省ヘ支拂フコト、シタガ。扱紅蔘ハ輸出禁止品デア
ルカラ特別ノ取扱ヲ要スル。償金支拂ノ邪魔ヲスル政府ノ一派ガ法令ヲ
楯ニシテ夫レヲ拒ム。別入侍ノ趙秉夏ガ李太王ニ運動シ、宮中府中ノ區別モ
無イ當時ノ事デアルカラ、其運動ガ効ヲ奏シタ。秉夏ハ王ノ特別ノ寵遇ヲ受
ケテ勢力ガアツタ。乃コデ王サンノ特別勅許ト云フ事ニナリ、紅蔘ヘ證明書
ガ付イテ公々然ト輸出サレタノデアル。

タツタ十八萬圓ノ金ニ苦シダ、韓國々庫ノ貧乏サハ實ニ笑フベク憐ムベキ
モノデアツタ。

問 今一ツ緊要ノ事ヲ問洩セリ、右ノ如キ盛ナリシ紅蔘ノ製造ハ何年頃マデ續
キシヤ、又何故ニ衰退セシヤ。

答 日本人ノ紅蔘製造ハ、明治三十三年頃迄ニ次第ニ衰退シテ廢止スルニ至リ
シモ、猶明治三十五年頃マデニハ少シ計リハ製造シテ居タ様ニ覺ユ。

其衰退シタル原因ニ付テハ、種々ノ事情ガアル。

第一ニ、韓國政府ガ、人蔘耕作人カラ紅蔘製造ノ爲メニ、水蔘ヲ買上グルニ當
リ、最初ハ不當ノ廉價デ勒買シテ居タ。夫レハ製造ニ該ル者等ガ役人トグル

ニナリ、大ニ製造上ニ暴利ヲ得ンガ爲メニ、耕作人ノ苦痛ナドハ少シモ顧慮セズニ、ヤツタノデアルガ。其値段ニ倍以上ノ差ガアル爲メ、日本人ニ水參ヲ密賣スル者ガ多クナリ——表テ向キハ盜マレタ事トシテ——紅參製造ニ不足ヲ告グル年モアリ。其點ニ鑑ミテ、幾分カ買上値段ヲ上ゲ、日本人ニ賣ル値段ト開キカ少ナクナツタコトカラ、耕作人ハ危險ヲ冒シテ迄モ、密賣ヲスル必要ガ無クナリシコト。

第二ニ、韓國政府ガ、密賣ノ取締ヲ一層嚴重ニ行フニ至リシコト。

第三ニ、日本人ガ水參ヲ買フニ方リ最初ハ、前金ヲ渡シ證文ヲ取り、續イテ人參ヲ引取ルト云フ順序デアツタモノガ。後ニハ丁度米ノ青田賣買ノヨウニ、春カラ金ヲ前貸セネバナラヌ事トナリ、其仲介業ノ様ナ者モ出來。最初參圃ノ所有者タル秘密ノ代理人ト證書一枚デ契約ガ結バレ、夫レガ完全ニ履行サレシ美風モ段々ト失ハレテ。後ニ至ツテハ契約不履行ノ者モ出來タ、之レガ履行ニ付テハ、裁判所ニ訴ヘル事モ、強制執行ヲスルコトモ出來ズ結局丸損トナルノ外ナク。又人參ニハ病虫害ガアリ、春金ヲ貸付ケタ後ニ其抵當物タル人參ガ病虫害ニヨリ、全部腐敗枯損シテ貸付金丸倒レトナツタ事モアリ、結局

投資ノ不安ト云フコトガ此仕事ヲ衰退セシメタ主タル原因デアツタ。

問 以上種々ノ原因カラ、京城日本人紅蔘製造業ハ遂ニ廢滅ニ歸シタノデアル。
紅蔘密賣ハ、支那人ニ向ツテ行ハレザリシヤ。

答 義州邊ニテハ行ハレシト雖モ、京城デ行ハレズ。又仁川ニテモ行ハレズ。

當時支那ヘノ商路ハ陸路以外ニハナカリシ爲ナリ。

問 紅蔘ハ日本消費向キトシテ輸出サレザリシヤ。

答 價ノ高キ爲メ、日本人ハ使用セズ、唯僅カニ折レ等ノ劣等品ノ少量ガ日本ニ
入り使ハレタルノミナリ。

非常ニ御邪魔ヲ致セリ、御厚意ヲ謝ス。

(2) 高木徳彌氏の談

昭和六年十六日西小門外竹添町氏の宅に於て著者訪問筆記

高木氏ノ談要領左ノ如シ。

一、自分ハ明治二十八年ニ京城ニ來リシガ其頃日本人ハ人蔘ヲ買入レ、紅蔘製造
ヲ盛ニヤツテ居マシタ。自分ハ一切人蔘ニハ手ヲ出サズニ居リマシタ、但懇
意ナ者ニハ、隨分_レニ關係シテ居タ者ガアリマシタ。

一、日本人ノ人參ニ手ヲ着ケタ初ハ、何ンデモ明治二十年頃ダト人フコトデス。其時分ハ運輸ノ便ガ無イカラ、僅ニ造ツテ、密カニ支那人ニ京城デ賣ツテ居タト云フコトデス。

一、仁川へ日本ノ汽船ガ來ル様ニナリ、密輸出ノ便ヲ得テ、一時ニ盛ンニナツタト云フコトデス。

一、人參ニ資金ヲ貸付ル者ト、紅蔘ヲ製造スル者トハ別デアリマシタ。尤中ニハ自分ノ資金デ、自分デ製造シテ居ル者モアリマシタ。

一、資金供給者ハ、關繁太郎、藤井友太、中村再三、森勝次等デ、皆モヲケマシタ。彼人達ノ富ト人參資金貸付ノ利益トハ大ニ關係ガアリマス。

一、金利ハ月一割カラ八分位デシタ。製造ニ從事セシ者等ハ、金利ニ吸ハレ、余リモオケテ成効シタ者ハアリマセン。

一、日本人ノ紅參製造ハ、明治三十年頃マデ續キマシタガ、其後ハ廢絶シマシタ。

一、人參取引ノ方法ハ、開城參圃主ノ代人ト密ニ約束シ、前金又ハ内金ヲ渡シ置キ日ヲ約シ、夜中ニ仁川カラ舟ヲ廻ハシ、參圃ニ行キ、堀キ取ルノデス。夜間ノ事デアルカラ、秤ノ目ヲゴマカシテ、不正手段ヲ弄スル等ノ事ガ中ニハ行ハレ。

此方ハ大勢先方ハ二三人デスカラ、勝手ナ事ヲ仕タ者モアツタト云フ事デス。又序デノ節ニ、其隣リノ蔘圃ノ人蔘ヲ盜掘シテ來ル事モ行ハレ、捕マツテ領事館ニ引渡サレ、處刑ヲ受ケタ者モアリマシタ。

一、人蔘ヲ紅蔘ニ製造スル連中ノ中デモ、資金ヲ人ニ仰グ連中ハ、ナマケ者ガ多ク、其時季丈働キ、平素ハ絹ノ着物ヲ着テ、懷手デ遊ンデ居ルト云フ手合デアリマシタ。

一、紅蔘ハ皆自家デ製造シテ居マシタ、朝鮮人ハ一人モ使ハズ、皆日本人計リデ巧者ニ製造シテ居マシタ。其時季ニハ人蔘ヲハケデ洗フ爲メニ、女共ノ内職ガアリマシタ。

一、紅蔘ノ輸出ハ、仁川ニ日本汽船ノ來リシ時ニ、種々ノ手段ヲ講シテ、苦心慘憺、舟ニ運ビマシタ。

一、明治二十八年頃ニハ、京城ノ日本人ハ人口約三百人。人蔘ノ外ニ餘リ仕事モ無ク、商買人モ小店計リデ、仁川カラ雜貨ヲ仕入レ、日本人ニ賣ツテ居マシタ。

一、自分ハ人蔘ノ爲ニハ、柳骨柳ガ賣レテ少シマウケマシタ。

(3) 長野普氏談要領

昭和十三年八月五日開城府大平町氏の宅に於て著者聞取。

同氏は京城日本領事館開城出張所に勤務し遂に土著し今日迄居住せる人なり。

一、自分の開城に勤務せしは明治二十九年前後なり。當時蔘政は紊亂し宮内府内藏院郷李容翊の子分とも云ふべき李健嚇が開城に來り居り、人蔘に對する種々のよからぬ行爲を行ひ居たり。

一、居留日本人が人蔘を實際に窃取したる事實は斷じて無し。

一、蔘圃主と日本人との人蔘賣買は晝間行はれたり。而して賣主は蔘圃主の親類の者にして蔘圃主が知らぬ中に勝手に賣つた事に表面を作為し誰れが賣りたるか韓國官憲に判らぬ様に爲したり。判りかけると逃走した者もありたり。

一、人蔘を日本人に賣ることが判れば韓國官憲は有無を云はず其人蔘は皆官に沒收したり。

一、韓人と人蔘を取引する日本人は、先づ領事館警察官出張所に來り其旨を述べ。日本巡查一人と共に同行し人蔘受授に巡查が附添ひ居り、人蔘を蔘圃の墻の

外に出せばモ一こちらの物にて韓國官憲は之を沒收し得ざりし。

一、人蔘買受人たる日本人は何れも短銃又は日本刀を帯び居たり。是れは護身の爲にして仁川と京城間に於ても金を持てる日本人が往々韓人の爲に殺されし如き事實ありしに基くものなり。

一、當時の開城在日本居住民は約四十戸内外にして人蔘に關係せる者は極めて少數なりし。

一、居留日本人が人蔘を強奪する云々と云ふ事は東京にも傳はりしと見え、ある時大隈外務大臣が此事を以て飭められし事ありしと云ふ。

(以上の外大體山口氏の談と同じききは省く)

(4) 菊池謙讓氏の談

同氏は古く新聞記者として來鮮し李太王の信任を得政治上に縦横の手腕を揮ひ活躍せし人なり。

韓末人蔘綺談附 三井ガ人蔘ニ關係スルニ至リシ起原

問 貴方ハ嘗テ韓末ニ於テ、人蔘ニ關係セシ事アリシトノ話ヲ、他ヨリ聞込タリ。
御差支無クバ、其顛末ヲ御話アリタシ。

答 御話シテモ一向差支アリマセン。其次第ヲアラマシ申セバ、時ハ明治三十四年十月デアリマス。自分ガ斡旋ノ結果、韓國政府ニ二十八年式軍銃一萬挺、彈丸三千萬發、並夫レニ附屬スル一切ノ品目ヲ賣込ム契約ヲ整ヘタノデアリマス。

問 夫レハ如何ナル動機カラデ如何ナル運動ニ依テ成効ヲ見ルニ至ツタノデアリマス？

答 當時韓國ニハ武器ヲシキ新式ノ武器無ク、大ニ其レヲ慾シガツテ居タノデス。此レヨリ前、各國ガ内密競争シテ、其賣込運動ヲ仕テ居タノデス。日本ノ陸軍カラモ、野津鎮武(道貫ノ養子)ト云フ少佐ガ來テ居マシタ。

問 夫レガ貴方ノ手ニ落チタト云フノハ、畢竟貴方ガ當時ノ韓國皇帝陛下則李太王ノ御親任ガ渥ク、夫レニ因リ直接申上ゲ御允ヲ得タ譯デスカ。

答 マーソンナ次第デス。

問 夫レカラ如何ニ仕マシタ。

答 早速自分ハ其趣ヲ陸軍大臣ニ電報ヲ打ツテ知ラセタノデス。陸軍省ハ躍リ上ツテ喜ンダ、其喜ンダノハ、唯賣ツタ金ガ這入ルト云フ計リデ無ク、兎モ角

日本ノ銃器當時ニ在ツテハ最新式ノ銃器ヲ、一萬挺モ朝鮮ニ入レテ置ク事ヲ喜ンダノデス。時ハ日露戰爭ノ前デ、日本ハ早晚露國ト戰ハネバナラヌト臆ヲ固メ、參謀本部ニ於テモ着々劃策ヲ進メテ居タ時デアリマスカラ。兎モ角新式ノ銃器ガ朝鮮ニ一萬挺モ現在スレバ、一朝有事ノ際夫レヲ使用スルコトヲ得ル軍事上ノ利益ガアルカラ、喜ンダノモ無理ハアリマセン。

問 陸軍大臣ハ誰デシタカ。

答 桂太郎氏デアリマシタ。タシカ當時中將デアツタト思ヒマス。

問 夫レカラドー成リマシタ。

答 所デ甚ケシカラヌ事ニハ、陸軍省カラ小生ニ電報ガ來マシタ。銃器ノ賣込ハ免許ヲ得タル商人デ無ケレバ都合ガ悪イカラ、其名義ヲ三井ニセヨト云フノデス。自分ハ甚癪ニサワツタカラ、自分ノ名義デ陸軍省ガ軍器ノ拂下ガ出來ナケレバ、韓國政府トノ契約ハ解約スルト、言ツテヤリマシタ。陸軍省ハ驚イテ、菊地謙讓ノ名義デ拂下グル、但シ其輸送則東京ヨリ仁川迄ハ三井ニ請負セテ呉レヨトノ事デ、自分ハ夫レヲ承知シタノデス。此銃器ヲ三井ガ運送シタト云フ事ガ、後日三井ガ人參ヲ取扱フ機縁トナツタノデス。

問 契約ハ如何ニ仕マシタカ。

答 契約ハ、賣込人ガ自分、買受ハ韓國政府其代表者ガ軍部大臣ノ朴齋純デ、之レニ韓國外部大臣ガ副署スル。其時矢張朴齋純氏ガ外部大臣ヲ兼任シテ居タカラ、非常ニ好都合デシタ。而シテ夫レニ日本公使ノ秋月佐都夫氏ガ奥書シタノデス。

問 貴方ト韓國政府トノ契約ニ、日本公使ガ奥書スルトハ、如何ナル理由カラ出タモノデスカ。

答 當時日本人ト韓國政府トノ大キナ契約ニハ、皆左様ニシタノデス。畢竟、其奥書ハ、契約當時者タル日本人ノ身元ノ確實ヲ證シ、且其契約ノ履行ヲ保障スル意味モアリ。又韓國政府ガ其契約ヲ履行セザル際ニ當ツテ、公使ガ掛合フ便宜ガアルカラデス。

問 取引ハ完全ニ行ハレマシタカ。

答 賣主ノ方ハ、契約ニ基キ、完全ニ其物品ヲ韓國政府ニ納付シマシタガ。何分貧乏ナル政府ノ事故、其代金ヲ一向支拂マセン。自分ハ度々督促シマシタガ、中々容易ニ拂ハヌカラ、自分ハ遂ニ其權利ヲ則代金受取方ヲ三井ニ委任シマ

シタ。其時三井カラハ、郷大五郎ト云フ人が來テ居マシタガ、之レガ三井支店ヲ京城ニ開設スル基トナリマシタ。

問 代金ハ何程デシタ。又貴方ノ取ラレタ、コンミツシヨンハ何程デシタカ
答 代價ハ總計壹百五拾六萬圓デ、自分ノ受取ツタ金ハ八萬圓デス。

問 エライ少ナイデハアリマセンカ、其ノコンミツシヨンガ。

答 元々自分ハ、商人根性カラ、ヤツタノデ無ク、國家ノ爲ヤツタ仕事デ。初メカラ約束シタ譯デ無イカラ、先方ノ出シタノニ満足シテ、不足ノ氣持ハナカツタノデス。

問 其八萬圓モ、貴方ノ氣質ノ事ダカラ、皆浪人共ニ分ケテヤツテ、一文モ殘サナカツタデシヨウ。

答 其時分ノ浪人ハ大抵金ヲ貰イニ來テモ、百圓、五十圓ト云フ口ガ多ク、タツタ一ツ千圓ト云フ口ガアリマシタガ。イクラ使ツテモ、使ヒ切レズ、困ツタノデス。夫レデ二三年樂々ト暮シマシタ様ナ次第デス。今カラ思ヘバ、夢ノ様ナ話デアリマス。

問 夫レカラ、代金支拂ノ方ハ如何ニナリマシタカ。

答 三井ノ方デ度々請求シテモ、一向支拂ハヌカラ、度々迫ツタ結果、人參代ノ中カラ年々割拂ニ支拂ツテ貰ウ事ニ交渉シテ聞届ケラレタノデス。當時紅參製造ハ宮内府ノ手ニ握ラレ、内藏院ノ下ニ、參政課ト云フモノガ置カレ、内藏院卿ノ李容翊ガ人參ノ實權ヲ握ツテ居マシタ。此男ハ随分惡イ男デ、人參デハ大分不正ノ利ヲ占メテ居マシタ。

而シテ、右ノ如ク約束シテモ、紅參代ノ方カラ一向支拂ハヌカラ、遂ニ支那ニ賣ル紅參ノ一部ノ販賣方ヲ三井ニ於テ引受ケ。其紅參代ノ中一部ヲ韓國政府ニ收メ、一部ヲ銃器代トシテ差引クコト、シ、右債務ノ了ルマデ則五ケ年ノ期限デ、三井ニ販賣方ヲ委托シタノデス。

其期限内ニ日露戰爭トナリ、韓廷ノ改革トナリ、宮内府デ紅參ヲ製造スル事モ廢止セラレ。紅參ノ事務ハ度支部ニ移リ、三井ハ曩ノ緣故ニ由リ、引續キ人參ノ販賣ヲ取扱フコト、ナリ、併合後モ依然繼續シテ、今日ニ及ンダノデアリマス。

問 日本人ノ人參泥棒ノコトハ、御承知アリマセンカ。

答 余リ深クハ知リマセンガ、最初ハ朝鮮人ガ内密ニ京城日本人ノ所へ賣リニ

來リ、夫レヲ買ヒ紅蔘ニ製造シテ居マシタガ。韓國政府ノ取締ガ嚴重トナリ、其人參泥棒ガ行ハル、事トナリマシタ。

問 何年頃デスカ。

答 人參泥棒ハ明治三十年ト三十一年頃ガ一番盛ンデシタ。參圃ノ持主ガ密カニ代人ヲヨコシテ、日本人ニ賣ルノデス。ソコデ日本人ハ夜間人ヲ遣ハシテ、盜ンダ形式ニシテ持ツテ來リ、參圃主ハ盜難ニ罹ツタト届出ルノデ、京城カラハ、其泥棒ノ指揮官ニ腕ツ節ノ強イ浪人共ハ面白ガツテ行ツタノデス。自分ハ腕力が強ク無イカラ行キマセンデシタ。新聞記者ノ中カラモ行キマシタ、東京日々新聞ノ特派員記者タル青木大明、此人ハ杉浦重剛サンノ弟子デ豪傑肌ノ腕力ノ強イ人デシタガ、ヨク行キマシタ。

何レモ舟デ漢江ヲ下リ、仁川ニ出テ臨津江ヲ遡ツテ行クノテズ。腰ニ日本刀ヲ差シ込ンダリ、短銃ナドヲ携エテ群ヲ爲シテ行クノハ、先ヅ昔ノ野武士ノ様ナ恰好デス。

問 其浪人ヤ新聞記者ハ、分ケ前ヲ貰ウノデスカ。

答 禮ハ貰フノデスカ、其時分ノ浪人ヤ新聞記者ハ、何レモ意氣豪放、何か事アレ

カシト願ウ、物騒千萬ナ連中デスカラ。寧口甚ダ興味ヲモツテ、面白ガツテ行キマシタ。

問 日本公使ノ態度ハ、右ノ件ニ關シテ如何ガデシタカ。

答 公使ハ秋月氏デシタガ、日本人ノ人參ヲ買ツタリ、又紅參ヲ製造シタリスル事ハ、日韓條約ニ何等禁ジテ無イカラ、差支ナシ。大ニヤルベシト、寧口裏面デハ、保護獎勵シテ居タノデス。人參ノ時季ニナルト、居留日本人保護ノ名ノ下ニ、開城へ巡查ヲ出シテ吳レ、暗ニ表向キハ人參泥棒、實ハ人參買入ノ保護ヲシテクレタノデス。

問 閔泳翊ノ事ハ御承知ニナツテ居マセンカ。

答 余リ知リマセン。彼男ハ上海ニ往ツテ、宮内府デ製造スル人參ヲ賣ツテ居マシタ。大分李大王ヲダマシテ、クスネタト云フ事デス。

問 其人參ヲ賣ツテクスネタ金ヲ何百萬圓モ自己ノ名義ニシテ、上海ノ外國銀行ニ預ケ入レテアルト云フ評判ガアリ。閔泳翊ノ遺子閔元植ヲ、上海假政府ノ連中ガ拉シテ行キ、其金ヲ出サセントセシコトガアリマシタガ、アノ金ハドウナツテ居ルデシヨウカ。

答 アレハ風評丈デ、閔泳翊ガ上海デ死ンダ時ニハ、モウ無カツタノガ本トウデシヨウ。

問 話ガ元ヘ戻リマスガ、銃器賣込、人蔘ヲ三井ガ引受タトキノ往復公文書及契約書等ノ古文書ハ、御手許ニ殘ツテ居マセンカ。

答 少シハ、アルカモ知レマセン、其中探シテ置キマセウ。

問 何カ外ニ人蔘ニ關スル奇談ハアリマセンカ。

答 アリマセンネ。

筆者 今晚ハ、文獻ニ無イ面白イ史料ヲ聞カシテ下サイマシタ。將來ノ人蔘記録トシテ殘シテ置キマス。御厚意ヲ感謝シマス。

右菊池氏談紅蔘を銃器の代價として三井が取扱ふに至りし云々の條は表面の公文書及記述に現はれ居らず。紅蔘を三井に取扱はせし初りは光武四年十一月二十七日韓國檢察大員大三輪長兵衛と三井物産合名會社代表吳大郎との間に三年の期限を以て委託販賣を契約せしものにして此時の事ならんかと想はる。

猶光武七年の契約書は左に參考として掲げ第二卷下編第十一章の記述を補

ふ。

「高宗實錄」の記載

光武七年四月十五日

內藏院與日本國三井物産合名會社官蔘委託販賣契約成

第一條 三井은事業을誠心周旋을何國商買를勿論을且最高價에一遵을

且其資産과信用의最優者를選擇을放賣할事

第二條 官蔘放賣을三井은先づ內藏院과販賣價格을協定을其認可를得

후에施行할事

第三條 若し買人이內藏院과自行交渉을協定을買價가三井의協定을買

價보다高할時に內藏院은直接協定을買人에게自由放賣을得으나此境

遇에는三井은物品受渡外代金去來等을擔當을口錢으로販賣價格千分

의三十五를買人으로서收納할事

第四條 官蔘受授을處所는仁川港으로定할事

第五條 內藏院이 만일 官蔘製造資金으로 前金을 要求하는 境遇에는 一箇月

前에 其所用金額을 三井에 告豫事 但 前金의 制限及 利子는 京仁閭銀行

利子 最低額에 準據하여 代金受授前에 協定할 事

第六條 前條에 記載한 前金은 官蔘賣價中에 控除清算할 事

第七條 內藏院은 何人을 勿論하고 潛蔘賣買製造及 輸送等 事를 潛行하여 官

蔘販賣에 妨礙者가 有하면 嚴刑에 處하여 其弊가 無케 하는 責任이 有할 事

第八條 三井이 官蔘價額을 協定하는 時에 本契約을 不遵하고 低價로 抑買코

저는 境遇에는 內藏院에서 自意放賣할 事

第九條 本契約及 官蔘販賣委託規則에 違背하는 者는 損害를 賠償하는 責任

이 有할 事

第十條 本契約은 約定期限이 盡하기 前에 互相協議後에 解約及 續約할 事

光武七年四月十五日

明治三十六年四月十五日

內藏院卿 李 容 翊

三井物産合名會社

代表人 小田柿捨次郎

右契約^ノの成立^ヲを證明^ス

特命全權公使 林 權 助

第十二章 人蔘とマンドラゴラ

第一節 人蔘とマンドラゴラと思想上の共通

東洋の人蔘と西洋のマンドラゴラは、思想的に好一對の植物と謂ふべく。即其根の人形を爲せる者を崇びて靈草視したること、避邪の咀力ありとせしこと、性慾興奮劑としたること、之を採掘する時號叫すること等は、共通せる點にして、西人が東洋に來り人蔘の事を聞きて東洋にもマンドラゴラ在りとし、支那人がマンドラゴラの事を聽きて西洋の人蔘とせしことありしも宜なりと謂ふべし。著者輒も人蔘史を著すべく資料蒐集の初に於て、マンドラゴラの記載を文獻中に見出し。「其植物は東西異なりとするも之に對する思想は東西相通じたるものにて或は昔支那より西域を経て西洋に傳へたるものに非ざる歟。又之れと反對に西洋より支那に傳はりしに非ざるなき乎」の疑問を懷き、考察討究に力を盡し窮めたりしが。結局兩者全く別箇の存在にして其間に何等の連絡あらざること判明したり。本章に於てはそれ等の點を考證すべく、且マンドラゴラ

の如何に人蔘に酷似せるかを詳説せんとす。尙ほ支那に於ける人蔘思想の發現要素と其時期に付ては第一卷の記載を参照すべし。

○宋末ノ人。

○押不蘆ハヤプロ
波斯語ノヤブルス
ナラン。

マンダラゴラのことの支那に傳はりしは宋時代にして、宋の周密の『癸辛雜識』續集竝『志雅堂雜鈔』…に回々國の西數千里一物を産す極めて毒。全く人形に類す人蔘の狀の若し。其會之に名けて押不蘆と曰ふ、土中に生ず、深さ數丈人或は誤つて之に觸るれば其毒氣に著き必ず死す。之を取るの法先づ四傍に於て大坎を開く、人を容るべし。然る後皮條の索を以て之を絡む、皮條の絲は則ち犬の足に繋ぐ。既にして杖を以て犬を擊逐す、犬逸して根拔起す、犬毒氣に感じて隨つて斃る。然る後就て土坎中に埋め歲を經る。然る後取出して曝乾別に他藥を用る之を制す。毎に少許を以て酒に磨し人に飲ましむれば則ち通身麻痺して死す、刀斧を以て加ふると雖も亦知らざる也。三日の後に至り則ち少藥を以て之に投ずれば即ち活く…とあり。此は文獻の記載なれば、或は是より前西域交通により其話説の傳はりしものならん。

此後支那に於て此植物ありしとし、狼毒其他の草を充てしものあるも誤なり。支那には此植物を産せず。

第二節 其植物の本體

此のマンドラゴラと稱し迷信の的となつた植物の本體は、ナス(茄子)科 *Solanaceae* の狼ナスビ族 *Atropeae* のマンドラゴラ屬 *Mandragora* 中の *Mandragora officinarum* L. (= *Atropa Mandragora* L.) にして。地中海地方特に希臘地方並小亞細亞地方に産し、無莖の宿根草にして其葉は葉柄あり、大形の卵狀を呈し、初生の葉は鈍頭なるも其後に出るものは鋭尖頭を成す。早春に出芽根生葉多數に叢生し地面に平布す。數梗を葉中に抽いて各梗頭に帶縁なる黄色の一鐘狀花を着け三四月頃開花す。一種の臭氣あり、蔓の裂片は披針狀にして橢圓形を成せる果汁多き漿果と同長なり。漿果は五月に熟し黄色となる、多肉にしてスモ、の顆實大の太さとなり。一種の匂ひを有す。地下莖は地中に直下稍やダイコンに似て多肉肥厚中には二タ股三ツ股等に分岐し、或は其上部にも分岐し間ま人形に似たるものを生ず。

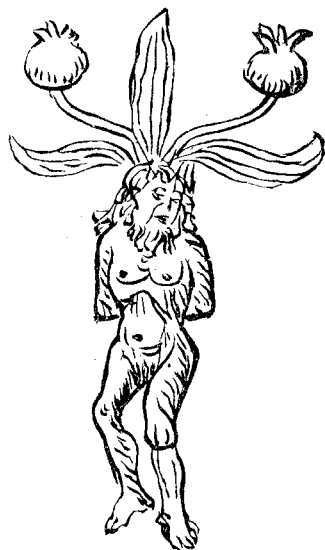
中世に於て流行したるマンドラゴラは右の植物に該當すること誤無きも、舊約聖書に出でたる *Dudaim* を英譯舊約全書には *Mandragora* に充てあり。此ツダイ

○日本ノ舊約全書
ノ譯ハ總加子ト
ス。

女性の曼陀羅



男性の曼陀羅



一四八六年アウグスブルクニ於テシエンズベルガーニ依リ印刷サレタル Hortus Sanitatis ナル藥用植物ニ關スル古書ノ中ノ圖 (武田氏ヨリ)

ムは芳香植物にして婦人の懐胎を成就せしむる作用あるものを謂ひ、マンドラゴラ又はアルラム *Alraun* 即福神の義ありとし。此アルラムは *Alraunwurze* の略にして、マンドラゴラ、オフィシナリスの根なりと説あり。されどツダイムをマンドラゴラなりとすることの適否は猶考察の要ある如し。

學者によりては眞のマンドレークは前記植物と同屬の *Mandragora autumnalis* Bertol. なりと稱するものもあり。此植物は地中海沿岸地方特に希臘に多く産せら

○ウイナス(Venus)ハ古代羅馬ノ愛ノ女神ニシテギリシヤノアフロダイテト同視セラル元來此女神ハ庭園神ニ西紀前二〇年始メテ此神ノ殿堂が建設セラレタリ。
 エリクス Eryxノアフロデーア Aphroditeノ崇拜ガシハリーヨリ輸入セラレン以來「萬物ノ母」又「世界ノ征服者」トセラレタリ。
 ○女神ウイナス Venusトアフロデーハ同一ノ神。ウイナスノ別名アマンドラゴリテイ Mandagori、Istトモ稱セラレ。

れ秋深藍色の花を開く。

マンドラゴラはアフロヂアカの中に包含さるべき其一種なり。即アフロヂアカとは情慾や戀情を惹起し異性の相手方をチャームする藥劑にして、古代のギリシヤ・ローマに於ては愛の飲料(誘愛劑)・魔藥的飲料として男女兩性間に非常に盛に用ゐられしものなり。即媚藥(飲用するものに非ずホレ藥なり)と性的興奮藥との兩作用に使用されしなり。

此アフロヂアカなる言葉の語原を釋ぬるに、此は希臘語の「アフロイデス」より來りしものにして、其意は泡沫を表はす。戀愛を司どる女神アフロヂアテが海に漂ふ泡沫より誕生したるに基くものなり。其像の一には貝の中心に立てるものあり、結局泡沫は精液を象徴するものなり。

古代アフロヂアカとして用ゐられしものに左の數種あり。

一、セラチチス草 其名に背かず頗ぶる泡沫性に富みしものなり。

二、アコルス草

三、ゾエハリア草

四、バイルトルム 羅馬語、希臘にてはバイルトロン

五、ボキユルム・アマトリウ

六、マンドラゴラ

右の中最もマンドラゴラが流行したり。

猶マンドラゴラ、オツフィシナルムの各國の名稱は

(1) 獨

アルラウネ

(2) 露

アダモヴゴロブ

(3) 古へプリウ

ヅダイム

(4) 波斯

ヤブルス

(5) アラブ

イプルツ

(6) バレスチナ

ヤブロチヤク

(7) 英國

マンドレーク

(8) 日本譯名

戀茄子

右の外に猶左の如き別名あり。

△ *ant. carthagen* (人に似し形) ビタゴラスの命名。

△ *Planta scithoanis* (半人植物) コルメラの命名。

△アラブ人はマンドラゴラを悪魔の蠟燭とよび。十乃至十一世紀の英國古文書には此物夜光ること蠟燭の如しと言ひ、一世紀の猶太人はマンドラゴラの色焰の如く夕に強く輝くと言ひたり。

△同一の植物でも此を男女兩性の二種に分つことは古くより行はれたることなるが、チオスコリデス及プリニウスは男性のマンドラゴラをセリオン、マルゼン、又はヒツポフロモン、女性の方をトリダチスと命名したり。一四八〇年アウグスブルクに於て、シエンスペルカーの *Horus sanitatis* なる藥用植物に關する古書の中にも此兩性の圖あり。

△十六世紀の頃ライデンに醫學教授たりし、レムベルト・ドドネウスは彼著書にマンドラゴラに *Pisdieffe* 小便泥棒なる名を命じたり。

△アラブ人は悪魔のリンゴと呼び、西洋一般にては戀のリンゴ *Love Apple* と呼べり。

マンドラゴラの獨逸語 *Alraun* 又 *Alrune* は *All* 即 *ganz* なる接頭語と *Rune* なる語より成れるが、後者はアングロサクソン語の *runen* 古代獨逸語の *runen* 中央高獨逸

語の *rūnen* を經て發達したる 嚙くの意味の現代高獨逸語 *raunen* (一方同一意味を有する英語 *round* を派出せしが)と源を同ふするものにして、秘密の意を有するゴート語 *rūna* より轉じ耳語の意を有する中央高獨逸語 *rune* と發達を共にし、一方ルーン字 *rune* を派生せしが、一既に古代高獨逸語の中に *Alrūna* の形を見中央高獨逸語 *Alrune* の形を見る……によるも、マンドラゴラの起原の古きを覗ふを得べし。

マンドラゴラの發生原因に付ては左の如き傳説あり。

△マンドラゴラは地の暗き所に棲み、絞首臺の下にて死囚の尸の氣と肉にて生育す。

△獨逸では世襲の盜人、又は胎内に在る中母が窃盜し絞罪に處せられた罪人斷末魔の遺溺より生ず。

△トーマス・ニュートン *Thomas Newton* 著《聖書に現はれたる植物志》 *Herball to the Bible* 中に……それは恰も生命ある活物の如く想はれて居た。それは或は殺されし死者の精液から生じたものである……。

△マンドラゴラを高く賣付くべく商人野師連は右の如き傳説を利用し、此草は



マンドレーク即チ マンドラゴラ 戀なす
Mandragora officinarum L.
(SIRTHORP 氏著 Flora Graeca 書中ノ圖)
(牧野氏ヨリ)



マンドラゴラヲ發見セル女神方得意ニ其レヲちすこりてすニ
贈呈し居る場面。丁度此レハ其レヲ掘り採ツテ來タ時デ此處ニ
ハ其レヲ掘り採ルニ使ツタ犬ガ瀕死ノ狀態ヲ呈シテ居ル

(Vienna Dioscorides カラノ圖)

(牧野氏ヨリ)

絞首臺の下に無實の冤罪に因て絞殺せられし人の尿より生ずる。又絞罪に處せられし若い未婚の男の精液より發生するものなり等と述べ立てたり。

右の如き説は本品に魔物たるスゴ味を付すべく、又容易に手に入り難き物たるを表示して價值付けるべく、中世に捏造せられしものなるべし。

曼陀羅人形 (武田氏ヨリ)



同一物ヲ三方ヨリ見たル圖

一五七五年カイスラーノ著 *Atnquitates selectae Septentri nales et celticae* = 依ル (武田氏ヨリ)

るを表示して價值付けるべく、中世に捏造せられしものなるべし。

附記 死刑囚絞首の時尿又は精液を漏す者あること事實なり。

マンドラゴラの擬似品

人蔘が其使用盛んとなるや、各種の擬似膺僞の人蔘を出したると同じく。マンドラゴラも亦中世以後其俗信盛んとなるや、數種の別植物を以て之をマンドラゴラとし通用するに至れり。ブリオニヤの根も亦其一にして、之を代用し人の形に刻み、頭部に當る箇處に大麥黍の如きものを填充し、暫らくの間濕地に埋め置き、穀

ゲルマニア博物館藏ノ曼陀羅人形 (武田氏ヨリ)



緘小法師 *Gagemannlein* 等々の名を命じ福を招く神又災を避くる護りに高價に賣付しものなり。

ニユルンベルヒの博物館には、此マンドラゴラ人形の古代より傳はれる物あり。内面に金箔を塗り前部に硝子を張りし家型の箱に納められ陳列しあるが、此を精査すれば實は *Allium Victorialis* 獨逸にては *Aliem anusharnisch* と呼べる山地に生ずる植物の根にして彼のトロイ戰の勇士アキレスの如くフジ身になる爲に又惡魔を拂ふ爲に呪符に用ゐられしと云ふ。之もマンドラゴラと混同或は擬用せられしものならん。

又ウリ科の *Bryonia dioica* L. の根も之をマンドレークとして藥用せられしと云ふ。

昭和十年某氏の洋行に際し著者はベルリン植物園に就きマンドラゴラに付て調査を依頼せしに、同園藏古書に出たるマンドラゴラには七種ありしと云へり。

第三節 マンドラゴラ崇拜思想

マンドラゴラの根を何故に崇拜するに至りしかに就て考ふるに、何れの地にも往古に於ては奇異の形體を爲せる植物岩石等に不可思議の目をみはりて、是を靈物として崇拜すること行はれたり。其中特に人の顔面、人體生殖器に似たる者を崇拜することは例外なく地球上に行はれたる風習なり。而して後には人形陽形鬼形等を木石にて刻み之を建て、若くは佩用して之に不思議の魔力ありとし辟邪に用ゆることも亦蒙昧時代に行はれし風習なり。マンドラゴラは斯る起原により小亞細地方に行はれしものが、歐洲に入りて一般に行はれ。十六世紀の宗教改革期以前に於て廣く迷信を普及し各地を流轉する大道商人シ具師等が各地人寄り場、寺院開張等に於て其巧妙なる商略と能辯により賣弘めしこと此思想の普及を助成せし如し。

○獨逸ニ於テハテ
リアカラ賣ル商人
ガ之ヲ賣リタリ。

今日に於ても西洋各地には間ま此草を珍重し家の外側ドテの如き處に栽へ、又は之を辟邪に使用する者稀に在り。希臘に於ては青年男士が求愛上の符として使用する者もありと云ふ。

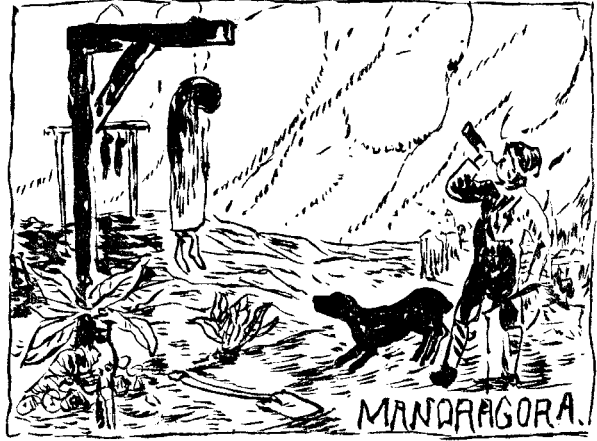
第四節 マンドラゴラを採取する方法としての傳説

マンドラゴラを發見し之を掘採するは命がけの危険なる仕事なりとせられたり。プリニウスの如きも是を掘採するには其草の周圍に三・四圓を描き、風ざ上みに立ちて毒氣を避け、陽落つる方に向つてすべし……と言へり。ジョーセフスも大抵同様の事を言ひ、且犬を伴ひ行き苗に繋ぎ掘取るべし、犬は直ちに死すと言へり。中世紀に至つて市場及寺院開發等に立店せし諸國流轉の商人野師連は、マンドラゴラは之を掘採する時非常に恐ろしき叫び聲を揚げ、誰にても此聲を聞きたる者は忽ち死に至る。故に採集者は豫じめ耳に蜜臘を填充し一匹の黒犬を伴ひ行くと稱したり。此れは前に存在せし傳説を商人連が誇張したるものならん。

此時に黒犬を使用すると云ふことは、ゲーデの言葉の中にも見出す。即ち

○下圖一六〇〇年
ヒマリイ、ホイマ
ント云フ女畫家ノ
描キシ圖武(武田
氏ヨリ)

○セキスピアノ
「マクベス」一アン
トニークレオパト
ラ「ロメオトジュ
リエット」ノ中ニ
モマンドラゴラノ
事アリ其何レカノ
中ニ：地中ヨリ引
拔イタマンドレイ
クノ様ヲ叫ビ聲人
ガ聞イタラ氣ガ狂
フ……トアリ。



„Der eine faselt von Ahranen,

Der Andere von dem schwarzen Hund!“

マンドラゴラの事を語る者もあれば

黒犬の事を談ずる者もあり。

西曆七世紀の初め西班牙セギヤの僧正で、
中世最も行はれし大部の百科全書を著せし
イシドルス曰く。マンドラゴラの根には男
形と女形とあり之を採る人は之に觸ぬ様注
意して其周圍を飛廻るべし。先づ此草に犬
をしかと括り付斷食せしむること三日の後、
パンを示して遠方より呼べば犬はパンを欲
して此草を強く牽き、根は叫びながら抜け去
る。人も此聲を聞かば忽ち死する故に耳を
強く塞ぐを要す……云々とあり。
又戀を叶へん爲にマンドラゴラの根を求むるには、刀もて三度此草の周りに

圓を描き。面を西に向けて之を切る、
第二に根を求めんとするには、専念猥
談し乍ら其周りを踊り廻らざるべか
らず……とも傳へらる。

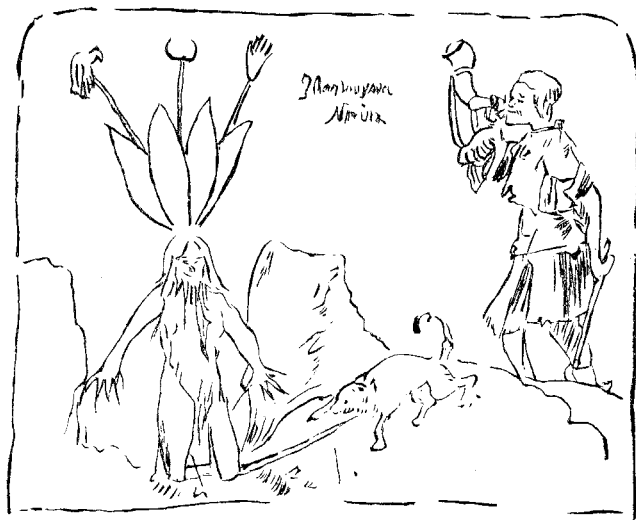
第五節 マンドラゴラの

効用と崇信

大體(1)厭勝符呪の方面と(2)醫藥の
方面に用ひられたり。

(1)に付ては懷胎の効あること。惡魔
を攘ふこと。随つて病魔を逐ひ疾
患を治すること。福を祈ること。
吉凶を問ふこと。マンドラゴラ人形の左右
動搖等によりトす。
異性の愛を惹付くること等なり。

古猶太人はマンドラゴラの根もて邪鬼の憑し患者を撫づれば邪鬼忽ち退散



(リヨ氏田武) 圖集探ラドンマ藏館物博アニマルゲ

すと信じたり。

舊約全書創世紀第三十章 譯 (原文略 Dudaim 戀茄子ト譯セリ)

一四、茲に麥莉の日にルベン出て行きて野に Dudaim を獲てこれを母レアの許に持來りければ、ラケルはレアに言ひけるは、請ふ我に汝の子の Dudaim を與へよ。
一五、レア彼に言ひけるは、汝のわが夫を奪しは、微き事ならんや、然るに汝又我子の Dudaim をも奪はんとするや、ラケル言ふ、然らば汝の子の Dudaim の爲に夫是夜汝と寝ぬべし。

一六、晩に及びてヤコブ野より來りければ、レア之を出迎へて言けるは、我真とにわが子の Dudaim をもて汝を雇ひたれば、汝我の所にいらざるべからず、ヤコブ即ち其夜彼と寐ねたり。

右前後ノ文章頗ハシケレバ其要領ヲ左ニ記ス。

(ヤコブ) 二人ノ間ニ子無シ。戀茄子ノ効ニヨリ二人寢テ子ヲ生ム。遂ニ併セテ六人ノ子ヲ生ム。

(ヤコブ) 子ヲ生マザルヲ以テ姉ヲ妬シ侍女ヒルバシルバノ二人ヲヤゴブニ侍
(ラケル) (レアノ妹) セシメ子ヲ生ミ己ノ子トス。神ラケルヲ念ヒ其胎ヲ開キコイトスノ
寓意語孕ミテヨセフヲ生ム。

ソロモン Solomon の雅歌にもマンドラが愛の藥として歌はれあり即。

7c Acte

11. Viens, a mon bien-aimé, errons a l'aventura dans la campagne, reposons sous des toits ruzi ques.
12. Levons-nous le matin pour parcourir les vignes ; regardons si elles sont en fleurs, si les fleurs, donneront des fruits ; si les oranges ont fleuri. La je tabandonnerai mes appas.
13. Les mandragores repandent leurs parfums Nos arbres ont tous Leurs fruits ; anciens et nouveaux, je Les ai tous conserves pour toi, mon bien-aimé.

譯

一一、吾が愛する者よ、われら田舎にくんだり、村里に宿らん。

一二、吾等夙に起きて葡萄や芽みし蒼やいでし石榴の花や咲きしいぎ葡萄園に往きて見ん、彼處にて吾が愛を汝に與へん。

一三、マンドラゴラが香しき香氣をもろもろの佳き果物、古き新しき共に吾が戸の上にある、吾が愛する者よ、我これを汝の爲に貯へたり。

△ホーマーの詩にオデッセウス Odysseus を迷はさんとせし魔女キルケ Circe がアルラウ・スー(マンドラゴラのこと)を誘愛劑に用ひしと記さる。

△コランド・プランシー（妖怪事彙）にはフランドルの老巫が三脚架上小さきマンドラゴラの像を座せしめ、其左手を出して絹絲の端によく研ぎ光らせし鐵製の蠅一匹を付けたるを緩く垂れしめ、其下に水晶觴を置き伺を立てる：
：云々とあり。（此時磁石の附けある指輪を巫女は手にはめ蠅を動かすなり）
△右同書に……古獨逸人は堅ひ根にて守護神の像を作り崇め、家内安全を祈り殊にマンドラゴラもて此像を作り。之に鄭重に衣裳を着せ、小篋中に軟かに臥さしめ、毎週酒と水にて浴せしめ、毎飲食時に飲食を供へたり。然せぬ時は此像が小兒の如き啼聲を發して飢渴を訴へて、家内に不幸を招くと信せられたり。而して又此像は秘藏し置かれ吉凶を問ふ時の外は取出すことなし。此像は高さ八九寸にして奉祀する者は、始終幸福にして何物をも怕るゝ勿く、望む物は皆得べく、いかなる難病も治し、又未來を豫言すること妙にして吉凶を問はゞ其頭を搖つて答ふと云はれた。今猶丁抹や日耳曼や瑞典に此迷信殘存すと云ふ。

△現代の希臘青年も其小片を佩て媚符とする者もありと云ふ。
(2) に付ては性慾興奮劑、外科的手術麻醉劑等に用ひられたり。

△古希臘より中世歐洲に至るまで、患者を施術する時麻酔藥として用ゐられ。

アブラの名醫アギセンナも其効を推獎せり。

△プリウスは……液汁を過剰に服する時は死をも招來す。強弱を計りて適度に服する時は快き眠を催す。正しき服用量は一キヤスとなり。蛇に對し又外科的手術の前に用ゆれど、大抵は臭氣を嗅ぎしのみにて眠る。

△カルタゴ人が亞嵌利加の叛徒鎮壓の爲めに送つた大將マルハベルは、マンドラゴラの麻酔作用を利用して、多量の酒に此を混じ故意に逃ぐるが如く退却し。此酒を捨置きし如くにし敵に飲ましめ。其麻酔せるに乘じ征服せり：
：とフロンチヌスの記事にあり。

△ジュリヤス・シーザーがシリアの海賊に捕はれし時、マンドラゴラ酒を用ゐる彼等を睡らせ難を脱して逃れしと云ふ。

△ジュリアン皇帝 Emperor Julian の書幹中に、マンドラゴラの汁を毎夜催春藥として用ゐしこと記されありしと、カリクスセネース Calixenes は云つて居る。

△『北京繁昌記』の中に……清の太宗の母弟睿親王多爾袞、排行九位にあるに
より九王と稱すは太宗崩後幼年六歳の福臨王(後の順治帝)皇位を繼ぎ、皇太后

○一キヤスハ五十二リツトル半餘ノ
容量ヲ有スル古代
希臘ノ樹メヂムヌ
スノ一千百五十二
分ノ二當ル。

は九王に嫁降し九王は攝政となり、皇父と稱せられり。九王精力絶倫にして妃に媚び、猶餘勇を鼓して宮女を漁り、其荒淫の爲年四十に近くして支ふる能はず。人參・鹿茸・海狗腎等の強精劑を用ゐるも効無く。後ラマ價(多分回々人ならん)に示されて押不蘆を飲用せし記事あり。

マンドラゴラ根には Pseudo-hyoscyamin と Mandragorin と稱する成分を含み、現在瞳孔散大の効ある眼科の貴重藥アトロピンを製しつゝあり。

マンドラゴラの人形崇拜に關する文獻

文中に出したる外左の書籍に詳しく記されある由なり。

- ▽ J. Rendel Harris, Origin and Meaning of Apple Cuts, Bull. of the John Rylands.
- ▽ Aigemont, Volkserotik und Blanzenwelt, Halle.
- ▽ W. Roscher, Ausfühliches Lexikon der griechischen und römischen Mythologie.
- ▽ Harris Origin and Meaning of Apple Cuts.
- ▽ Dr. Jul, Rosenbaum Geschichte der Lustsenche im Altertume 中の Der Venuskultus の項
- ▽ L' Awouret la Magie.
- ▽ Georges Lanôé-Villé'ne Livre des Symboles.

△ Félix Lajard *Recherches Sur le culte, les symboles, attributs les monuments figurés de Venus en orient et en occident.*

本章の記事は主として

△ 南方熊楠氏 『樟柳神とは何ぞや』 昭和六年十二月雑誌民族學所載

△ 武田千代三郎氏 『戀の藥と愛の妖藥』 雜誌改造六卷八號所載

△ 牧野富太郎博士 『植物隨筆集』 中「西にマンドラゴラ東に人蔘」

△ 佐藤紅霞氏 『世界媚藥考』 『世界性慾學辭典』

△ 小生の問合に對する南方・佐藤兩氏より詳細なる垂教

に依りたるものなり。

(附記) 獨逸ダーレム植物園 Dahlem Botanische garten. には古代マンドラゴラ人形

の寫眞五枚、實物二個を標本として所藏す。

附録 人蔘に關する諸統計

人蔘史編纂の資料として蒐集し得たる各種文獻文書の記載中、其近代のものに人蔘に關する各種統計の出たるもの多し。それ等は、大抵年代各相離れ統計綱目も一致せず、各獨自に作成せられし個々別々のものにして、首尾貫通綜合統一して觀るを得ざるを以て、各卷に掲載引用を省きたりと雖も、尙之を個々別々のものとして觀るも、人蔘の生産貿易等の上より一顧の價值あり、人蔘研究上參照の資料たり得るものなり。本章に於ては之を一括して列録し、後の參照に便せんとす。

一八八五年牛庄・上海人參輸出入表

(支那貿易物產字典)

品別	上海		牛庄	
	數量擔・斤	元價關銀兩	數量擔・斤	元價關銀兩
棟淨參鬚	一、〇七四九	二八五、六四一	—	—
高麗上參	一四三〇	一八、九四五	一二九三六	二五、四九六
同下參	三二四	一、一九八	二五九	四四〇
同(不在列)參	二、七三	二、二七三	—	—
日本上參	六八九	四、八二三	—	—
同下參	一七、一〇	三、四二〇	—	—
同(不在列)參	一、四〇三〇	一四〇、三〇一	—	—
關東人參	三、五七五	二、一七三	一、六九九九九	七九、八九九
野山人參	—	—	八二六	一六、三三三

一擔百斤(一六貫一二八匁) 一兩丁(一圓六十六錢八厘 但其時ノ相場)

同上外國品內國各港再輸出港別表

(右擔斤左兩)

(同)

(上)

港名	日本			朝鮮		米	根及鬚	內國產
	一等品	二等品	三等品	一等品	二等品			
牛莊				一三、五〇〇・八・九〇		一七、〇〇〇・六		
天津						三、四八五		
芝罘				六、〇七五・四・〇五		一、〇七・二〇一		
漢口	三六、八〇〇・五	二六、九七〇	一〇、〇七六	一〇、二八	二九六・〇〇	四七、七〇〇・六	三、三〇七	三、二八〇・〇
九江				一五、四〇〇・〇〇		四七、〇六九・〇〇	二、三六六・〇〇	三、二八〇・〇
蕪湖				一〇、〇〇〇		六五、五五	一、五九	三、〇〇
鎮江				一五、〇〇〇		四二、〇七・〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇
寧波				一八、一八		六五、五五	一、五九	五、〇〇
福州				二、八三〇・〇〇		二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇	一、七五〇・〇
廈門				一、八八		六五、五五	一、五九	一、二〇四
汕頭				二、八三〇・〇〇		二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇	一、七五〇・〇
廣東				一、八八		六五、五五	一、五九	一、二〇四
溫州				二、八三〇・〇〇		二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇	一、七五〇・〇

內國人參外國輸出國別表

(同 上)

地 名	數 量	價 格	地 名	數 量	價 格
香 港	一四五六〇〇〇	七二八〇〇〇	露 西 亞・滿 洲	八〇四五三二	四〇三三〇〇
日 本	一〇三四〇〇〇	五二七〇〇〇	暹 羅	八五〇〇〇	四二五〇〇〇

內國人參內國各港輸出港別表

(同 上)

港 名	數 量	價 格	港 名	數 量	價 格
天 津	六五	一三〇〇〇	福 州	一九	七四〇〇〇
漢 口	二六・五〇	二二九六〇〇	廈 門	・三	八六〇〇〇
九 江	・二六	一三三〇〇	汕 頭	五四五	二二八〇〇〇
蕪 湖	一五六	二七二〇〇	廣 東	三七〇	一四八〇〇〇
鎮 江	・七九	一一九〇〇	杭 州	一六四	一九六〇〇
寧 波	三九六	六五一〇〇			

光緒二十二年上海輸入ノ人參『清國商況視察復命書』

明治三十五年七月刊
日本公使館書記官檜原陳政

輸 出 地	數 量 (擔)	價 格 (兩)	輸 出 地	數 量 (擔)	價 格 (兩)
英 國	五〇六一	七五九一五	朝 鮮	二五〇七	三七六〇五
香 港	一五六	二三四〇			

右同年内國港ヨリ輸入セシ同上内地人參港別表

同 上

輸 出 地	上 等 人 參 (擔)	價 格 (兩)	疏 品 人 參 (擔)	價 格 (兩)
漢 江	六九九〇四	四七一八五〇〇	二八〇七四	九八二六〇〇
九 江	八六五九三	五八四五〇〇〇	二八五六〇八	九九九六三〇〇
鎮 江	五一〇	三四四〇〇	三八五四	一三四九〇〇
廣 東	一三三四九	八二六八〇〇	三三七四	一三五六〇〇
芝 罘	・四五	三二〇〇	七〇七	二四七〇〇
油 頭	二五九九五三	一七二四六八〇〇	五八四四六	二〇四五六〇〇

右同年外國品外國再輸出國別表 (朝鮮人參)

地 名		數量 (擔)	價 格 (兩)	地 名		數量 (擔)	價 格 (兩)
日 本	香 港	一〇五六	一五五四・〇〇〇	海 峽	地	三一四	四七・〇〇〇
		一〇六〇	一五・九〇〇・〇〇〇				

アメリカ人參生產高

アメリカ合衆國農林省ヨリ著者へノ回答

年 次	磅 量	年 次	磅 量
一九〇〇年	一六〇、〇五〇	一九二八年	二〇一、一〇一
一九〇一年	一八一、七五八	一九二九年	二〇八、七六八
一九〇二年	二〇二、七三二	一九三〇年	一八二、八八七
一九〇三年	一四八、三八五	一九三一年	二〇四、二〇八
一九〇四年	一六七、三一八	一九三二年	一七一、〇〇〇
一九〇五年	一三八、一三一	一九三三年	二三三、四〇〇
一九〇六年	一八〇、二六二	一九三四年	二二九、〇九四
一九〇七年	一八八、九一二		

米國人參輸出統計

同國農務省調査

年次	數量(磅)	價格(弗)	平均價格(弗)	備考
一八二一年	三五三、九九二	一七一、六六	· 六	野生人參
一八二二年	七五三、七七七	三三、九四三	· 一	同
一八二三年	三八五、八七七	一五〇、九七六	· 一	同
一八二四年	六〇〇、〇四六	三九〇、〇八〇	· 一	同
一八二五年	四七五、九七四	一四四、五九九	· 一	同
一八四一年	六四〇、九六七	四七三、二四五	· 一	同
一八四二年	一四四、四三六	六三、七〇三	· 一	同
一八四三年	五五六、五三三	一九三、八七〇	· 一	同
一八四四年	三〇一、四〇八	九五、〇〇八	· 一	同
一八四五年	四六八、五三〇	一七七、四六	· 一	同
一八五八年	三六六、〇五〇	一九三、七九六	· 五	同
一八六一年	三四七、五七七	二九二、八九九	· 八	同
一八六二年	六三、七三三	四〇八、五九〇	· 一	同
一八六三年	三三、九四五	一九五、三九	· 一	同
一八六四年	三六〇、九五〇	四七四、九三〇	· 一	同
一八六五年	四一四、五〇七	五四七、六五三	· 一	同
一八六八年	三七〇、〇六六	三八〇、四五四	· 一	同
一八七八年	四三、三九五	四九七、四七	· 一	同
一八八八年	三〇八、六五五	六五七、五八	· 二	同
一八八九年	二七、三三八	六三四、〇九一	· 二	同
一八九〇年	三三三、一三三	六〇五、二三三	· 三	同
一八九一年	二八三、〇〇〇	九九九、九九	· 三	同
一九一三年	三三、九〇一	一六五、七三三	· 五	同
一九一二年	一五五、三三八	一一九、〇〇一	· 一	同
一九一〇年	一八六、三五七	一三〇、七一九	· 一	同
一九〇九年	一九三、四〇六	一四三、四三四	· 一	同
一九〇八年	一五四、一〇〇	一一二、九四九	· 一	同
一九〇七年	一七、六九六	八、三三〇、三三	· 一	同
一九〇六年	一六〇、九四四	一一七、七六八	· 一	同
一九〇五年	一四六、五七六	一〇六、八四九	· 一	同
一九〇四年	一三二、八八二	八五、八二〇	· 一	同
一九〇二年	一五四、〇六三	八五、五五	· 五	同
一九〇一年	一四九、〇六九	八三、七〇	· 五	同
一九〇〇年	一六〇、九一〇	八三、七〇	· 〇	同
一八九九年	一九六、一九六	七八、四四五	· 〇	同
一八九八年	一七四、〇六三	八三六、四四六	· 三	野生少許栽培品
一八九七年	一七九、五七三	八四〇、六六	· 四	同
一八九六年	一九九、一三六	七〇〇、六七三	· 三	同
一八九五年	三三三、三三六	八二六、七三	· 三	同
一八九四年	一九四、五六四	六九、二四	· 三	同
一八九三年	二五二、三〇五	七二、九六	· 三	同
一八九二年	三三八、九二六	八三、五九	· 三	野生人參

米 國 人 參 販 路 表

米國內國商品輸出報告

年 次	獨逸	英 國	カナダ	中 ニカラ ガ米	香 港	日 本	シヤム	清國各地	計
千九百五年	數量	金額	三	三	一四六、五七三	一	七	一、〇六六、八四九	一四六、五七六
千九百六年	同	同	二	一	一六〇、七二二	二三五	一	一六、九四七	一六、九四七
千九百七年	同	同	一	一	一、一七四、五九三	一、二四三	一	一、一七五、八四四	一、一七五、八四四
千九百八年	同	同	一四	一	一五三、四六六	五〇	一	一五九、六一	一五九、六一
千九百九年	同	同	一	一	一八四、五五〇	一	一	一、五九七	一八六、四七

明治二十七年清國各開港地ニ人參輸入表

明治二十八年大阪外國貿易局

種別	數量	價額	格
本邦産	一七三、二八九	一、九八、二五〇	円
朝鮮産	二五、〇一九	四九七、四三〇	
清國産	二四、六四四	二六、七七八	
米國産	一六、四八五	七九五、二〇二	
其他	一七、二五〇	一、四、九六二	

日本帝國より清國へ輸入の帝國人參に對し尙後清國に於て徵收する税金は日清通商航海條例第九條の明文により米國産人參稅率を適用すべきにより日清兩國全權委員間に公文を往復し二十九年七月二十二日より之を實施せり

明治二十九年十月二十九日官報

支那へ輸移入人參産地別數量價格表

支那稅關年報

國別	數量價額	數量價額	數量價額	數量價額	國別	數量價額	數量價額	數量價額	數量價額
米國	二、九六、三三五	三、三三、二四〇	一、二二、一〇〇	三、六六、七〇〇	滿洲産	三、八六	一、七五	五四	—
日本	一、三三、八三三	一、〇八、五五九	一、二二、三三九	二、一〇、六〇〇	清國産	三、八四九	一、五七七	一、〇〇	—
朝鮮	一、三九、九九九	三、三三、二四〇	一、七九、九九九	一、九〇、六一	合計	一、五二、二七六	四、四九、四三九	一、三三六、三八八	—
	一、七三、二五三	三、七八、七九	三、四二、二六	二、六八、〇三		—	—	—	—
	三、三三六	二、七四	一、八九、九一三	三、六、四八		—	—	—	—
	五九、九九八	—	三、五八、一三三	五、五七、四八		—	—	—	—

右數量斤・左元價兩(清國産ナル人參ナシ黨參・三七ト稱スル擬似人參ナラン)

上海ニ輸入スル人蔘

山田氏報告

品別	明治四十年		明治四十一年		明治四十二年	
	數量(斤)	價格(兩)	數量(斤)	價格(兩)	數量(斤)	價格(兩)
日本人蔘	八八五五九	一五五六八八	一〇三、五〇二	一八三三四五	一四四八〇九	三九四四三
米國人蔘	一七八七六	二三四七〇	六四四二	八九四一五	三五四三	五六八二五
朝鮮人蔘	一二九一	二七三七三	四一九	七七七六	一九五三七	七〇二一七
清國人蔘	一二三五	三、〇六	五九	一八九	一、〇〇六	一八九一
同 上野生人蔘	一八	四八〇九	二	二八	六五	一四〇七二

(清國人蔘トアルハ滿洲人蔘ナリ)

漢口地方ニ集散スル人蔘

明治四十二年三月調『通商彙報』

年次	日本産		韓國産		米國産	
	數量(斤)	價格(海關兩)	數量(斤)	價格(海關兩)	數量(斤)	價格(海關兩)
一九〇三年	二二七、九六三	九七八、二五九	五九、一三三	九九六、三五八	二二七、九六三	九七八、二五九
一九〇四年	一六八、六〇五	八〇二、九〇〇	四七、五三四	六九七、四四三	一六一、九八八	八〇二、九〇〇
一九〇五年	九八、四四八	一三八、三三三	八、二三八	一五〇、六六四	一三八、三六三	七八、〇四五
一九〇六年	八六、〇四七	一四三、九六一	四、二四八	一一、一五二	一八三、九九	六七、三二七
一九〇七年	八九、五二二	一五八、三三九	三七、七四五	七六七、八九〇	一三〇、一〇六	七五、三〇二

滿洲事變即一九三一年ニ至ル迄ノ間ハ數量竝價額ニ於テ逐年増加ノ傾向ニアリテ主要輸出品タリシモ栽培地附近ノ安寧秩序恢復意ノ如クナラザリシ爲メ、人參栽培者ノ激減ヲ見タル結果一九三二年度輸出ニ於テ未曾有ノ激減ヲ來セルモ秩序ノ恢復ニ伴ヒ一九三三年度ヨリハ事變前ト大差ナキ輸出ヲ見タリ。

滿洲人參營口輸出數量表

營口稅關調查

年 度	數 量(擔)	年 度	數 量(擔)	年 度	數 量(擔)	年 度	數 量(擔)
一八九一年	七九・九七	一九〇二年	二、九二・三三	一九一三年	三、二九九・二五	一九二四年	二、一〇六・一一
一八九二年	九六・五六	一九〇三年	二、七六・二二	一九一四年	二、〇五四・六八	一九二五年	二、三五九・四七
一八九三年	一、一六四・八二	一九〇四年	一、三三七・六六	一九一五年	二、六三三・〇六	一九二六年	二、四〇八・〇〇
一八九四年	一、一七四・〇三	一九〇五年	二、三三七・六六	一九一六年	二、九六五・一三	一九二七年	一、五五八・〇〇
一八九五年	一、二二二・三三	一九〇六年	二、九八・三三	一九一七年	四、一〇六・五九	一九二八年	三、一〇一・〇〇
一八九六年	一、五三四・〇三	一九〇七年	三、一三四・四三	一九一八年	一、七九四・六三	一九二九年	三、四九三・〇〇
一八九七年	一、七六六・三六	一九〇八年	二、四三三・八七	一九一九年	二、四八五・五五	一九三〇年	三、九九四・〇〇
一八九八年	二、五五六・八八	一九〇九年	一、九〇〇・四四	一九二〇年	二、四〇一・元	一九三一年	四、一三七・〇〇
一八九九年	三、八二五・九四	一九一〇年	二、二八八・〇〇	一九二一年	二、三五七・五一	一九三二年	七、五二・〇〇
一九〇〇年	五、二一〇・三	一九一一年	一、八四四・二	一九二二年	二、二二六・〇六	一九三三年	一、八六八・八九
一九〇一年	三、八〇一・七四	一九一二年	二、六九九・四	一九二三年	二、三四八・八三	一九三四年	一、四四四・一〇

以上ノ如ク一九三一年以前ニ於テハ滿洲輸出總額ノ七割以上ハ營口經由ノ輸出ナリシ
 モ近年ニ至リテハ不振ニシテ營口經由ノ人參數量ハ全滿ノ約四割ニシテ、當地人參取引商
 ノ衰退ヲ如實ニ示セリ。尙一九三一年以前ニ於テハ當地ニハ十七軒ノ人參取引商アリシ
 モ、過爐銀廢止ノ影響ニ因リ、内五軒ハ閉店ノ止ムナキニ至リ。現在ニ於テハ十二軒ヲ數フ
 ルノミナリ。

營口ヨリ滿洲人參仕向地別

營口税關調査

年 度	日 本		中 華 民 國		香 港		合 計	
	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量	價 格
一九三一年	五三	一三、四一	三、三三	一、五五、八二	一、七六	七五、八五	五、三三	二、三六、四七
一九三二年	一八	四、〇五	一、三三	五〇、七〇	二七	一七、八六	一、〇四	六七、五〇
一九三三年	二	五九	二、一八	七、一〇	一、九〇	五九、七三	四、一〇	一、三〇、四五
一九三四年	一五八	一七、四二	一、八六	五、五、八四	二、七三	六〇、〇九	四、三五	一、二九、四九

一九三一年、一九三二年ハ海關兩ナルモ一兩ヲ一圓・五六ニ換算ス。一九三三年、一九三四年ハ國幣圓位、量ノ單位ハ擔也。

上海輸入參類之產地及定價調查表

一九〇二年八月

參名	原產地	集散地	每兩價值上海通用銀元	備考
野人參	吉林省三姓寧古塔(敦化)一面坡	北平·營口·牛莊	九五—一〇〇	天然原狀
吉林人參	吉林省烏蘇里江一帶	同上	三五	
人參	遼寧省撫松·新開河	營口·牛莊	四一—八	
人參	同上	同上	二一—五	人參鬚普通分三等以粗細爲標準常用紙包裝每包一兩
大山參	吉林省三姓寧古塔·敦化·一面坡	北平·營口·牛莊	三四—四三〇	天然原狀
大山參	同上	同上	二〇—三〇	以精細分價值
大山參	同上	同上	七	
十五支別直參	朝鮮開城·龍仁	北平·營口·上海	二一—六	已去條鬚
廿四支別直參	朝鮮開城·龍仁·江界	同上	八一—四	右同
高麗人參	朝鮮開城·錦山·忠州	牛莊·營口·上海	四—二〇	係白色之一種即所謂白參
把直參	朝鮮開城·江界·錦山	同上	〇·七	即修參之帶鬚者普通分紫成束
京莊大		營口·牛莊	五·五	參鬚之最肥者
京莊中		同上	二·八	同上次之
京莊尖		同上	三·〇	同上又次之
京莊細		同上	二·〇	同上更細
國別直參	關東	旅順·大連	三—七	即關東別直參
大修參		同上	二	別直參大條斷枝
國產大		同上	一·五—三·〇	右同大修帶鬚
國產中		同上	〇八—一·〇	同上中條帶鬚
國產細		同上	〇六—〇·八	同上細尾帶鬚

上海參號參類ノ市況及市價

近日工商部工商訪問局之調査ニ據ル。其大意ニ謂フ、人參ノ價值タル昂貴ノ補藥祇ダ能ク富裕者ノ購用ニ供ス。産人參ハ則直接莊客ヲ派シテ原産地ニ向ヒ收買ス。參ヲ將ヒ滬ニ運ブ一面營口ノ參商購ツテ參類ヲ運ブ滬ノ參號ニ向ツテ兜售ス。而シテ上海外商扈ノ洋行ニ駐ル。國産ノ參業ヲ經營スル者亦數々見ハル鮮ナカラズ。故ニ現今上海ノ産業ハ日ニ發達ヲ見ル。營口ハ尙ホ現狀ヲ保持ス而シテ北平ハ則式微矣。

人參ノ價格ニ至ツテハ頗ブル高下アリ、且ツ同ジク一參ニ係ル大小老嫩輕重ノ別アリ。同ジク一參ニ在テ母子根條鬚尾之分アリ、此ニ因テ價格等次ス。爰ゾ營ニ百種ノミナランヤ。茲ニ上海參號ニ常見ノ參ヲ將ヒテ其十九年八月(民國)ノ市價ヲ錄シ以テ概梗ヲ示スト云。

上海參號所定米國參價表

民國十九年八月調查

米國人參品別	每兩價(元)	備注	米國人參品別	每兩價(元)	備注
十枚 西洋參	六一·一	即粉尖西洋參	五百枝 西洋參	三·五	即粉尖西洋參
二十枚 同	五·九	右同	八百枝 同	二·五	右同
三十枚 同	七·八	右同	十五枝 原皮參	九·一	又花旗原皮參卜名
五十枚 同	五·七	右同	三十枝 同	七·八	右同
八十枚 同	五·七	右同	五十枝 同	六·七	右同
百枝 同	四·六	右同	百枝 同	五·七	右同
百五十枝 同	四·六	右同	二百枝 同	四·六	右同
二百枚 同	四·七	右同	三百枝 同	五·五	右同
三百枚 同	四·七·五	右同	四百枝 同	四·五·五	右同
四百枚 同	四·七	右同	五百枝 同	二·五	右同

米國參ハニユーヨーク輸出參商ニ由リ米國各地所産ノ人參ヲ收買シ運ンデ香港上海駐華洋行ニ至ル該洋行ハ一面貨ヲ分類シ棧ニ存シ一面參ヲ櫛中ニ陳列シ分別シ價目ヲ標目ス竝ニ價目表ヲ印刷シ買主ニ分發ス米國某商タル某洋行ガ民國十九年八月ニ於テ所定ノ

原枝西洋參ノ價目左ノ如シ。

等別	特頭價	頭等價	普通等價
A	九・〇〇	七・三五	四・〇〇
B	八・七五	七・〇〇	三・五〇
C	八・五〇	六・七五	
D	八・二五	六・五〇	
E	八・〇〇	六・二五	
F	七・七五	六・〇〇	
G	七・五〇	五・七五	
H		五・五〇	
I		五・二五	
J		五・〇〇	
K		四・七五	
L		四・五〇	
M		四・二五	

西洋參ノ中國ニ輸入スル者先ヅ廣東香港ノ進口ニ向フ、然ル後再運シテ滬ニ至ル。而シテ滬阜ノ參商故ニ又之ヲ名ケテ廣東參ト曰フ。海關ノ報告進口數量僅カニ東西洋參ト高麗參ノ混合數アリ。西洋參一項ノ消費量ナシ外人 Kaner's ノ記載ニ據レバ、米國人參ノ中國ニ消費量約六千磅ナリト云フ。茲ニ前表(2)ニ據リ推算スレバ四十五萬元トナル。

以上三表『中國新本艸圖誌』第一集第二卷所載。

出雲藩營人參栽培面積及製造斤數表

年次	御手作		百姓		合計		製り立 人參斤數	同上營人參
	畑數	參土 收穫人	畑數	參土 收穫人	畑數	參土 收穫人		
嘉永元年	二、〇七五	四、一〇六	三、〇六六	四、四五六	五、一四二	八、五五三	二一、〇六六	
同二年	二、二七〇	記 録 缺	四、〇三三	記 録 缺	六、三九一	記 録 缺	同	
同三年	二、三六六	右 同	三、三五一	右 同	六、三七七	右 同	同	
同四年	二、三九六	右 同	三、九六二	右 同	六、一五六	右 同	同	
同五年	二、八〇〇	五、七七六	四、一三三	六、五七二	六、九三六	一三、四九〇	二七、七四七	
安政元年	二、六六七	記 録 缺	三、九六九	記 録 缺	六、五六六	記 録 缺	同	
同二年	三、一七三	右 同	三、九六一	右 同	七、一三三	右 同	同	
同三年	二、四四五	五、一〇二	三、七七八	六、二三六	五、八六三	一三、四八八	一五、〇四五	
同四年	二、二六二	六、四〇〇	三、三五一	五、五六七	五、九〇四	一三、〇三七	一五、六四四	
同五年	二、八九一	六、三三三	四、一四九	六、八五二	七、〇七一	一三、一七五	一七、七二三	
同六年	二、六八五	六、七八三	三、九三三	七、二七二	六、六二七	一四、〇五四	一九、六六六	
同七年	三、四四四	八、五八一	四、〇九五	七、七六二	七、五五九	一六、三四二	二二、七六六	
萬延元年	三、七二四	九、三三五	三、三六二	八、七八三	八、〇八六	一八、五九九	二四、〇三三	
文久元年	四、六三六	一、一五五九	四、四四五	八、五六三	九、〇九二	二〇、一三三	二九、〇六六	
同二年	四、四八六	一〇、E〇〇	四、四三〇	八、〇六七	八、八六九	一八、四七八	二四、二六七	
同三年	四、五三七	一一、二六五	五、〇一六	九、六八五	九、五四四	二〇、九六一	二九、四六六	
同四年	五、一七二	一一、二四一	五、一〇六	一〇、一〇六	一〇、四四一	二二、五五二	三三、五五三	
元治元年								

(備考) 一ト畑〇百畑ハ約一反五畝歩、一畑位以下ノ端數切捨ツ、土根人參ハ貫目也貫止メトシ及位ヲ切捨ツ、故ニ合計ニ於テ合ハズ。

右『出雲藩舊藩美蹟』(明治四十五年三月發行島根縣內務部刊)ニヨル。

日本人參産額表『會津人參調査』寫本

會津人參組合編

年次	會津ヲ除ク日本各地ノ産額			會津産額			年次	會津ヲ除ク日本各地ノ産額			會津産額		
	數量	元價	平均原價	數量	元價	平均原價		數量	元價	平均原價	數量	元價	平均原價
明治元年	1斤	88,333	77.8	50,000斤	900	900	明治一六年	2,333,655斤	87,096	37.7	1,550,000	450	
二年	2,333,655	67,141	59.0	65,000	700	700	一七年	1,963,292	66,388	33.8	90,000	300	
三年	2,333,655	67,141	59.0	70,000	1,000	1,000	一八年	2,062,910	94,661	49.8	95,000	360	
四年	89,247	55,090	84.1	55,000	1,100	1,100	一九年	63,046	59,579	96.0	55,000	95.0	
五年	65,292	69,573	1,535	40,000	1,100	1,100	二〇年	107,047	219,754	1,219	65,000	1,100	
六年	76,035	38,457	1,233	45,000	1,000	1,000	二一年	80,433	104,713	1,303	60,000	1,300	
七年	24,834	31,087	1,555	70,000	1,000	1,000	二二年	95,700	149,603	1,558	65,000	1,550	
八年	22,671	17,089	1,412	50,000	1,400	1,400	二三年	281,388	247,776	1,366	66,000	1,000	
九年	27,089	12,588	1,104	57,000	1,000	1,000	二四年	27,783	297,853	1,548	57,000	1,000	
一〇年	26,356	27,586	700	100,000	700	700	二五年	165,297	353,875	1,536	80,000	1,200	
一一年	55,551	19,695	356	100,000	500	500	二六年	179,483	289,725	1,614	85,000	1,000	
一二年	50,749	18,988	373	210,000	530	530	二七年	336,172	499,788	1,533	88,000	1,000	
一三年	48,100	15,444	323	100,000	400	400	二八年	350,665	304,394	1,440	171,000	1,000	
一四年	45,787	12,133	254	150,000	340	340	二九年	—	—	—	250,000	1,000	
一五年	33,510	9,989	288	145,000	660	660						1,000	

日本人參清國へ輸出高表

貿易年報

年次	横濱		神戸		大阪		長崎		合計		
	數量	元價	數量	元價	數量	元價	數量	元價	數量	元價	
明治五年	壹、九三二斤		九、五三三斤		明治二五年	一、五五五斤		一、五五五斤		一、五五五斤	
同 一〇年	二八二、〇〇〇		一九七、五六六		同 二六年	七〇〇		二八九、七二五		一、六四	
同 一五年	三三三、〇〇四		九四、九〇九		同 二七年	三六、一七二		四九九、七九八		一、五三二	
同 二〇年	一〇〇、〇〇七		一九、七五四		同 二八年	二九九、六六六		三七三、六四八		一、二四七	
同 二四年	二七、七二二		一九七、八三三		同 二九年	三八、九二二		四三三、三五九		一、三六七	
		一斤平均元價						一斤平均元價			

日本人參清國へ輸出港別

貿易年報

年次	横濱		神戸		大阪		長崎		合計		
	數量	元價	數量	元價	數量	元價	數量	元價	數量	元價	
明治二五年	九、二八三斤	一三四、三七七	六、四三三斤	一一九、〇八八	五、五二斤	四四〇	一、五五斤	一、六五、二九七	二五三、八七五		
同 二六年	一三三、四七九	一九七、三三五	四六、七二二	九一、九六八	二七六	三九〇	一、五	一七九、四八三	二八九、七二五		
同 二七年	二三四、五〇九	三五四、〇六五	八八、一一〇	一、八八八	—	—	三、五五三	三三六、一七三	四九九、七九七		
同 二八年	二〇三、五九六	二四九、四七八	九六、四二二	一三三、三六九	—	—	六九九	二九九、六三六	三七三、六四八		
同 二九年	二〇三、八九二	二七一、四三六	一四、六四〇	一六三、〇五九	七〇〇	七七四	—	三八、二九一	四三三、二五九		
		一斤平均元價						一斤平均元價			

日本人參輸出國別數量價格表

明治二十九年刊『外國貿易概覽』

年次	英領印度	支那	香港	北米合衆國	其他ノ諸國	合計
明治二五年	一六〇 一七六	九七、四〇〇 一六六、一八六	六七、三七三 八七、五二三			一六五、二九七 二五三、八七五
同 二六年		八八、六八七 一五六、四二四	九〇、七九六 一三三、三〇〇			一七九、四八三 二八九、七二四
同 二七年	二八一五 四七六二	一一八、八四二 一八八、六七五	二〇〇、一九一 二九一、五七二	四〇五〇 一四、四一八	二七四 三七〇	三三六、一七二 四九九、七九七
同 二八年	四七六六 八一三	九七、七二五 一三六、六二三	一九四、二四〇 二三五、五八三		二、九一五 三、三三〇	二九九、六六六 三七三、六四八
同 二九年	二、三〇八 三、四六二	一三三、三三八 一九三、七六二	一八三、六五五 二三八、〇三六			三二八、一九一 四三五、二六〇

右數量斤、左原價圓

日本人參輸出表

『輸出品價格國別十ヶ年對照表』大藏省關稅局

年次	清國	韓國	香港	佛領印度	其他諸國	年次	清國	韓國	香港	佛領印度	其他諸國
明治三二年	六〇、六九 <small>円</small>	三〇、三六 <small>円</small>	一七、九四 <small>円</small>	—	二〇 <small>円</small>	明治三七年	二九五、七五 <small>円</small>	—	二二、八四 <small>円</small>	—	—
同三三年	三七、六〇	六、四六三	一七、五七四	—	二七五	同三八年	一六一、四一九	二八五	〇二、五三	—	—
同三四年	二九七、八三	八、四八六	一四六、六〇三	—	—	同三九年	一九三、七九九	—	一四四、八五四	—	—
同三五年	三三、三九	一八二九	一三六、五〇	—	—	同四〇年	二〇五、五〇	二	一〇二、一〇九	—	—
同三六年	三三、七〇	一〇〇	一四三、〇九	—	—	同四一年	三三四、八六	二、〇九	五二、七三	—	—
										一、九三	一六〇

日本ヨリ支那へ輸出入參表

東亞同文會編『最近支那貿易』

年次	對支那		對關東州		對香港	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
一九〇九年	一五四、六五〇	二六、六五五	—	—	一四八、〇四四	一九、一五六
一九一〇年	六三、八六	一七、三八一	—	—	九四、五六七	一四、五二五
一九一一年	八六、五二五	三三、七五〇	—	—	一四、一四七	一六、一七三
一九一二年	一五七、四二五	三七、七五五	—	—	一六、八三三	—
一九一三年	一五、〇七二	二八、五七二	七九〇	—	一四、四〇〇	一九、五七三
一九一四年	四三三、四一六	二、〇六七、六七	—	—	—	—
一九一五年	四二、九〇三	三、三〇、八七七	—	—	—	—
一九一六年	三六三、六七五	三、七六、五五	—	—	—	—

支那輸入人參輸入國別表

東亞同文會編『最近支那貿易』

國別	一九一三年		一九一二年		一九一一年	
	數量(斤)	金額(兩)	數量(斤)	金額(兩)	數量(斤)	金額(兩)
香港	一八九、八三三	一、〇〇一、一三三	一四六、七二四	七五、九六五	二六、五七六	八四一、三三
澳門	二四五	三、七八九	二五五	三九九	一〇一	一六九
佛領印度支那	三、七三四	九、〇二八	一、五五六	九、三九八	二六四	一、三三一
英領印度	一三四	三、一〇〇	一五八	三、四九二	六九	一、七五五
露西亞大平洋各港	五五	一、一五〇、五	二二二	二六、三七七	二六	一〇、八六三
朝鮮	一、三三八	四七九、八二	三、〇六一	九三、四四六	一、一三三	三六、一六八
日本	一三三、五三三	二七四、四九三	一五五、五二七	二六九、五一六	四七、〇〇一	六七、五八八
北米合衆國	—	—	—	—	一〇	一六
其他	三四	二七七	—	—	二	四〇
計	三三八、九五	一、七六三、一九七	三〇七、四六五	一、一六三、五五三	一七、七五三	九六六、二六

一九一三年ノ上海人參市價一斤ニ付テ

- 日本產 神戶物 三兩——一〇兩
- 同 橫濱物 一兩——四兩
- 支那產 營口物 八——五兩
- 米國產 七兩——二五兩
- 朝鮮產 四〇兩——一〇〇兩

日本人參輸出表

支那調查會刊『支那通商』

輸出先	明治三十一年		明治三十二年	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
支那	二〇四三七	二七六八八	一五四三一	二八〇六五九
香港	一八七一五四	二〇三八一九	一九九九九四	一七五九三四
其他諸國	一〇七五〇	二一三三一	一七五六	二〇二七五
計	四〇一三二	四三、八三七	三五六〇六一	四七六八六八

最近十箇年輸出日本人參

右 同

年次	數量(斤)	價格(圓)	年次	數量(斤)	價格(圓)
明治三年	一八一三七八	二四七、七五五	明治八年	二九九六三六	三七三六四八
同 四年	一二七七八二	一九七、八五二	同 九年	三二八二九一	四三五、二六〇
同 五年	一六五、二九七	二五三、八七五	同 〇年	三六八七三〇	四八四、二三七
同 六年	一七九四八一	二八九七、一五	同 一年	二五六〇六一	四三三、八三七
同 七年	三六一七二	四九九七、七八	同 二年	四〇二、三二一	四七六、八六八

(備考) 輸出人參種類ハ會津百根、百六十根、無數據雲州製・信州百根、藥記、生、干無數據印書製・肉折・鬚等等ニシテ產地ハ雲州・會津・信州・日光・米澤

明治三十二年以來朝鮮人ノ信州ニ來リ水參ヲ買入レ自國品ニ擬製シ釜山ニ持行キ高價ニ賣ル其一年量約二萬斤ナリ。

日本ヨリ支那ニ輸出入參

『支那通商』支那調査會刊行

輸入國名	明治三十二年		明治三十一年	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
支那	二〇四三二七	二八〇、六五九	一五四三二一	二七六八八
香港	一八七、二五四	一七五、九三四	一九九九九四	二〇三八一八
其他諸國	一〇、七五〇	二〇、二七五	一七五六	二、三三二
計	四〇二、三三一	四七六、八六八	三五六、〇六〇	四三、八七七

港名	右輸出港別		右同	
	三十二年	三十一年	三十二年	三十一年
橫濱	三〇八、〇二〇 <small>円</small>	二七八七二 <small>円</small>	一四九二 <small>円</small>	五〇一 <small>円</small>
神戸	一四三、〇九六	一四二、八五二	四七六、八六八	四三、八三七
大阪	一四、二七〇	一、七六三		
其他諸國	計	計		

日本ヨリ支那ニ輸出人參表

右 同

年次	數量(斤)	價格(圓)	年次	數量(斤)	價格(圓)
明治三年	一八一,三七八	二四七七七五	明治二年	二九,九六六	三七,三六八
明治四年	二七,七八二	一九七,八五二	明治九年	三,八二九	四三五,二六〇
明治五年	一六五,二九七	二五三,八七五	同 年	三,六八七	四八四,三七
明治六年	一七九,四八三	二八九,七二五	同 年	三,五六〇	四三三,八三七
明治七年	三三六,一七三	四九九,七九八	同 年	四〇,二二一	四七六,八六八

日本人參輸出港別表

『日本人參聞見錄』

港名	明治三十三年		明治三十四年	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
橫濱	二九九〇八九	二七四,八五三	二九,四五三	二八〇,一六三
神戸	九四,四八四	一七,三七一	一〇,〇二九	一四〇,三七三
大阪	八二,七九	一四,九四七	一四,七六八	三三,三八七
下關	一〇,六一	五〇〇	—	—
門司	—	—	二五〇	六〇〇

日本人參輸出先國別表

『右』

『同』

年次	支那		韓		香		港		其		他
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)	
明治三十二年	三〇四、三七	三六〇、六八	一〇、七四五	三〇、二六五	一八七、二五四	一七五、九三三	—	—	—	—	—
明治三十三年	一八〇、四六二	三三、三六〇	四、四四〇	六四六二	二二七、七七七	一七三、五七四	—	—	—	—	—
明治三十四年	三三、九七	二九七、八三三	四、二七六	八、四八八	一八七、三五	一四六、六三	—	—	—	—	—

三十一年・二年橫濱ノ價格

『右』

『同』

品種	古物		新物		品種	古物		新物	
	三十二年	三十一年	三十二年	三十一年		三十二年	三十一年	三十二年	三十一年
會津百根	一・三五〇 <small>円</small>	一・三七〇 <small>円</small>	一・三五〇 <small>円</small>	一・三〇〇 <small>円</small>	信州雲州製義記	一・三五〇 <small>円</small>	一・四〇〇 <small>円</small>	一・三五〇 <small>円</small>	—
同百六十根	・九〇〇	一・二五〇	八七〇	一・一〇〇	生干無數	一・〇〇〇	一・三五〇	一・〇〇〇	・六〇〇
同無數	・七五〇	・九〇〇	・九〇〇	・九〇〇	同保印	—	一・〇〇〇	—	—
信州百根	一・一五〇	一・一五〇	一・一七〇	一・一〇〇	肉折	・七〇〇	・六五〇	・六〇〇	・七〇〇
會津雲州製義記	一・四〇〇	一・五五〇	一・四〇〇	一・六〇〇	毛	・六〇〇	・七五〇	・五五〇	・七五〇

日本ヨリ人參輸出表

東洋經濟新報社編『日本貿易精覽』

年	次	數	量(斤)	價	格(圓)	年	次	數	量(斤)	價	格(圓)
明治元	二	年	一三、五〇二	—	—	明治一七	一	年	一九六、二九五	—	—
同	三	年	一三、七七八	八八、三三三	同	一八	年	一〇六、二九〇	六六、三二八	同	年
同	四	年	八九、二四七	六七、四二一	同	一九	年	六二、〇四六	九四、六一一	同	年
同	五	年	六五、二九二	七五、〇九〇	同	二〇	年	一〇七、〇四七	五六、五七九	同	年
同	六	年	七六、〇三五	九九、五七二	同	二一	年	八〇、四二三	一一九、七五四	同	年
同	七	年	一四、一九二四	一三八、五四七	同	二二	年	九五、七〇〇	一〇四、七〇三	同	年
同	八	年	一一、八六七	三二、〇八七	同	二三	年	一八一、七七八	一四九、〇六二	同	年
同	九	年	一六、五四〇	一六七、六〇九	同	二四	年	二七、七八二	二四七、七七五	同	年
同	〇	年	二八、二〇六	一八、五三六	同	二五	年	一六五、二九七	一九七、八五二	同	年
同	一	年	三五、五一五	一九七、五二〇	同	二六	年	一七九、四八三	二五三、八七五	同	年
同	二	年	五〇七、四九四	一九六、六九五	同	二七	年	三三六、一七一	二八九、七二四	同	年
同	三	年	四八一、六〇〇	一八八、九五八	同	二八	年	二九九、六三六	二八九、七二四	同	年
同	四	年	四五七、八七七	一五五、四四四	同	二九	年	三三八、二九一	三七三、六四八	同	年
同	五	年	三三五、二〇四	一二、二三三	同	三〇	年	三六八、七三〇	四一五、三六〇	同	年
同	六	年	二四三、六九五	九四、九〇八	同	三一	年	三五六、〇六一	四八四、三七	同	年
				八七、〇六九	同	三二	年	四〇二、三三一	四三三、八三七	同	年
									四七六、八六八		

年次	數	量(斤)	價	格(圓)	年次	數	量(斤)	價	格(圓)
明治三三年	同	四〇三、九二四	同	四〇七、六七一	大正六年	同	二六四、八六六	同	六〇八、四二二
同	同	四一九、三三八	同	四五二、九二四	同	同	二〇九、九二八	同	六五三、二四一
同	同	三六三、九一三	同	三六九、五〇八	同	同	二五、七八八	同	三四九、三六五
同	同	四三三、三七九	同	三七四、九二八	同	同	一八五、四八四	同	六九八、一八
同	同	三七四、四三〇	同	四〇七、五九五	同	同	二八二、四〇〇	同	五八四、五六〇
同	同	一八七、九八五	同	二六三、四九四	同	同	二七四、八〇〇	同	七〇八、一九二
同	同	二二〇、二二八	同	三三八、六七〇	同	同	一五〇、一〇〇	同	五五八、七五五
同	同	一五七、九九八	同	三二二、七四五	同	同	二二〇、九〇〇	同	五二七、七九三
同	同	一三七、七六〇	同	二八〇、〇四九	昭和元年	同	五六四、〇〇〇	同	三七七、三五一
同	同	三〇六、二八九	同	五六七、二九三	同	同	七七〇、〇〇〇	同	四一〇、〇三五
同	同	一五八、四〇六	同	三〇七、七七七	同	同	二一七、〇〇〇	同	五二九、七八四
同	同	二〇〇、六七五	同	三七五、九八	同	同	三九三、〇〇〇	同	二五一、五一九
大正元年	同	二七四、六九八	同	五〇四、一六三	同	同	一八二、〇〇〇	同	六〇八、五八一
同	同	一五〇、二六二	同	四〇五、三〇八	同	同	四三、五八〇	同	一八四、七八三
同	同	三三六、七二八	同	四三八、三四八	同	同	四二、二六三	同	一三三、六四〇
同	同	二七五、六六七	同	二九三、三〇〇	同	同	一四八、四四四	同	三〇三、四四七
同	同	二六八、四三九	同	三九三、三二六	同	同	三二、二六八	同	八〇三、四七七

日本各府縣 福島栃木島根ノ(自明治三八年) 人參產額摘要
三主産地ヲ除ク(至大正三年)

官 報

府縣名	産 額	府縣名	産 額	府縣名	産 額
京都府	明治三九年三五〇斤、四〇年一 二〇〇斤、四一年一四〇斤	岐阜縣	明治三八年より大正三年迄一〇 〇〇斤乃至七〇〇〇餘斤	山口縣	明治三八年より四三年迄毎年三 〇〇〇斤乃至四〇〇〇斤
埼玉縣	明治三八年三〇〇餘斤、大正 二年八五〇斤	岩手縣	明治三九年五〇〇斤	德島縣	明治四一年より大正三年迄一六 〇斤乃至六〇〇斤
群馬縣	明治三八年より大正元年迄最多 五〇〇〇斤、最少二八斤	青森縣	明治四一年より四四年迄二〇〇 〇斤乃至四〇〇〇餘斤	香川縣	明治四二年一五〇斤
千葉縣	明治三八年より四〇年迄二七〇 〇斤乃至一四〇〇餘斤	秋田縣	明治三九年八〇三斤、四一年一 七〇斤、四二年四〇〇〇斤	愛媛縣	明治三九年より大正三年迄最少 一三〇斤、最多二〇〇〇斤
茨城縣	明治三八年より四二年迄最多一 九〇〇斤、最少六〇〇斤	福井縣	明治三八年八八〇斤、三九年一 五〇〇斤	福岡縣	明治三八年一一一斤
愛知縣	明治三八年より大正三年迄最多 六〇〇〇斤、最少二〇〇〇斤	石川縣	明治三九年五四〇斤、四〇年一 〇〇斤、四四年一五斤	大分縣	明治三八年より大正三年迄五六 〇斤乃至六〇〇〇斤
静岡縣	明治三八年より大正元年迄二〇 〇〇斤乃至四〇〇〇斤	富山縣	明治三九年より大正二年迄一〇 〇斤乃至二五〇〇斤	佐賀縣	明治四一年五三〇〇斤
山梨縣	明治三八年七〇〇斤、四二年三 〇〇餘斤、四三年五〇〇斤	岡山縣	明治四一年四〇斤、四三年五〇 〇斤	熊本縣	明治三八年二〇〇斤
滋賀縣	明治四二年五〇斤、四三年五〇斤、 大正三年二〇〇斤、大正三年四斤	廣島縣	明治三八年より四三年迄二五〇 斤乃至二三〇〇斤	鹿兒島縣	明治三九年より四一年迄最少五 〇斤最多三〇〇〇斤

右ノ中佐賀縣ハ誤ツテ食用ニンジンヲ計上シタルモノ。秋田縣ハ山中自生ノ竹節人參

ヲ誤ツテ計上セルモノナリ。

此當時ハ人參栽培熱ノ盛ナリシ時也。

日本へ人參輸入表

東洋經濟新報社編『日本貿易精覽』

年次	數量(斤)	價格(圓)	年次	數量(斤)	價格(圓)
明治四年	八二〇	三七九	明治二年	三二三五	一八三六
同五年	一、八七六	二三七五	同一年	三三三三	二三四九
同六年	四、二三五	八二四九	同二年	二、三三二	八八〇七
同七年	六、七三八	一七一七	同三年	一、五四九	五四六
同八年	四、八三八	八四三八	同四年	二、六一九	九五二九
同九年	五、七〇七	四六五三	同五年	二、四三四	八一二
同〇年	五、〇三三	七六四五	同六年	二、二五二	一一三五二
同一年	七、三四五	一〇、五六六	同七年	三、九六六	一八五七〇
同二年	七、二一七	八七〇〇	同八年	一、一四七	九七、六九〇
同三年	三、五〇七	六五七八	同九年	六、八六二	六、二二三
同四年	五、二一四	一一、一九一	同〇年	九、一六	八、七三〇
同五年	九、五九六	一七、七八	同一年	九、八三三	七、七三四
同六年	三、三四三	五、八八三	同二年	二、七二二	一〇、八三一
同七年	三、〇〇五	八、五七九	同三年	二、八六八	一、六五一
同八年	三、九九二	六、七八	同四年	三、〇二〇	一、三七八八
同九年	一、八三二	六、一九一	同五年		

日本人參輸出累年表

〔右〕

〔同〕

年次	數量 (斤)	金額 (圓)	平均一斤ノ價 (圓)
明治十八年	二〇六、二九〇	九四、六六一・四〇〇	・四五九
同 十九年	六二、〇四六	五六、五七八・八〇〇	・九一二
同 二十年	一〇七、〇四七	一一九、七五三・六〇〇	・一一九
同 二十一年	八〇、四一三	一〇七、七〇二・六〇〇	・一三〇二
同 二十二年	九五、七〇〇	一四九、〇六二・四三〇	・一五五八
同 二十三年	一八一、三七八	二四七、七七五・二四〇	・一三六六
同 二十四年	一二七、七八二	一九七、八五二・〇四〇	・一五四八
同 二十五年	一六五、二九七	二五三、八七四・九三〇	・一五三六
同 二十六年	一七九、四八三	二八九、七一四・五二〇	・一六一一
同 二十七年	三二六、一七二	四九九、七九八・〇七〇	・一五三二
同 二十八年	二九九、六三三	三七三、六四八・〇八〇	・一二四七
同 二十九年	三一八、二九一	四三五、二五九・八六〇	・一三六七
同 三十年	三六八、七三〇	四八四、二二七・一〇〇	・一三一三
同 三十一年	三五六、〇六一	四七六、八六六・九四〇	・一一九〇
同 三十二年	四〇二、二二一	四七六、八六七・五九〇	・一一八六
同 三十三年	四〇二、九一四	四〇七、六七一・四五〇	・一〇一二
同 三十四年	四一九、三二八	四五二、九二四・〇〇〇	・一〇八〇

韓國紅蔘輸出額表

上海帝國領事館報

年次	數量(斤)	價格(圓)	年次	數量(斤)	價格(圓)
明治三十一年	四五〇八七	九五四、〇〇七	明治三十四年	一八四三二	五二五、九五五
同 三十二年	二三、一七八	三七九、三三六	同 三十五年	六三、九〇一	一、二九八、〇九三
同 三十三年	六〇、三二〇	一、五四七、四〇〇			

(備考) 右ノ外密輸出ノ量甚ダ多シ。

明治三十五年頃上海ノ人蔘相場

上海帝國領事館報

紅蔘二十本モノ	三一兩五錢	紅蔘三十本モノ	二八兩五錢	紅蔘四十本モノ	二二兩
---------	-------	---------	-------	---------	-----

右『韓國農業論』(明治三十七年九月發刊加藤末郎著)所載
二表

韓國人參仁川港輸出表

京城日本領事報告

品種	明治二二年	同 二三年	同 二四年	同 二五年	同 二六年	同 二七年	同 二八年
白蔘(ヒゲヲ含ム)	數量 四五 <small>擔</small> 價格 一九七六 <small>弗</small>	數量 八四 <small>擔</small> 價格 三三八五 <small>弗</small>	數量 一〇八 <small>擔</small> 價格 八四六九 <small>弗</small>	數量 二〇 <small>擔</small> 價格 三三、六一九 <small>圓</small>	數量 一一〇 <small>擔</small> 價格 九四三七 <small>圓</small>	數量 一一一 <small>擔</small> 價格 一一、二七二 <small>圓</small>	數量 五二 <small>擔</small> 價格 五三〇 <small>圓</small>

韓國人參輸出高表

(牧師 C. T. Colyer 人參ノ栽培ト調製)

年次	白蔘 一全根並鬚根		紅蔘 一全根並鬚根	
	Pack (約百日本斤) 單位重量	圓單位價格	斤單位重量	圓單位價格
一九二二年	二二〇	三三、六三七	—	—
一九二三年	一一〇	九、四六五	—	—
一九二四年	一一三	一一、七七一	—	—
一九二五年	五三	五、三二〇	—	—
一九二六年	七一	五、六九四	一六、六六六	二六、八〇五四
一九二七年	四一	三、〇六六	三三、〇三七	六二、九三七五
一九二八年	一四	八、四二	四五、〇八七	九五、四〇〇七
一九二九年	一六	五、六四	三三、二七八	三七、九三七六
一九三〇年	一〇	二、七六	六〇、三二〇	一、五四七、四〇〇
一九三一年	一三	一、二八八	一八、四三一	五、一五、九五五

右韓國稅關ヨリ右牧師ニ與ヘタル記錄ナリ。

一八九八年ノ稅關ノ評價紅蔘一ポンド平均一五八七圓ナリ。

一八九六年ヨリ一九〇一年迄六年間ノ斤當リ平均價格ハ

紅蔘 二、一八三圓
白蔘 七六圓

價ノ低キ鬚ヲ平均セルヲ以テ實際人參ノ平均價格ト云フヲ得ズ。

白參ノ外國輸出

一八八二年 韓清條約ニヨリ韓商ニ限り輸出ヲ許可ス、韓商ハ其買得品ヲ清韓ノ境界ナル義州ニ運送シテ輸出ノ許可ヲ得タル後價格ノ百分ノ十五ニ當ル輸出稅ヲ收ム、其稅率ハ輸出量清國一斤ニ白銀八兩露〇、七二フントナリ、其後主トシテ人參ハ牛莊ニ向ケラレ更ニ日本、清國諸港ニ轉輸セラル。

開港後白參ハ三開港地(仁川、釜山、元山ノコト)ヨリモ輸出セララル。

一八八九年

四五梱

一、九七六弗

一八八九年

二一〇梱

二二、六三七弗

ノ間ヲ上下ス。

紅參モ一八九五年海路輸出ヲ許可セララル、一八九六年ヨリ稅關報告中ニ現出スルニ至レリ、此時ヨリ白參ハ仁川ニ集リ清商主トシテ其輸出ニ從事シタリ。

紅參ノ輸出 迅速ニ増加シ左ノ數ヲ示セリ。

一八九六年

一六、六八六ケツチ

二六八、〇六四弗

一八九七年

三三、〇三七ケツチ

六二九、三七五弗

一八九八年

四四、六一ケツチ

(白參三六ケツチ包含ス)

九四四、六〇〇弗

一ケツチハ日本ノ約一六五匁餘

前ノ表及御文露國大藏省調査發行『韓國誌』日本農商務省山林局譯本

韓國人蔘調查

韓國蔘政報告

品	種	光武六年	光武七年	光武八年	光武九年	光武十年	隆熙元年
紅蔘	出來上り	五六六〇八斤	三二〇九一斤	七四四〇〇斤	一九〇六〇斤	一七五五四斤	一四三三〇斤

韓國人蔘輸出港別調

右同

品別	年	釜山		仁川		元山		鎮南浦		一斤當り代價
		數量(斤)	代價(圓)	數量(斤)	代價(圓)	數量(斤)	代價(圓)	數量(斤)	代價(圓)	
紅蔘	光武八年			壹、一三元	九六〇、一七九					二七、九〇 _四
	同九年			八〇、六二三	一、一〇〇、五八〇					一三、六六
	同一年			三、六五五	三、三〇〇、〇〇〇					一六、八〇
	隆熙元年			三、七二二	一、一〇〇、〇〇〇					三、八二
白蔘	光武八年			六〇〇	一、一八五			二四〇、五三三	八四〇、三三八	二、八三
	同九年			六〇〇	一、四三三	六〇	三三三	三〇、四二〇	六、五〇四	八、六
	同一年			一、〇一〇	三、七九二					三、六〇
	隆熙元年			六〇	四九八	六	一五〇			九、一

支那（滿洲）ヨリ朝鮮ニ人蔘輸入高表

右 同

年次	白蔘		水蔘		白蔘	
	數量(斤)	代價(圓)	數量(斤)	代價(圓)	數量(斤)	代價(圓)
明治四十四年	10	16	1	1	1	1
大正元年	660	1375	1	1	1	1
同 二年	245	509.1	6	11	1	1
同 三年	164	285	2,13	42,242	1	1
同 四年	197.7	296.5	1,556.8	12,422	1	1
同 五年	299.88	459.78	65	448	1	1
同 六年	76,819	160,246	2,718.4	10,370	775	1,074
同 七年	92,526	268,200	3,583.0	31,491	965	1,793
同 八年	53,565	92,334	948.3	17,954	695	2,195

明治四十五年ノ白蔘中ニハ山蔘二斤二百八十六圓ヲ含ム。

朝鮮人蔘內地へ移出調

右 同

年次	紅蔘		白蔘		白蔘		水蔘	
	斤數	價格(圓)	斤數	價格(圓)	斤數	價格(圓)	斤數	價格(圓)
明治四年			一九四	七五五				
大正元年			七五五	一、一六五	七二七	一、三六六		
同二年			七六	一五四	七六八	一、六五五		
同三年	二、六五一	四四、六三二	八、四四三	三四、〇三三	一一、〇四六	三、三〇六		
同四年	三、一三四	六、一九〇三	一五、六〇二	四九、四六三	一六、三三三	三六、七七一	四、〇九九	四、〇〇〇
同五年	四〇 <small>外</small>	一、五〇〇	六、二二四	八、〇一六				
同六年	一	八三	三、一五四	三、三三〇	三	〇		
同七年	四四	三六〇	一、一九四	三、一四四				
同八年	一、四四七 三、一八九	二四、〇三三 四七、二五六	一〇、四八八	二八、一四一	八、九九九	二一、八六六		

内地ヨリ朝鮮ニ人蔘移入高表

年次	白蔘		水蔘		右同	
	斤數	代價(圓)	斤數	代價(圓)	斤數	代價(圓)
明治四十四年	一九一七六	二四、六〇四	四、六四六	九、七七一	—	—
大正元年	一八五三五	三五、六七九	一、六二〇	一、八九八	—	—
同二年	九、五三七	一八、一四七	三、九八	三、八三	—	—
同三年	五、九四〇	一一、三九八	—	—	—	—
同四年	六、六三三	一一、三九三	二、九一	二、七四	—	—
同五年	三、四四八	五、一七二	九	五	—	—
同六年	五、三二	一、一五一	—	—	一九八	一、七一
同七年	一、七六	四、七五	—	—	八	二、五
同八年	三、〇四四	二、六二七	—	—	一	四

隆熙元年指定區域外人蔘耕作表

右

同

地名	耕作面積	收穫高	耕作人員	白蔘製造高	地名	耕作面積	收穫高	耕作人員	白蔘製造高
慶北大邱	三 ^坪	三 ^斤	三	一五 ^斤	忠北黃澗	三 ^坪	四〇〇 ^斤	一〇	四〇〇 ^斤
同星州	八四六	六五	一七	四一	同忠州	一、八六	三、六七	六	二、四八
同漆谷	四六	三五	一三	三〇	同丹陽	一、三〇	二、六三	四	一、七五
同知禮	一、八〇九	一、二七	五	八五	同永春	九〇	一、八四	三	一、〇九
同豐基	一八五	五五	一七	一〇	全南原	二六	三三	一七	二四
慶南居昌	八五〇	三、八五	三	七三	全南金山	一六	—	一	—
同安義	三三六	一、三六	三	一、〇三	同靈岩	二〇	—	二	—
同咸陽	一三九	四三	一七	二八	同唐津	一〇	—	三	—
忠北永同	一、六五九	三、七六	八三	九三	計	二、一七	一八、九六	四五九	一〇、六一

此時ノ指定地ハ開城・金川・兔山・豐德・瑞興・平山ノ六郡ナリ。

朝鮮人參輸移出表

東洋經濟新報社編『日本貿易精覽』

年次	移出		輸出		年次	移出		輸出	
	數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)		數量(斤)	價格(圓)	數量(斤)	價格(圓)
明治四三年	一、三九九	一、四五六	三、一七〇	二六、四〇五	大正一一年	五七、五五三	一七三、七三三	四七、七四四	一、七七一、三〇〇
同 四四年	一、五三二	二、五三三	一、〇九三	六七、四九三	同 一二年	六七、二四六	三〇〇、八四五	四三、五五三	二、三七五、三四八
大正元 年	七、九六五	一、八〇七	三、八二四	五九、八七九	同 一三年	四四、六二五	一〇六、〇三三	四六、六三三	一、九七六、〇四六
同 二 年	三、一五四	三、三三〇	一六、五五四	五三、七四三	同 一四年	二六、八二七	一六六、二七一	四四、七八一	一、八四七、三九九
同 三 年	一、三〇四	二、九六四	一、一四九	四四、六九九	昭和元 年	二六、八七七	一四一、三三三	四一、八三六	一、七五七、七九九
同 四 年	四、六四〇	五、四〇三	三、二二五	一、三三六、四一一	同 二 年	二六、五三三	一三八、五五五	五〇、五八一	二、一三七、九二六
同 五 年	一三、六七七	三〇、八八九	二九、二二五	一、二六七、四九九	同 三 年	二四、三三三	一〇六、三三〇	五八、〇四一	一、八八二、六二九
同 六 年	一九、四三三	三〇、三五三	四、〇八五	一、八五五、三六一	同 四 年	一六、四八六	八三、三三五	六三、六六七	二、五三三、一〇九
同 七 年	二、八八九	七六、〇四七	三七、九四八	一、七七九、三三八	同 五 年	一九、七九五	一三六、八八一	九六、三三二	三、三三八、一三二
同 八 年	三三、三九九	六四、六七六	三、〇八五	一、六七九、四四五	同 六 年	一八、三四一	六三、四〇九	五、四六九	二九、五二五
同 九 年	二四、三〇五	六四、〇一九	二八、一一三	一、〇五〇、八八一	同 七 年	四、七一一	一〇七、三六五	一〇、六四三	五三、〇四四
同 一〇 年	六、六九四	一六、二八七	四、九八八	三、三六六、八二一	同 八 年	二五、〇六九	七一、三七〇	二二、九九六	二〇三、九八二

紅蔘拂下數量及價格表

專賣局調查

年次	斤數	價額(圓)	平均一斤當	年次	斤數	價額(圓)	平均一斤當
明治四十三年	二、六六〇	一七五、八六六	六六 ^円 ・二五	大正一二年	四三、七四〇	二、一七四、九七三	四九 ^円 ・七三〇
同 四十四年	一、六六三	二一九、四五八	七二・八七六	同 一三年	三三、三四六	二、一三三、二三	六〇・三六〇
大正元年	四、七三三	三七九、八五〇	八〇、四四三	同 一四年	四〇、〇六三	二、六五八、八六五	六六・三六九
同 二年	九、八七一	七〇二、六九九	七二・〇八七	昭和元年	四三、五八二	二、七五、九五	六〇・三三〇
同 三年	二〇、七六八	一、二五五、七六七	六〇、九四八	同 二年	五三、〇四六	二、四〇五、六六一	四五・三五二
同 四年	二六、〇九二	一、三六六、三〇六	五三、一三一	同 三年	六、二三三	三、〇一一、二二五	四九・七六
同 五年	三、四七六	一、七九、三五五	五三、九四七	同 四年	五三、五五二	二、四一七、三九八	四五・一四二
同 六年	三七、九三一	一、八五三、六三一	四八、八六八	同 五年	五五、三五七	二、三六五、六六三	四三・八二
同 七年	三六、四六六	二、〇一、九七五	五三、三〇五	同 六年	四八、〇七六	一、九六〇、九四一	四〇・七八八
同 八年	三〇、五七四	二、〇三三、二九〇	五九、三六八	同 七年	五三、五六六	二、〇四三、五三三	三八・八五五
同 九年	三六、三三五	二、四七七、三三九	六四、六四七	同 八年	三〇、九六一	一、二七三、七四一	四一・〇七
同 一〇年	三六、三六〇	二、〇三三、四六一	五三、九九二	同 九年	三七、三三二	一、五三一、五四六	四一・四七
同 一一年	四、八四四	二、二六、三四〇	五三、九六八				

錦山人蔘 慶尙北道 錦山郡 耕作狀況

年 度	種 蔘	二 年 根	三 年 根	四 年 根	五 年 根	合 計	耕 作 人 員
大 正 十 三 年	四、四三六	二五、七五五	一〇、九五五	六、八四七	三、五五四	三七、〇六七	四三七
同 十 四 年	二、〇九七	三、四一六	一〇、四四八	一〇、三三五	六、七二五	五、〇〇一	六三〇
同 十 五 年	三、三〇〇	一五、〇九七	二七、三三八	九、九四四	四、四四四	五九、九一三	六九七
昭 和 二 年	八、四三五	二九、二七四	二〇、五七五	二、五二六	五、四七三	八五、一六四	七七九
同 三 年	五、三六二	二四、三九八	三三、六九九	一四、七六六	六、四七七	八三、四五九	七七八
同 四 年	一〇、四四一	一九、六三五	三五、九九五	三三、三一一	六、四三三	九五、二一九	七三二

右 同 收 穫 高 表

年 度	四 年 根		五 年 根		合 計	
	坪 數	斤 數	坪 數	斤 數	坪 數	斤 數
大 正 十 二 年						
同 十 三 年						
同 十 四 年						
同 十 五 年						
昭 和 二 年						
同 三 年						
同 四 年						
計	一〇、四四〇	一五、五九八	六、二七四	一二、五四八	一六、六七八	二八、一四六

右 同 取 引 高 表

年 度	製 造 高 (斤)	取 引 數 量 (斤)	取 引 金 額 (圓)
大 正 十 二 年	七、六〇二	七、一二三	七二、三三〇
同 十 三 年	六、二六五	六、〇四〇	六〇、四〇〇
同 十 四 年	六、四一一	六、一〇八	九一、六二〇
同 十 五 年	三、八四二	三、四六二	四八、四六八
昭 和 二 年	七、七三九	六、七四一	九四、三七四
同 三 年	八、五九五	七、五三〇	一〇五、四二〇

(備考) 右取引残ハ翌年へ持越ナリ。

市場ニ於テ錦山人蓼ト稱スルハ錦山郡及其隣接茂朱鎮安二郡ニ産スルモノヲ總稱ス。

本表ハ錦山郡ノミノモノナリ。

錦山人蓼ノ特長ハ表皮ヲ剥カズ根ノ下部ヲ曲ゲ上部ニ接着セシム。

以上三表昭和五年細川治一氏『錦山人蓼ニ就テ』中所載

滿洲ヨリ朝鮮ニ人蔘輸入表

新義州税關調

大正元年以前	人蔘ノ輸入ハ相當古クヨリ行ハレタルモ數量ノ記錄ナシ推定スレバ明治末期ニハ年額二・三萬斤ナリ				
大正二年以後	爾後増加シ大正七・八年ノ頃ハ十數萬斤乃至三十萬斤ノ多キニ上ル戰後不景氣ニヨリ大正十三年頃ハ五千斤乃至一萬二千斤ナリ				
昭和元年	一三、五七三斤	五、五二七〇圓	昭和四年	八、四二二斤	四、一八〇六圓
同 二 年	一、一七二	一、三〇三八	同 五 年	五、五五六	一〇、三三九
同 三 年	一、二五八七	五、一、〇〇〇			

(備考) 右人蔘ハ鴨綠江ニ沿フ各縣ノ生産ニ係ルモノニシテ種類ハ水蔘多ク次ニ白蔘、極メテ微量ノ山蔘アリ。

昭和五年ノ主ナル輸入地ト其輸入額

雲海川	七、一四斤	一、五〇五圓
新島場	五、七六斤	一、三〇六圓
美他	四、六〇斤	八〇九圓
昭牙	二、二〇斤	六〇二圓
中江鎮	六、一九斤	三、五四九圓
金昌	三、八八斤	五、六〇圓
葡三	一、三三三斤	一、〇七三圓
厚州古邑	六、三〇斤	四、六五圓

新義州港扱 一〇七斤 四〇五圓
 陸接國境税關出張所扱 五、四四九斤 九、八二四圓

大正十年以降指定區域内外白蔘生産高表

(尾蔘ヲ含ム)

專賣局調査

年 別	區 域			區 域			計
	數	量	單	數	量	單	
大正一〇年	三三、七四八	斤	六・二〇	一、三三三、一〇〇	五、四四五	一〇・二四七	二九、一九三
同 一 一 年	三二、八九六		六・〇〇	一、二七九、五〇四	三、九八四	九、九三三	二六、八八〇
同 一 二 年	一七八、四六三		五、五五〇	九九〇、四六四	二、五二六	一〇、九五八	八九、九八八
同 一 三 年	一三六、七六六		七・八一	九二、一八〇	五七、三二九	一〇、一四八	一三三、九八五
同 一 四 年	一〇〇、〇九九		三三・一七五	一、三八、五九五	三、九九二	一二、七七六	二七三、二六六
同 一 五 年	六七、七三九		一一、八五九	八七〇、九三〇	一八、〇〇六	一三、七七九	二四九、四七四
昭 和 二 年	二一六、一七三		一一、元四	一、三〇、八六五	一八、五六一	一二、五三〇	三三三、三〇〇
同 三 年	一一七、四四八		一四、〇〇四	一、七四、七九五	一六、八三三	一四、六七八	二四六、八〇〇
同 四 年	一一三、三三九		一一、三四五	一、三七五、三八一	一七、七七四	一一、六四五	二〇三、三三二
同 五 年	一一七、三三三		六、八八八	九四五、八六五	一五、四〇六	八、〇三三	一三三、五四七
同 六 年	一一八、〇七七		四、五一四	八二七、三九九	一四、五四九	六、九六八	九八、四四四
							一九五、六二六

大正十年以降道別郡別區域外人蔘耕作面積表 (四月末日現在)

右

同

道別	大正 一〇年	同 一一年	同 一二年	同 一三年	同 一四年	同 一五年	昭和 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年
京畿道	三六、四四 <small>坪</small>	一七、三六 <small>坪</small>	二四、五九 <small>坪</small>	八七、八〇 <small>坪</small>	六七、八一 <small>坪</small>	七、六七 <small>坪</small>	八七、〇五 <small>坪</small>	七四、〇七 <small>坪</small>	七五、四七 <small>坪</small>	六、一四 <small>坪</small>	五三、二四 <small>坪</small>	七、四四 <small>坪</small>
高陽郡	三、五六〇	三、〇八六		四、〇〇〇	六七、八一 <small>坪</small>	八六五						
楊州郡						八、六七二						
漣川郡	三〇、五八一			四、八七〇		二五、六四五	一四、三三〇	四、七〇〇	二、〇〇〇	九〇〇		
抱川郡					七〇〇							
加平郡		三三〇					七九〇					七四三
楊平郡		一一、四八一										
驪州郡								六一〇				
利川郡	三六六		四、五三〇			一、三三四	一、五三四	九、三三八	八、五八〇	六、五九五	三、五八五	
龍仁郡	一〇〇	一、四三三	一、九六六			四、四二三	三、七二四	三、九三〇	八、四九九	六、九三七	四、五九〇	二、五二〇
富川郡	九六〇		九六〇	九六〇								
金浦郡						六、五〇〇	一四、三六六	二、〇〇八	二九、九五三	三六、四四七	三〇、四七七	四七、八二四
江華郡					一、三〇〇	八、四七三	三〇、一七三	三三、三三九	三三、八三五	一七、二六五	三〇、八五二	二七、三六六
忠清北道	六、八三五	六、〇八五	六、九四〇	二、七三六	三、三三九	五、九八八	七、三三三	五、一一二	一一、二七七	一二、六六八	三三、九六九	二六、五七〇
報恩郡						二二〇	二二〇	二二〇	三、七七八	三、七八八		
沃川郡											八、四五四	八、四五四

全	南	長	茂	錦	鎮	全	瑞	禮	洪	青	保	公	忠	丹	堤	陰	槐	永
潭	南	原	水	山	安	羅	山	山	城	陽	寧	州	清	陽	川	城	山	同
陽	南	郡	郡	郡	郡	北	郡	郡	郡	郡	郡	郡	南	郡	郡	郡	郡	郡
郡	道	郡	郡	郡	郡	道	郡	郡	郡	郡	郡	道	郡	郡	郡	郡	郡	郡
	四九四			一六、一〇七	四三五	一八、二五九	六、八〇〇					六、八〇〇	五、一三九	一、三三三		二九八	一七〇	
三七〇	九四		五一九	一五、五八七	六五二	一六、七三七	六、八〇〇					六、八〇〇	四、八四〇	八四二		四〇四		
	六五五一		一八四三	二八、九九六	一、〇三五	三、八六三	六、八〇〇					六、八〇〇	五、一五一	八六八		四一〇	五一	
			二、四六六	三七、〇六六	三、四九八	四三、七〇〇							五、一八八	七七		一五五	五四	
						六、三三六												
	一六、〇七三		七、〇六四	五九、八六三	八、九五九	七六四九七				二五			一、九六三	二、七四五			一、〇四〇	
	一五一、六五	三九〇	六三三	八五、二八五	一一、六六七	一〇四、四三三							二、五九六	二、五三八			一、九八九	
	四、五六七	三四〇	一、四〇三	八三、三三八	一五、一四〇	一〇九、五三七	二、三九九				一五		二、三八四	二、五七六			一、〇八六	
	六、〇七五	九〇〇	二、一九七	九五、二二九	一三、四九三	二四、三三三	九、〇四九	九三八	四五二				二、二八四	三、五三三			三五四	
六一九	七、六四〇	一〇〇	一、三三〇	一二、五二四	一九、四九二	一五四、六三三	二、一四六		五八八		一五	一五	一〇、四五三	九四五			一、六四五	
三〇〇	五、三八六	一一	四、七四九	二六、六六五	二四、三三三	一七二、四一九	五〇、五九八		三、七四〇		六二五	一五	三、七六四	三、九四八	九〇〇		一、二七〇	
	二、三〇〇		九〇三	一一、一八八	四四、七五	一八九、二九一	六、〇六五		六、二六六		六、三三一	二五	五四、九六八	四、九五五	九〇〇		一、二七〇	
				二二、七七七	二二、一八八	二二、七七七							七三、八七七	四、九五五				

道	郡	別	一〇年正	一〇年	同二年	同三年	同四年	同五年	二昭和	三年	同四年	五同	六同	七同
黃	海	州	九、六七	三〇三	一、一六〇	三五	四、六五五	六三、五四	五六	四九〇	四三〇	三〇	四三三	一、〇八三
延	溪	郡	八、六二	三〇六	二、一六五	三三	六三、五四	九、八四	五六	一六七、〇六	一八七、〇五	七〇、四九九	七四、四九九	一三、六七
新	淵	郡	七七〇	七〇	一〇、六五	七〇	四四、八二四	一七、五二五	五六	八〇、〇九	八八、一五六	七九、九六四	六五、六四九	三四、四八
長	禾	郡												
松	川	郡												
信	寧	郡												
載	山	郡												
谷	北	郡												
平	安	郡												
龍	川	郡												
慈	城	郡												
春	原	郡	二、五五五	三、五九三	一、五〇三	一九、四七七	二七、〇二七	一九、四四	三八、六三三	五九、六四九	八、一〇三	一〇三、六六八	二〇、〇八三	一三八、〇五四
麟	川	郡	三、一三	〇〇		七六		三、一	一、〇二	九七	七〇五	〇、一	二、二	一、四
道	道	郡												
河	東	郡												
山	清	郡												
咸	陽	郡												
居	昌	郡												
陝	川	郡												
密	陽	郡												

(備考) 大正十四年八郡別不明。

總計	明川北郡	咸鏡邊郡	咸鏡南郡	伊川郡	平康郡	鐵原郡	金化郡	華川郡	洪川郡	橫城郡	原州郡	寧越郡	旌善郡	平昌郡	江陵郡	襄陽郡	高陽郡	淮陽郡	楊口郡
三三、四九六		六二四	六二四			三三		五、七八	六六		一、五五七	六五	四三〇						
二五〇、五四								一五、五七三	三六六		九三三								一、三六
三九、八九九								七、九三	二、〇三	一、三七									二、三四
一六、〇八五	三〇〇	三〇〇		七八〇〇				五、一〇三		二七	三四〇				六〇〇	一九九			二、五七五
二八、九八																			
二九、五三				一、三〇				三、六〇六	八五	九九〇				三、七四三	二六四	一六二			二、一五六
四四、七〇九				二、一三〇				五、七〇〇	七、一五〇	二、七〇五				五、一五〇	二八二	一六三			二、一七
五二、五七九				一九九四				六、七〇〇	三、〇四九	一、五三五				三、〇〇〇	一九	二八三			八二四
六四、五九三				三九、八八				八、三〇〇	一八、三三	三、三〇				二、五〇〇	一六	三〇〇			八四
七六、五四六				三四、八四二				六、四〇〇	三、七六五	四、〇〇〇				三、〇〇〇	一六三	一九九			一〇、四七九
八六三、七六七				五四、六三					二七、三四	三、三〇〇						一九			七、七七
九六三、六六七				七〇、二〇				一四、〇五〇	二七、二六五							三〇〇			五、八二八

自韓國時代
至現今 官製紅蔘ニ關スル統計

右

同

年 別	水 蔘 收納斤數	紅 蔘 製造斤數	紅尾蔘斤數	副 産 物				
				内用蔘精	浴用蔘精	外用蔘精	粉末紅蔘	紅 蔘 錠
明治四十一年(隆熙二年)	一三,四三	四,一七三	九六	—	—	—	—	—
同 四十二年(同 三年)	七,九〇三	二,三九四	五四六	〇,九一七	—	—	—	—
同 四十三年(同 四年)	三,七七一	八九四	二〇八	〇,〇〇〇	—	—	—	—
同 四十四年	七,七一九	二,三九九	六五三	〇,〇〇〇	—	—	—	—
大 正 元 年	一八,九九三	五,八八六	一,五二九	—	—	—	—	—
同 二 年	五三,一四五	一七,一三三	四,五三六	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 三 年	六五,五〇四	一七,七〇〇	六,四〇四	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 四 年	九九,九五三	二七,三三三	八,五九八	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 五 年	一六三,七三三	四六,六三六	一四,一三三	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 六 年	一三三,〇二二	三七,三六六	一三,八二二	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 七 年	六六,三三六	一九,四七七	六,四四一	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 八 年	一〇四,七一一	三六,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 九 年	一一七,七〇七	三九,六四四	一一,一三五	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 十 年	一三九,一五〇	五三,三三三	一五,八六一	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—
同 十 一 年	一六四,一五三	四〇,七二七	一三,七二七	〇,〇〇〇	—	〇,〇〇〇	—	—

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和	同	同	同	同
十 二 年	十 一 年	十 一 年	九 年	八 年	七 年	六 年	五 年	四 年	三 年	二 年	元 年	十 四 年	十 三 年	十 二 年	
一五二、九六九	一五三、七四	一四三、五七二	一四三、七七三	一四三、六五	一六五、三八六	一六三、七七九	一七一、〇七九	一六五、八九七	一七七、六四五	一五四、四九九	一一一、〇〇五	一一三、八三三	一四三、二六八	一六、五六二	
三六、五〇九	三九、八二〇	三八、九五一	三七、三〇三	三六、二六六	四三、三六四	四三、八八九	四六、三五九	三九、一八七	五〇、九〇一	四、五四〇	二九、三六九	三二、六三九	三八、五四六	四六、〇三三	
一四、九九三	一五、五四八	一三、一七四	一三、六二六	一二、一七五	一五、三九五	一五、四八三	一五、八九八	一四、九二二	一九、五九九	一四、一〇七	一〇、〇八四	九、六九〇	一三、三四四	一五、七八五	
一、二二、二二〇	一、〇六、八〇〇	一、五七、七〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、四五、五〇〇	九、三八、〇〇〇	一、三三、七〇〇	一、〇一、〇〇〇	九、四三、〇〇〇	九、二一、〇〇〇	五、四一、〇〇〇	六、八八、〇〇〇	三、七二、〇〇〇	三、六二、〇〇〇	四、六六、七〇〇	
一、四三、七〇〇	一、二二、五〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、七五、二〇〇	—	一、八五、六〇〇	一、九四、二〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、二二、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	六、五五、〇〇〇	六、三三、〇〇〇	四、七五、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一〇一、二〇〇	
					九、二六、〇〇〇	〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	八、四三、〇〇〇	三、七六、〇〇〇	三、七五、〇〇〇	三、八一、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	三、二六、〇〇〇	—	
					三〇錠入 三、〇〇〇筒	三〇錠入 二、〇〇〇筒	二〇錠入 一、〇〇〇筒	三〇錠入 三、七〇〇筒	二〇錠入 二、〇〇〇筒	三〇錠入 三、〇〇〇筒	三〇錠入 三、〇〇〇筒	三〇錠入 三、〇〇〇筒	三〇錠入 三、〇〇〇筒	三〇錠入 三、〇〇〇筒	

右ノ外昭和七年ニ・エーテルユキス六、二六〇瓦アリ。

(備考) 太キ数字ハ瓦

内用蔘精一個二〇瓦入、浴用蔘精一箇四五瓦入。外用蔘精一個三七瓦五入、粉末紅蔘一個四〇瓦入。

耕作 蔘圃 坪數 (大正三年迄八三月底現在) (大正四年以後八八月底現在) 以下指定區域内ニ係ル

年別	種	二年根	三年根	四年根	五年根	六年根	七年根	計
明治三十三年	四五、七三四	一九〇、四四一	一三四、一七三	五、五〇九	一〇、七八八	四、八二二	一、五八八	四七七、八七四
明治三十四年	一三六、七三〇	三四〇、一八〇	一九四、八三九	一一、三三三	四九、四九九	五、二六	八〇	八三七、九六六
大正元年	三、九三七	七〇三、八四三	三三三、〇八〇	一七六、〇三六	一五、四四〇	五九、〇四三	一七	一、四九一、六〇〇
同	一一、五六一	三〇、九三〇	八〇六、〇五	三四七、四三六	六三、六九八	八六、七七七	四、四八	一、四五二、三六
同	元九、九三〇	一〇〇、〇八二	一八、〇七〇	七三三、九六四	三六、五八〇	一一、九一九	九、九六六	一、三三七、五二
同	三四、五六八	三三〇、四八八	一三四、九九〇	三〇、一三三	七、三、〇九三	三九、一六	六、〇四四	一、三三八、三三
同	四三、一七一	三三三、九三〇	一九〇、六〇一	一一、三七七	一六、七四八	一六、〇七〇	三、三三	一、三五七、〇一
同	五、八〇七	四〇、五九二	三三三、〇〇〇	一八九、五五九	一一、五四九	一六、〇七〇	二五五、五五七	一、四〇〇、四四
同	五七、三六三	四九四、五六一	四〇六、七六九	三三四、一五	一八七、七五	一一、六四三	—	一、五九三、四四
同	八六、五二六	四三九、〇三	四九一、五三	四〇〇、一六一	三二、三七	八三、五九九	—	一、九三三、〇九七
同	六六、九六二	四二七、三五四	四三四、二七三	四八七、〇九四	三九八、七七八	三〇九、〇一九	—	二、一三三、二七
同	二七、〇五〇	二七、〇五〇	四二、〇三三	四七九、九八九	四八四、二七	三三三、五三	一、一七	二、〇〇六、三〇
同	四七、八八六	一八四、八五九	二六七、八五九	四〇九、六四四	四三六、四七	四七五、五九八	—	一、八二二、六三
同	六〇、六〇二	三三三、九四	一八二、七四四	二六六、五五〇	四〇六、三二四	四一九、七八八	—	一、六七、九二
同	七九、四六三	三三四、八〇四	三三九、九七五	一八二、五三三	二六四、〇六	四〇四、六六三	—	一、五九五、八三四
同	六、三七八	三四〇、一三九	三三九、六〇〇	三三七、五七〇	一八二、四〇五	三三三、三三七	—	一、五三三、四三
昭和元年	七、五〇三	三四、四三三	三三七、二八三	三三八、〇八九	三三六、六六	一八二、四〇五	一八、二五三	一、六二、五〇〇
同	七六、一六八	三六一、六二六	三三九、四三三	三三五、九七三	三三七、八五〇	三三六、一三四	—	一、七〇七、八二
同	六六、三〇〇	三六一、七三六	三六〇、八九三	三三九、一九七	三三四、五八	三三四、四七九	—	一、七九〇、四四
同	六、三六五	三六九、八七九	三六一、五八五	三三九、八三四	三三八、九七五	三三四、四七九	—	一、八三三、〇七
計	一、一五七、四〇三	六、五八七、八六一	六、三九八、七六九	五、九五一、五一八	五、五〇八、〇八二	四、八五五、四三二	三六三、〇七四	三〇、八三三、二六

同上收穫高及賠償金額

年	度	採掘坪數	收				計	賠償金額	坪當
			收納斤數	後蔘斤數	秋採斤數	尾蔘斤數			
明治	四十三年	七,三五六〇	二,七七二〇	一,八八二・五	九五	一八五	一三,三六三・三〇〇	〇・六四	
同	四十四年	一四,三四五・五	七,七九〇	四,八四〇・〇	一八四	五四八	三六,七六〇・〇〇	〇・九三	
大正	元年	五六,四六四〇	一八,八〇五〇	三七,〇八〇・〇	七七	一,五七七	九四,五四五・三〇	一・〇二	
同	二年	一〇,四一〇	五,一〇〇・〇	八四,五七〇・〇	一七〇	一,三四九	二七,一七五・〇〇〇	一・二六	
同	三年	一〇,四一〇	六四,四七七〇・〇	一七五,一三三〇・〇	一〇六	二,八〇五	三三六,七六六・〇〇〇	一・二六	
同	四年	一九,九九〇・〇	九,三三三〇	二六,一二七〇・〇	—	三,六五九	四七三,八九三・八〇〇	一・二六	
同	五年	三四,八二三〇	一六,五三三〇	三六,〇五八・〇	—	五,六〇七	八四三,二八・四〇〇	一・五三	
同	六年	三二,一六七〇	一三,八九二〇	三四七,六六〇・〇	—	五,四七九	七四三,三九二・一四〇	一・五六	
同	七年	一五,三三〇	六,八二二・八	一三九,六四〇・〇	—	三,七〇五	三三三,三三四・三〇〇	一・六一	
同	八年	一五,三三〇	一〇,七五五・〇	二〇三,四八九・〇	—	四,八三三	六六七,五八三・四〇〇	一・五九	
同	九年	三三,九三二・〇	一六,五〇八・〇	四一〇,一四三・〇	—	七,三九九	八四六,五三三・三〇〇	一・六四	
同	十年	三三,九三二・〇	一三,九〇六・〇	三六八,五五四・〇	—	二,三九六	一,〇〇五,九九九・九〇〇	一・九七	
同	十一年	四七,三九九〇	一六,〇〇三・〇	六六八,三三九・〇	—	一〇,九九四	一,四四三,九九二・〇〇〇	一・七七	
同	十二年	四九,八八〇	一六,二二三・〇	五三八,〇九九・〇	—	一〇,七八三	一,四三〇,六八〇・〇〇	一・六八	
同	十三年	三六,〇一四九〇	一四,五〇三・〇	四〇三,三九九・〇	—	八,六六七	一,一五二,六三三・四〇〇	一・四六	
同	十四年	三三,七〇七〇	一一,六三四〇	三〇七,三二七〇	—	六,六七	九二七,八三九・六〇〇	一・五九	
昭和	元年	三三,〇〇〇	一〇,八二三・〇	三三〇,五九〇・〇	—	五,六四四	八七〇,三六六・九〇〇	一・六〇	
同	二年	三六,三四〇	一五,三三〇・〇	三四七,五五六・〇	—	七,六四二	一,二一九,五七七・七〇〇	一・五六	
同	三年	三三,七九九〇	一九,三三〇・〇	三六九,六六六・〇	—	九,五六六	一,四六八,〇二二・五〇〇	一・七六	
同	四年	三三,四〇九九〇	一六,五五六・〇	三七七,九九六・〇	—	六,三三三	一,三三五,八二二・七〇〇	一・六四	
計		五,〇八三,〇九二・五	二,一七六,一五五・八	五,七九七,七五二・五	一,五六三	一四,四四六三	八,〇八九,九七二・八	一・六〇	

同上採掘坪數及收穫步合

年	度	坪	數	收	穫	斤	數	收	納	步	合	後	蔘	步	合	總	收	穫	步	合
明	治	四	十三	七	三五六	四	七二三	〇	三八	〇	三七	〇	二七	〇	六四					
同	四	十	三	一四	三四六	一	三二八五	〇	五四	〇	三九	〇	三九	〇	九三					
大	正	元	四	五	六四四	五	七五一七	〇	三三	〇	六九	〇	六九	〇	〇二					
同	二	年	二	一	〇,九四二	一	三九一九〇	〇	四四	〇	七一	〇	七一	〇	二六					
同	三	年	三	一	九二,三九〇	二	四三,四五〇	〇	三四	〇	九三	〇	九三	〇	二六					
同	四	年	四	二	九〇,五一九	三	六五,二二八	〇	三四	〇	九二	〇	九二	〇	二六					
同	五	年	五	一	三六,八三三	四	二八,六七八	〇	四七	〇	〇六	〇	〇六	〇	二二					
同	六	年	六	二	三一,六二七	五	八五,〇六七	〇	四二	〇	一三	〇	一三	〇	五六					
同	七	年	七	三	二五,二二三	六	〇一,一九九	〇	五四	〇	〇六	〇	〇六	〇	六一					
同	八	年	八	四	九五,六二〇	七	三一,一〇六	〇	五三	〇	〇六	〇	〇六	〇	五九					
同	九	年	九	五	三九,三三二	八	五五,二二〇	〇	三六	〇	一八	〇	一八	〇	六四					
同	一〇	年	一〇	六	三七,三三八	九	七三,〇二六	〇	三七	〇	一六	〇	一六	〇	九七					
同	一	年	一	七	四七,五三九	一〇	八四,二四六	〇	三四	〇	〇三	〇	〇三	〇	七七					
同	二	年	二	八	四九,七八八	一	七五,一三四	〇	四〇	〇	二八	〇	二八	〇	六八					
同	三	年	三	九	三八,〇四九	二	五五,五六九	〇	三七	〇	〇八	〇	〇八	〇	四六					
同	十	年	十	〇	二六,七一〇七	三	四二,五五二	〇	四二	〇	一八	〇	一八	〇	六八					
昭	和	元	四	一	二〇,六五八	四	三〇,〇一七	〇	五四	〇	〇五	〇	〇五	〇	五九					
同	二	年	二	二	三六,一三四	五	五〇,九三七九	〇	四七	〇	〇九	〇	〇九	〇	五六					
同	三	年	三	三	三七,四九一	六	五七,六五九二	〇	六〇	〇	一六	〇	一六	〇	七六					
同	四	年	四	四	三四,四七九	七	五四,七二九	〇	四九	〇	二五	〇	二五	〇	六四					

以上諸表の外各卷に統計の出たるもの左の如し。

第二卷

△李朝より足利政府に人蔘贈進表

三六頁

△李朝より徳川氏に人蔘贈進表

四〇頁、四一頁

△足利時代李朝より日本大小名等に人蔘贈賜表

七〇頁、七一頁、七二頁

△徳川時代朝鮮の信使が禮單用人蔘表

七八頁ノ次

△對馬の手により日本へ輸入したる朝鮮人蔘表

四五七頁、四五八頁、四五九頁

第三卷

△對馬の朝鮮人蔘貿易取引表

二五二頁—二五八頁

△出雲人蔘弘化四年より元治元年迄の畑數收穫高表

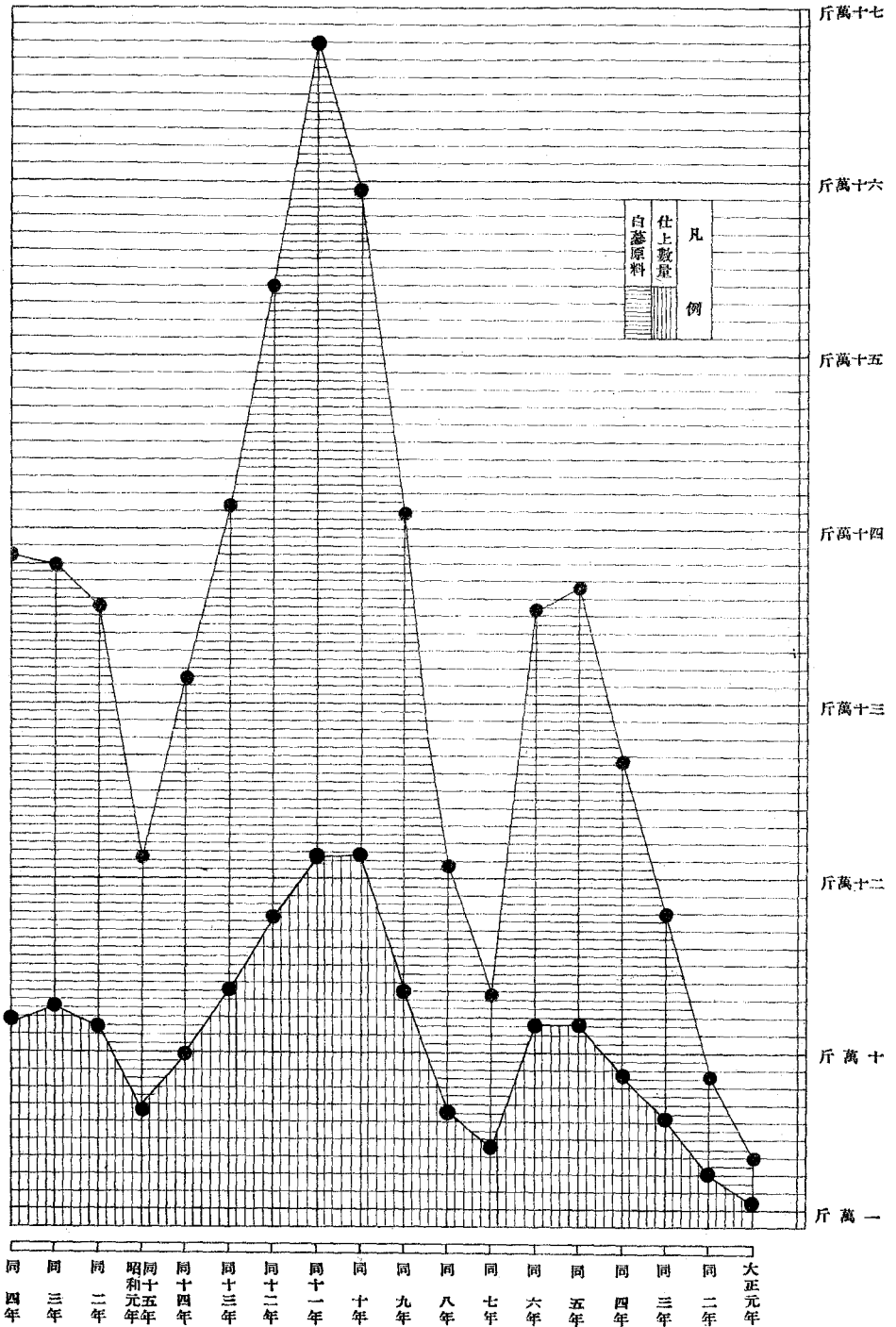
四五一頁

△松江藩營人蔘利益計算表

四五二頁ノ次

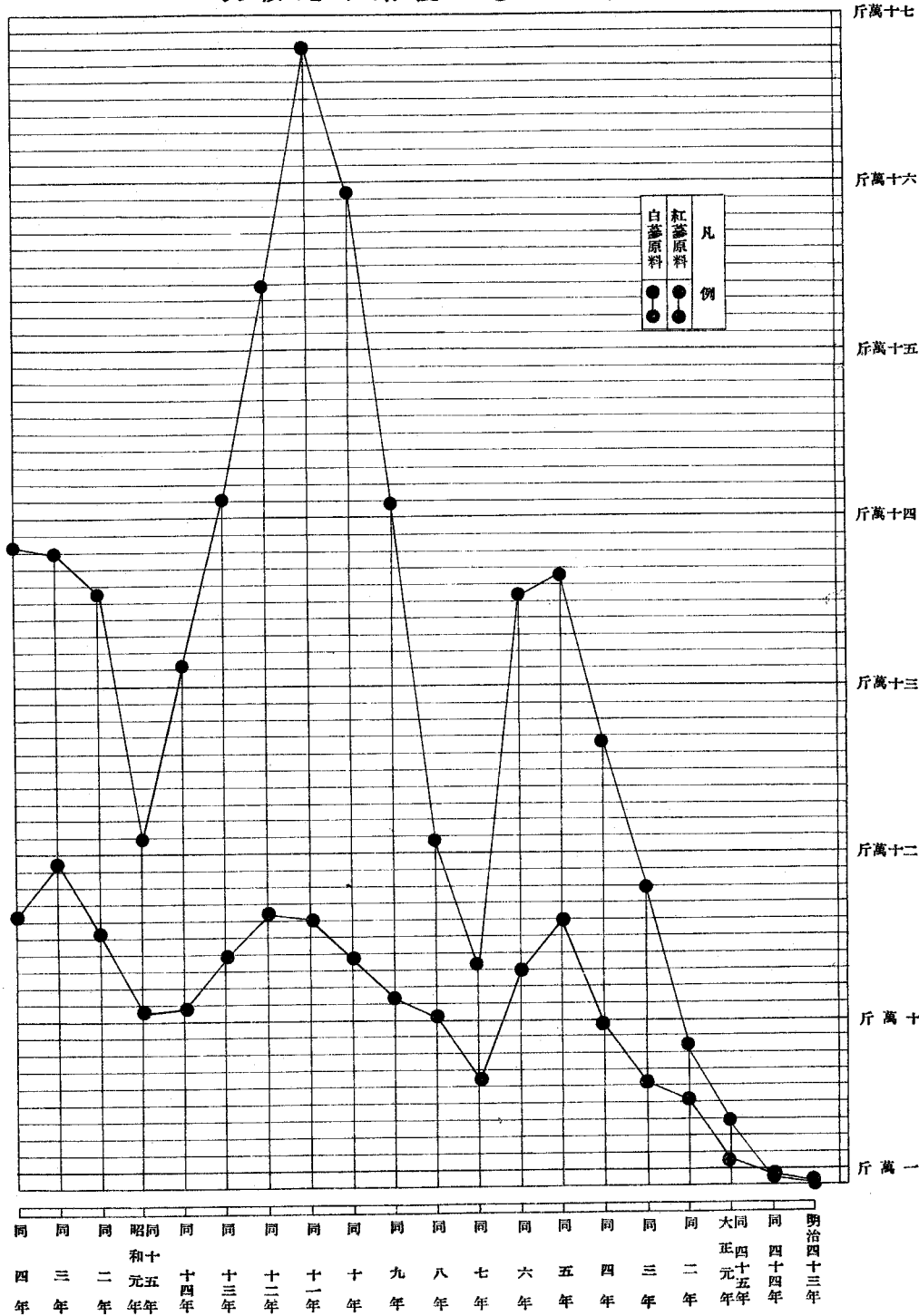
以上

表較比年累造製蔘白上同



凡	例
仕上數量	
白蔘原料	

表較比年累穫收蓼人上同



第 號

昭和 年 月

日寄贈

寄贈先

昭和十四年三月二十五日印刷
昭和十四年三月三十一日發行

非賣品

著作者

朝鮮總督府
專賣局委託

今 村

鞆

發行者

朝鮮總督府專賣局

京城府蓬萊町三丁目六二・三

印刷所

朝鮮印刷株式會社

